

建設工事施工管理基準(案)

建設工事施工管理基準（案）

この建設工事施工管理基準は、公共工事共通仕様書第1編1 1 29「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

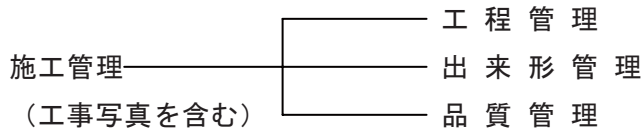
1. 目的

この基準は、建設工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、三重県が発注する公共工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。また、この基準に定めのない工種については、監督員と協議し定めるものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- 請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と平行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

請負者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はパチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表又は出来形図を作成し管理するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は、出来形品質管理図表の作成は不要とする。

(3) 品質管理

- 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、行程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、 \bar{X} 、 R 、 \bar{X} 、 R_s 、 R_m

など）を作成するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、以下に掲げる工種（イ）、（ロ）、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書又は監督員が指定するものを実施するものとする。

(イ) 路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が300㎡以下のもの）

(ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（施工面積が300㎡以下のもの）

- 請負者はセメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

6. 規格値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(2) 適用除外

工事内容等により、本規格を適用することが不適当な場合は、特記仕様書に示すものとする。

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁												
1	3	3	3	3	3	3	4	矢板工	鋼矢板		48							
									軽量鋼矢板		48							
									コンクリート矢板		48							
									幅広鋼矢板		48							
									可とう鋼矢板		48							
									5	法枠工	現場打法枠工		48					
											現場吹付法枠工		48					
											プレキャスト法枠工		48					
									6	吹付工	コンクリート		48					
											モルタル		48					
									7	植生工	種子散布工		49					
											張芝工		49					
											筋芝工		49					
											市松芝工		49					
											植生シート工		49					
											植生マット工		49					
											植生筋工		49					
											人工張芝工		49					
											植生穴工		49					
											植生基材吹付工		49					
											客土吹付工		49					
									8	縁石工	縁石・アスカープ		50					
											すりつけブロック		50					
											車輛乗り入れブロック		50					
									9	小型標識工	小型標識工		50					
									10	防止柵工(安全施設)	立入防止柵		51					
											転落(横断)防止柵		51					
											車止めポスト		51					
									11	路側防護柵工	ガードレール		51					
											ガードケーブル		51					
									12	区画線工	区画線工		52					
									13	道路付属物工	視線誘導標		52					
											距離標		52					
									4	4	4	1	一般事項	切込砂利		53		
														砕石基礎工		53		
														割ぐり石基礎工		53		
														均しコンクリート		53		
														3	基礎工(護岸)	現場打		53
																プレキャスト		53
														4	既製杭工	既製コンクリート杭		53
																鋼管杭		53
																H鋼杭		53
														5	場所打杭工	場所打杭工		54
														6	深礎工	深礎工		54
														7	オープンケーソン基礎工	オープンケーソン基礎工		54
														8	ニューマチックケーソン基礎工	ニューマチックケーソン基礎工		54
														9	鋼管矢板基礎工	鋼管矢板基礎工		55
														3	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積み		55
																コンクリートブロック張り		55
																連節ブロック張り		55
																天端保護ブロック		55
																緑化ブロック工		56
5	石積(張)工	石積(張)工		56														

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁		
1	共通	3 一般施工	9 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	下層路盤工		57	
					上層路盤工(粒度調整路盤工)		57	
					上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		57	
					加熱アスファルト安定処理工		58	
					基層工		58	
					表裏工		58	
				6 コンクリート舗装工	下層路盤工		58	
					粒度調整路盤工		59	
					セメント(石灰・瀝青)安定処理工		59	
					アスファルト中間層		59	
					コンクリート舗装版工		60	
					転圧コンクリート版工(下層路盤工)		60	
					転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)		60	
					転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		61	
					転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		61	
					転圧コンクリート版工		61	
				7 薄層カラー舗装工	下層路盤工		62	
					上層路盤工(粒度調整路盤工)		62	
					上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		63	
					加熱アスファルト安定処理工		63	
					基層工		63	
				8 ブロック舗装工	下層路盤工		64	
					上層路盤工(粒度調整路盤工)		64	
					上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		65	
					加熱アスファルト安定処理工		65	
					基層工		65	
							65	
				10 地盤改良土工	2 路床安定処理工	路床安定処理工		66
					3 置換工	置換工		66
					4 表層安定処理工	サンドマット海上		67
					5 パイルネット工	パイルネット工		67
					6 サンドマット工	サンドマット工		67
					7 バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		68
						ペーパードレーン工		68
				袋詰式サンドドレーン工			68	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁		
1 共通	3 一般施工	10 地盤改良土工	8 締固め改良土	サンドコンパクションパイル工		68		
			9 固結工	粉体噴射攪拌工		68		
				高压噴射攪拌工		68		
				スラリー攪拌工		68		
				生石灰パイル工		68		
		13 仮設工	5 土留・仮締切工	H鋼杭		69		
				鋼矢板		69		
				アンカー工		69		
				連節ブロック張り工		69		
				締切盛工		69		
			中詰盛工		69			
		8 地中連続壁工(壁式)	壁式		70			
		9 地中連続壁工(柱列式)	柱列式		70			
	25 法面吹付工	法面吹付工		70				
	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	2 掘削工(切土工)	切土工		71		
				3 盛土工	盛土工		71	
			5 盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		71		
				多数アンカー式補強土工法		71		
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		71		
			7 整形仕上げ工	盛土部		72		
			8 天端敷砂利工	天端敷砂利工		72		
			4 道路土工	2 掘削工(切土工)	切土工		72	
		3 路体盛土工		路体盛土工		73		
		4 路床盛土工		路床盛土工		73		
		5 法面整形工		盛土部		73		
		5 軽量盛土工		2 軽量盛土工	軽量盛土工	第1編4-4-3 路体盛土工に準じる。	73	
		5 無筋、鉄筋コンクリート	5 鉄筋	4 鉄筋の組立て	鉄筋の組立て		73	
		2 河川・水路	1 築堤・護岸	3 護岸基礎工	3 基礎工	基礎工	第1編3-4-3 基礎工(護岸)に準じる。	53
					4 矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48
				4 矢板護岸工	3 笠コンクリート工	笠コンクリート工	第1編3-4-3 基礎工(護岸)に準じる。	53
					4 矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48
				5 法覆護岸工	3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。
4 護岸付属物工	護岸付属物工						74	
5 緑化ブロック工	緑化ブロック工				第1編3-5-4 緑化ブロック工に準じる。	56		
6 環境護岸ブロック工	環境護岸ブロック工				第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55		
7 石積(張)工	石積(張)工				第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56		
8 法枠工	法枠工				法枠工	第1編3-3-5 法枠工に準じる。	48	
	9 多自然型護岸工				巨石張り		74	
巨石積み						74		
かごマット						74		
10 吹付工	吹付工			第1編3-3-6 吹付工に準じる。	48			
11 植生工	植生工			第1編3-3-7 植生工に準じる。	49			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁		
2	河川・水路	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	12 覆土工	覆土工	第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72	
				13 羽口工	じゃかご			75
					かごマット	第2編1-5-9	多自然型護岸工に準じる。	74
					ふとんかご			75
					かご枠			75
					連節ブロック張り	第1編3-5-3	コンクリートブロック工に準じる。	55
			6 擁壁護岸工	3 場所打擁壁工	場所打擁壁工		76	
				4 プレキャスト擁壁工	プレキャスト擁壁工		76	
			7 根固め工	3 根固めブロック工	根固めブロック工		77	
				5 沈床工	沈床工		77	
				6 捨石工	捨石工		77	
				7 かご工	じゃかご		第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75
		かごマット			第2編1-5-9	多自然型護岸工に準じる。	74	
		ふとんかご			第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75		
		8 水制工		3 沈床工	沈床工	第2編1-7-5 沈床工に準じる。	77	
			4 捨石工	捨石工	第2編1-7-6 捨石工に準じる。	77		
			5 かご工	じゃかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75		
				かごマット	第2編1-5-9	多自然型護岸工に準じる。	74	
				ふとんかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75		
			8 杭出し水制工	杭出し水制工		78		
		9 付帯道路工	3 路側防護柵工	路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51		
			5 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	第1編3-9-5 アスファルト舗装工に準じる。	57~58		
			6 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	第1編3-9-6 コンクリート舗装工に準じる。	58~61		
			7 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	第1編3-9-7 薄層カラー舗装工に準じる。	62~63		
			8 ブロック舗装工	ブロック舗装工	第1編3-9-8 ブロック舗装工に準じる。	64~65		
			9 側溝工	プレキャストU型側溝		78		
				L型側溝		78		
				自由勾配側溝		78		
				管渠		78		
				現場打水路工		78		
			10 集水柵工	集水柵工		78		
			11 縁石工	縁石工	第1編3-3-8 縁石工に準じる。	50		
		12 区画線工	区画線工	第1編3 3 12 区画線工に準じる。	52			
		10 付帯道路施設工	3 路側防護柵工	路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51		
			4 標識工	標識工	第1編3-3-9 小型標識工に準じる。	50		
		11 光ケーブル配管工	3 配管工	配管工		79		
			4 ハンドホール工	ハンドホール工		79		
		2 浚渫(川)	2 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2 浚渫船運転工(民船・官船)	ポンプ浚渫船		80	
				3 浚渫工(グラブ船)	2 浚渫船運転工	グラブ船	80	
			4 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2 浚渫船運転工	浚渫船運転工	第2編2-3-2 浚渫船運転工に準じる。	80	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁						
2	河川・水路	3	樋門・樋管 管・水路工	3 樋門・樋管 本体工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53				
					4 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54				
					5 矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48				
					6 函渠工	本体工			81			
						ヒューム管			81			
						PC管			81			
						コルゲートパイプ			81			
						ダクタイル鋳鉄管			81			
			PC函渠				81					
			7 翼壁工	翼壁工		82						
			8 水叩工	水叩工		82						
			4	護床工	3	3 根固めブロック工	根固めブロック工	第2編1-7-3 根固めブロック工に準じる。	77			
						5 沈床工	沈床工	第2編1-7-5 沈床工に準じる。	77			
						6 捨石工	捨石工	第2編1-7-6 捨石工に準じる。	77			
						7 かご工	じゃかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75			
							かごマット	第2編1-5-9 多自然型護岸工に準じる。	74			
							ふとんかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75			
						5	水路工	3	3 側溝工	側溝工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78
									4 集水樹工	集水樹工	第2編1 9 10 集水樹工に準じる。	78
									5 暗渠工	暗渠工		82
									6 樋門接続暗渠工	樋門接続暗渠工	第2編3-3-6 函渠工に準じる。	81
			6	付属物設置工	3	3 防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51			
						7 階段工	現場打階段 プレキャスト階段		83 83			
			4	水門	3	工場製作工	3 桁製作工	桁製作工	第2編5-3-4 桁製作工に準じる。	96~98		
							4 鋼製伸縮継手製作工	鋼製伸縮継手製作工	第2編5-3-6 鋼製伸縮継手製作工に準じる。	99		
							5 落橋防止装置製作工	落橋防止装置製作工	第2編5-3-7 落橋防止装置製作工に準じる。	99		
							6 鋼製排水管製作工	鋼製排水管製作工	第2編5-3-8 鋼製排水管製作工に準じる。	99		
							7 橋梁用防護柵製作工	橋梁用防護柵製作工	第2編5 3 10 橋梁用防護柵製作工に準じる。	100		
		8 鋳造費					鋳造費	第2編5 3 11 鋳造費に準じる。	101~102			
		9 仮設材製作工					仮設材製作工	第2編5 3 13 仮設材製作工に準じる。	103			
		10 工場塗装工					工場塗装工	第2編5 3 14 工場塗装工に準じる。	103			
		4					水門本体工	4	4 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53
									5 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54
					6 矢板工(遮水矢板)	矢板工(遮水矢板)			第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48		
					7 床版工	床版工				83		
					8 堰柱工	堰柱工				83		
					9 門柱工	門柱工				83		
					10 ゲート操作台工	ゲート操作台工				83		
					11 胸壁工	胸壁工				83		
					12 翼壁工	翼壁工			第2編3-3-7 翼壁工に準じる。	82		
					13 水叩工	水叩工			第2編3-3-8 水叩工に準じる。	82		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁					
2	河川・水路	4	水門	5	護床工	3	根固めブロック工	根固めブロック工	第2編1-7-3	根固めブロック工に準じる。	77
					5	沈床工	沈床工	第2編1-7-5	沈床工に準じる。	77	
					6	捨石工	捨石工	第2編1-7-6	捨石工に準じる。	77	
					7	かご工	じゃかご	第2編1 5 13	羽口工に準じる。	75	
							かごマット	第2編1-5-9	多自然型護岸工に準じる。	74	
				ふとんかご	第2編1 5 13	羽口工に準じる。	75				
				6	付属物設置工	3	防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10	防止柵工(安全施設)に準じる。	51
						8	階段工	現場打階段 プレキャスト階段	第2編3-6-7 第2編3-6-7	階段工に準じる。 階段工に準じる。	83 83
				7	鋼管理橋上部工	4	架設工(クレーン架設)	架設工(クレーン架設)			84
						5	架設工(ケーブルクレーン架設)	架設工(ケーブルクレーン架設)			84
		6	架設工(ケーブルエレクション架設)			架設工(ケーブルエレクション架設)			84		
		7	架設工(架設桁架設)			架設工(架設桁架設)			84		
		8	架設工(送出し架設)			架設工(送出し架設)			84		
		9	架設工(トラベラークレーン架設)			架設工(トラベラークレーン架設)			84		
						10	支承工	鋼製支承 ゴム支承		85 85	
		8	橋梁現場塗装工			2	現場塗装工	現場塗装工		85	
		9	床版工			2	床版工	床版工		86	
		10	橋梁付属物工(鋼管理橋)			2	伸縮装置工	ゴムジョイント		86	
				鋼製フィンガージョイント				86			
				4	地覆工	地覆工		87			
				5	橋梁用防護柵工	橋梁用防護柵工		87			
				6	橋梁用高欄工	橋梁用高欄工		87			
				7	検査路工	検査路工		87			
				12	コンクリート管理橋上部工(PC橋)	2	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		87	
		スラブ桁						88			
		3	ポストテンション桁製作工			ポストテンション桁製作工		88			
						4	プレキャストセグメント製作工(購入工)	プレキャストセグメント製作工(購入工)		88	
		5	プレキャストセグメント主桁組立工			プレキャストセグメント主桁組立工		88			
		6	支承工			支承工	第2編4 7 10	支承工に準じる。	85		
		7	架設工(クレーン架設)			架設工(クレーン架設)		89			
		8	架設工(架設桁架設)			架設工(架設桁架設)		89			
		9	床版・横組工			床版・横組工	第2編4-9-2	床版工に準じる。	86		
		10	落橋防止装置工			落橋防止装置工		89			
		13	コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	2	架設支保工(固定)	架設支保工(固定)		90			
						架設支保工(移動)		90			
				3	支承工	支承工	第2編4 7 10	支承工に準じる。	85		
				4	落橋防止装置工	落橋防止装置工	第2編4 12 10	落橋防止装置工に準じる。	89		
				5	PCホロースラブ製作工	PCホロースラブ製作工		90			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁					
2	河川・水路	4	水門	14	橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	2	伸縮装置工	伸縮装置工	第2編4 10 2	伸縮装置工に準じる。	86
						4	地覆工	地覆工	第2編4 10 4	地覆工に準じる。	87
						5	橋梁用防護柵工	橋梁用防護柵工	第2編4 10 5	橋梁用防護柵工に準じる。	87
						6	橋梁用高欄工	橋梁用高欄工	第2編4 10 6	橋梁用高欄工に準じる。	87
						7	検査路工	検査路工	第2編4 10 7	検査路工に準じる。	87
		16	舗装工	5	アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	第1編3-9-5	アスファルト舗装工に準じる。	57~58		
				6	半たわみ性舗装工	下層路盤工			91		
						上層路盤工(粒度調整路盤工)			91		
						上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)			91		
						加熱アスファルト安定処理工			91		
						基層工			91		
						表層工			92		
				7	排水性舗装工	下層路盤工			92		
						上層路盤工(粒度調整路盤工)			92		
	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)							92			
	加熱アスファルト安定処理工							93			
	8			透水性舗装工	基層工			93			
					表層工			93			
		路盤工				94					
	9	ゲースアスファルト舗装工	表層工			94					
			加熱アスファルト安定処理工			95					
			基層工			95					
	10	コンクリート舗装工	表層工			95					
			コンクリート舗装工	第1編3-9-6	コンクリート舗装工に準じる。	58~61					
	11	薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	第1編3-9-7	薄層カラー舗装工に準じる。	62~63					
	12	ブロック舗装工	ブロック舗装工	第1編3-9-8	ブロック舗装工に準じる。	64~65					
	5	堰	3	工場製作工	3	刃口金物製作工	刃口金物製作工		95		
					4	桁製作工	桁製作工		96~98		
5					検査路製作工	検査路製作工		99			
6					鋼製伸縮継手製作工	鋼製伸縮継手製作工		99			
7					落橋防止装置製作工	落橋防止装置製作工		99			
8					鋼製排水管製作工	鋼製排水管製作工		99			
9					プレビーム用桁製作工	プレビーム用桁製作工		100			
10					橋梁用防護柵製作工	橋梁用防護柵製作工		100			
11					casting fee	金属支承工			101~102		
						大型ゴム支承工			102		
12					アンカーフレーム製作工	アンカーフレーム製作工		102			
13					仮設材製作工	仮設材製作工		103			
14					工場塗装工	工場塗装工		103			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁				
2	河川・水路	5	堰	4 可動堰本体工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53		
					4 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54		
					5 オープンケーソン基礎工	オープンケーソン基礎工	第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工に準じる。	54		
					6 ニューマチックケーソン基礎工	ニューマチックケーソン基礎工	第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準じる。	54		
					7 矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48		
					8 床版工	床版工	第2編4-4-7 床版工に準じる。	83		
					9 堰柱工	堰柱工	第2編4-4-8 堰柱工に準じる。	83		
					10 門柱工	門柱工	第2編4-4-9 門柱工に準じる。	83		
					11 ゲート操作台工	ゲート操作台工	第2編4-4-10 ゲート操作台工に準じる。	83		
					12 水叩工	水叩工	第2編3-3-8 水叩工に準じる。	82		
					13 閘門工	閘門工		104		
					14 土砂吐工	土砂吐工		104		
					15 取付擁壁工	取付擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76		
					5	固定堰本体工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53
							4 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54
		5 オープンケーソン基礎工	オープンケーソン基礎工	第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工に準じる。			54			
		6 ニューマチックケーソン基礎工	ニューマチックケーソン基礎工	第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準じる。			54			
		7 矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。			48			
		8 堰本体工	堰本体工				104			
		9 水叩工	水叩工				104			
		10 土砂吐工	土砂吐工				104			
		11 取付擁壁工	取付擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。			76			
		6	魚道工	3 魚道本体工			魚道本体工		104	
		7	管理橋下部工	2 管理橋橋台工			管理橋橋台工		105	
		8	鋼管理橋上部工	4 架設工(クレーン架設)	架設工(クレーン架設)	第2編4-7-4 架設工(クレーン架設)に準じる。	84			
				5 架設工(ケーブルクレーン架設)	架設工(ケーブルクレーン架設)	第2編4-7-5 架設工(ケーブルクレーン架設)に準じる。	84			
				6 架設工(ケーブルエレクション架設)	架設工(ケーブルエレクション架設)	第2編4-7-6 架設工(ケーブルエレクション架設)に準じる。	84			
				7 架設工(架設桁架設)	架設工(架設桁架設)	第2編4-7-7 架設工(架設桁架設)に準じる。	84			
				8 架設工(送出し架設)	架設工(送出し架設)	第2編4-7-8 架設工(送出し架設)に準じる。	84			
				9 架設工(トラベラークレーン架設)	架設工(トラベラークレーン架設)	第2編4-7-9 架設工(トラベラークレーン架設)に準じる。	84			
				10 支承工	支承工	第2編4-7-10 支承工に準じる。	85			
				9	橋梁現場塗装工	2 現場塗装工	現場塗装工	第2編4-8-2 現場塗装工に準じる。	85	
				10	床版工	2 床版工	床版工	第2編4-9-2 床版工に準じる。	86	
				11	橋梁付属物工(鋼管理橋)	2 伸縮装置工	伸縮装置工	第2編4-10-2 伸縮装置工に準じる。	86	
		4 地覆工	地覆工			第2編4-10-4 地覆工に準じる。	87			
		5 橋梁用防護柵工	橋梁用防護柵工			第2編4-10-5 橋梁用防護柵工に準じる。	87			
		6 橋梁用高欄工	橋梁用高欄工			第2編4-10-6 橋梁用高欄工に準じる。	87			
		7 検査路工	検査路工			第2編4-10-7 検査路工に準じる。	87			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁							
2	河川・水路	5	堰	13	コンクリート管理橋上部工	2	プレテンション桁購入工	プレテンション桁購入工	第2編4 12 2	プレテンション桁製作工(購入工)に準じる。	87~88		
						3	ポストテンションT(I)桁製作工	ポストテンション桁製作工	第2編4 12 3	ポストテンション桁製作工に準じる。	88		
						4	プレキャストセグメント製作工(購入工)	プレキャストセグメント製作工(購入工)	第2編4 12 4	プレキャストセグメント製作工(購入工)に準じる。	88		
						5	プレキャストセグメント主桁組立工	プレキャストセグメント主桁組立工	第2編4 12 5	プレキャストセグメント主桁組立工に準じる。	88		
						6	支承工	支承工	第2編4 7 10	支承工に準じる。	85		
						7	架設工(クレーン架設)	架設工(クレーン架設)	第2編4 12 7	架設工(クレーン架設)に準じる。	89		
						8	架設工(架設桁架設)	架設工(架設桁架設)	第2編4 12 8	架設工(架設桁架設)に準じる。	89		
						9	床版・横組工	床版・横組工	第2編4-9-2	床版工に準じる。	86		
						10	落橋防止装置工	落橋防止装置工	第2編4 12 10	落橋防止装置工に準じる。	89		
						14	コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	2	架設支保工(固定)	架設支保工(固定)	第2編4 13 2	架設支保工(固定)に準じる。	90
		3	支承工	支承工	第2編4 7 10			支承工に準じる。	85				
		4	落橋防止装置工	落橋防止装置工	第2編4 12 10			落橋防止装置工に準じる。	89				
		5	PCホロースラブ製作工	PCホロースラブ製作工	第2編4 13 5			PCホロースラブ製作工に準じる。	90				
		15	コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	2	架設支保工(固定)			架設支保工(固定)	第2編4 13 2	架設支保工(固定)に準じる。	90		
				3	支承工	支承工	第2編4 7 10	支承工に準じる。	85				
				4	PC箱桁製作工	PC箱桁製作工			105				
				5	落橋防止装置工	落橋防止装置工	第2編4 12 10	落橋防止装置工に準じる。	89				
		16	橋梁附属物工(コンクリート管理橋)	2	伸縮装置工	伸縮装置工	第2編4 10 2	伸縮装置工に準じる。	86				
				4	地覆工	地覆工	第2編4 10 4	地覆工に準じる。	87				
				5	橋梁用防護柵工	橋梁用防護柵工	第2編4 10 5	橋梁用防護柵工に準じる。	87				
				6	橋梁用高欄工	橋梁用高欄工	第2編4 10 6	橋梁用高欄工に準じる。	87				
				7	検査路工	検査路工	第2編4 10 7	検査路工に準じる。	87				
				18	橋梁附属物工	3	防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10	防止柵工(安全施設)に準じる。	51		
						7	階段工	階段工	第2編3-6-7	階段工に準じる。	83		
		6	排水機場	3	機場本体工	3	既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4	既製杭工に準じる。	53		
						4	場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5	場所打杭工に準じる。	54		
						5	矢板工	矢板工	第1編3-3-4	矢板工に準じる。	48		
						6	本体工	本体工			106		
						7	燃料貯油槽工	燃料貯油槽工			106		
						4	沈砂池工	3	既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4	既製杭工に準じる。	53
								4	場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5	場所打杭工に準じる。	54
				5	矢板工			矢板工	第1編3-3-4	矢板工に準じる。	48		
				6	コンクリート擁壁工			コンクリート擁壁工	第2編1-6-3	場所打擁壁工に準じる。	76		
7	コンクリート床版工			コンクリート床版工					107				
8	ブロック床版工			ブロック床版工	第2編1-7-3			根固めブロック工に準じる。	77				
9	場所打水路工			場所打水路工	第2編1-9-9			側溝工に準じる。	78				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
2	河川・水路	6 排水機場	5 吐出水槽工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53
				4 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54
				5 矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48
				6 本体工	本体工	第2編6-3-6 本体工に準じる。	106
		7 床止め・床固め	3 床止め工	4 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53
				5 矢板工	矢板工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54
	6 本体工			床固め本体工		107	
				植石張り	第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56	
				根固めブロック	第2編1-7-3 根固めブロック工に準じる。	77	
	7 取付擁壁工			取付擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76	
	8 水叩工			水叩工		107	
				巨石張り	第2編1-5-9 多自然型護岸工に準じる。	74	
			根固めブロック	第2編1-7-3 根固めブロック工に準じる。	77		
			4 床固め工	4 本堤工	本堤工	第2編7-3-6 本体工に準じる。	107
	5 垂直壁工			垂直壁工	第2編7-3-6 本体工に準じる。	107	
	6 側壁工			側壁工	108		
	7 水叩工			水叩工	第2編7-3-8 水叩工に準じる。	107	
	5 山留擁壁工		3 コンクリート擁壁工	コンクリート擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76	
			4 ブロック積み擁壁工	ブロック積み擁壁工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55	
			5 石積み擁壁工	石積み擁壁工	第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56	
			6 山留擁壁基礎工	山留擁壁基礎工	第1編3-4-3 基礎工(護岸)に準じる。	53	
	8 河川維持	7 路面補修工	3 不陸整正工	不陸整正工	第1編4-3-8 天端敷砂利工に準じる。	72	
			4 コンクリート舗装補修工	コンクリート舗装補修工	第1編3-9-6 コンクリート舗装工に準じる。	58~61	
			5 アスファルト舗装補修工	アスファルト舗装補修工	第1編3-9-5 アスファルト舗装工に準じる。	57~58	
		8 付属物復旧工	2 付属物復旧工	付属物復旧工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51	
		9 付属物設置工	3 防護柵工	防護柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51	
			5 付属物設置工	付属物設置工	第1編3 3 13 道路付属物工に準じる。	52	
10 光ケーブル配管工		3 配管工	配管工	第2編1 11 3 配管工に準じる。	79		
		4 ハンドホール工	ハンドホール工	第2編1 11 4 ハンドホール工に準じる。	79		
12 植栽維持工		3 樹木・芝生管理工	樹木・芝生管理工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁					
2	河川・水路	9	河川修繕	3	腹付工	2 覆土工	覆土工	第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72		
						3 植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49		
		4	側帯工	2	縁切工	じゃかご工	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75			
						連節ブロック張り	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55			
						コンクリートブロック張り	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55			
						石張工	第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56			
				3 植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49				
		5	堤脚保護工	3 石積み工	石積み工	第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56				
				4 コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55				
		6	管理用道路工	2	防護柵工	防護柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51			
						4 路面切削工	路面切削工		109		
				5 舗装打換え工	舗装打換え工		109				
				6 オーバーレイ工	オーバーレイ工		109				
				7 排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78				
					集水柵工	第2編1 9 10 集水柵工に準じる。	78				
				8 道路附属物工	歩車道境界ブロック	第1編3-3-8 縁石工に準じる。	50				
				7	現場塗装工	3 附属物塗装工	附属物塗装工	第2編4-8-2 現場塗装工に準じる。	85		
		4 コンクリート面塗装工	コンクリート面塗装工				110				
		3	海岸	1	堤防・護岸	3	護岸基礎工	4 捨石工	捨石工	第2編1-7-6 捨石工に準じる。	77
								5 場所打コンクリート工	場所打コンクリート工		111
6 海岸コンクリートブロック工	海岸コンクリートブロック工								111		
7 笠コンクリート工	笠コンクリート工							第1編3-4-3 基礎工(護岸)に準じる。	53		
8 基礎工	基礎工							第1編3-4-3 基礎工(護岸)に準じる。	53		
9 矢板工	矢板工							第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48		
4	護岸工							3 石積(張)工	石積(張)工	第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56
						4 海岸コンクリートブロック工	海岸コンクリートブロック工		111		
						5 コンクリート被覆工	コンクリート被覆工		112		
5 擁壁工	3 場所打擁壁工					場所打擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76			
6 天端被覆工	2 コンクリート被覆工					コンクリート被覆工		112			
7 波返工	3 波返工					波返工		112			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁		
3	海岸	1 堤防・護岸	8 裏法被覆工	2 石積(張)工	石積(張)工	第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56	
				3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55	
				4 コンクリート被覆工	コンクリート被覆工	第3編1-4-5 コンクリート被覆工に準じる。	112	
				5 法枠工	法枠工	第1編3-3-5 法枠工に準じる。	48	
				9 カルバート工	3 プレキャストカルバート工	プレキャストカルバート工	第2編3-3-6 函渠工に準じる。	81
				10 排水構造物工	3 側溝工	側溝工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78
					4 集水樹工	集水樹工	第2編1 9 10 集水樹工に準じる。	78
					5 管渠工	プレキャストパイプ	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82
						プレキャストボックス	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82
						コルゲートパイプ	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82
						ダクタイル鋳鉄管	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82
				6 場所打水路工	場所打水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
				11 付属物設置工	3 防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51
					6 階段工	階段工	第2編3-6-7 階段工に準じる。	83
				12 付帯道路工	3 路側防護柵工	路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51
					5 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	第1編3-9-5 アスファルト舗装工に準じる。	57~58
					6 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	第1編3-9-6 コンクリート舗装工に準じる。	58~61
					7 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	第1編3-9-7 薄層カラー舗装工に準じる。	62~63
					8 側溝工	側溝工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78
					9 集水樹工	集水樹工	第2編1 9 10 集水樹工に準じる。	78
			10 縁石工		縁石工	第1編3-3-8 縁石工に準じる。	50	
			11 区画線工		区画線工	第1編3 3 12 区画線工に準じる。	52	
			13 付帯道路施設工		3 道路付属物工	道路付属物工	第1編3 3 13 道路付属物工に準じる。	52
					4 小型標識工	小型標識工	第1編3-3-9 小型標識工に準じる。	50
		2 突堤・人工岬	3 突堤基礎工		4 捨石工	捨石工		113
					5 吸出し防止工	吸出し防止工		113
			4 突堤本体工	2 捨石工	捨石工		114	
						5 海岸コンクリートブロック工	海岸コンクリートブロック工	114
					6 既製杭工	既製杭工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48
					7 詰杭工	詰杭工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48
					8 矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48
					9 石砕工	石砕工		115
					10 場所打コンクリート工	場所打コンクリート工		115
				11 ケーソン工	ケーソン工製作		115	
					ケーソン工据付		116	
		突堤上部工(場所打コンクリート)			116			
			突堤上部工(海岸コンクリートブロック)		116			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
3	海岸	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	12 セルラー工	セルラー工製作		116
					セルラー工据付		116
					突堤上部工(場所打コンクリート)		116
					突堤上部工(海岸コンクリートブロック)		116
		5 根固め工	2 捨石工	捨石工		117	
				3 根固めブロック工	根固めブロック工		117
		6 消波工	2 捨石工	捨石工	第3編2-5-2 捨石工に準じる。	117	
				3 消波ブロック工	消波ブロック工		117
		3 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)	3 海域堤基礎工	3 捨石工	捨石工		118
					4 吸出し防止工	吸出し防止工	第3編2-3-5 吸出し防止工に準じる。
			4 海域堤本体工	2 捨石工	捨石工	第3編2-5-2 捨石工に準じる。	117
					3 海岸コンクリートブロック工	海岸コンクリートブロック工	第3編2-4-5 海岸コンクリートブロック工に準じる。
	4 ケーソン工			ケーソン工	第3編2 4 11 ケーソン工に準じる。	115~116	
				5 セルラー工	セルラー工	第3編2 4 12 セルラー工に準じる。	116
	6 場所打コンクリート工			場所打コンクリート工	第3編2 4 10 場所打コンクリート工に準じる。	115	
				4 浚渫(海)	2 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2 浚渫船運転工	浚渫船運転工
	3 浚渫工(グラブ浚渫船)		2 浚渫船運転工	浚渫船運転工		第2編2-3-2 浚渫船運転工に準じる。	80
	5 養浜		2 砂止工	2 根固めブロック工	根固めブロック工	第3編2-5-3 根固めブロック工に準じる。	117
		4 砂防・地滑り防止		1 ダム	3 工場製作工	3 鋼製ダム製作工	鋼製ダム製作工
	4 鋼製ダム仮設材製作工	鋼製ダム仮設材製作工				119	
	5 工場塗装工	工場塗装工	第2編5 3 14 工場塗装工に準じる。			103	
	4 コンクリートダム工	3 コンクリートダム本体工	コンクリートダム本体工			119	
			4 コンクリートダム副ダム工		コンクリートダム副ダム工	第4編1-4-3 コンクリートダム本体工に準じる。	119
5 コンクリート側壁工			コンクリート側壁工			119	
7 水叩工(水叩)		水叩工(水叩)			119		
		5 鋼製ダム工	4 鋼製ダム本体工		不透過型		120
透過型					120		
5 鋼製側壁工	鋼製側壁工				120		
6 コンクリート側壁工	コンクリート側壁工	第4編1-4-5 コンクリート側壁工に準じる。	119				
	8 水叩工(水叩)	水叩工	第4編1-4-7 水叩工(水叩)に準じる。		119		
9 現場塗装工	現場塗装工	第2編4-8-2 現場塗装工に準じる。	85				
	6 護床工・根固め工	3 根固めブロック工	根固めブロック工		第2編1-7-3 根固めブロック工に準じる。	77	
5 沈床工			沈床工		第2編1-7-5 沈床工に準じる。	77	
6 かが工		じゃかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。		75		
	ふとんかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75				
7 砂防ダム付属物設置工	5 防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁			
4	砂防・地滑り防止	1 ダム	8 付帯道路工	4 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	第1編3-9-5 アスファルト舗装工に準じる。	57～58		
				5 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	第1編3-9-6 コンクリート舗装工に準じる。	58～61		
				6 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	第1編3-9-7 薄層カラー舗装工に準じる。	62～63		
				7 側溝工	側溝工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78		
				8 集水柵工	集水柵工	第2編1 9 10 集水柵工に準じる。	78		
				9 縁石工	縁石工	第1編3-3-8 縁石工に準じる。	50		
				10 小型標識工	小型標識工	第1編3-3-9 小型標識工に準じる。	50		
				11 路側防護柵工	路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51		
				12 区画線工	区画線工	第1編3 3 12 区画線工に準じる。	52		
				14 道路付属物工	道路付属物工	第1編3 3 13 道路付属物工に準じる。	52		
	流路工	2 流路護岸工	3 流路護岸工	4 基礎工(護岸)	基礎工(護岸)	第1編3-4-3 基礎工(護岸)に準じる。	53		
				5 コンクリート擁壁工	コンクリート擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76		
				6 ブロック積み擁壁工	ブロック積み擁壁工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55		
				7 石積み擁壁工	石積み擁壁工	第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56		
				8 護岸付属物工	護岸付属物工	第2編1-5-4 護岸付属物工に準じる。	74		
				9 植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49		
				4 床固め工	4 床固め本体工	4 床固め本体工	床固め本体工	第4編1-4-3 コンクリートダム本体工に準じる。	119
						5 垂直壁工	垂直壁工	第4編1-4-3 コンクリートダム本体工に準じる。	119
						6 側壁工	側壁工	第4編1-4-5 コンクリート側壁工に準じる。	119
		7 水叩工	水叩工			第4編1-4-7 水叩工(水叩)に準じる。	119		
		8 魚道工	魚道工				121		
		5 根固め・水制工	3 根固めブロック工			3 根固めブロック工	根固めブロック工	第2編1-7-3 根固めブロック工に準じる。	77
						5 捨石工	捨石工	第2編1-7-6 捨石工に準じる。	77
						6 かご工	じゃかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75
				ふとんかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。		75		
				かごマット	第2編1-5-9 多自然型護岸工に準じる。	74			
		6 流路付属物設置工	2 階段工	2 階段工	階段工	第2編3-6-7 階段工に準じる。	83		
				3 防止柵工	3 防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51		
		3 斜面对策	3 法面工	3 法面工	3 法枠工	法枠工	第1編3-3-5 法枠工に準じる。	48	
	4 吹付工				吹付工	第1編3-3-6 吹付工に準じる。	48		
	5 植生工				植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49		
6 かご工	じゃかご				第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75			
	ふとんかご				第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75			
4 擁壁工	3 既製杭工				3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53	
			4 現場打擁壁工	4 現場打擁壁工	現場打擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76		
				5 プレキャスト擁壁工	プレキャスト擁壁工	第2編1-6-4 プレキャスト擁壁工に準じる。	76		
			6 補強土壁工	補強土壁工	第6編1-5-7 補強土壁工に準じる。	127			
			7 井桁ブロック工	井桁ブロック工		121			
			8 落石防護柵工	落石防護柵工		121			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁		
4	砂防・地滑り防止	3 斜面对策	5 山腹水路工	3 山腹集水路・排水路工	山腹集水路・排水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
				4 山腹明暗渠工	山腹明暗渠工		122	
				5 山腹暗渠工	山腹暗渠工	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82	
				6 集水柵工	集水柵工	第2編1 9 10 集水柵工に準じる。	78	
				7 現場打水路工	現場打水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
				6 地下水排除工	4 集排水ボーリング工	集排水ボーリング工		122
					5 集水井工	集水井工		122
		7 地下水遮断工	3 現場打擁壁工	現場打擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76		
			4 固結工	固結工	第1編3 10 9 固結工に準じる。	68		
			5 矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48		
		8 抑止杭・アンカー工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53		
			4 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54		
			5 シャフト工(深礎工)	シャフト工(深礎工)	第1編3-4-6 深礎工に準じる。	54		
			6 合成杭工	合成杭工		123		
			7 抑止アンカー工	抑止アンカー工		123		
			8 PC法枠工	PC法枠工		123		
			9 アンカー工(プレキャストコンクリート板等)	アンカー工(プレキャストコンクリート板等)		123		
			10 ロックボルト工	ロックボルト工		123		
			5	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工	コンクリートダム工(本体)	本体	
コンクリートダム工(水叩)	水叩						124	
コンクリートダム工(副ダム)	副ダム					125		
コンクリートダム工(導流壁)	導流壁					125		
2 フィルダム	3 盛立工	5 コアの盛立		コアの盛立		126		
		6 フィルターの盛立		フィルターの盛立		126		
		7 ロックの盛立		ロックの盛立		126		
		フィルダム(洪水吐)		フィルダム(洪水吐)		126		
3 基礎グラウチング	3 ボーリング工	ボーリング工		ボーリング工		126		
6	1 道路開設・改良	3 工場製作工		2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		127	
				工場塗装工	工場塗装工	第2編5 3 14 工場塗装工に準じる。	103	
		2 法面工		2 植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49	
			3 法面吹付工	法面吹付工	第1編3-3-6 吹付工に準じる。	48		
			4 法枠工	法枠工	第1編3-3-5 法枠工に準じる。	48		
			6 アンカー工	アンカー工	第4編3-8-7 抑止アンカー工に準じる。	123		
			7 かご工	じゃかご ふとんかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。 第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75 75		
		5 擁壁工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53		
			4 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54		
			5 現場打擁壁工	現場打擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76		
			6 プレキャスト擁壁工	プレキャスト擁壁工	第2編1-6-4 プレキャスト擁壁工に準じる。	76		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁				
6	道路	1 道路開設・改良	5 擁壁工	7 補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		127			
					多数アンカー式補強土工法		127			
					ジオテキスタイル補強土工法		127			
			8 井桁ブロック工	井桁ブロック工	第4編3-4-7	井桁ブロック工に準じる。	121			
					6 石・ブロック積(張)工	3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	第1編3-5-3	コンクリートブロック工に準じる。	55
							4 石積(張)工	石積(張)工	第1編3-5-5	石積(張)工に準じる。
			7 カルバート工	4 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4	既製杭工に準じる。	53		
					5 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5	場所打杭工に準じる。	54	
						6 現場打カルバート工	現場打カルバート工		127	
						7 プレキャストカルバート工	プレキャストカルバート工	第2編3-3-6	函渠工に準じる。	81
			8 排水構造物工(小型水路工)	3 側溝工	側溝工	第2編1-9-9	側溝工に準じる。	78		
					4 管渠工	管渠工	第2編1-9-9	側溝工に準じる。	78	
						5 集水桝・マンホール工	集水桝・マンホール工	第2編1 9 10	集水桝工に準じる。	78
					6 地下排水工	地下排水工	第2編3-5-5	暗渠工に準じる。	82	
					7 場所打水路工	場所打水路工	第2編1-9-9	側溝工に準じる。	78	
		9 落石雪害防止工	4 落石防止網工	落石防止網工		127				
				5 落石防護柵工	落石防護柵工	第4編3-4-8	落石防護柵工に準じる。	121		
					6 防雪柵工	防雪柵工		127		
				7 雪崩予防柵工	雪崩予防柵工		128			
		10 遮音壁工	4 遮音壁基礎工	遮音壁基礎工		128				
				5 遮音壁本体工	遮音壁本体工		128			
		2 舗装	3 舗装工	5 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	第1編3-9-5	アスファルト舗装工に準じる。	57~58		
					6 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工	第2編4 16 6	半たわみ性舗装工に準じる。	91~92	
					7 排水性舗装工	排水性舗装工	第2編4 16 7	排水性舗装工に準じる。	92~93	
					8 透水性舗装工	透水性舗装工	第2編4 16 8	透水性舗装工に準じる。	94	
					9 グースアスファルト舗装工	グースアスファルト舗装工	第2編4 16 9	グースアスファルト舗装工に準じる。	95	
					10 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	第1編3-9-6	コンクリート舗装工に準じる。	58~61	
					11 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	第1編3-9-7	薄層カラー舗装工に準じる。	62~63	
					12 ブロック舗装工	ブロック舗装工	第1編3-9-8	ブロック舗装工に準じる。	64~65	
						歩道路盤工		129		
					取合舗装路盤工		129			
					路肩舗装路盤工		129			
					歩道舗装工		129			
				取合舗装工		129				
				路肩舗装工		129				
				表層工		129				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁		
6	道路	舗装	4 排水構造 物工(路面 排水工)	3 側溝工	側溝工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
				4 管渠工	管渠工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
				5 集水枳・マンホール 工	集水枳・マンホール 工	第2編1 9 10 集水枳工に準じる。	78	
				6 地下排水工	地下排水工	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82	
				7 場所打水路工	場所打水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
				8 排水工(小段排水・ 縦排水)	排水工(小段排水・ 縦排水)	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
				9 排水性舗装用路肩 排水工	排水性舗装用路肩 排水工		130	
				5 防護柵工	3 路側防護柵工	路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51
					4 防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施 設)に準じる。	51
		5 ボックスビーム工	ボックスビーム工		第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51		
		6 車止めポスト工	車止めポスト工		第1編3 3 10 防止柵工(安全施 設)に準じる。	51		
		6 標識工	3 小型標識工	小型標識工	第1編3-3-9 小型標識工に準じる。	50		
			4 大型標識工	標識基礎工 標識柱工		130 130		
		7 道路附属 施設工	1 道路附属物工	道路附属物工	第1編3 3 13 道路附属物工に準じる。	52		
			2 ケーブル配管工	ケーブル配管工 ハンドホール		130 131		
			3 照明工	照明柱基礎工		131		
		8 区画線工	2 区画線工	区画線工	第1編3 3 12 区画線工に準じる。	52		
		9 縁石工	3 縁石工	縁石工	第1編3-3-8 縁石工に準じる。	50		
		10 道路植栽 工	3 道路植栽工	道路植栽工	第10編 植栽工編に準じる。			
		11 路掛版工	4 路掛版工	コンクリート工		132		
				ラバーシュー		132		
				アンカーボルト		132		
		12 橋梁附属 物工	2 伸縮装置工	伸縮装置工	第2編4 10 2 伸縮装置工に準じる。	86		
		3 橋梁下部	3 工場製作 工	2 刃口金物製作工	刃口金物製作工	第2編5-3-3 刃口金物製作工に準 じる。	95	
				3 鋼製橋脚製作工	鋼製橋脚製作工		133	
				4 アンカーフレーム製 作工	アンカーフレーム製 作工	第2編5 3 12 アンカーフレーム製 作工に準じる。	102	
				5 工場塗装工	工場塗装工	第2編5 3 14 工場塗装工に準じ る。	103	
				4 橋台工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53
			4 場所打杭工		場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じ る。	54	
			5 深礎工		深礎工	第1編3-4-6 深礎工に準じる。	54	
			6 オープンケーソン基 礎工		オープンケーソン基 礎工	第1編3-4-7 オープンケーソン基 礎工に準じる。	54	
	7 ニューマチックケー ソン基礎工		ニューマチックケー ソン基礎工		第1編3-4-8 ニューマチックケー ソン基礎工に準じる。	54		
	8 躯体工		躯体工			134		
	5 RC橋脚工		3 既製杭工		既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53	
			4 場所打杭工		場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じ る。	54	
			5 深礎工	深礎工	第1編3-4-6 深礎工に準じる。	54		
			6 オープンケーソン基 礎工	オープンケーソン基 礎工	第1編3-4-7 オープンケーソン基 礎工に準じる。	54		
			7 ニューマチックケー ソン基礎工	ニューマチックケー ソン基礎工	第1編3-4-8 ニューマチックケー ソン基礎工に準じる。	54		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁		
6	道路	3	橋梁下部	5 RC橋脚工	8 鋼管矢板基礎工	鋼管矢板基礎工	第1編3-4-9 鋼管矢板基礎工に準じる。	55
				9 橋脚躯体工	張出式		135	
					重力式		135	
					半重力式		135	
			ラーメン式			136		
			6 鋼製橋脚工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53	
				4 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54	
				5 深礎工	深礎工	第1編3-4-6 深礎工に準じる。	54	
				6 オープンケーソン基礎工	オープンケーソン基礎工	第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工に準じる。	54	
				7 ニューマチックケーソン基礎工	ニューマチックケーソン基礎工	第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準じる。	54	
				8 鋼管矢板基礎工	鋼管矢板基礎工	第1編3-4-9 鋼管矢板基礎工に準じる。	55	
		9 橋脚フーチング工		I型・T型		137		
				門型		137		
		10 橋脚架設工		I型・T型		137		
				門型		137		
		11 現場継手工		現場継手工		137		
		12 現場塗装工	現場塗装工	第2編4-8-2 現場塗装工に準じる。	85			
		7 護岸基礎工	3 基礎工	基礎工	第1編3-4-3 基礎工(護岸)に準じる。	53		
			4 矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48		
		8 矢板護岸工	3 笠コンクリート工	笠コンクリート工	第1編3-4-3 基礎工(護岸)に準じる。	53		
			4 矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48		
		9 法覆護岸工	2 コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55		
				護岸付属物工	第2編1-5-4 護岸付属物工に準じる。	74		
			4 緑化ブロック工	緑化ブロック工	第1編3-5-4 緑化ブロック工に準じる。	56		
			5 環境護岸ブロック工	環境護岸ブロック工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55		
			6 石張り・石積み工	石張り・石積み工	第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56		
			7 法枠工	法枠工	第1編3-3-5 法枠工に準じる。	48		
			8 多自然型護岸工	巨石張り	第2編1-5-9 多自然型護岸工に準じる。	74		
				巨石積み	第2編1-5-9 多自然型護岸工に準じる。	74		
				かごマット	第2編1-5-9 多自然型護岸工に準じる。	74		
			9 吹付工	吹付工	第1編3-3-6 吹付工に準じる。	48		
			10 植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49		
			11 覆土工	覆土工	第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72		
			12 羽口工	じゃかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75		
				ふとんかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75		
				かご枠	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75		
				連節ブロック張り	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55		
			10 擁壁護岸工	3 場所打擁壁工	場所打擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76	
		4 プレキャスト擁壁工		プレキャスト擁壁工	第2編1-6-4 プレキャスト擁壁工に準じる。	76		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁					
6	道路	4	鋼橋上部	3	工場製作工	3 桁製作工	桁製作工	第2編5-3-4 桁製作工に準じる。	96~98		
						4 検査路製作工	検査路製作工	第2編5-3-5 検査路製作工に準じる。	99		
						5 鋼製伸縮継手製作工	鋼製伸縮継手製作工	第2編5-3-6 鋼製伸縮継手製作工に準じる。	99		
						6 落橋防止装置製作工	落橋防止装置製作工	第2編5-3-7 落橋防止装置製作工に準じる。	99		
						7 鋼製排水管製作工	鋼製排水管製作工	第2編5-3-8 鋼製排水管製作工に準じる。	99		
						8 橋梁用防護柵製作工	橋梁用防護柵製作工	第2編5 3 10 橋梁用防護柵製作工に準じる。	100		
						9 橋梁用高欄製作工	橋梁用高欄製作工		138		
						10 横断歩道橋製作工	横断歩道橋製作工	第2編5-3-4 桁製作工に準じる。	96~98		
						11 鋳造費	鋳造費	第2編5 3 11 鋳造費に準じる。	101~102		
						12 アンカーフレーム製作工	アンカーフレーム製作工	第2編5 3 12 アンカーフレーム製作工に準じる。	102		
						13 工場塗装工	工場塗装工	第2編5 3 14 工場塗装工に準じる。	103		
						4	鋼橋架設工	4 架設工(クレーン架設)	架設工(クレーン架設)	第2編4-7-4 架設工(クレーン架設)に準じる。	84
								5 架設工(ケーブルクレーン架設)	架設工(ケーブルクレーン架設)	第2編4-7-5 架設工(ケーブルクレーン架設)に準じる。	84
		6 架設工(ケーブルエレクション架設)	架設工(ケーブルエレクション架設)	第2編4-7-6 架設工(ケーブルエレクション架設)に準じる。	84						
		7 架設工(架設桁架設)	架設工(架設桁架設)	第2編4-7-7 架設工(架設桁架設)に準じる。	84						
		8 架設工(送出し架設)	架設工(送出し架設)	第2編4-7-8 架設工(送出し架設)に準じる。	84						
		9 架設工(トラベラークレーン架設)	架設工(トラベラークレーン架設)	第2編4-7-9 架設工(トラベラークレーン架設)に準じる。	84						
		10 支承工	支承工	第2編4 7 10 支承工に準じる。	85						
		5	橋梁現場塗装工	3 現場塗装工	現場塗装工			第2編4-8-2 現場塗装工に準じる。	85		
				6 床版工	床版工			第2編4-9-2 床版工に準じる。	86		
		7	橋梁附属物工	2 伸縮装置工	伸縮装置工			第2編4 10 2 伸縮装置工に準じる。	86		
				3 落橋防止装置工	落橋防止装置工	第2編4 12 10 落橋防止装置工に準じる。	89				
				5 地覆工	地覆工	第2編4 10 4 地覆工に準じる。	87				
				6 橋梁用防護柵工	橋梁用防護柵工	第2編4 10 5 橋梁用防護柵工に準じる。	87				
				7 橋梁用高欄工	橋梁用高欄工	第2編4 10 6 橋梁用高欄工に準じる。	87				
				8 検査路工	検査路工	第2編4 10 7 検査路工に準じる。	87				
				8	歩道橋本体工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53		
						4 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54		
		5 橋脚フーチング工	I型			第6編3-6-9 橋脚フーチング工に準じる。	137				
			T型			第6編3-6-9 橋脚フーチング工に準じる。	137				
		6 歩道橋(側道橋)架設工	歩道橋(側道橋)架設工			第2編4 7 4~9 架設工に準じる。	84				
		7 現場塗装工(歩道橋)	現場塗装工(歩道橋)			第2編4-8-2 現場塗装工に準じる。	85				
		8 工場塗装工(歩道橋)	工場塗装工(歩道橋)	第2編5 3 14 工場塗装工に準じる。	103						

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁					
6	道路	5	コンクリート橋上部	3	工場製作工	2	プレビーム用桁製作工	プレビーム用桁製作工	第2編5-3-9	プレビーム用桁製作工に準じる。	100
						3	橋梁用防護柵製作工	橋梁用防護柵製作工	第2編5-3-10	橋梁用防護柵製作工に準じる。	100
						4	鋼製伸縮継手製作工	鋼製伸縮継手製作工	第2編5-3-6	鋼製伸縮継手製作工に準じる。	99
						5	検査路製作工	検査路製作工	第2編5-3-5	検査路製作工に準じる。	99
						6	工場塗装工	工場塗装工	第2編5-3-14	工場塗装工に準じる。	103
						7	鑄造費	鑄造費	第2編5-3-11	鑄造費に準じる。	101~102
						4	PC橋工	2	プレテンション桁製作工(購入工)	プレテンション桁製作工(購入工)	第2編4-12-2
		3	ポストテンション桁製作工	ポストテンション桁製作工	第2編4-12-3			ポストテンション桁製作工に準じる。	88		
		4	プレキャストセグメント製作工(購入工)	プレキャストセグメント製作工(購入工)	第2編4-12-4			プレキャストセグメント製作工(購入工)に準じる。	88		
		5	プレキャストセグメント主桁組立工	プレキャストセグメント主桁組立工	第2編4-12-5			プレキャストセグメント主桁組立工に準じる。	88		
		6	支承工	支承工	第2編4-7-10			支承工に準じる。	85		
		7	架設工(クレーン架設)	架設工(クレーン架設)	第2編4-12-7			架設工(クレーン架設)に準じる。	89		
		8	架設工(架設桁架設)	架設工(架設桁架設)	第2編4-12-8			架設工(架設桁架設)に準じる。	89		
		9	床版・横組工	床版・横組工	第2編4-9-2			床版工に準じる。	86		
		10	落橋防止装置工	落橋防止装置工	第2編4-12-10			落橋防止装置工に準じる。	89		
		5	プレビーム桁橋工	2	プレビーム桁製作工(現場)			プレビーム桁製作工(現場)			139
				3	支承工	支承工	第2編4-7-10	支承工に準じる。	85		
				4	架設工(クレーン架設)	架設工(クレーン架設)	第2編4-12-7	架設工(クレーン架設)に準じる。	89		
				5	架設工(架設桁架設)	架設工(架設桁架設)	第2編4-12-8	架設工(架設桁架設)に準じる。	89		
				6	床版・横組工	床版・横組工	第2編4-9-2	床版工に準じる。	86		
				9	落橋防止装置工	落橋防止装置工	第2編4-12-10	落橋防止装置工に準じる。	89		
				6	PCホロースラブ橋工	2	架設支保工(固定)	架設支保工(固定)	第2編4-13-2	架設支保工(固定)に準じる。	90
		3	支承工			支承工	第2編4-7-10	支承工に準じる。	85		
		4	PCホロースラブ製作工			PCホロースラブ製作工	第2編4-13-5	PCホロースラブ製作工に準じる。	90		
		5	落橋防止装置工			落橋防止装置工	第2編4-12-10	落橋防止装置工に準じる。	89		
		7	RCホロースラブ橋工			2	架設支保工(固定)	架設支保工(固定)	第2編4-13-2	架設支保工(固定)に準じる。	90
				3	支承工	支承工	第2編4-7-10	支承工に準じる。	85		
				4	RCホロースラブ製作工	RCホロースラブ製作工	第2編4-13-5	PCホロースラブ製作工に準じる。	90		
				5	落橋防止装置工	落橋防止装置工	第2編4-12-10	落橋防止装置工に準じる。	89		
				8	PC版桁橋工	2	PC版桁製作工	PC版桁製作工	第2編4-13-5	PCホロースラブ製作工に準じる。	90

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁				
6	道路	5	コンクリート橋上部	9	PC箱桁橋工	2 架設支保工(固定)	架設支保工(固定)	第2編4 13 2 架設支保工(固定)に準じる。	90	
						3 支承工	支承工	第2編4 7 10 支承工に準じる。	85	
						4 PC箱桁製作工	PC箱桁製作工	第2編5 15 4 PC箱桁製作工に準じる。	105	
						5 落橋防止装置工	落橋防止装置工	第2編4 12 10 落橋防止装置工に準じる。	89	
		10	PC片持箱桁橋工	2 PC片持箱桁製作工	PC片持箱桁製作工	第2編5 15 4 PC箱桁製作工に準じる。	105			
				3 支承工	支承工	第2編4 7 10 支承工に準じる。	85			
				4 架設工(片持架設)	架設工(片持架設)		139			
		11	PC押出し箱桁橋工	2 PC押出し箱桁製作工	PC押出し箱桁製作工		139			
				3 架設工(押出し架設)	架設工(押出し架設)		139			
		12	橋梁付属物工	2 伸縮装置工	伸縮装置工	第2編4 10 2 伸縮装置工に準じる。	86			
				4 地覆工	地覆工	第2編4 10 4 地覆工に準じる。	87			
				5 橋梁用防護柵工	橋梁用防護柵工	第2編4 10 5 橋梁用防護柵工に準じる。	87			
				6 橋梁用高欄工	橋梁用高欄工	第2編4 10 6 橋梁用高欄工に準じる。	87			
				7 検査路工	検査路工	第2編4 10 7 検査路工に準じる。	87			
				6	トンネル(NATM)	4 支保工	3 吹付工	吹付工		140
							4 ロックボルト工	ロックボルト工		140
	5 覆工	3 覆工コンクリート工	覆工コンクリート工				140			
		4 側壁コンクリート工	側壁コンクリート工			第6編6-5-3 覆工コンクリート工に準じる。	140			
		5 床版コンクリート工	床版コンクリート工				141			
	6 インバート工	4 インバート本体工	インバート本体工				141			
	7 坑内付帯	6 地下排水工	地下排水工	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82					
	8 坑門工	4 坑門本体工	坑門本体工		142					
		5 明り巻工	明り巻工		142					
	7	トンネル(矢板)	5 覆工	3 覆工コンクリート工	覆工コンクリート工		143			
				4 床版コンクリート工	床版コンクリート工	第6編6-5-5 床版コンクリート工に準じる。	141			
			6 インバート工	4 インバート本体工	インバート本体工		144			
			7 坑内付帯工	5 地下排水工	地下排水工	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82			
	12	共同溝	3 工場製作工	3 工場塗装工	工場塗装工	第2編5 3 14 工場塗装工に準じる。	103			
				5 現場打ち構築工	2 現場打ち躯体工	現場打ち躯体工		145		
			4 カラー継手工		カラー継手工		145			
			5 防水工		防水		146			
					防水保護工		146			
					防水壁		146			
			6 プレキャスト構築工	2 プレキャスト躯体工	プレキャスト躯体工		147			
			13	電線共同溝	5 電線共同溝工	2 管路工(管路部)	管路工(管路部)		147	
	3 プレキャストボックス工(特殊部)	プレキャストボックス工(特殊部)					148			
4 現場打ボックス工(特殊)	現場打ボックス工(特殊)	第6編12 5 2 現場打ち躯体工に準じる。				145				
6 付帯設備工	2 ハンドホール工	ハンドホール工				148				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
6	道路	14 情報ボックス工	3 管路工(管路部)	管路工(管路部)	第6編13 5 2 管路工(管路部)に準じる。	147	
			4 付帯設備工	2 ハンドホール工	ハンドホール工	第6編13 6 2 ハンドホール工に準じる。	148
	15 道路維持	4 舗装工	3 路面切削工	路面切削工	第2編9-6-4 路面切削工に準じる。	109	
			4 舗装打換え工	舗装打換え工	第2編9-6-5 舗装打換え工に準じる。	109	
			5 切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ工		149	
			6 オーバーレイ工	オーバーレイ工	第2編9-6-6 オーバーレイ工に準じる。	109	
			7 路上再生工	路上再生工		149	
			8 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	第1編3-9-7 薄層カラー舗装工に準じる。	62~63	
			5 排水構造物工	3 側溝工	側溝工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78
				4 管渠工	管渠工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78
		5 集水柵・マンホール工		集水柵(街渠柵)・マンホール工	第2編1 9 10 集水柵工に準じる。	78	
		6 地下排水工		地下排水工	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82	
		7 場所打水路工		場所打水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
		8 排水工		排水工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
		6 防護柵工		3 路側防護柵工	路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51
				4 防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51
			5 ボックスビーム工	ボックスビーム工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51	
			6 車止めポスト工	車止めポスト工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51	
		7 標識工	3 小型標識工	小型標識工	第1編3-3-9 小型標識工に準じる。	50	
			4 大型標識工	大型標識工	第6編2-6-4 大型標識工に準じる。	130	
		8 道路付属施設工	4 道路付属物工	道路付属物工	第1編3 3 13 道路付属物工に準じる。	52	
			5 ケーブル配管工	ケーブル配管工	第6編2-7-2 ケーブル配管工に準じる。	130~131	
			6 照明工	照明工	第6編2-7-3 照明工に準じる。	131	
		9 擁壁工	3 場所打擁壁工	場所打擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76	
			4 プレキャスト擁壁工	プレキャスト擁壁工	第2編1-6-4 プレキャスト擁壁工に準じる。	76	
		10 石・ブロック積(張)工	3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55	
			4 石積(張)工	石積(張)工	第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56	
		11 カルバート工	4 現場打カルバート工	現場打カルバート工	第6編1-7-6 現場打カルバート工に準じる。	127	
			5 プレキャストカルバート工	プレキャストカルバート工	第2編3-3-6 函渠工に準じる。	81	
		12 法面工	2 植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49	
			3 法面吹付工	法面吹付工	第1編3-3-6 吹付工に準じる。	48	
			4 法枠工	法枠工	第1編3-3-5 法枠工に準じる。	48	
			6 アンカー工	アンカー工	第4編3-8-7 抑止アンカー工に準じる。	123	
			7 かご工	じゃかご ふとんかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。 第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75 75	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁		
6	道路	14 橋梁付属物工	2	伸縮継手工	伸縮継手工	第2編4 10 2 伸縮装置工に準じる。	86	
			4	地覆工	地覆工	第2編4 10 4 地覆工に準じる。	87	
			5	橋梁用防護柵工	橋梁用防護柵工	第2編4 10 5 橋梁用防護柵工に準じる。	87	
			6	橋梁用高欄工	橋梁用高欄工	第2編4 10 6 橋梁用高欄工に準じる。	87	
			7	検査路工	検査路工	第2編4 10 7 検査路工に準じる。	87	
		17 道路修繕	16 現場塗装工	6	コンクリート塗装面工	コンクリート塗装面工	第2編9-7-4 コンクリート塗装面工に準じる。	110
	3 工場製作工		4	桁補強材製作工	桁補強材製作工		150	
			5	落橋防止装置製作工	落橋防止装置製作工	第2編5-3-7 落橋防止装置製作工に準じる。	99	
	4 舗装工		3	路面切削工	路面切削工	第2編9-6-4 路面切削工に準じる。	109	
			4	舗装打換え工	舗装打換え工	第2編9-6-5 舗装打換え工に準じる。	109	
			5	切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ工	第6編15 4 5 切削オーバーレイ工に準じる。	149	
			6	オーバーレイ工	オーバーレイ工	第2編9-6-6 オーバーレイ工に準じる。	109	
			7	路上再生工	路上再生工	第6編15 4 7 路上再生工に準じる。	149	
			8	薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	第1編3-9-7 薄層カラー舗装工に準じる。	62~63	
			5 排水構造物工	3	側溝工	側溝工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78
				4	管渠工	管渠工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78
	5			集水柵・マンホール工	集水柵(街渠柵)・マンホール工	第2編1 9 10 集水柵工に準じる。	78	
	6			地下排水工	地下排水工	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82	
	7			場所打水路工	場所打水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
				8	排水工	排水工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78
	6 縁石工		3	縁石工	縁石工	第1編3-3-8 縁石工に準じる。	50	
	7 防護柵工		3	路肩防護柵工	路肩防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51	
			4	防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51	
			5	ボックスビーム工	ボックスビーム工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51	
			6	車止めポスト工	車止めポスト工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51	
	8 標識工		3	小型標識工	小型標識工	第1編3-3-9 小型標識工に準じる。	50	
			4	大型標識工	大型標識工	第6編2-6-4 大型標識工に準じる。	130	
	9 区画線工		2	区画線工	区画線工	第1編3 3 12 区画線工に準じる。	52	
	11 道路付属施設工		4	道路付属物工	道路付属物工	第1編3 3 13 道路付属物工に準じる。	52	
			5	ケーブル配管工	ケーブル配管工	第6編2-7-2 ケーブル配管工に準じる。	130~131	
			6	照明工	照明工	第6編2-7-3 照明工に準じる。	131	
	12 擁壁工		3	場所打擁壁工	場所打擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76	
4		プレキャスト擁壁工	プレキャスト擁壁工	第2編1-6-4 プレキャスト擁壁工に準じる。	76			
13 石・ブロック積(張)工	3	コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55			
	4	石積(張)工	石積(張)工	第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁					
6	道路	17	道路修繕	14	カルバート工	4	現場打函渠工	現場打函渠工	第6編1-7-6 現場打カルバート工に準じる。	127	
						5	プレキャストカルバート工	プレキャストカルバート工	第2編3-3-6 函渠工に準じる。	81	
		15	法面工	2	植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49			
				3	法面吹付工	法面吹付工	第1編3-3-6 吹付工に準じる。	48			
				4	法枠工	法枠工	第1編3-3-5 法枠工に準じる。	48			
				6	アンカー工	アンカー工	第4編3-8-7 抑止アンカー工に準じる。	123			
				7	かご工	じゃかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75			
						ふとんかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75			
				16	落石雪害防止工	4	落石防止網工	落石防止網工	第6編1-9-4 落石防止網工に準じる。	127	
		5	落石防護柵工			落石防護柵工	第4編3-4-8 落石防護柵工に準じる。	121			
		6	防雪柵工			防雪柵工	第6編1-9-6 防雪柵工に準じる。	127			
		7	雪崩予防柵工			雪崩予防柵工	第6編1-9-7 雪崩予防柵工に準じる。	128			
		18	鋼桁工	3	鋼桁補強工	鋼桁補強工	第6編17 3 4 桁補強材製作工に準じる。	150			
				19	橋梁支承工	3	鋼橋支承工	鋼橋支承工	第2編4 7 10 支承工に準じる。	85	
		4	PC橋支承工			PC橋支承工	第2編4 7 10 支承工に準じる。	85			
		20	橋梁付属物工	4	落橋防止装置工	落橋防止システム(RC)		151			
						落橋防止システム(鋼製)		151			
				6	地覆工	地覆工	第2編4 10 4 地覆工に準じる。	87			
				7	橋梁用防護柵工	橋梁用防護柵工	第2編4 10 5 橋梁用防護柵工に準じる。	87			
				8	橋梁用高欄工	橋梁用高欄工	第2編4 10 6 橋梁用高欄工に準じる。	87			
				9	検査路工	検査路工	第2編4 10 7 検査路工に準じる。	87			
		23	現場塗装工	3	橋梁塗装工	橋梁塗装工	第2編4-8-2 現場塗装工に準じる。	85			
				6	コンクリート塗装面工	コンクリート塗装面工	第2編9-7-4 コンクリート塗装面工に準じる。	110			
		8	下水道	1	管路	3	管渠工(開削)	管路土木	管路掘削		152
								管路埋戻		152	
						4	管布設工	管布設(自然流下管)		152	
								短形渠(プレキャスト)		152	
								圧送管		153	
								鋳鉄管接合		153	
						5	管基礎工	砂基礎		154	
								砕石基礎		154	
								コンクリート基礎		154	
まくら土台基礎								154			
6	水路築造工			はしご胴木基礎		154					
				現状打水路		155					
				鋼矢板土留		155					
4	管渠工(小口径推進)			3	小口推進工	推進工		155			
				4	立坑内管布設工	空伏工		156			
5	管渠工(推進)			3	推進工	推進工		155			
				4	立坑内管布設工	空伏工		156			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁		
8	下水道	1 管路	6 管渠工 (シールド)	3 一次覆工	掘進工		156	
				4 二次覆工	二次覆工(Co仕上)		156	
					二次覆工(FRPM管)		156	
			7 マンホール工	3 標準マンホール工	標準マンホール工		157	
					マンホール基礎工		157	
				4 組立マンホール工	組立マンホール工		157	
			8 特殊マンホール工	4	躯体工	現場打ち特殊人孔		158
					伏せ越し室・雨水吐室工	伏せ越し室・雨水吐室		158
					伏せ越し管工	伏せ越し管		158
					越流堰(雨水吐室)	越流堰(雨水吐室)		158
					中継ポンプ施設	中継ポンプ施設		159
			9 取付管及びます工	4	ます設置工	公共ます		159
		5 取付管布設工			取付管		159	
		12 立坑工		立坑工	立坑工		159	
				立坑土工	立坑土工		160	
		2 処分場・ポンプ場	3 敷地造成土木	4	法面整形工	盛土・切土		160
					6 本体作業土工	2 掘削工	土工(掘削)	
			7 本体仮設工	2	土留・仮締切工	土留・仮締切工(H鋼杭、鋼矢板)		160
	3 地中連続壁工(コンクリート壁)				コンクリート壁		161	
					4 地中連続壁工(ソイル壁)	ソイル壁		161
	8 本体築造				3	直接基礎工(改良)	構造物基礎	
			5 既製杭工	既製杭			161	
			6	場所打杭工	場所打杭		162	
				7 オープンケーソン基礎工	オープンケーソン基礎工		162	
			8	ニューマチックケーソン基礎工	ニューマチックケーソン基礎工		162	
				9 躯体工	池・槽の主要構造物		162	
			池・槽の附属構造物			162		
			開口部			163		
			ゲート用開口部			163		
		可動せき用開口部			163			
	11 越流樋工		流出トラフ		163			
	12 越流堰板工		越流堰		164			
燃料貯留槽工		燃料貯留槽工		164				
9 場内管路工	10	管布設工	流入渠・流出渠		164			
		10 植栽工	3	高木植栽工	中高木		165	
4 中低木植栽工	玉物				165			
5 特殊樹木植栽工	苗木				165			
	支柱				165			
6 地被類植栽工	地被類				165			
10 樹木養生工	防風ネット			165				
11 樹名板工	埋込型樹名板			166				
12 根囲い保護工	根囲い保護工			166				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
10 植栽工	2 植栽工	2 移植工	8 樹木養生工	防風ネット	第10編2 1 10 樹木養生工に準じる。	165	
			9 樹名板工	埋込型樹名板	第10編2 1 11 樹名板工に準じる。	166	
			10 根囲い保護工	根囲い保護工	第10編2 1 12 根囲い保護工に準じる。	166	
11 水道・工業用水道	2 構造物			沈砂池		167	
				着水井		167	
				攪拌池		167	
				沈澱池		167	
				ろ過池		167	
				配水池		167	
				浄水池		167	
				調整池		167	
				ポンプ井		167	
		その他		167			
	3 管路	4 管に附帯する構造物			管布施工		167
					制水弁室等(構造物)		167
	4 管材料及び接合	3 鋳鉄管の接合	2 継手の接合		鋳鉄管接合		167
				3 特殊押輪の接合			
				6 鋼管の接合			
		6 鋼管の接合	1 現場溶接接合	鋼管接合		167	
2 現場自動溶接接合							
3 溶接部の検査							
4 鋼管内面塗装							
		5 鋼管外面塗装					
		6 塗覆装の管理					
12 農業農村整備	1 ほ場整備工事	3 整地工	1 整地工	整地工		168	
			2 整形仕上げ工	整形仕上げ工	第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72	
			4 暗渠排水工	暗渠排水工		168	
			6 植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49	
			4 用水路工(開水路)	2 整形仕上げ工	整形仕上げ工	第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72
				3 植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49
		4 用水路工		水路工(土水路)		168	
		5 用水路工(管水路)	1 管水路工	管水路工	第12編第5章 管水路工事に準じる。		
		6 排水路工	2 整形仕上げ工	整形仕上げ工	第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72	
			3 植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49	
			4 排水路工	排水路工	第12編1 4 4 用水路工に準じる。	168	
			7 道路工	1 掘削工	掘削工	第1編4-4-2 掘削工に準じる。	72
		3 路体盛土工		路体盛土工	第1編4-4-3 路体盛土工に準じる。	73	
		4 路床盛土工		路床盛土工	第1編4-4-4 路床盛土工に準じる。	73	
		5 整形仕上げ工		整形仕上げ工	第1編4-4-5 法面整形工に準じる。	73	
		6 植生工		植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49	
		7 吹付工		吹付工	第1編3-3-6 吹付工に準じる。	48	
		9 アスファルト舗装工		アスファルト舗装工	第1編3-9-5 アスファルト舗装工に準じる。	57~58	
		10 コンクリート舗装工		コンクリート舗装工	第1編3-9-6 コンクリート舗装工に準じる。	58~61	
	11 砂利舗装工	砂利舗装工		168			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁
12 農業農村整備	2 農道工事	3 土工	1 掘削工	掘削工	第1編4-4-2 掘削工に準じる。	72
			3 路体盛土工	路体盛土工	第1編4-4-3 路体盛土工に準じる。	73
			4 路床盛土工	路床盛土工	第1編4-4-4 路床盛土工に準じる。	73
			5 整形仕上げ工	整形仕上げ工	第1編4-4-5 法面整形工に準じる。	73
		4 地盤改良工	1 路床安定処理工	路床安定処理工	第1編3 10 2 路床安定処理工に準じる。	66
			2 サンドマット工	サンドマット工	第1編3 10 6 サンドマット工に準じる。	67
			3 バーチカルドレーン工	バーチカルドレーン工	第1編3 10 7 バーチカルドレーン工に準じる。	68
			4 締固め改良工	締固め改良工	第1編3 10 8 締固め改良工に準じる。	68
			5 固結工	固結工	第1編3 10 9 固結工に準じる。	68
		5 法面工	2 植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49
			3 吹付工	吹付工	第1編3-3-6 吹付工に準じる。	48
			4 法枠工	法枠工	第1編3-3-5 法枠工に準じる。	48
			5 アンカー工	アンカー工	第4編3-8-7 抑止アンカー工に準じる。	123
			6 かご工	かご工	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	74～75
			6 擁壁工	2 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。
		3 場所打杭工		場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54
		4 場所打擁壁工		場所打擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76
		5 プレキャスト擁壁工		プレキャスト擁壁工	第2編1-6-4 プレキャスト擁壁工に準じる。	76
		6 補強土壁工		補強土壁工	第6編1-5-7 補強土壁工に準じる。	127
		7 井桁ブロック工		井桁ブロック工	第4編3-4-7 井桁ブロック工に準じる。	121
		8 小型擁壁工		小型擁壁工		169
		7 石・ブロック積(張)工		2 コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。
			3 緑化ブロック工	緑化ブロック工	第1編3-5-4 緑化ブロック工に準じる。	56
			4 石積(張)工	石積(張)工	第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56
		8 カルバート工	2 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53
			3 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54
			4 場所打カルバート工	場所打カルバート工	第6編1-7-6 現場打カルバート工に準じる。	127
			5 プレキャストカルバート工	プレキャストカルバート工	第2編3-3-6 函渠工に準じる。	81
			9 小型水路工	2 側溝工	側溝工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。
		3 管渠工		管渠工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78
		4 集水樹工		集水樹工	第2編1 9 10 集水樹工に準じる。	78
		5 地下排水工		地下排水工	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82
		10 落石防護工		2 落石防止網工	落石防止網工	第6編1-9-4 落石防止網工に準じる。
			3 落石防止柵工	落石防止柵工	第4編3-4-8 落石防護柵工に準じる。	121
		12 舗装工	2 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	第1編3-9-5 アスファルト舗装工に準じる。	57～58
			3 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	第1編3-9-6 コンクリート舗装工に準じる。	58～61
			4 砂利舗装工	砂利舗装工	第12編1 7 11 砂利舗装工に準じる。	168

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁		
12 農業農村整備	2 農道工事	13 路面排水工	2 側溝工	側溝工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78		
			3 管渠工	管渠工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78		
			4 集水枳工	集水枳工	第2編1 9 10 集水枳工に準じる。	78		
		14 付帯設備工	2 安全施設工	防止柵工	防止柵工(安全施設)に準じる。	第1編3 3 10	51	
				路側防護柵工	路側防護柵工に準じる。	第1編3 3 11	51	
			3 標識工	小型標識工	小型標識工に準じる。	第1編3-3-9	50	
				大型標識工	大型標識工に準じる。	第6編2-6-4	130	
				標識基礎工	大型標識工に準じる。	第6編2-6-4	130	
			4 区画線工	区画線工	区画線工に準じる。	第1編3 3 12	52	
			5 縁石工	縁石工	縁石工に準じる。	第1編3-3-8	50	
		7 付属物工	付属物工	道路付属物工に準じる。	第1編3 3 13	52		
		3 水路工事	3 土工	1 掘削工	掘削工	掘削工(切土工)に準じる。	第1編4-3-2	71
				2 盛土工	盛土工	盛土工に準じる。	第1編4-3-3	71
				3 整形仕上げ工	整形仕上げ工	整形仕上げ工に準じる。	第1編4-3-7	72
	5 基礎工		1 既製杭工	既製杭工	既製杭工に準じる。	第1編3-4-4	53	
	6 開渠工		2 現場打ち開渠工	U字溝	側溝工に準じる。	第2編1-9-9	78	
				U字フリューム	側溝工に準じる。	第2編1-9-9	78	
				ベンチフリューム	側溝工に準じる。	第2編1-9-9	78	
	3 プレキャスト開渠工		フリューム類	側溝工に準じる。	第2編1-9-9	78		
	7 暗渠工		2 現場打ち暗渠工	暗渠工	現場打カルバート工に準じる。	第6編1-7-6	127	
			3 プレキャスト暗渠工	プレキャスト暗渠工	函渠工に準じる。	第2編3-3-6	81	
	10 水路付帯工		2 付帯施設工	防止柵工	防止柵工(安全施設)に準じる。	第1編3 3 10	51	
				路側防護柵工	路側防護柵工に準じる。	第1編3 3 11	51	
			3 安全施設工	防止柵工	防止柵工(安全施設)に準じる。	第1編3 3 10	51	
				路側防護柵工	路側防護柵工に準じる。	第1編3 3 11	51	
	11 擁壁工		2 場所打ち擁壁工	場所打擁壁工	場所打擁壁工に準じる。	第2編1-6-3	76	
			3 プレキャスト擁壁工	プレキャスト擁壁工	プレキャスト擁壁工に準じる。	第2編1-6-4	76	
			4 石積工	石積工	石積(張)工に準じる。	第1編3-5-5	56	
			5 コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	コンクリートブロック工に準じる。	第1編3-5-3	55	
			12 法面工	1 植生工	植生工	植生工に準じる。	第1編3-3-7	49
			2 吹付工	吹付工	吹付工に準じる。	第1編3-3-6	48	
	14 道路復旧工		1 路体盛土工	路体盛土工	路体盛土工に準じる。	第1編4-4-3	73	
				路床盛土工	路床盛土工に準じる。	第1編4-4-4	73	
			4 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	アスファルト舗装工に準じる。	第1編3-9-5	57~58	
			5 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	コンクリート舗装工に準じる。	第1編3-9-6	58~61	
			6 砂利舗装工	砂利舗装工	砂利舗装工に準じる。	第12編1 7 11	168	
			7 道路用側溝工	側溝工	側溝工に準じる。	第2編1-9-9	78	
				8 安全施設工	防止柵工	防止柵工(安全施設)に準じる。	第1編3 3 10	51
				路側防護柵工	路側防護柵工に準じる。	第1編3 3 11	51	
			9 区画線工	区画線工	区画線工に準じる。	第1編3 3 12	52	
			10 縁石工	縁石工	縁石工に準じる。	第1編3-3-8	50	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
12 農業農村整備	3 水路工事	15 水路復旧工	1 土水路工	土水路工	第12編1 4 4 用水路工に準じる。	168	
			2 プレキャスト水路工	プレキャスト水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
	4 河川及び排水路工事	5 矢板護岸工	2 笠コンクリート工	笠コンクリート工	第1編3-4-3 基礎工(護岸)に準じる。	53	
			3 矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48	
		6 法覆護岸工	3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55
				矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48
				緑化ブロック工	緑化ブロック工	第1編3-5-4 緑化ブロック工に準じる。	56
				環境護岸ブロック工	環境護岸ブロック工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55
				石積(張)工	石積(張)工	第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56
				法枠工	法枠工	第1編3-3-5 法枠工に準じる。	48
		4 多自然型護岸工	多自然型護岸工	第2編1-5-9 多自然型護岸工に準じる。	74		
		5 覆土工	覆土工	第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72		
		6 羽口工	じゃかご	羽口工	羽口工	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75
				かごマット	かごマット	第2編1-5-9 多自然型護岸工に準じる。	74
				ふとんかご	ふとんかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75
				かご枠	かご枠	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75
				連節ブロック張り	連節ブロック張り	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55
		7 根固め工	2 根固めブロック工	根固めブロック工	根固めブロック工	第2編1-7-3 根固めブロック工に準じる。	77
				捨石工	捨石工	第2編1-7-6 捨石工に準じる。	77
				沈床工	沈床工	第2編1-7-5 沈床工に準じる。	77
	8 柵渠工	2 柵渠工	コンクリート二次製品		169		
	9 合流工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53		
		4 現場打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54		
		5 矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48		
	10 水路付帯工	1 安全施設工	防止柵工	防止柵工(安全施設)に準じる。	第1編3 3 10	51	
			路側防護柵工	路側防護柵工に準じる。	第1編3 3 11	51	
	11 擁壁工	2 現場打ち擁壁工	現場打ち擁壁工	現場打ち擁壁工に準じる。	第2編1-6-3	76	
			コンクリートブロック工	コンクリートブロック工に準じる。	第1編3-5-3	55	
	12 法面工	1 植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49		
	14 道路復旧	1 路体盛土工	路体盛土工	路体盛土工に準じる。	第1編4-4-3	73	
			路床盛土工	路床盛土工に準じる。	第1編4-4-4	73	
			4 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	第1編3-9-5 アスファルト舗装工に準じる。	57~58	
			5 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	第1編3-9-6 コンクリート舗装工に準じる。	58~61	
			6 砂利舗装工	砂利舗装工	第12編1 7 11 砂利舗装工に準じる。	168	
			7 道路用側溝工	道路用側溝工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
			8 安全施設工	防止柵工	防止柵工(安全施設)に準じる。	第1編3 3 10	51
				路側防護柵工	路側防護柵工に準じる。	第1編3 3 11	51
			9 区画線工	区画線工	第1編3 3 12 区画線工に準じる。	52	
			10 縁石工	縁石工	第1編3-3-8 縁石工に準じる。	50	
	15 水路復旧工	1 土水路工	土水路工	第12編1 4 4 用水路工に準じる。	168		
		2 プレキャスト水路工	プレキャスト水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78		
	5 管水路工事	3 土工	2 掘削工	掘削工	第1編4-3-2 掘削工(切土工)に準じる。	71	
			3 盛土工	盛土工	第1編4-3-3 盛土工に準じる。	71	
			4 整形仕上げ工	整形仕上げ工	第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72	
			5 管体基礎工	1 砂基礎工	砂基礎工		170
		2 砕石基礎工	砕石基礎工		170		
		3 コンクリート基礎工	コンクリート基礎工		170		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
12 農業農村整備	5 管水路工事	6 管体工	1 硬質塩化ビニル管布設工	硬質塩化ビニル管布設工		170	
			2 強化プラスチック複合管布設工	強化プラスチック複合管布設工		171	
			3 ダクタイル鋳鉄管布設工	ダクタイル鋳鉄管布設工		171	
			4 鋼管布設工	鋼管布設工		171	
		7 分水弁室工	3 付帯施設設置工	防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51
				路側防護柵工	路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51
		8 排泥弁室工	3 付帯施設設置工	防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51
				路側防護柵工	路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51
		10 流量計室工	3 付帯施設設置工	防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51
				路側防護柵工	路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51
		11 制水弁室工	3 付帯施設設置工	防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51
				路側防護柵工	路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51
		12 減圧水槽工	3 付帯施設設置工	防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51
				路側防護柵工	路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51
		15 法面工	1 植生工	植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49
			2 吹付工	吹付工	吹付工	第1編3-3-6 吹付工に準じる。	48
		17 道路復旧工	1 路体盛土工	路体盛土工	路体盛土工	第1編4-4-3 路体盛土工に準じる。	73
				路床盛土工	路床盛土工	第1編4-4-4 路床盛土工に準じる。	73
			4 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	第1編3-9-5 アスファルト舗装工に準じる。	57~58	
			5 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	第1編3-9-6 コンクリート舗装工に準じる。	58~61	
			6 砂利舗装工	砂利舗装工	第12編1 7 11 砂利舗装工に準じる。	168	
			7 道路用側溝工	道路用側溝工	道路用側溝工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78
	8 安全施設工			防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51
			路側防護柵工	路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51	
	9 区画線工		区画線工	区画線工	第1編3 3 12 区画線工に準じる。	52	
			10 縁石工	縁石工	第1編3-3-8 縁石工に準じる。	50	
	18 水路復旧工	1 土水路工	土水路工	第12編1 4 4 用水路工に準じる。	168		
		2 プレキャスト水路工	プレキャスト水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78		
	6 畑かん施設工事	5 管体基礎工	1 砂基礎工	砂基礎工	第12編5 5 1 砂基礎工に準じる。	170	
			2 砕石基礎工	砕石基礎工	第12編5 5 2 砕石基礎工に準じる。	170	
			3 コンクリート基礎工	コンクリート基礎工	第12編5 5 3 コンクリート基礎工に準じる。	170	
		6 管体工	1 硬質塩化ビニル管布設工	硬質塩化ビニル管布設工	第12編5 6 1 硬質塩化ビニル管布設工に準じる。	170	
			2 ダクタイル鋳鉄管布設工	ダクタイル鋳鉄管布設工	第12編5 6 3 ダクタイル鋳鉄管布設工に準じる。	171	
			3 炭素鋼鋼管布設工	炭素鋼鋼管布設工	第12編5 6 4 鋼管布設工に準じる。	171	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁		
12	農業農村整備	6 畑かん施設工事	11 道路復旧工	2 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	第1編3-9-5 アスファルト舗装工に準じる。	57~58	
				3 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	第1編3-9-6 コンクリート舗装工に準じる。	58~61	
				4 砂利舗装工	砂利舗装工	第12編1 7 11 砂利舗装工に準じる。	168	
				5 道路用側溝工	道路用側溝工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
				6 安全施設工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51	
					路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51	
				7 区画線工	区画線工	第1編3 3 12 区画線工に準じる。	52	
				8 緑石工	緑石工	第1編3-3-8 緑石工に準じる。	50	
		12 水路復旧工	1 土水路工	土水路工	第12編1 4 4 用水路工に準じる。	168		
			2 プレキャスト水路工	プレキャスト水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78		
		7	PC橋工事	3 コンクリート橋架設工	1 架設工	架設工(クレーン架設)	第2編4 12 7 架設工(クレーン架設)に準じる。	89
						架設工(架設桁架設)	第2編4 12 8 架設工(架設桁架設)に準じる。	89
	架設支保工(固定)					第2編4 13 2 架設支保工(固定)に準じる。	90	
	架設支保工(移動)					第2編4 13 2 架設支保工(固定)に準じる。	90	
	架設工(片持架設)					第6編5 10 4 架設工(片持架設)に準じる。	139	
	架設工(押し出し架設)					第6編5 11 3 架設工(片持架設)に準じる。	139	
	2 横組工				横組工	第2編4-9-2 床版工に準じる。	86	
	3 支承工			支承工	第2編4 7 10 支承工に準じる。	85		
	4 橋梁付属物工			1 伸縮装置工	伸縮装置工	第2編4 10 2 伸縮装置工に準じる。	86	
				2 落橋防止工	落橋防止工	第2編4 12 10 落橋防止装置工に準じる。	89	
				4 地覆工	地覆工	第2編4 10 4 地覆工に準じる。	87	
				5 橋梁用防護柵工	橋梁用防護柵工	第2編4 10 5 橋梁用防護柵工に準じる。	87	
				6 橋梁用高欄工	橋梁用高欄工	第2編4 10 6 橋梁用高欄工に準じる。	87	
				8 現場塗装工	現場塗装工	第2編4-8-2 現場塗装工に準じる。	85	
				5 舗装工	2 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	第1編3-9-5 アスファルト舗装工に準じる。	57~58
			3 グースアスファルト舗装工		グースアスファルト舗装工	第2編4 16 9 グースアスファルト舗装工に準じる。	95	
	4 コンクリート舗装工		コンクリート舗装工		第1編3-9-6 コンクリート舗装工に準じる。	58~61		
	6 舗装付帯工		1 区画線工		区画線工	第1編3 3 12 区画線工に準じる。	52	
	8 橋梁下部工事		3 土工	1 掘削工	掘削工	第1編4-3-2 掘削工(切土工)に準じる。	71	
				2 盛土工	盛土工	第1編4-3-3 盛土工に準じる。	71	
				3 整形仕上げ工	整形仕上げ工	第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72	
			4 橋台工	2 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53	
				3 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54	
4 躯体工				躯体工	第6編3-4-8 躯体工に準じる。	134		
5 橋脚工				2 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53	
			3 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
12 農業農村整備	8 橋梁下部工事	6 擁壁工	4 躯体工	躯体工	第6編3-5-9 橋脚躯体工に準じる。	135~136	
			2 コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55	
			3 石積工	石積工	第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56	
			4 現場打ち擁壁工	現場打ち擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76	
		7 法面工	1 法枠工	法枠工	第1編3-3-5 法枠工に準じる。	48	
			2 植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49	
			3 吹付工	吹付工	第1編3-3-6 吹付工に準じる。	48	
		9 頭首工事	3 土工	1 掘削工	掘削工	第1編4-3-2 掘削工(切土工)に準じる。	71
				2 盛土工	盛土工	第1編4-3-3 盛土工に準じる。	71
				3 整形仕上げ工	整形仕上げ工	第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72
			4 可動堰本体工	2 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53
				3 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54
				4 オープンケーソン基礎工	オープンケーソン基礎工	第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工に準じる。	54
				5 ニューマチックケーソン基礎工	ニューマチックケーソン基礎工	第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準じる。	54
	6 止水矢板工			止水矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48	
	7 床版(堰体)工			床版(堰体)工	第2編4-4-7 床版工に準じる。	83	
	8 堰柱工			堰柱工	第2編4-4-8 堰柱工に準じる。	83	
	9 門柱工			門柱工	第2編4-4-9 門柱工に準じる。	83	
	10 ゲート操作台工			ゲート操作台工	第2編4 4 10 ゲート操作台工に準じる。	83	
	11 水叩(エプロン)工			水叩(エプロン)工	第2編3-3-8 水叩工に準じる。	82	
	12 洪水吐工			洪水吐工	第2編4-4-7 床版工に準じる。	83	
	13 土砂吐工			土砂吐工	第2編5 4 14 土砂吐工に準じる。	104	
	14 取付擁壁工			取付擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76	
	第2編1-6-4 プレキャスト擁壁工に準じる。			76			
	5 固定堰本体工		2 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53	
			3 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54	
			4 オープンケーソン基礎工	オープンケーソン基礎工	第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工に準じる。	54	
			5 ニューマチックケーソン基礎工	ニューマチックケーソン基礎工	第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準じる。	54	
			6 止水矢板工	止水矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48	
			7 堰体工	堰体工	第2編5-5-8 堰本体工に準じる。	104	
			8 水叩(エプロン)工	水叩(エプロン)工	第2編5-5-9 水叩工に準じる。	104	
			9 取付擁壁工	取付擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76	
			第2編1-6-4 プレキャスト擁壁工に準じる。	76			
	6 護床工		2 根固めブロック工	根固めブロック工	第2編1-7-3 根固めブロック工に準じる。	77	
			4 沈床工	沈床工	第2編1-7-5 沈床工に準じる。	77	
		5 捨石工	捨石工	第2編1-7-6 捨石工に準じる。	77		
		6 かご工	かご工	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	74~75		
		7 魚道工	2 魚道本体工	魚道本体工	第2編5-6-3 魚道本体工に準じる。	104	
			8 管理橋下部工	1 管理橋下部工	管理橋下部工	第2編5-7-2 管理橋橋台工に準じる。	105

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁
12 農業農村整備	9 頭首工事	9 管理橋上部工	2 プレテンション桁購入工	プレテンション桁購入工	第2編4 12 2 プレテンション桁製作工(購入工)に準じる。	87~88
			3 ポストテンションT(I)桁製作工	ポストテンションT(I)桁製作工	第2編4 12 3 ポストテンション桁製作工に準じる。	88
			4 プレキャストブロック桁購入工	プレキャストブロック桁購入工	第2編4 12 2 プレテンション桁製作工(購入工)に準じる。	87~88
			5 プレキャストブロック桁組立工	プレキャストブロック桁組立工	第2編4 12 3 ポストテンション桁製作工に準じる。	88
			6 PCホロースラブ製作工	PCホロースラブ製作工	第2編4 13 5 PCホロースラブ製作工に準じる。	90
			7 PC箱桁製作工	PC箱桁製作工	第2編5 15 4 PC箱桁製作工に準じる。	105
			8 クレーン架設工	クレーン架設工	第2編4 12 7 架設工(クレーン架設)に準じる。	89
			9 架設桁架設工	架設桁架設工	第2編4 12 8 架設工(架設桁架設)に準じる。	89
			10 架設支保工(固定)	架設支保工(固定)	第2編4 13 2 架設支保工(固定)に準じる。	90
			11 床版・横組工	床版・横組工	第2編4-9-2 床版工に準じる。	86
			12 支承工	支承工	第2編4 7 10 支承工に準じる。	85
			10 機場下部工事	3 土工	1 掘削工	掘削工
	2 盛土工	盛土工			第1編4-3-3 盛土工に準じる。	71
	3 整形仕上げ工	整形仕上げ工			第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72
	4 機場本体工	2 既製杭工		既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53
		3 場所打杭工		場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54
		4 矢板工		矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48
		5 本体工		本体工	第2編6-3-6 本体工に準じる。	106
		6 燃料貯油槽工		燃料貯油槽工	第2編6-3-7 燃料貯油槽工に準じる。	106
		5 遊水地工		2 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。
	3 場所打杭工			場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54
	4 矢板工			矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48
	5 側壁工			側壁工	第2編7-4-6 側壁工に準じる。	108
	6 コンクリート床版工			コンクリート床版工	第2編4-4-7 床版工に準じる。	83
	7 現場打水路工			現場打水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78
	11 地すべり防止工事			3 土工	1 掘削工	掘削工
		2 盛土工	盛土工		第1編4-3-3 盛土工に準じる。	71
		3 整形仕上げ工	整形仕上げ工		第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72
		5 法面工	1 植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49
			2 吹付工	吹付工	第1編3-3-6 吹付工に準じる。	48
		6 水抜きボーリング工	1 水抜きボーリング工	水抜きボーリング工	第4編3-6-4 集排水ボーリング工に準じる。	122
			2 面壁工	面壁工	第1編3-4-1 基礎工に準じる。	53
		7 集水井設置工	2 集水井工	集水井工	第4編3-6-5 集水井工に準じる。	122
3 集水ボーリング工			集水ボーリング工	第4編3-6-4 集排水ボーリング工に準じる。	122	
4 排水ボーリング工			排水ボーリング工	第4編3-6-4 集排水ボーリング工に準じる。	122	
8 抑止杭工			2 抑止杭工	抑止杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53
				第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54	
				第1編3-4-6 深礎工に準じる。	54	
9 水路工		1 承水路工	承水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
		2 排水路工	排水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
				第12編4 8 2 柵渠工に準じる。	169	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
12 農業農村整備	11 地すべり防止工事	10 暗渠工	1 明暗渠工	明暗渠工	第4編3-5-4 山腹明暗渠工に準じる。	122	
			2 暗渠工	暗渠工	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82	
		11 排土盛土工	1 掘削工	掘削工	第1編4-3-2 掘削工(切土工)に準じる。	71	
			2 盛土工	盛土工	第1編4-3-3 盛土工に準じる。	71	
			3 整形仕上げ工	整形仕上げ工	第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72	
			4 植生工	植生工	第1編3-3-7 植生工に準じる。	49	
			5 吹付工	吹付工	第1編3-3-6 吹付工に準じる。	48	
		12 アンカー工	1 アンカー工	アンカー工	第4編3-8-7 抑止アンカー工に準じる。	123	
			2 受圧版	受圧版	第4編3-8-9 アンカー工(プレキャストコンクリート板等)に準じる。	123	
		14 道路復旧工	1 路体盛土工	路体盛土工	第1編4-4-3 路体盛土工に準じる。	73	
			2 路床盛土工	路床盛土工	第1編4-4-4 路床盛土工に準じる。	73	
			4 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工	第1編3-9-5 アスファルト舗装工に準じる。	57~58	
			5 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	第1編3-9-6 コンクリート舗装工に準じる。	58~61	
			6 砂利舗装工	砂利舗装工	第12編1 7 11 砂利舗装工に準じる。	168	
			7 道路用側溝工	道路用側溝工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78	
			8 安全施設工	防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51
				路側防護柵工	路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51
			9 区画線工	区画線工	第1編3 3 12 区画線工に準じる。	52	
			10 縁石工	縁石工	第1編3-3-8 縁石工に準じる。	50	
		15 水路復旧工	1 土水路工	土水路工	第12編1 4 4 用水路工に準じる。	168	
	2 プレキャスト水路工		プレキャスト水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78		
	12 ため池改修工事	3 堤体工	3 掘削工	掘削工	第1編4-3-2 掘削工(切土工)に準じる。	71	
			4 盛土工	盛土工	第1編4-3-3 盛土工に準じる。	71	
			7 整形仕上げ工	整形仕上げ工	第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72	
			10 堤体盛立土	堤体盛立土		176	
			11 裏法フィルター工	裏法フィルター工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55	
			12 腰ブロック工	腰ブロック工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55	
			13 ドレーン工	ドレーン工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55	
		4 地盤改良工	1 浅層改良工	浅層改良工	第1編3 10 2 路床安定処理工に準じる。	66	
		5 洪水吐工	1 洪水吐工	洪水吐工		176	
		6 取水施設	1 取水施設工	樋管工		177	
	13 推進工事	3 土工	1 掘削工	掘削工	第1編4-3-2 掘削工(切土工)に準じる。	71	
			2 盛土工	盛土工	第1編4-3-3 盛土工に準じる。	71	
		4 推進工	1 立杭工	立杭工	第1編3 13 5 仮設工に準じる。	69	
			3 推進作業(密閉型:泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法)	推進作業(密閉型:泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法)	第8編1-5-3 推進工に準じる。	155	
			4 推進作業(開放型:羽口推進工法)	推進作業(開放型:羽口推進工法)	第8編1-5-3 推進工に準じる。	155	
			6 立坑内管布設工	立坑内管布設工	第8編1-3-4 管布設工に準じる。 第8編1-3-5 管基礎工に準じる。	152~153 154	
		5 仮設工	6 補助地盤改良工	補助地盤改良工	第1編3 10 9 固結工に準じる。	68	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
13 漁港漁場編	2 一般施工	3 浚渫工	浚渫工	浚渫		178	
			4 地盤改良工	2 床掘工	床掘		178
		3 置換工		置換材均し		178	
		4 圧密・排水工		サンドドレーン		178	
				敷砂均し		179	
				載荷土砂		179	
				ペーパードレーン		179	
				グラベルマット		180	
				グラベルドレーン		180	
		5 締固工		ロッドコンパクション		180	
				サンドコンパクション		181	
			パイル		181		
		6 固化工	盛上土砂撤去		181		
			深層混合処理杭		182		
			事前混合処理		182		
		5 基礎工	2 基礎盛砂工	表層固化处理		182	
				盛砂均し		183	
				洗掘防止		183	
			3 洗掘防止工	基礎捨石		183	
				捨石本均し		183	
				捨石荒均し		184	
			4 基礎捨石工	基礎ブロック製作		184	
				基礎ブロック据付		185	
			6 基礎ブロック工	水中コンクリート工	水中コンクリート工	第13編2 8 2 場所打コンクリート工に準じる。	189
			8 水中不分離性コンクリート工	水中不分離性コンクリート工	水中不分離性コンクリート工	第13編2 8 2 場所打コンクリート工に準じる。	189
		6 本体内	2 ケーソン製作工	ケーソン製作		185	
			3 ケーソン進水据付工	ケーソン推進据付		186	
			4 中詰工	砂・石材中詰		186	
				コンクリート中詰		186	
				プレパックドコンクリート中詰	第13編2 6 4 コンクリート中詰に準じる。	186	
			5 蓋コンクリート工	蓋コンクリート		187	
			6 蓋ブロック工	蓋ブロック製作		187	
				蓋ブロック据付		187	
		7 本体内(ブロック式)	2 本体ブロック製作工	本体ブロック製作		188	
			3 本体ブロック据付工	本体ブロック据付		188	
			4 中詰工	中詰工	第13編2 6 4 中詰工に準じる。	186	
			5 蓋コンクリート工	蓋コンクリート工	第13編2 6 5 蓋コンクリート工に準じる。	187	
			6 蓋ブロック工	蓋ブロック工	第13編2 6 6 蓋ブロック工に準じる。	187	
			8 本体内(場所打式)	2 場所打コンクリート工	場所打コンクリート工 イ)防波堤		189
		場所打コンクリート工 ロ)岸壁				189	
		3 水中コンクリート工		水中コンクリート工	第13編2 8 2 場所打コンクリート工に準じる。	189	
4 プレパックドコンクリート工	プレパックドコンクリート工	第13編2 8 2 場所打コンクリート工に準じる。		189			
5 水中不分離性コンクリート工	水中不分離性コンクリート工	第13編2 8 2 場所打コンクリート工に準じる。		189			
9 本体内(捨石・捨ブロック式)	2 洗掘防止工	洗掘防止工		第13編2 5 3 洗掘防止工に準じる。	183		
	3 本体捨石工	本体捨石工		第13編2 5 4 基礎捨石工に準じる。	183~184		
	4 捨ブロック工	捨ブロック製作			189		
		捨ブロック据付		190			
	5 場所打コンクリート工	場所打コンクリート工		190			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁
13 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体内(鋼矢板式)	2 鋼矢板工	先行掘削		190
				綱矢板 イ) 鋼矢板		191
				綱矢板 ロ) 鋼管矢板		191
			3 控工	控鋼矢板		192
				控鋼杭		192
				プレキャストコンクリート控壁		192
				場所打コンクリート控壁		193
				腹起		193
				タイ材 イ) タイロッド取付		193
				タイ材 ロ) タイワイヤー取付		194
		11 本体内(コンクリート矢板式)	2 コンクリート矢板工	コンクリート矢板		194
			3 控工	控工	第13編2 10 3 控工に準じる。	192~194
		12 本体内(鋼杭式)	2 鋼杭工	先行掘削	第13編2 10 2 先行掘削に準じる。	190
				鋼杭		195
		13 本体内(コンクリート杭式)	2 コンクリート杭工	コンクリート杭		195
		14 被覆・根固工	2 被覆石工	被覆石		195
				被覆石均し		196
			4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作		196
				被覆ブロック据付		196
			5 根固ブロック工	根固ブロック製作		197
				根固ブロック据付	第13編2 14 4 被覆ブロック据付に準じる。	196
			6 水中コンクリート工	水中コンクリート工	第13編2 8 2 場所打コンクリート工に準じる。	189
		7 水中不分離性コンクリート工	水中不分離性コンクリート工	第13編2 8 2 場所打コンクリート工に準じる。	189	
		15 上部工	2 上部コンクリート工	上部コンクリート工 イ) 防波堤		197
				上部コンクリート工 ロ) 岸壁		198
				上部コンクリート工 ハ) 栈橋		198
				上部ブロック製作		198
			3 上部ブロック工	上部ブロック据付 イ) 防波堤	第13編2 15 2 上部コンクリート工 イ) 防波堤に準じる。	197
				上部ブロック据付 ロ) 岸壁	第13編2 15 2 上部コンクリート工 ロ) 岸壁に準じる。	198
				上部ブロック据付 ハ) 栈橋	第13編2 15 2 上部コンクリート工 ハ) 栈橋に準じる。	198
				上部コンクリート		
		16 付属工	2 係船柱工	係船柱		199
			3 防舷材工	防舷材		199
4 車止・縁金物工	車止・縁金物工			199		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁		
13 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	5 防食工	電気防食		200		
				FRPモルタルライニング		200		
				ペトロラタムライニング		200		
				コンクリート被覆	第13編2 16 5	ペトロラタムライニングに準じる。	200	
				防食塗装	第13編2 16 5	ペトロラタムライニングに準じる。	200	
				6 係船環工	係船環		200	
			17 消波工	2 洗掘防止工	洗掘防止工	第13編2 5 3	洗掘防止工に準じる。	183
		3 消波ブロック工			消波ブロック製作 消波ブロック据付		200 201	
			18 裏込・裏埋工	2 裏込工	裏込材		201	
		裏込均し				201		
		吸出し防止材				202		
		3 裏埋工		裏埋材		202		
		3 裏埋土工		土砂掘削 土砂盛土	第13編2 18 3	土砂掘削に準じる。	202	
			19 維持修繕工	2 維持塗装工	係船柱塗装		202	
		車止塗装イ)鋼製				203		
		車止塗装ロ)その他				203		
		縁金物塗装			第13編2 19 2	車止塗装に準じる。	203	
				3 防食工	防食工	第13編2 16 5	防食工に準じる。	200
			20 魚礁工	2 単体魚礁製作工	単体魚礁製作		203	
		3 組立魚礁組立工			コンクリート部材組立		204	
				鋼製部材組立		204		
				化学系(FRP)部材組立		204		
					4 魚礁沈設工	魚礁沈設		205
			21 着定基質	2 着定基質製作工	着定基質製作		205	
		3 着定基質組立工			着定基質組立	第13編2 20 3	組立魚礁組立工に準じる。	204
		4 着定基質設置工		着定基質設置		205		
		5 石材投入工		石材投入		206		
			22 雑工	2 現場鋼材溶接工	現場鋼材溶接		206	
		被覆溶接(水中)				206		
		スタッド溶接(水中)			第13編2 22 2	被覆溶接(水中)に準じる。	206	
		3 現場鋼材切断工		現場鋼材切断イ)陸上現場切断		206		
				現場鋼材切断ロ)水中切断		206		
		4 その他雑工		清掃		207		
				削孔		207		
		14 林道	1 道路開設・改良	土工	土工	道路土工		261
						残土処理場		261
				3 法面工	2 植生工	種子散布工		261
						客土吹付工		261
						張芝工		261
						筋芝工		261
						市松芝工		261
						植生ネット工		261
						種子帯工		261
						人工張芝工		261
						植生穴工		261
						植生基材吹付工		261

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
14 林道	1 道路開設・改良	3 法面工	3 法面吹付工	コンクリート		262	
				モルタル		262	
				特殊モルタル		262	
			4 法枠工	現場打法枠工		262	
				現場吹付法枠工		262	
			6 アンカー工	アンカー工	第4編3-8-7	抑止アンカー工に準じる。	123
			7 ロックボルト工	ロックボルト工	第4編3-8 10	ロックボルト工に準じる。	123
			8 PC法枠工	PC法枠工	第4編3-8-8	PC法枠工に準じる。	123
			9 かご工	じゃかご	第2編1 5 13	羽口工に準じる。	75
		ふとんかご		第2編1 5 13	羽口工に準じる。	75	
		4 擁壁工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4	既製杭工に準じる。	53
				場所打杭工	第1編3-4-5	場所打杭工に準じる。	54
			5 現場打擁壁工	現場打擁壁工			263
			6 プレキャスト擁壁工	プレキャスト擁壁工	第2編1-6-4	プレキャスト擁壁工に準じる。	76
			7 補強土壁工	補強土壁工			263
			8 井桁ブロック工	井桁ブロック工	第4編3-4-7	井桁ブロック工に準じる。	121
			9 小型擁壁工	小型擁壁工	第12編2 6 8	小型擁壁工に準じる。	169
		5 石・ブロック積(張)工	3	コンクリートブロック積(張)工	コンクリートブロック積(張)工		264
				石積(張)工	石積(張)工	第1編3-5-5	石積(張)工に準じる。
		6 カルバート工	4 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4	既製杭工に準じる。	53
				場所打杭工	第1編3-4-5	場所打杭工に準じる。	54
			6 現場打カルバート工	現場打カルバート工	第6編1-7-6	現場打カルバート工に準じる。	127
			7 プレキャストカルバート工	プレキャストカルバート工	第2編3-3-6	函渠工に準じる。	81
		7 排水構造物工	3 側溝工	プレキャストU型側溝・L型側溝		264	
				コルゲートフリューム		264	
				自由勾配側溝		264	
				素堀		264	
				植生工		264	
			4 管渠工	コンクリート管工		265	
				コルゲートパイプ工		265	
				合成樹脂管		265	
			5 集水桝工	集水桝工		265	
			6 地下排水工	地下排水工		265	
			7 現場打水路工	現場打水路工		265	
			8 排水工(小段排水・縦排水)	排水工(小段排水・縦排水)	第14編1 7 3	側溝工に準じる。	264
			8 落石雪害防止工	4 落石防止網工	落石防止網工	第6編1-9-4	落石防止網工に準じる。
		5 落石防護柵工		落石防護柵工	第4編3-4-8	落石防護柵工に準じる。	121
		6 防雪柵工		防雪柵工	第6編1-9-6	防雪柵工に準じる。	127
		7 雪崩予防柵工		雪崩予防柵工	第6編1-9-7	雪崩予防柵工に準じる。	128

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
14 林道	2 舗装	3 舗装工	下層路盤工	下層路盤工		266	
			粒度調整路盤工	粒度調整路盤工		266	
			セメント(石灰)安定処理工	セメント(石灰)安定処理工		266	
			瀝青安定処理路盤工	瀝青安定処理路盤工		266	
			5 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工		266	
			6 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工		266	
		4 路面排水工	3 側溝工	側溝工	第14編1 7 3 側溝工に準じる。	264	
			4 管渠工	管渠工	第14編1 7 4 管渠工に準じる。	265	
			5 集水樹工	集水樹工	第14編1 7 5 集水樹工に準じる。	265	
			6 地下排水工	地下排水工	第14編1 7 6 地下排水工に準じる。	265	
			7 現場打水路工	現場打水路工	第14編1 7 7 現場打水路工に準じる。	265	
			8 排水工(小段排水・縦排水)	排水工(小段排水・縦排水)	第14編1 7 3 側溝工に準じる。	264	
			5 防護柵工	3 路側防護柵工	路側防護柵工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51
				4 防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51
		5 ボックスビーム工		ボックスビーム工	第1編3 3 11 路側防護柵工に準じる。	51	
		6 車止めポスト工		車止めポスト工	第1編3 3 10 防止柵工(安全施設)に準じる。	51	
		6 標識工	3 小型標識工	小型標識工	第1編3-3-9 小型標識工に準じる。	50	
			4 大型標識工	標識基礎工	第6編2-6-4 大型標識工に準じる。	130	
		標識柱工		第6編2-6-4 大型標識工に準じる。	130		
		7 区画線工	2 区画線工	区画線工	第1編3 3 12 区画線工に準じる。	52	
		8 縁石工	3 縁石工	縁石工	第1編3-3-8 縁石工に準じる。	50	
		9 道路植栽工	3 道路植栽工	道路植栽工	第10編 植栽工編に準じる。		
		10 道路附属施設工	道路附属物工	道路附属物工	第1編3 3 13 道路附属物工に準じる。	52	
		11 橋梁附属物工	2 伸縮装置工	伸縮装置工	第2編4 10 2 伸縮装置工に準じる。	86	
		3 橋梁下部	3 工場製作工	2 刃口金物製作工	刃口金物製作工	第2編5-3-3 刃口金物製作工に準じる。	95
				3 鋼製橋脚製作工	鋼製橋脚製作工	第6編3-3-3 鋼製橋脚製作工に準じる。	133
				4 アンカーフレーム製作工	アンカーフレーム製作工	第2編5 3 12 アンカーフレーム製作工に準じる。	102
				5 工場塗装工	工場塗装工	第2編5 3 14 工場塗装工に準じる。	103
				4 橋台工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。
			4 場所打杭工		場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54
	5 深礎工		深礎工		第1編3-4-6 深礎工に準じる。	54	
	6 オープンケーソン基礎工		オープンケーソン基礎工		第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工に準じる。	54	
	7 ニューマチックケーソン基礎工		ニューマチックケーソン基礎工		第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準じる。	54	
	8 躯体工		躯体工		第6編3-4-8 躯体工に準じる。	134	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
14 林道	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53	
			4 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54	
			5 深礎工	深礎工	第1編3-4-6 深礎工に準じる。	54	
			6 オープンケーソン基礎工	オープンケーソン基礎工	第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工に準じる。	54	
			7 ニューマチックケーソン基礎工	ニューマチックケーソン基礎工	第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準じる。	54	
			8 鋼管矢板基礎工	鋼管矢板基礎工	第1編3-4-9 鋼管矢板基礎工に準じる。	55	
			9 橋脚躯体工	橋脚躯体工	第6編3-5-9 橋脚躯体工に準じる。	135~136	
			6 鋼製橋脚工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53
				4 場所打杭工	場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54
		5 深礎工		深礎工	第1編3-4-6 深礎工に準じる。	54	
		6 オープンケーソン基礎工		オープンケーソン基礎工	第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工に準じる。	54	
		7 ニューマチックケーソン基礎工		ニューマチックケーソン基礎工	第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準じる。	54	
		8 鋼管矢板基礎工		鋼管矢板基礎工	第1編3-4-9 鋼管矢板基礎工に準じる。	55	
		9 橋脚フーチング工		橋脚フーチング工	第6編3-6-9 橋脚フーチング工に準じる。	137	
		10 橋脚架設工		橋脚架設工	第6編3 6 10 橋脚架設工に準じる。	137	
		11 現場継手工		現場継手工	第6編3 6 11 現場継手工に準じる。	137	
		12 現場塗装工		現場塗装工	第2編4-8-2 現場塗装工に準じる。	85	
		7 護岸基礎工		3 基礎工	基礎工	第1編3-4-3 基礎工(護岸)に準じる。	53
				4 矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48
		8 矢板護岸工	3 笠コンクリート工	笠コンクリート工	第1編3-4-3 基礎工(護岸)に準じる。	53	
			4 矢板工	矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48	
		9 法覆護岸工	2 コンクリートブロック積(張)工	コンクリートブロック積(張)工	第14編1 5 3 コンクリートブロック積(張)工に準じる。	264	
			3 護岸付属物工	護岸付属物工	第2編1-5-4 護岸付属物工に準じる。	74	
			4 緑化ブロック工	緑化ブロック工	第1編3-5-4 緑化ブロック工に準じる。	56	
			5 環境護岸ブロック工	環境護岸ブロック工	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55	
			6 石張り・石積み工	石張り・石積み工	第1編3-5-5 石積(張)工に準じる。	56	
			7 法枠工	法枠工	第14編1 3 4 法枠工に準じる。	262	
			8 多自然型護岸工	巨石張り	巨石張り	第2編1-5-9 多自然型護岸工に準じる。	74
				巨石積み	巨石積み	第2編1-5-9 多自然型護岸工に準じる。	74
				かごマット	かごマット	第2編1-5-9 多自然型護岸工に準じる。	74
			9 吹付工	吹付工	第14編1 3 3 法面吹付工に準じる。	262	
		10 植生工	植生工	第14編1 3 2 植生工に準じる。	261		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁			
14	林道	4	鋼橋上部	9	法覆護岸工	11 覆土工	覆土工	第1編4-3-7 整形仕上げ工に準じる。	72
					12 羽口工	じゃかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75	
						ふとんかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75	
						かご枠	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75	
		連節ブロック張り	第1編3-5-3 コンクリートブロック工に準じる。	55					
		10	擁壁護岸工	3 現場打擁壁工	現場打擁壁工	第14編1 4 5 現場打擁壁工に準じる。	263		
				4 プレキャスト擁壁工	プレキャスト擁壁工	第2編1-6-4 プレキャスト擁壁工に準じる。	76		
		3	工場製作工	3 桁製作工	桁製作工	第2編5-3-4 桁製作工に準じる。	96~98		
				4 検査路製作工	検査路製作工	第2編5-3-5 検査路製作工に準じる。	99		
				5 鋼製伸縮継手製作工	鋼製伸縮継手製作工	第2編5-3-6 鋼製伸縮継手製作工に準じる。	99		
				6 落橋防止装置製作工	落橋防止装置製作工	第2編5-3-7 落橋防止装置製作工に準じる。	99		
				7 鋼製排水管製作工	鋼製排水管製作工	第2編5-3-8 鋼製排水管製作工に準じる。	99		
				8 橋梁用防護柵製作工	橋梁用防護柵製作工	第2編5 3 10 橋梁用防護柵製作工に準じる。	100		
				9 橋梁用高欄製作工	橋梁用高欄製作工	第6編4-3-9 橋梁用高欄製作工に準じる。	138		
				10 鋳造費	鋳造費	第2編5 3 11 鋳造費に準じる。	101~102		
				11 アンカーフレーム製作工	アンカーフレーム製作工	第2編5 3 12 アンカーフレーム製作工に準じる。	102		
				12 工場塗装工	工場塗装工	第2編5 3 14 工場塗装工に準じる。	103		
				4	鋼橋架設工	4 架設工(クレーン架設)	架設工(クレーン架設)	第2編4-7-4 架設工(クレーン架設)に準じる。	84
						5 架設工(ケーブルクレーン架設)	架設工(ケーブルクレーン架設)	第2編4-7-5 架設工(ケーブルクレーン架設)に準じる。	84
		6 架設工(ケーブルエレクション架設)	架設工(ケーブルエレクション架設)			第2編4-7-6 架設工(ケーブルエレクション架設)に準じる。	84		
		7 架設工(架設桁架設)	架設工(架設桁架設)			第2編4-7-7 架設工(架設桁架設)に準じる。	84		
		8 架設工(送出し架設)	架設工(送出し架設)			第2編4-7-8 架設工(送出し架設)に準じる。	84		
		9 架設工(トラベラークレーン架設)	架設工(トラベラークレーン架設)			第2編4-7-9 架設工(トラベラークレーン架設)に準じる。	84		
		10 支承工	支承工			第2編4 7 10 支承工に準じる。	85		
		5 橋梁現場塗装工	3 現場塗装工			現場塗装工	第2編4-8-2 現場塗装工に準じる。	85	
		6 床版工	2 床版工			床版工	第2編4-9-2 床版工に準じる。	86	
		7 支承工	2 支承工			支承工	第2編4 7 10 支承工に準じる。	85	
		8	橋梁付属物工	2 伸縮装置工	伸縮装置工	第2編4 10 2 伸縮装置工に準じる。	86		
				4 落橋防止装置工	落橋防止装置工	第2編4 12 10 落橋防止装置工に準じる。	89		
				6 地覆工	地覆工	第2編4 10 4 地覆工に準じる。	87		
				7 橋梁用防護柵工	橋梁用防護柵工	第2編4 10 5 橋梁用防護柵工に準じる。	87		
				8 橋梁用高欄工	橋梁用高欄工	第2編4 10 6 橋梁用高欄工に準じる。	87		
				9 検査路工	検査路工	第2編4 10 7 検査路工に準じる。	87		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
14 林道	5 コンクリート橋上部	3 工場製作工	2 プレベーム用桁製作工	プレベーム用桁製作工	第2編5-3-9	プレベーム用桁製作工に準じる。	100
			3 橋梁用防護柵製作工	橋梁用防護柵製作工	第2編5 3 10	橋梁用防護柵製作工に準じる。	100
			4 鋼製伸縮継手製作工	鋼製伸縮継手製作工	第2編5-3-6	鋼製伸縮継手製作工に準じる。	99
			5 検査路製作工	検査路製作工	第2編5-3-5	検査路製作工に準じる。	99
			6 工場塗装工	工場塗装工	第2編5 3 14	工場塗装工に準じる。	103
			7 鋳造費	鋳造費	第2編5 3 11	鋳造費に準じる。	101~102
			4 PC橋工	2 プレテンション桁製作工(購入工)	プレテンション桁製作工(購入工)	第2編4 12 2	プレテンション桁製作工(購入工)に準じる。
		3 ポストテンション桁製作工		ポストテンション桁製作工	第2編4 12 3	ポストテンション桁製作工に準じる。	
		4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		プレキャストセグメント製作工(購入工)	第2編4 12 4	プレキャストセグメント製作工(購入工)に準じる。	88
		5 プレキャストセグメント主桁組立工		プレキャストセグメント主桁組立工	第2編4 12 5	プレキャストセグメント主桁組立工に準じる。	88
		6 支承工		支承工	第2編4 7 10	支承工に準じる。	85
		7 架設工(クレーン架設)		架設工(クレーン架設)	第2編4 12 7	架設工(クレーン架設)に準じる。	89
		8 架設工(架設桁架設)		架設工(架設桁架設)	第2編4 12 8	架設工(架設桁架設)に準じる。	89
		9 床版・横組工		床版・横組工	第2編4-9-2	床版工に準じる。	86
		10 落橋防止装置工		落橋防止装置工	第2編4 12 10	落橋防止装置工に準じる。	89
		5 プレベーム桁橋工		2 プレベーム桁製作工(現場)	プレベーム桁製作工(現場)	第6編5-5-2	プレベーム桁製作工(現場)に準じる。
			3 支承工	支承工	第2編4 7 10	支承工に準じる。	85
			4 架設工(クレーン架設)	架設工(クレーン架設)	第2編4 12 7	架設工(クレーン架設)に準じる。	89
			5 架設工(架設桁架設)	架設工(架設桁架設)	第2編4 12 8	架設工(架設桁架設)に準じる。	89
			6 床版・横組工	床版・横組工	第2編4-9-2	床版工に準じる。	86
			9 落橋防止装置工	落橋防止装置工	第2編4 12 10	落橋防止装置工に準じる。	89
			6 PCホロースラブ橋工	2 架設支保工(固定)	架設支保工(固定)	第2編4 13 2	架設支保工(固定)に準じる。
		3 支承工		支承工	第2編4 7 10	支承工に準じる。	85
		4 PCホロースラブ製作工		PCホロースラブ製作工	第2編4 13 5	PCホロースラブ製作工に準じる。	90
		5 落橋防止装置工		落橋防止装置工	第2編4 12 10	落橋防止装置工に準じる。	89
		7 RCホロースラブ橋工		2 架設支保工(固定)	架設支保工(固定)	第2編4 13 2	架設支保工(固定)に準じる。
			3 支承工	支承工	第2編4 7 10	支承工に準じる。	85
			4 RCホロースラブ製作工	RCホロースラブ製作工	第2編4 13 5	PCホロースラブ製作工に準じる。	90
			5 落橋防止装置工	落橋防止装置工	第2編4 12 10	落橋防止装置工に準じる。	89
			8 PC版桁橋工	2 PC版桁製作工	PC版桁製作工	第2編4 13 5	PCホロースラブ製作工に準じる。

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
14 林道	5 コンクリート橋上部	9 PC箱桁橋工	2 架設支保工(固定)	架設支保工(固定)	第2編4 13 2 架設支保工(固定)に準じる。	90	
			3 支承工	支承工	第2編4 7 10 支承工に準じる。	85	
			4 PC箱桁製作工	PC箱桁製作工	第2編5 15 4 PC箱桁製作工に準じる。	105	
			5 落橋防止装置工	落橋防止装置工	第2編4 12 10 落橋防止装置工に準じる。	89	
		10 PC片持箱桁橋工	2 PC片持箱桁製作工	PC片持箱桁製作工	第2編5 15 4 PC箱桁製作工に準じる。	105	
			3 支承工	支承工	第2編4 7 10 支承工に準じる。	85	
			4 架設工(片持架設)	架設工(片持架設)	第6編5 10 4 架設工(片持架設)に準じる。	139	
		11 PC押出し箱桁橋工	2 PC押出し箱桁製作工	PC押出し箱桁製作工	第6編5 11 2 PC押出し箱桁製作工に準じる。	139	
			3 架設工(押出し架設)	架設工(押出し架設)	第6編5 11 3 架設工(押出し架設)に準じる。	139	
		12 橋梁付属物工	2 伸縮装置工	伸縮装置工	第2編4 10 2 伸縮装置工に準じる。	86	
			4 地覆工	地覆工	第2編4 10 4 地覆工に準じる。	87	
			5 橋梁用防護柵工	橋梁用防護柵工	第2編4 10 5 橋梁用防護柵工に準じる。	87	
			6 橋梁用高欄工	橋梁用高欄工	第2編4 10 6 橋梁用高欄工に準じる。	87	
			7 検査路工	検査路工	第2編4 10 7 検査路工に準じる。	87	
		6 トンネル(NATM)	4 支保工	3 吹付工	吹付工	第6編6-4-3 吹付工に準じる。	140
				4 ロックボルト工	ロックボルト工	第6編6-4-4 ロックボルト工に準じる。	140
			5 覆工	3 覆工コンクリート工	覆工コンクリート工	第6編6-5-3 覆工コンクリート工に準じる。	140
				4 側壁コンクリート工	側壁コンクリート工	第6編6-5-3 覆工コンクリート工に準じる。	140
				5 床版コンクリート工	床版コンクリート工	第6編6-5-5 床版コンクリート工に準じる。	141
	6 インバート工		4 インバート本体工	インバート本体工	第6編6-6-4 インバート本体工に準じる。	141	
	7 坑内付帯工		5 地下排水工	地下排水工	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82	
	8 坑門工		4 坑門本体工	坑門本体工	第6編6-8-4 坑門本体工に準じる。	142	
			5 明り巻工	明り巻工	第6編6-8-5 明り巻工に準じる。	142	
	7 トンネル(矢板)		5 覆工	3 覆工コンクリート工	覆工コンクリート工	第6編7-5-3 覆工コンクリート工に準じる。	143
		4 床版コンクリート工		床版コンクリート工	第6編6-5-5 床版コンクリート工に準じる。	141	
		6 インバート工	4 インバート本体工	インバート本体工	第6編7-6-4 インバート本体工に準じる。	144	
		7 坑内付帯工	5 地下排水工	地下排水工	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82	
	15 治山	1 溪間工	3 工場製作工	3 鋼製ダム製作工	鋼製ダム製作工	第2編5-3-4 桁製作工に準じる。	96~98
				4 鋼製ダム仮設材製作工	鋼製ダム仮設材製作工	第4編1-3-4 鋼製ダム仮設材製作工に準じる。	119
				5 工場塗装工	工場塗装工	第2編5 3 14 工場塗装工に準じる。	103
		4 コンクリートダム工	3 コンクリートダム本体工	コンクリートダム本体工		267	
			4 コンクリートダム副ダム工	コンクリートダム副ダム工		267	
5 コンクリート側壁工			コンクリート側壁工		267		
7 水叩工(水叩)			水叩工(水叩)		267		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁	
15 治山	1 溪間工	5 鋼製ダム工	4 鋼製ダム本体内工	不透過型		267	
				透過型	第4編1-5-4	鋼製ダム本体内工に準じる。	120
			5 鋼製側壁工	鋼製側壁工	第4編1-5-5	鋼製側壁工に準じる。	120
			6 コンクリート側壁工	コンクリート側壁工	第15編1 4 5	コンクリート側壁工に準じる。	267
			8 水叩工(水叩)	水叩工	第15編1 4 7	水叩工(水叩)に準じる。	267
			9 現場塗装工	現場塗装工	第2編4-8-2	現場塗装工に準じる。	85
		6 木製ダム	木製ダム	木製構造物		268	
		7 護岸工	4 ブロック積(張)工	ブロック積(張)工		268	
				ブロック積(張)基礎工		268	
			5 コンクリート擁壁工	コンクリート擁壁工		268	
		8 根固工	3 根固めブロック工	根固めブロック工	第2編1-7-3	根固めブロック工に準じる。	77
			6 かご工	じゃかご	第2編1 5 13	羽口工に準じる。	75
				かごマット	第2編1-5-9	多自然型護岸工に準じる。	74
				ふとんかご	第2編1 5 13	羽口工に準じる。	75
		7 沈床工	沈床工	第2編1-7-5	沈床工に準じる。	77	
		9 流路工	3 基礎工(護岸)	基礎工(護岸)	第1編3-4-3	基礎工(護岸)に準じる。	53
			4 コンクリート擁壁工	コンクリート擁壁工	第15編1 7 5	コンクリート擁壁工に準じる。	268
			5 ブロック積(張)擁壁工	ブロック積(張)擁壁工	第15編1 7 4	ブロック積(張)工に準じる。	268
			6 石積み擁壁工	石積み擁壁工	第1編3-5-5	石積(張)工に準じる。	56
			7 植生工	植生工	第1編3-3-7	植生工に準じる。	49
		10 床固工	3 床固め本体内工	床固め本体内工	第15編1 4 3	コンクリートダム本体内工に準じる。	267
			4 垂直壁工	垂直壁工	第15編1 4 3	コンクリートダム本体内工に準じる。	267
			5 側壁工	側壁工	第15編1 4 5	コンクリート側壁工に準じる。	267
			6 水叩工	水叩工	第15編1 4 7	水叩工(水叩)に準じる。	267
		12 治山ダム付属物設置	4 防止柵工	防止柵工	第1編3 3 10	防止柵工(安全施設)に準じる。	51
		2 山腹工	3 筋工	2 萱筋工	萱筋工		269
				3 木筋工	木筋工		269
				4 石筋工	石筋工		269
				5 人工芝筋工	人工芝筋工		269
				6 植生土のう筋工	植生土のう筋工		269
				7 丸太筋工	丸太筋工		269
				4 伏工	1 人工張芝工	伏工	
			5 柵工	2 編柵工	編柵工		269
	3 木柵工			木柵工		269	

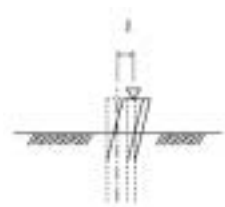
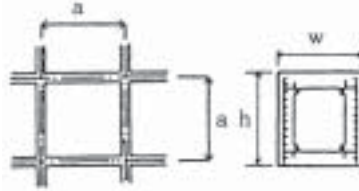

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁
15 治山	2 山腹工	7 水路工	2 張芝水路工	張芝水路工		269
			3 植生土のう水路工	植生土のう水路工		269
			4 コルゲート半円管水路工	コルゲート半円管水路工		269
			5 かご工	じゃかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75
				ふとんかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75
		特殊かご		第2編1-5-9 多自然型護岸工に準じる。	74	
		8 暗渠工	2 礫暗渠工	礫暗渠工	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82
			3 かご暗渠工	かご暗渠工	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82
			4 集水管暗渠工	集水管暗渠工	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82
		9 土留工	2 基礎工	基礎工	第1編3-4-3 基礎工(護岸)に準じる。	53
			3 ブロック積工	ブロック積工	第15編1 7 4 ブロック積(張)工に準じる。	268
			4 コンクリート擁壁工	コンクリート擁壁工	第15編1 7 5 コンクリート擁壁工に準じる。	268
			5 木製土留・擁壁工(ウッドブロック土留工等)	ウッドブロック土留工		269
			6 補強土壁工	補強土壁工	第15編2 11 6 補強土壁工に準じる。	272
			10 法面工	3 植生工	種子散布工	
		客土吹付工				270
		張芝工				270
		筋芝工				270
		市松芝工				270
		植生ネット工				270
		種子帯工				270
		人工張芝工				270
		植生穴工				270
		植生基材吹付工				270
		植生土のう等			270	
		4 吹付工		コンクリート		271
				モルタル		271
				特殊モルタル		271
		5 法枠工		法枠工	第1編3-3-5 法枠工に準じる。	48
		6 筋工		筋工	第15編2-3 筋工に準じる。	269
		7 伏工		伏工	第15編2 4 1 伏工に準じる。	269
		8 柵工		柵工	第15編2-5 柵工に準じる。	269
		9 かご工		じゃかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75
				かごマット	第2編1-5-9 多自然型護岸工に準じる。	74
				ふとんかご	第2編1 5 13 羽口工に準じる。	75
		10 落石防護柵工		落石防護柵工		271
		11 鋼製落石防止壁工		鋼製落石防止壁工		271
		12 落石防護網工	落石防護網工		271	
		13 固定工(ロープ伏工)	固定工(ロープ伏工)		271	
		11 擁壁工	3 既製杭工	既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53
			4 現場打擁壁工	現場打擁壁工	第15編1 7 5 コンクリート擁壁工に準じる。	268
			5 プレキャスト擁壁工	プレキャスト擁壁工	第2編1-6-4 プレキャスト擁壁工に準じる。	76
			6 補強土壁工	補強土壁工		272
			7 井桁ブロック工	井桁ブロック工		272

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	準用する出来形管理基準	頁		
15 治山	2 山腹工	12 山腹水路工	3 山腹集水路・排水路工	山腹集水路・排水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78		
			4 山腹明暗渠工	山腹明暗渠工	第4編3-5-4 山腹明暗渠工に準じる。	122		
			5 山腹暗渠工	山腹暗渠工	第2編3-5-5 暗渠工に準じる。	82		
			6 集水柵工	集水柵工	第2編1 9 10 集水柵工に準じる。	78		
			7 現場打水路工	現場打水路工	第2編1-9-9 側溝工に準じる。	78		
			3 地すべり防止工	3 地下水排除工	3 集排水ボーリング工	集排水ボーリング工	第4編3-6-4 集排水ボーリング工に準じる。	122
					4 集水井工	集水井工	第4編3-6-5 集水井工に準じる。	122
	4 地下水遮断工	3 現場打擁壁工		現場打擁壁工	第2編1-6-3 場所打擁壁工に準じる。	76		
		4 固結工		固結工	第1編3 10 9 固結工に準じる。	68		
		5 矢板工		矢板工	第1編3-3-4 矢板工に準じる。	48		
	5 抑止杭・アンカー工	3 既製杭工		既製杭工	第1編3-4-4 既製杭工に準じる。	53		
		4 場所打杭工		場所打杭工	第1編3-4-5 場所打杭工に準じる。	54		
		5 シャフト工(深礎工)		シャフト工(深礎工)	第1編3-4-6 深礎工に準じる。	54		
		6 合成杭工		合成杭工	第4編3-8-6 合成杭工に準じる。	123		
		7 抑止アンカー工		抑止アンカー工	第4編3-8-7 抑止アンカー工に準じる。	123		
		8 PC法枠工		PC法枠工	第4編3-8-8 PC法枠工に準じる。	123		
		9 アンカー工(プレキャストコンクリート板等)		アンカー工(プレキャストコンクリート板等)	第4編3-8-9 アンカー工(プレキャストコンクリート板等)に準じる。	123		
		10 ロックボルト工		ロックボルト工	第4編3 8 10 ロックボルト工に準じる。	123		
	4 海岸防災林造成工	2 防潮工		1 防潮工、防潮護岸工	防潮工、防潮護岸工	第3編 海岸編に準じる。		
				2 消波工、消波堤、根固工	消波工、消波堤、根固工	第3編 海岸編に準じる。		
		3 森林造成工	森林造成工	森林造成工		273		
			5 植栽工	植栽工	第10編 植栽工編に準じる。			
		4 防風林の造成工	1 防風柵	防風柵	第15編4-3 森林造成工に準じる。	273		
			2 植栽工	植栽工	第10編 植栽工編に準じる。			
	6 保安林管理道	1 保安林管理道	保安林管理道	保安林管理道	第14編 林道編に準じる。			

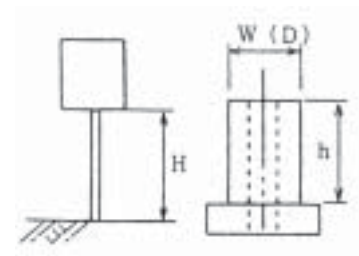
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
1 共通編	3 一般 施工	3 共通 的工 種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （幅広鋼矢板） （可とう矢板）	基 準 高 ∇		± 50
						根 入 長		設計値
						変 位 ℓ		100
1 共通編	3 一般 施工	3 共通 的工 種	5	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法 長 ℓ	$\ell < 10 \text{ m}$	100
							$\ell \geq 10 \text{ m}$	200
						幅 w		30
						高 さ h		30
						枠 中 心 間 隔 a		± 100
						延 長 L		200
1 共通編	3 一般 施工	3 共通 的工 種	5	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法 長 ℓ	$\ell < 10 \text{ m}$	100
							$\ell \geq 10 \text{ m}$	200
						延 長 L		200
1 共通編	3 一般 施工	3 共通 的工 種	6		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法 長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$	50
							$\ell \geq 3 \text{ m}$	100
						厚 さ t	$t < 5 \text{ m}$	10
							$t \geq 5 \text{ m}$	20
						但し、吹付面に凸凹がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の50%以上 とし、平均厚は設計厚以上。		
						延 長 L		200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
施工延長40m（間点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		曲線部は設計図書による
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のモノは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。 1施工箇所毎。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	200
							ℓ ≥ 5 m	法長の 4%
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	100
							ℓ ≥ 5 m	法長の 2%
						延 長 L		200
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5 m	200
							ℓ ≥ 5 m	法長の 4%
						厚 さ t	t < 5 cm	10
							t ≥ 5 cm	20
						但し、吹付面に凸凹がある場合の 最小吹付厚は設計厚の50%以上と し、平均値は設計厚以上		
						延 長 L		200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。		
1 施工箇所毎。		
施工延長40mにつき1箇所、40m 以下のものは1 施工箇所につき2 箇所。		
施工面積200㎡につき1箇所、面積 200㎡以下のものは、1 施工箇所 につき2箇所。 検査孔により測定。		
1 施工箇所毎。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	8	1	縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	200
				2	縁石工 (すりつけブロック)	段 差 H	設計値以下 20
						勾 配 i (フラット形以外 の場合のみ)	設計値以下
				3	縁石工 (車輛乗入れブロッ ク)	段 差 H	設計値以下 20 (但し、特殊 ブロックは 除く)
						勾 配 i (フラット形以外 の場合のみ)	±1%
				1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	9
基 礎	幅 w (D)	30					
	高 さ h	30					
	根 入 れ 長	設計値以上					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 箇所 / 1 施工箇所		
全箇所 (各箇所 3 測点)	図3 2	
全箇所 (各箇所 3 測点)	図3 3	
1 箇所 / 1 基		
基礎 1 基毎。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	10		防止柵工 (安全施設) (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	30
							高さ h	30
						パイプ取付高H		+30 20
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	30
							高さ h	30
						ビーム取付高H		+30 20
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	30
							高さ h	30
							延長 L	100
						ケーブル取付高H		+30 20

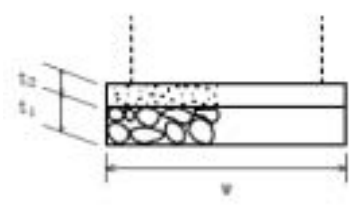
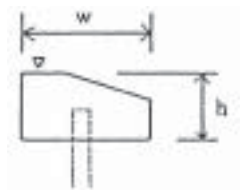
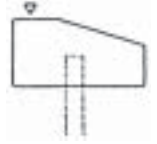
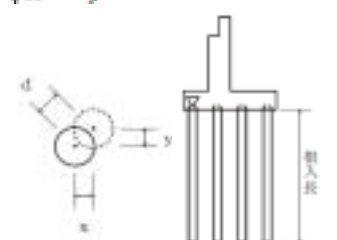
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。 1箇所/1施工箇所		
1箇所/施工延長40m 40m以下のものは、2箇所/1施工箇所。 1箇所/1施工箇所		
1箇所/1基礎毎 1箇所/1施工箇所		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	12		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	13		道路附属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30

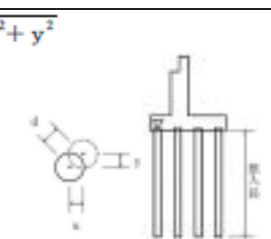
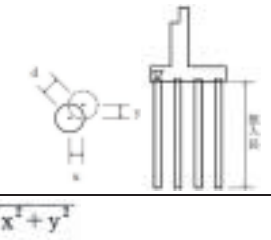
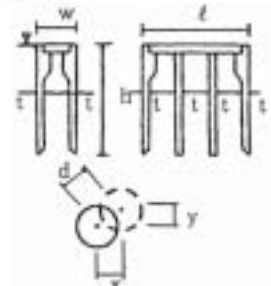
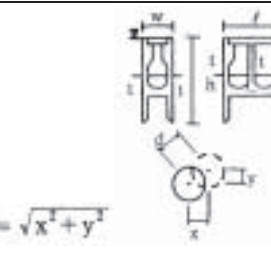
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1箇所テストピースにより測定		
1箇所/10本 10本以下の場合、2箇所測定。		




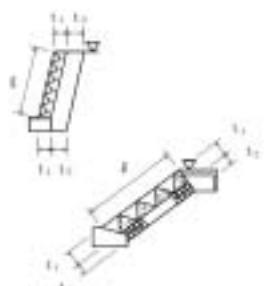
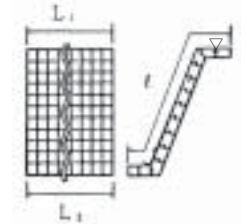
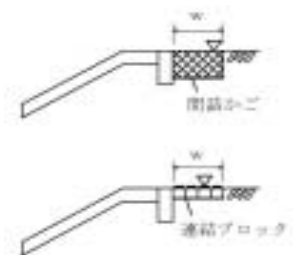
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上
						厚さ t_1, t_2	30
						延 長 L	各構造物の規格値による。
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w	30
						高 さ h	30
						延 長 L	200
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	200
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ∇	± 50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D / 4 以内 かつ100以内
						傾 斜	1/100以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>
		<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>
		<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

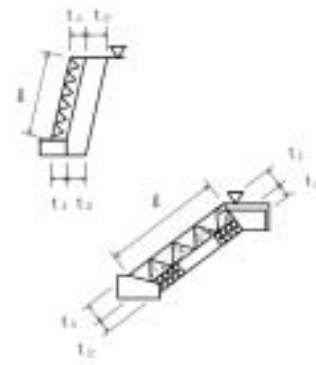
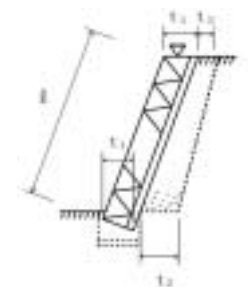
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	D / 4 以内 かつ100以内
						杭 径	{設計径(公称 径) 30} 以上
						傾 斜	1/100以内
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基本高▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	150以内
						傾 斜	1/50以内
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100
						ケーソンの長さℓ	50
						ケーソンの幅 w	50
						ケーソンの高さ h	100
						ケーソンの壁厚 t	20
						偏心量 d	300以内
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100
						ケーソンの長さℓ	50
						ケーソンの幅 w	50
						ケーソンの高さ h	100
						ケーソンの壁厚 t	20
						偏心量 d	300以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	
						根 入 長	設計値以上	
						偏 心 量 d	300以内	
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積み) (コンクリートブロック張り)	基準高 ▽	±50	
						法長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$	50
							$\ell \geq 3 \text{ m}$	100
						厚さ(ブロック積張) t_1	50	
						厚さ(裏込) t_2	50	
延 長 L	200							
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	100	
						延 長 L_1, L_2	200	
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ▽	±50	
						幅 w	100	
						延 長 L	200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	基準高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$	50
							$\ell \geq 3 \text{ m}$	100
						厚さ(ブロック) t_1		50
						厚さ(裏込) t_2		50
						延 長 L		200
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	基準高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$	50
							$\ell \geq 3 \text{ m}$	100
						厚さ(石積・張) t_1		50
						厚さ(裏込) t_2		50
						延 長 L		—200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。</p> 		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。</p> 		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値			
							個々の測定値 (X)		10個の平均値 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50		
						厚 さ	45		15	15
						幅	50			
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚 さ	25	30	8	10
						幅	50			
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚 さ	25	30	8	10
						幅	50			

測定基準	測定箇所	摘要
基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割りに測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値			
							個々の測定値 (X)		10個の 規 定 値 の平均 (X_{10})	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アルファルト 安定処理工)	厚 さ	15	20	5	7
						幅	50			
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	9	12	3	4
						幅	25			
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	5	6	アスファルト舗装工 (表裏工)	厚 さ	7	9	2	3
						幅	25			
						平坦性	3mプロファイル メーター (σ) 2.4mm 以下直読式 (足付き) (σ) 1.75 mm以下			
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50		
						厚 さ	45		15	
						幅	50			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。	橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。	橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)		10個の規定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	25	30	8
						幅	50		
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	25	30	8
						幅	50		
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	9	12	3
						幅	25		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)		10個の 規定値 の平均 (X ₁₀)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	6	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚 さ	10		3.5
						幅	25		
						平 坦 性			コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下
					目地段差	±2			
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工(下層路盤工))	基準高▽	±40	±50	
						厚 さ	45		15
						幅	50		
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	6	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工(粒度調整路盤 工))	厚 さ	25	30	8
						幅	50		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)		10個の規定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工))	厚 さ	25	30	8
						幅	50		
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(アスファルト中間層))	厚 さ	9	12	3
						幅	25		
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	15	4.5	
						幅	35		
						平坦性	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより(σ)2.4mm以下。		
						目地段差	±2		

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアー採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。		
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)		10個の 規定値 の平均 (X_{10})
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	7	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	
						厚 さ	45		15
						幅	50		
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	7	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工(粒度調 整路盤工))	厚 さ	25	30	8
						幅	50		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
		<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1個の掘り起こして測定。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)		10個の 規定値 の平均 (X ₁₀)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	7	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚 さ	25	30	8
						幅	50		
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	7	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	15	20	5
						幅	50		
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	7	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	9	12	3
						幅	25		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアを採取して測定。		

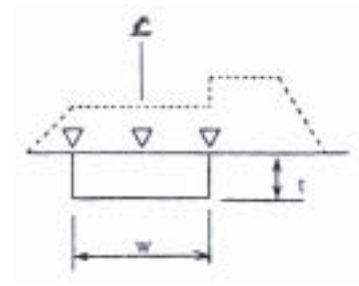
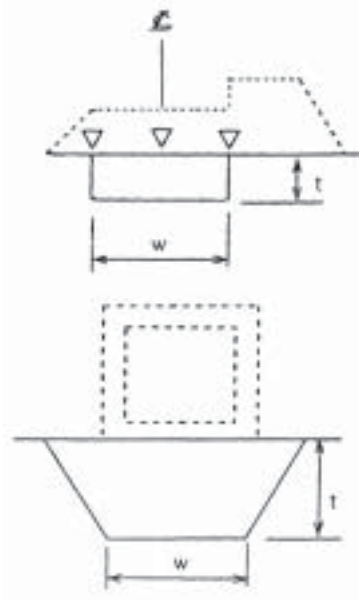
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)		10個の 規定値 の平均 (X ₁₀)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	8	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	
						厚 さ	45		15
					幅	50			
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	8	2	ブロック舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚 さ	25	30	8
						幅	50		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高・幅は延長40m毎に1箇所 の割とし、道路中心線及び端部で 測定。厚さは、各軍線200m毎に1 箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の 割合で規格値を満足しなければならないと ともに10個の測定値の平均値 (X ₁₀) につい て満足しなければならない。ただし、厚さ のデータ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	
幅は、延長40m毎に1箇所の割り とし、厚さは、各車線200m毎に1 箇所を掘り起こして測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)		10個の 規定値 の平均 (X ₁₀)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	8	3	ブロック舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚 さ	25	30	8
						幅	50		
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	8	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 上安定処理工)	厚 さ	15	20	5
						幅	50		
1 共通 編	3 一 般 施 工	9 一 般 舗 装 工	8	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	9	12	3
						幅	25		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	橋面舗装等でコアーにより床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		

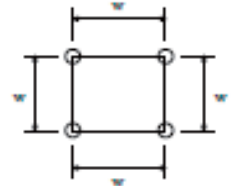
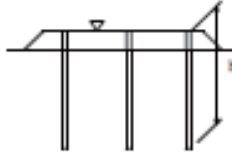
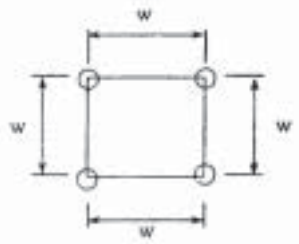
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	10 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ∇	± 50
						施 工 厚 さ t	50
						幅 w	100
						延 長 L	200
1 共通 編	3 一 般 施 工	10 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 ∇	± 50
						置 換 厚 さ t	50
						幅 w	100
						延 長 L	200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長40m毎に1箇所割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		


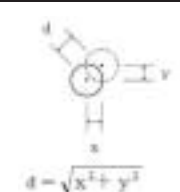
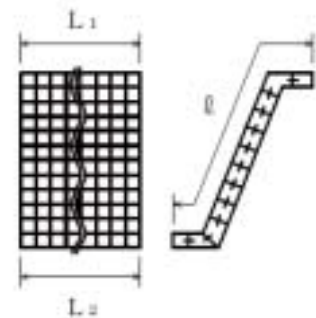
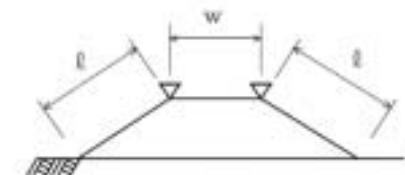
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	3 一般施工	10 地盤改良工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書 に明示
						法 長 ℓ	500
						天 端 幅 w	300
						天 端 延 長 L	500
1 共通編	3 一般施工	10 地盤改良工	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50
						厚 さ t	50
						幅 w	100
						延 長 L	200
1 共通編	3 一般施工	10 地盤改良工	6		サンドマット工	施 工 厚 さ t	50
						幅 w	100
						延 長 L	200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> <p>w. (L) は施工延長40mにつき1箇所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	10 地 盤 改 良 工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工)	位置・間隔 w	±100
						杭 径 D	設計値以上
			8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打 込 長 さ h	設計値以上
						サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	
1 共通 編	3 一 般 施 工	10 地 盤 改 良 工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ∇	50
						位置・間隔 w	D/4以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度 \varnothing	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1箇所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
全本数。		
全本数。 計器管理にかえることができる。		
	※余長は、適用除外	
100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。		
全本数。		

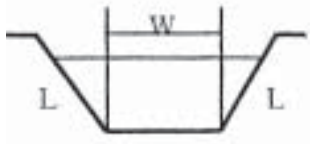
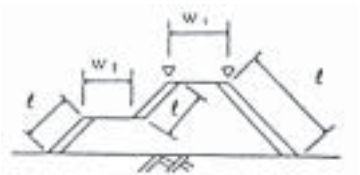
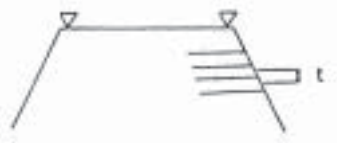
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	13 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ∇	± 100
						根 入 長	設計値以上
1 共通 編	3 一 般 施 工	13 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上
						配 置 誤 差 d	100
1 共通 編	3 一 般 施 工	13 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り 工)	法 長 ℓ	100
						延 長 L_1 L_2	200
1 共通 編	3 一 般 施 工	13 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛工)	基 準 高 ∇	50
						天 端 幅 w	100
						法 長 ℓ	100
1 共通 編	3 一 般 施 工	13 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛工)	基 準 高 ∇	50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所。延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2箇所。(任意仮設は除く)		
全数。 (任意仮設は除く)		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		

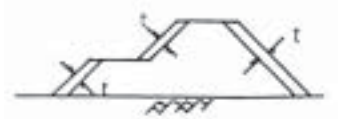
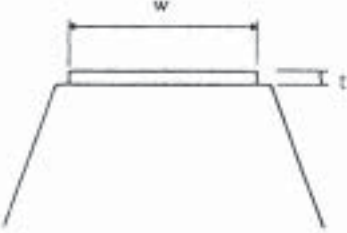
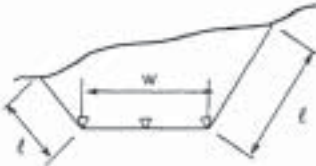
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値					
1 共通編	3 一般施工	13 仮設工	8		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ∇	± 50					
						連 壁 の 長 さ ℓ	50					
						変 位	300					
						壁 体 長 L	200					
1 共通編	3 一般施工	13 仮設工	9		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ∇	± 50					
						連 壁 の 長 さ ℓ	50					
						変 位	D/4以内					
						壁 体 長 L	200					
1 共通編	3 一般施工	13 仮設工	25		法面吹付工	法長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$	50				
							$\ell \geq 3 \text{ m}$	100				
						厚 さ t	$t < 5 \text{ cm}$	10				
							$t \geq 5 \text{ cm}$	20				
						但し、吹付面に凸凹がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						
						延 長 L						200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2箇所。</p> <p>変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2箇所。</p> <p>変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		D : 杭径
<p>施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。</p>		
1 施工箇所毎。		

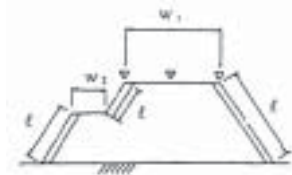
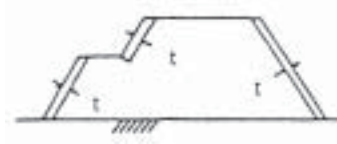
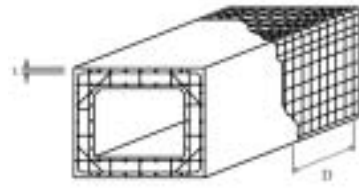
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工 等	2		掘削工 (切土工) (切土工)	基 準 高 ∇	± 50	
						法 長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	200
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	4%
						幅	$W < 10 \text{ m}$	100
							$W \geq 10 \text{ m}$	200
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工 等	3		盛土工	基 準 高 ∇	50	
						法 長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	100
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長 2%
						幅 w_1 w_2	100	
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工 等	5		盛土補強工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補 強土工法) (ジオテキスタイル を用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	50	
						厚 さ t	50	
						控 え 長 さ	設計値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの 場合は50m) につき 1 箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは 1 施 工箇所につき 2 箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。</p>		
		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場 合は50m) につき 1 箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは 1 施 工箇所につき 2 箇所。 基準高は各法肩で測定。</p>		
		

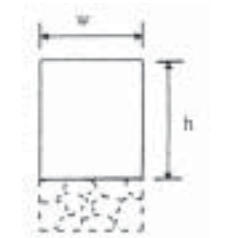

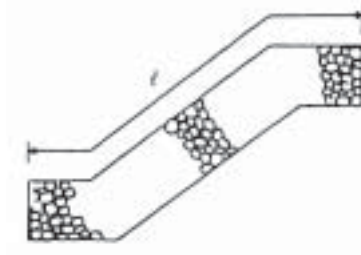
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	7		整形仕上げ工 (盛土部)	厚 さ t	※ 30
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	8		天端敷砂利工	厚 さ t	t < 15 cm 25
						t ≥ 15 cm 50	
						幅 w	100
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2		掘削工 (切土工) (切土工)	基 準 高 ∇	±50
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m 200
							ℓ ≥ 5 m 法長 4%
						幅 w	100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p> 		
<p>幅は、施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200mにつき1箇所、200m以下は2箇所、中央で測定。</p> 		
<p>施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> 		

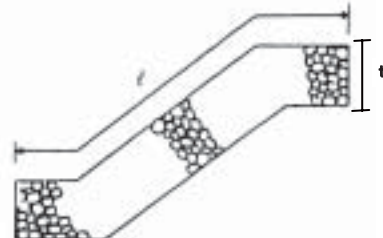
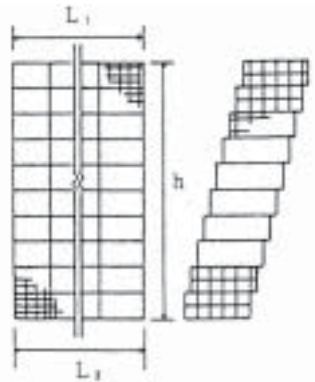
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ∇	± 50	
						法 長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	100
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長 2%
幅 w_1 w_2	100							
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※ 30	
1 共通 編	5 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	5 鉄 筋	4		鉄筋の組立て	平 均 間 隔 d	$\pm \phi$	
						か ぶ り t	$\pm \phi$ かつ 最小かぶり 以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合。</p>		
<p>$d = \frac{D}{n-1}$ D : n本間の長さ n : 10本程度とする ϕ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書(構造性能照査編 9.2)参照</p> <p>注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第2編 4 9 2 床版工を適用する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	30
						高さ h	30
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	9	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基準高 ∇	± 500
						法 長 ℓ	200
						延 長 L	200
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	9	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ h	100
						厚 さ t	0.2t
						延 長 L	200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各格子間の中央部1箇所を測定。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

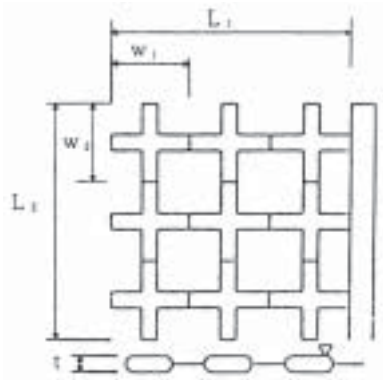
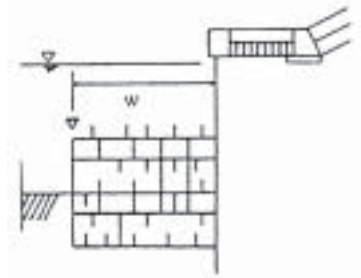
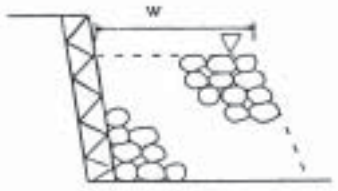
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	13	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$	50
							$\ell \geq 3 \text{ m}$	100
						厚	さ t	50
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	13	2	羽口工 (ふとんかご) (かご枠)	高	さ h	100
						延 長	$L_1 \quad L_2$	200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		

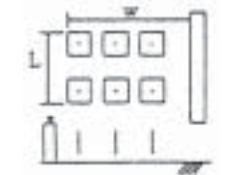

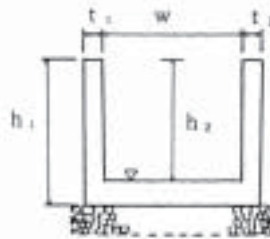
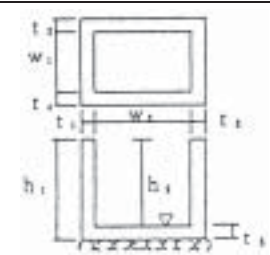
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	6 擁壁護岸工	3		場所打擁壁工	基 準 高 ∇	±50	
						厚 さ t	20	
						裏 込 厚 さ	50	
						幅 w_1 w_2	30	
						高 さ h	h < 3 m	50
							h ≥ 3 m	100
						延 長 L	200	
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	6 擁壁護岸工	4		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ∇	±50	
						延 長 L	200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
1 施工箇所毎。		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
1 施工箇所毎。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	7 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層 積	±100
							乱 積	± t / 2
						厚 さ t		20
						幅 w ₁ w ₂	層 積	20
							乱 積	t/2
						延長 L ₁ L ₂	層 積	200
							乱 積	t / 2
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	7 根固め工	5		沈床工	基 準 高 ▽	±150	
						幅 w	±300	
						延 長 L	200	
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	7 根固め工	6		捨石工	基 準 高 ▽	100	
						幅 w	100	
						延 長 L	200	

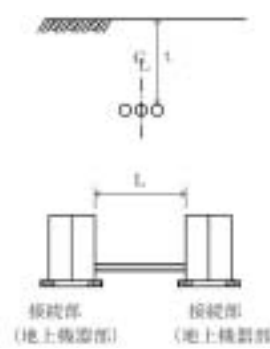
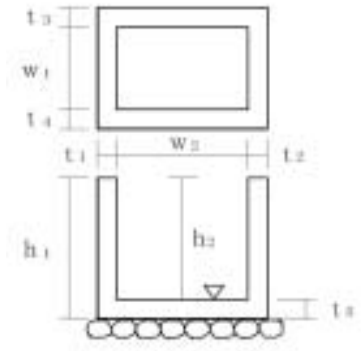
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
幅、厚さは40個につき1箇所測定。		
1 施工箇所毎。		
1 組毎		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	8 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ∇	± 50
						幅 w	± 300
						方 向	$\pm 7^\circ$
						延 長 L	200
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	9 付帯道路工	9	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ∇	± 30
						延 長 L	200
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	9 付帯道路工	9	2	側溝工 (現場打水路工)	基準高 ∇	± 30
						厚 さ t_1 t_2	20
						幅 W	30
						高 さ h_1 h_2	30
						延 長 L	200
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	9 付帯道路施設工	10		集水柵工	基準高 ∇	± 30
						※厚さ t_1 t_5	20
						※幅 w_1 w_2	30
						※高さ h_1 h_2	30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1組毎		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1箇所／1施工箇所毎		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合		



単位 mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深	0~+50
						延 長 L	200
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ∇	±30
						※ 厚 さ $t_1 \sim t_5$	20
						※ 幅 w_1, w_2	30
						※ 高 さ h_1, h_2	30

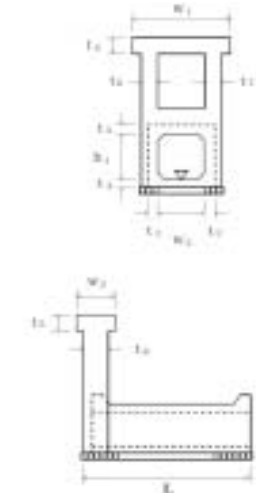

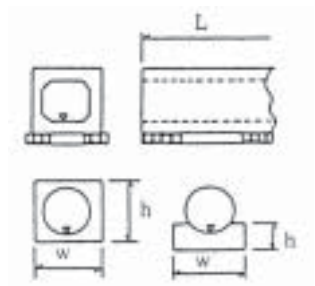
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部（地上機器部）間毎に1箇所		
接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		

単位 mm

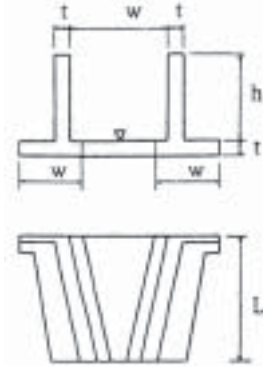
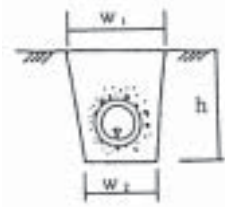
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		
								上限	下限	
2 河川・水路編	2 浚渫(川)	2 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2		浚渫船運転工 (民船、官船) (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電機船	200ps	+200	800
								500ps	+200	1000
								1000ps	+200	1200
							デイゼル船	250ps	+200	800
								420ps	+200	1000
								600ps	+200	1000
								1350ps	+200	1200
							幅	200		
							延長	200		
						2 河川・水路編	2 浚渫(川)	3 浚渫工(グラブ船)	2	
幅	200									
延長	200									

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし、必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。		
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし、必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均他は設計基準高以下であること。		

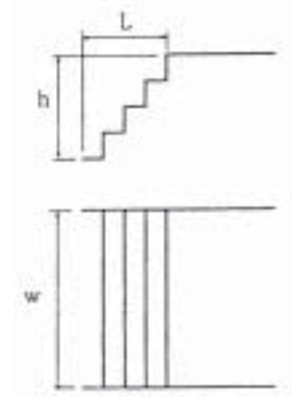
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	3 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ∇	±30
						厚 さ $t_1 \sim t_8$	20
						幅 $w_1 \quad w_2$	30
						内 空 幅 w_3	30
						内 空 高 h_1	±30
						延 長 L	200
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	3 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ∇	±30
						延 長 L	200
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	3 樋門・樋管本体工	6	3	函渠工 (PC函渠)	基 準 高 ∇	±30
						※ 幅 w	50
						※ 高 さ h	30
						延 長 L	200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。</p> <p>函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。</p> <p>プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
1 施工箇所毎。		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>※印は、現場打部分のある場合。</p>		
1 施工箇所毎。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	3 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	20
						幅 w	30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	50
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	5 水路工	5		暗渠工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1 w_2	50
						深 さ h	30
						延 長 L	200

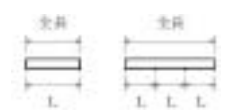
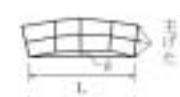




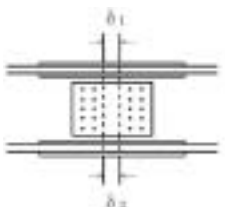
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。なお、製品使用の場合、製品寸法については規格証明書等による。</p> <p>1 施工箇所毎。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	6 付属物設置工	7		階段工 (現場打階段) (プレキャスト階段)	幅 w	30
						高さ h	30
						長さ L	30
						段 数	±0段
2 河川・水路編	4 水門	4 水門本 体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ∇	±30
						厚 さ t	20
						幅 w	30
						高 さ h	±30
						延 長 L	50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1回/1施工箇所		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

単位 mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値
2 河川・水路編	4 水門	7 鋼管 理橋 上部 工	4 5 6 7 8 9		架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長・支間長(m)	$\pm(20+L/5)$
						通り δ (mm)	$\pm(10+2L/5)$
						そり δ (mm)	$\pm(25+L/2)$
						※主げた、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots \cdots$ $\pm(3+B/2) \cdots \cdots$
						※主げた、橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10
						※主げた、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$
						※現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	設計値 ± 5

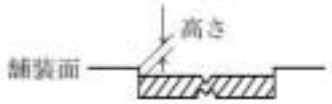
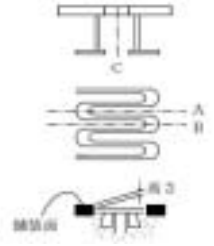
測定基準	測定箇所	摘 要
各桁毎に全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)		※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。
L：主げた・主構の支間長(m)		
各桁毎に全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
各主げたの両端部を測定。 h：げた・主構の高さ(mm)		
主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合は、マイナスを認めない。		
※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
2 河川・水路編	4 水門	7 鋼管理橋上部工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	
						可動支承の橋軸方向ずれ 注2)	設計移動量 ±10	
						支 承 中 心 間 隔 (橋軸直角方向)	±5	$4 + 0.5 \times (B - 2)$
						下 査 の 水 平 度	橋 軸 方 向	1/100
							橋軸直角方向	
						同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差	5	
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上							
2 河川・水路編	4 水門	7 鋼管理橋上部工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	
						可動支承の橋軸方向ずれ 注2)	設計移動量 +10以上	
						支 承 中 心 間 隔 (橋軸直角方向)	±5	$4 + 0.5 \times (B - 2)$
						下 査 の 水 平 度	橋 軸 方 向	1/300
							橋軸直角方向	
						同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差	5	
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上							
2 河川・水路編	4 水門	8 橋梁現場塗装工	2		現場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面、及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認する。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500m ² とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		

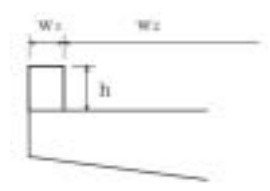

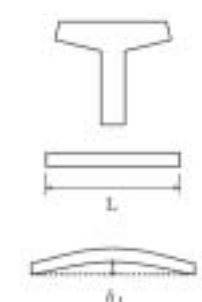
単位 mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
2 河川・水路編	4 水門	9 床版工	2		床版工	基準高 ▽	±20	
						幅 w	0～+30	
						厚 さ t	10～+20	
						鉄筋のかぶり	設計値以上	
						鉄筋の有効高さ	±10	
						鉄筋間隔	±20	
		上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10					
2 河川・水路編	4 水門	10 橋梁付属物工(鋼管理橋)	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	舗装面に対し 0～2	
						表面の凹凸	3	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～2	
2 河川・水路編	4 水門	10 橋梁付属物工(鋼管理橋)	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	高さ	据付け高さ	±3
							車線方向各誤差の 相対差	3
						表面の凹凸	3	
						歯型板面の歯咬み 合い部の高低差	2	
						縦方向間隔	±2	
						横方向間隔	±5	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）</p> <p>1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。</p> <p>1径間当たり3箇所（両端及び中央）測定。</p> <p>1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。</p>		
<p>両端及び中央部付近を測定。</p>		
<p>高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。</p>		

単位 mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	4 水門	10 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4		地覆工	地覆の幅 w_1	10~+20
						地覆の高さ h	10~+20
						有効幅員 w_2	0~+30
2 河川・水路編	4 水門	10 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 w	5~+10
						高 さ h	20~+30
2 河川・水路編	4 水門	10 橋梁付属物工(鋼管理橋)	7		検査路工	幅	±3
						高 さ	±4
2 河川・水路編	4 水門	12 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	2	1	プレテンション桁 製作工(購入工) (けた橋)	桁長 $L(m)$	± $L/1000$
						断面の外形寸法	±5
						橋 桁 の そ り δ_1	±8
						横方向の曲がり δ_2	±10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
1ブロックを抽出して測定。		
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS製品の場合は、JIS認定工場の成績表にかえることができる。 JIS製品以外はJIS製品に準ずる。		

単位 mm

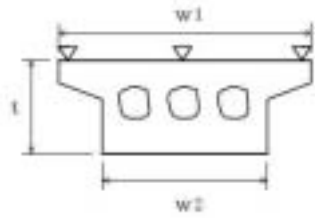
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・ 水路編	4 水門	12 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	2	2	プレテンション桁 製作工(購入工) (スラブ桁)	桁長 L(m)	±10… ±L/1000… L ≤ 10m L > 10m
						断面の外形寸法	±5
						橋桁のそり δ1	±8
						横方向の曲がり δ2	±10
2 河川・ 水路編	4 水門	12 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	3		ポストテンション 桁製作工	幅(上) w1	+10 5
						幅(下) w2	±5
						高さ h	+10 5
						桁長 支間長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ/5) かつ 30mm以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ
2 河川・ 水路編	4 水門	12 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4		プレキャストセグ メント製作工(購入 工)	桁長 ℓ	
						断面の外形寸法 (mm)	
2 河川・ 水路編	4 水門	12 コンクリート管理橋上部鋼(PC橋)	5		プレキャストセグ メント主桁組立工	桁長 支間長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…± (ℓ/5) かつ 30mm以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS製品の場合は、JIS認定 工場の成績表にかえることができる。 JIS製品以外はJIS製品に準ずる。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレスト レッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、 中央部の3箇所とする。 ℓ：支間長 (m)		
桁全数について測定。桁断面寸法 測定箇所は、図面の寸法表示箇所 で測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレスト レッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、 中央部の3箇所とする。 ℓ：支間長 (m)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	4 水門	12 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	7 8		架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設）	全長・支間	
						桁の中心間距離	
						そ り	
2 河川・水路編	4 水門	12 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	10		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上
						アンカーボルト定着長	20以内 かつ 1D以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。		
一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
主桁を全数測定。		
全数測定		
全数測定 D: アンカーボルト径 (mm)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	4 水門	13 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	2		架設工(コンクリート橋) 架設工支保工 (固定) (移動)	全長・支間	
						桁の中心間距離	
						そ り	
2 河川・水路編	4 水門	13 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	5		PCホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20
						幅 w_1, w_2	5~+30
						厚 さ t	10~+20
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm$ (ℓ 5) かつ 30以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。		
一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
主桁を全数測定。		
桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所 ※鉄筋の出来形管理基準については、第2編4 9 2床板工に準ずる。 ℓ : 桁長(m)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	6	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50		
						厚 さ	45	45	15	15
						幅	50	50		
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	6	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚 さ	25	30	8	10
						幅	50	50		
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	6	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚 さ	25	30	8	10
						幅	50	50		
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	6	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	15	20	5	7
						幅	50	50		
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	6	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	9	12	3	4
						幅	25	25		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位 mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	6	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	7	9	2	3
						幅	25	25		
						平坦性			3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	7	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50		
						厚 さ	45	45	15	15
						幅	50	50		
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	7	2	排水性舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	厚 さ	25	30	8	10
						幅	50	50		
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	7	3	排水性舗装工 (上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工))	厚 さ	25	30	8	10
						幅	50	50		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1箇所割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
基準高は延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所割に測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 目 的	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	7	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	15	20	5	7
						幅	50	50		
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	7	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	9	12	3	4
						幅	25	25		
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	7	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	7	9	2	3
						幅	25	25		
						平坦性			3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 目 的	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	8	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		
						厚 さ	t < 15cm	30	10
							t ≥ 15cm	45	15
						幅	100		
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	8	2	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	9	3	
						幅	25		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は片側延長40m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>幅は、片側延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアを採取して測定。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>		

単位 mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	9	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	15	20	5	7
						幅	50	50		
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	9	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	9	12	3	4
						幅	25	25		
2 河川・水路編	4 水門	16 舗装工	9	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	7	9	2	3
						幅	25	25		
						平坦性			3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	<p>工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。		

単位 mm

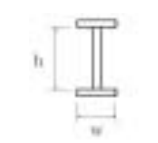
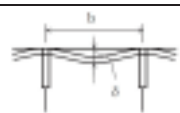
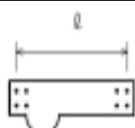
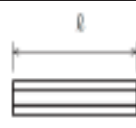
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	5 堰	3 工場製作工	3		刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	±2…… h ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < h ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < h ≤ 2.0

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
2 河川・水路編	5 堰	3 工場製作工	4	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	仮 組 立 時	全長、支間長 L (m)	$\pm(10+L/10)$
							主げた、主構の 中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots B > 2$
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\cdots h > 5$
							主げた、主溝の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$
							主げた、主構の そり δ (mm)	$5 \sim +5 \cdots$ $L \leq 20$ $5 \sim +10 \cdots$ $20 < L \leq 40$ $5 \sim +15 \cdots$ $40 < L \leq 80$ $5 \sim +25 \cdots$ $80 < L \leq 200$
							主げた、主構の 橋端における 出入差 δ (mm)	設計値 ± 10
							主げた、主構の 鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$
							現場継手部の すき間 δ_1, δ_2 (mm)	設計値 ± 5

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
銅げた等	トラス・アーチ等		
主げた、主構全数を測定。			※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。
各支点及び各支間中央付近を測定。			
	両端部及び中心部を測定。		
最も外側の主桁又は主げたについて支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線長(m)			
各主げたについて10~12m間隔を測定。 L: 主げたの支間長(m)	各主構の各格点を測定。 L: 主構の支間長(m)		
どちらか一方の主げた(主構)端を測定。			
各主桁の両端部を測定。 h: 主げたの高さ(mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ(mm)		
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいものせつけ位置が5mm以下の場合、マイナスを認めない			

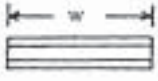
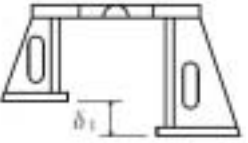

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
2 河川・水路編	5 堰	3 工場製作工	4	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/2) 2.0 < w	
							板の平面度 δ (mm)	鋼げた及びトラス等の部材の腹板	h / 250
								箱げた等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150
								フランジの直角度 δ (mm)	w / 200
								部材長 ℓ (m)	鋼げた

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。		 I型鋼げた	※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。
床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。			
主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。		 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
主要部材全数を測定。		 	

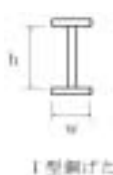

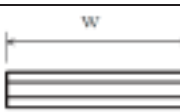

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	5 堰	3 工場製作工	4	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10
						堤 長 L	±30
						堤 長 ℓ	±10
						堤 幅 W	±30
						堤 幅 w	±10
						高 さ H	±10
						ベースプレートの高さ	±10
						本体の傾き	±H/500

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数を測定。	<p>図a 格子形鋼製砂防ダム 図b 鋼製スリットダムA型 図c 鋼製スリットダムB型 図d 鋼製L型スリットダム</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
2 河川・ 水路編	5 堰	3 工場製 作工	5		検査路製作工	部 材	部 材 長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
2 河川・ 水路編	5 堰	3 工場製 作工	6		鋼製伸縮継手製作工	部 材	部 材 長 w (m)	0~+30
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ± 4
							フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	± 2
2 河川・ 水路編	5 堰	3 工場製 作工	7		落橋防止装置製作工	部 材	部 材 長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
2 河川・ 水路編	5 堰	3 工場製 作工	8		鋼製排水管製作工	部 材	部 材 長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
製品全数を測定。		
両端及び中央部付近を測定。	  (実測値) δ_2	
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

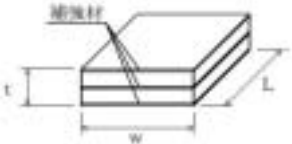
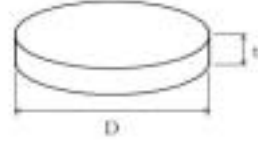
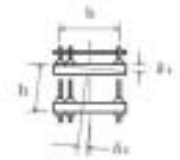
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
2 河川・水路編	5 堰	3 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	部	フランジ幅 W (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $2.0 < w$
						材	フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$
							部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$
						仮組立時	主げたのそり	$5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$
2 河川・水路編	5 堰	3 工場製作工	10		橋梁用防護柵製作工	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各支点及び各支間中央付近を測定。		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
原則として仮組立をしない部材について主要部材全数を測定。		
各主げたについて 10～12m間隔を測定・		
図面の寸法表示箇所を測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		
2 河川・水路編	5 堰	3 工場製作工	11	1	casting fee (metal support work)	上下部構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		+2 0	
							中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ		
								≤ 1000 mm	1以下	
								センターボスを基準にした孔位置のずれ		
								> 1000 mm	1.5以下	
						アンカーボルト用孔 (鑄放し)	孔の直径	≤ 100 mm	+3 1	
								> 100 mm	+4 2	
							孔の中心距離		JIS B 0403 95 CT13	
						センターボス	ボスの直径		+0 1	
							ボスの高さ		+1 0	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。		

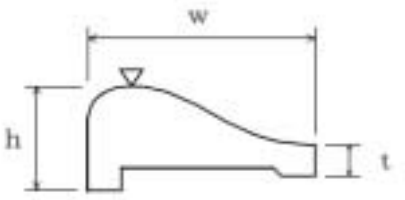
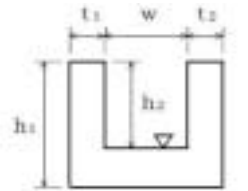
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
2 河川・水路編	5 堰	3 工場製作工	11	1	鑄造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 95 CT13		
						全移動量 ℓ	$\ell \leq 300 \text{ mm}$	± 2	
							$\ell > 300 \text{ mm}$	$\pm \frac{\ell}{100}$	
						組立高さ H	上、下面加工仕上げ		± 3
							CO構造用	$H \leq 300 \text{ mm}$	± 3
								$H > 300 \text{ mm}$	$(H/200+3)$ 小数点以下切り捨て
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1), ※2)		JIS B 0403 95 CT14
							鑄放し肉厚寸法 ※1)		JIS B 0403 95 CT15
							削り加工寸法		JIS B 0405 91 粗級
							ガス切断寸法		JIS B 0417 79 B級
2 河川・水路編	5 堰	3 工場製作工	11	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500 \text{ mm}$	0~+5	
							$500 < w, L, D \leq 1500 \text{ mm}$	0~+1%	
							$1500 < w, L, D$	0~+15	
						厚さ t	$t \leq 20 \text{ mm}$	± 0.5	
							$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$	
							$160 < t$	± 4	
						平 面 度		1	
2 河川・水路編	5 堰	3 工場製作工	12		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	$b/500$	
							鉛直度 δ_2 (mm)	$h/500$	
							高さ h (mm)	± 5	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 ※ 1)片面削り加工も含む。 ※ 2)ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		
製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差	 	
軸心上全数を測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
2 河川・ 水路編	5 堰	3 工場製 作工	13		仮設材製作工	部 材	部 材 長 ℓ (m)	± 3 …… ℓ ≤ 10 ± 4 …… ℓ > 10
2 河川・ 水路編	5 堰	3 工場製 作工	14		工場塗装工			塗 膜 厚

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m ² とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		

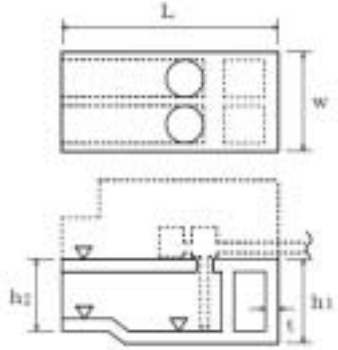
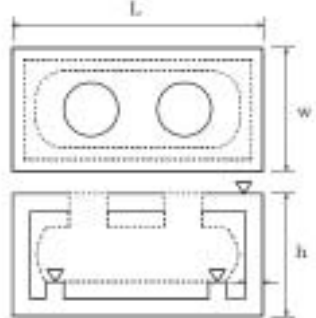
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
2 河川・水路編	5 堰	4 可動堰本 体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ∇	±30	
						厚 さ t	20	
						幅 w	30	
						高 さ h	±30	
						延 長 L	50	
2 河川・水路編	5 堰	5 固定堰本 体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ∇	±30	
						厚 さ t	20	
						幅 w	30	
						高 さ h	±30	
						堰長 L	L < 20 m	50
							L ≥ 20 m	100
2 河川・水路編	5 堰	6 魚道工	3 魚道本 体工		魚道本体工	基 準 高 ∇	±30	
						厚 さ t ₁ t ₂	20	
						幅 w	30	
						高 さ h ₁ h ₂	30	
						延 長 L	200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所		
基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。（なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による）		

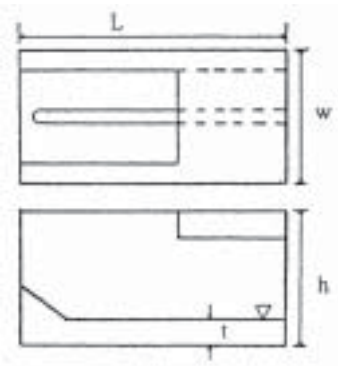
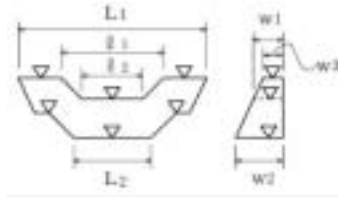
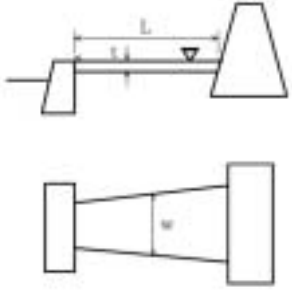
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	5 堰	7 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	20
						天 端 幅 w ₁ (橋軸方向)	10
						天 端 幅 w ₂ (橋軸方向)	10
						敷 幅 w ₃ (橋軸方向)	50
						高 さ h ₁	50
						胸 壁 の 高 さ h ₂	30
						天 端 長 ℓ ₁	50
						敷 長 ℓ ₂	50
						胸 壁 間 距 離 ℓ	± 30
		支 間 長 及 び 中 心 線 の 変 位	± 50				
2 河川・水路編	5 堰	15 コンクリート管理橋上部工(P.C箱桁橋)	4		P.C箱桁製作工	基 準 高 ∇	± 20
						幅 (上) W ₁	+30 ~ 5
						幅 (下) W ₂	+30 ~ 5
						内 空 幅 W ₃	± 5
						高 さ h ₁	+10 ~ 5
						内 空 高 さ h ₂	+10 ~ 5
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell / 5)$ かつ 30mm以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		
桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ℓ : 支間長 ※鉄筋の出来形管理基準については、第2編4.9.2床版工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	6 排水機場	3 機場本体工	6		本体工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	20
						幅 W	30
						高 さ h_1 h_2	± 30
						延 長 L	50
2 河川・水路編	6 排水機場	3 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	20
						幅 W	30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所で測定。		
図面の表示箇所で測定。		

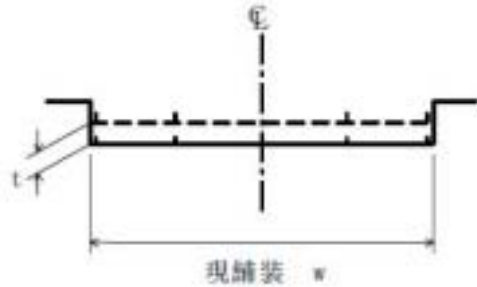
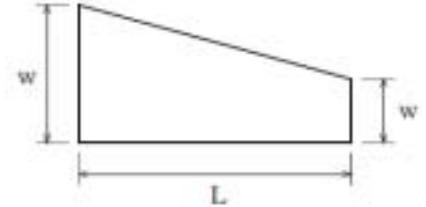
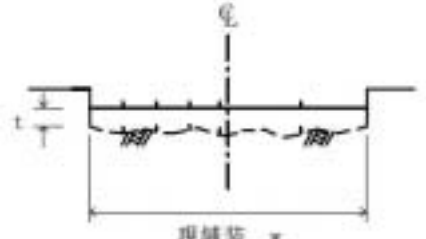
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	6 排水機場	4 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ∇	±30
						厚 さ t	20
						幅 W	30
						高 さ h	±30
						延 長 L	50
2 河川・水路編	7 床止め・床固め	3 床止め工	6		本土工 (床固め本土工)	基 準 高 ∇	±30
						天 端 幅 W_1	30
						堤 幅 W_2	30
						堤 長 L_1 、 L_2	100
						水 通 し 幅 ϕ_1 、 ϕ_2	±50
2 河川・水路編	7 床止め・床固め	3 床止め工	8		水叩工	基 準 高 ∇	±30
						厚 さ t	30
						幅 W	100
						延 長 L	100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所で測定。		
図面に表示してある箇所で測定。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・ 水路編	7 床止め・ 床固め	4 床固め工	6		側壁工	基 準 高 ∇	± 30
						天 端 幅 W_1	30
						堤 幅 W_2	30
						長 さ L	100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<ol style="list-style-type: none"> 1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 		

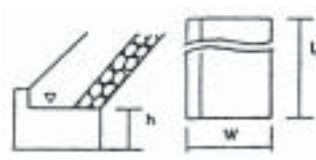

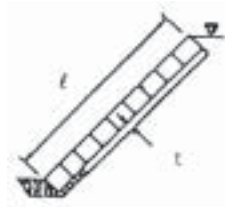
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)
2 河川・水路編	9 河川修繕	6 管理用道路工	4		路面切削工	厚 さ t	7	2
						幅 w	25	
2 河川・水路編	9 河川修繕	6 管理用道路工	5		舗装打換え工	路盤工	幅 w	50
							延長 L	100
							厚さ t	該当工種
						舗設工	幅 w	25
							延長 L	100
							厚さ t	該当工種
2 河川・水路編	9 河川修繕	6 管理用道路工	6		オーバーレイ工	厚 さ t	9	
						幅 w	25	
						延 長 L	100	
						平 坦 性	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p>	 <p style="text-align: center;">現舗装 w</p>	
<p>各層毎1箇所／1施工箇所</p>	 <p style="text-align: center;">L</p>	
<p>厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、側点数を変えることが出来る。</p>	 <p style="text-align: center;">現舗装 w</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	9	7	4		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋塗装・防食便覧Ⅱ 74「表Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

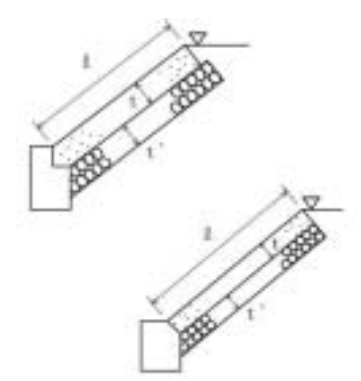
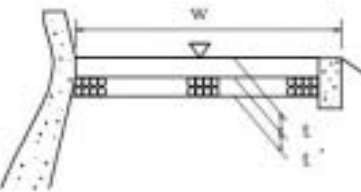
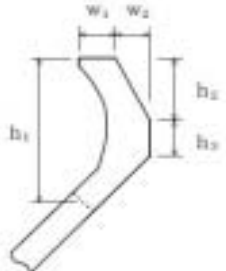
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w	30
						高 さ h	30
						延 長 L	200
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇	± 50
						ブ ロ ッ ク 厚 t	20
						ブ ロ ッ ク 縦 幅 w_1 ブ ロ ッ ク 横 幅 w_2	20 20
						延 長 L	200
3 海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇	± 50
						法 長 $\ell < 5 \text{ m}$	100
						法 長 $\ell \geq 5 \text{ m}$	$\ell \times (2\%)$
						厚 さ t	50
						延 長 L	200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
ブロック個数40個につき1箇所の割で測定。 基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

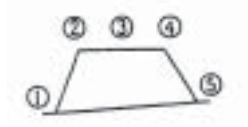
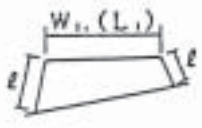
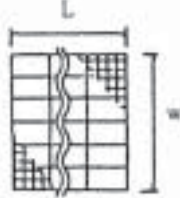
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	
						法 長	$l < 3 \text{ m}$	50
							$l \geq 3 \text{ m}$	100
						厚 さ	$t < 100$	20
							$t \geq 100$	30
						裏 込 材 厚 t'	50	
						延 長 L	200	
3 海岸編	1 堤防・護岸	6 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 W	50	
						厚 さ t	10	
						基 礎 厚 t'	45	
						延 長 L	200	
3 海岸編	1 堤防・護岸	7 波返工	3		波返工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 W_1 W_2	30	
						高 さ $h < 3 \text{ m}$ h_1 h_2 h_3	50	
						高 さ $h \geq 3 \text{ m}$ h_1 h_2 h_3	100	
						延 長 L	200	

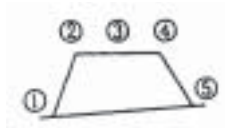
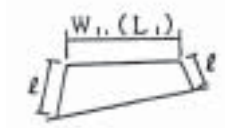

112

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> 		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> 		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> 		


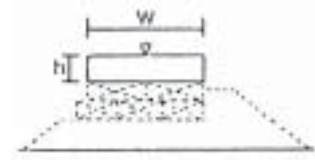
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	3 突堤基礎工	4		捨石工	基 準 高 ∇		
						本 均 し ∇	±50	
						表 面 均 し	±100	
						荒 均 し	異形ブロック 据付面(乱積) 以外の高さ ∇	±500
							異形ブロック 据付面(層積) の 高 さ ∇	±300
						被 覆 均 し	異形ブロック 据付面(乱積) 以外の高さ ∇	±500
							異形ブロック 据付面(層積) の 高 さ ∇	±300
						法 長 ℓ	100	
						天 端 幅 w_1	100	
						天 端 延 長 L_1	200	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	3 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w	300	
						延 長 L	500	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p>  		
<p>幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> 		

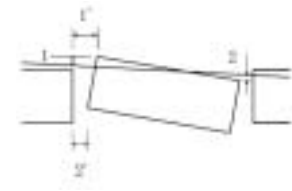
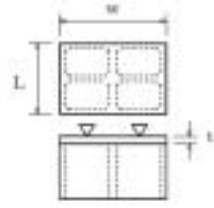
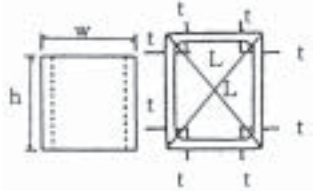
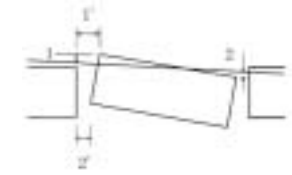
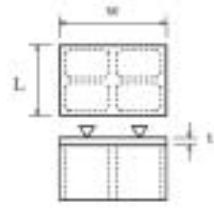
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	2		捨石工	基準 高 ▽ 異形ブロック 据付面(乱積) の高さ▽	±500
						異形ブロック 据付面(乱積) 以外の高さ▽	±300
						法 長 l	100
						天 端 幅 w_1	100
						天 端 延 長 L_1	200
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ▽ (層積) ブロック規格 26t未満	±300
						(層積) ブロック規格 26t以上	±500
						(乱積)	±ブロック の高さの1/2
						天 端 幅 W	ブロック の高さの1/2
						天 端 延 長 L	ブロック の高さの1/2

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> 		
<p>幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p> 		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。延長は、センターラインで行う。</p> 		

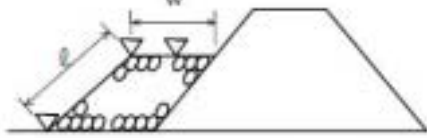
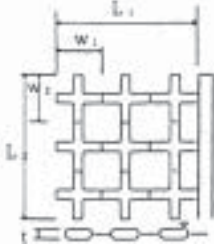
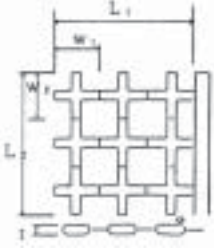
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	9		石砕工	基 準 高 ∇	± 50	
						厚 さ t	50	
						高 さ h	h < 3 m	50
							h \geq 3 m	100
						延 長 L	200	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ∇	± 30	
						幅 w	30	
						高 さ h	30	
						延 長 L	200	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	11	1	ケーソン工据付 (ケーソン製作)	バラストの基準高 ∇	砕石、砂 ∇	± 100
							コンクリート ∇	± 50
						壁 厚 t_1	± 10	
						幅 w	+30, 10	
						高 さ h_1	+30, 10	
						長 さ L	+30, 10	
						底 版 厚 さ t_2	+30, 10	
						フーチング高さ h_2	+30, 10	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> 		
1 施工箇所毎		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> 		
各室中央部1箇所。		
底版完成時、各壁1箇所。		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端。		
完成時、四隅。		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端。		
底版完成時、各室中央部1箇所。		
底版完成時、四隅。		

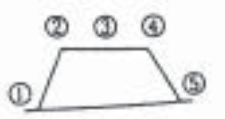
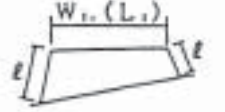
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本 体工	11	2	ケーソン工据付 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t未満 ±100
							ケーソン重量 2000 t以上 ±150
						据付目地間隔 1'・2'	ケーソン重量 2000 t未満 100以下
							ケーソン重量 2000 t以上 200以下
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工(場所打 コンクリート、海岸コ ンクリートブロッ ク))	基準 高▽	陸 上 ▽ ±30
							水 中 ▽ ±50
						厚 さ t	±30
						幅 w	±30
						長 さ L	±30
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10
						幅 w	+20, 10
						高 さ h	+20, 10
						長 さ L	+20, 10
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1、2	±50
						隣接ブロックとの 間隔 1'、2'	50以下
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工(場所打 コンクリート、海岸コ ンクリートブロッ ク))	基準 高▽	陸 上 ±30
							水 中 ±50
						厚 さ t	±30
						幅 W	±30
						長 さ L	±30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
据付完了後、両端2箇所。		
据付完了後、両端2箇所。		
1室につき1箇所(中心)		
型枠取外し後全数。		
据付後ブロック1個に2箇所(各段毎)		
1室につき1箇所(中心)		

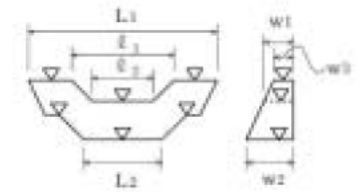
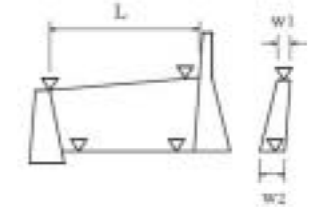
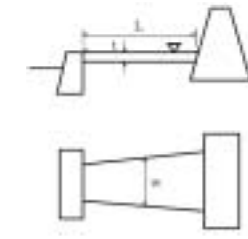
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 根固め工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ▽	±500	
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300	
						法	長 ϕ	100	
						天 端 幅	w	100	
						天 端 延 長	L	200	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 根固め工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±100	
							乱 積	± t / 2	
						厚	さ t	20	
						層積	幅	w ₁ w ₂	20
							延 長	L ₁ L ₂	200
						乱積	幅	w ₁ w ₂	t / 2
延 長	L ₁ L ₂	t / 2							
3 海岸編	2 突堤・人工岬	6 消波工	3		消波ブロック工	基準 高▽	層 積	±100	
							乱 積	± t / 2	
						厚	さ t	20	
						幅	w ₁ w ₂	20	
						延 長	L ₁ L ₂	200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> 		
<p>幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> 		
<p>幅、厚さは40個につき1箇所測定。延長は1施工箇所毎。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> 		
<p>幅、厚さは40個につき1箇所測定。延長は1施工箇所毎。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値						
3 海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	本 均 し	±50						
						荒 均 し	異形ブロック 据付面（乱積） の 高 さ ▽	±500					
							異形ブロック 据付面（乱積） 以外の高さ▽	±300					
							被 覆 均 し	異形ブロック 据付面（乱積） の 高 さ ▽	±500				
						異形ブロック 据付面（乱積） 以外の高さ▽		±300					
						基 準 高 ▽							
						法 長 ϕ						100	
						天 端 幅 W_1						100	
						天 端 延 長 L_1						200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値						
4 砂防・地滑り防止編	1 ダム	3 工場製作工	4		鋼製ダム仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots$ $\ell > 10$					
						4 砂防・地滑り防止編	1 ダム	4 コンクリートダム工	3	コンクリートダム本体工	基準高 ∇	コンクリート天端部 ∇	± 30
											接岸部 ∇	± 30	
											天端部幅 w_1, w_2	30	
水通しの幅 $\ell_1 \cdot \ell_2$	± 50												
堤長 L_1, L_2	100												
4 砂防・地滑り防止編	1 ダム	4 コンクリートダム工	5		コンクリート側壁工	基準高 ∇	コンクリート天端部 ∇	± 30					
						接岸部 ∇	± 30						
						幅 w_1, w_2	30						
						長さ L	100						
4 砂防・地滑り防止編	1 ダム	4 コンクリートダム工	7		水叩工 (水叩)	基準高 ∇	± 30						
						幅 w	100						
						厚さ t	30						
						延長 L	100						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所		
図面の表示箇所		
<ol style="list-style-type: none"> 図面の寸法表示箇所を測定。 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所		厚さは目地及びその中間点

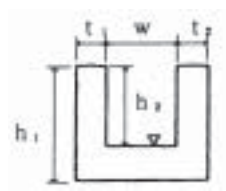
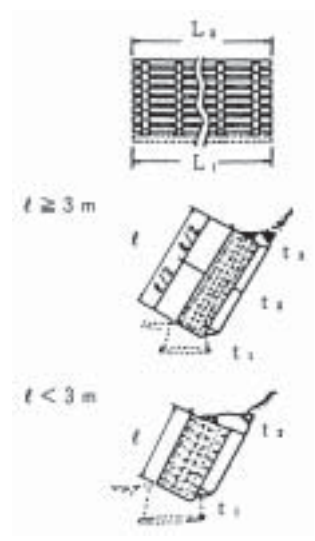
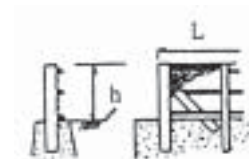
単位 mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
4 砂防・地滑り防止編	1 ダム	5 鋼製ダム工	4	1	鋼製ダム本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ∇	± 50
							長 さ	± 100
							幅 w_1, w_3	± 50
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_1$
						袖 部	袖 高 ∇	± 50
							幅 w_2	± 50
下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_2$							
4 砂防・地滑り防止編	1 ダム	5 鋼製ダム工	4	2	鋼製ダム本體工 (透過型)	堤 長 L 格	± 50	
						堤 長 \varnothing 格・B・L	± 10	
						堤 幅 W 格	± 30	
						堤 幅 w 格・B・L	± 10	
						堤 幅 W A	± 5	
						高 さ H 格・B・L	± 10	
						高 さ H A	± 5	
4 砂防・地滑り防止編	1 ダム	5 鋼製ダム工	5		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	
						長 さ L	± 100	
						幅 w_1, w_2	± 50	
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$	
						高 さ	$h < 3 \text{ m}$	50
							$h \geq 3 \text{ m}$	100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		
<p>(備考) 各：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダムA型 B：鋼製スリットダムB型 L：鋼製スリットダムL型</p>		
<p>1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		

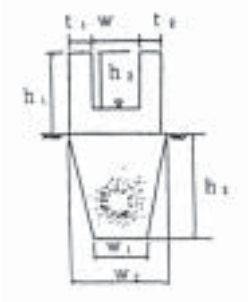
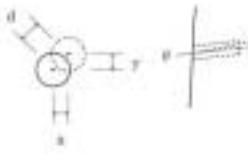
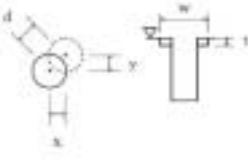
単位 mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
4 砂防・ 地滑り 防止編	2 流路工	4 床固め工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	
						幅	w	30
						高 さ	h_1 h_2	30
						厚 さ	t_1 t_2	20
						延 長	L	200
4 砂防・ 地滑り 防止編	3 斜面 対策	4 擁壁工	7		井桁ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	
						法 長 \varnothing	高 さ $h < 3$ m	50
							高 さ $h \geq 3$ m	100
						厚 さ	t_1 t_2 t_3	50
						延 長	L_1 L_2	200
4 砂防・ 地滑り 防止編	3 斜面 対策	4 擁壁工	8		落石防護柵工	高 さ h	± 30	
						延 長 L	200	

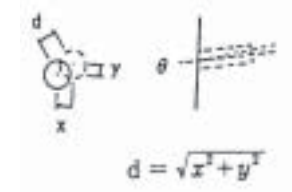
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。</p> 		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>1 施工箇所毎。</p> 		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>1 施工箇所毎。</p> 		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 砂防・地滑り防止編	3 斜面对策	5 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1 t_2	20
						幅 w	30
						幅 w_1 w_2	50
						高 さ h_1 h_2	30
						深 さ h_3	30
						延 長 L	200
4 砂防・地滑り防止編	3 斜面对策	6 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ ϕ	設計値以上
						配 置 誤 差 d	100
						せ ん 孔 方 向 θ	± 2.5 度
4 砂防・地滑り防止編	3 斜面对策	6 地下水排除工	5		集水井工	基 準 高 ∇	± 50
						偏 心 量 d	150
						長 さ L	100
						卷 立 て 幅 w	50
						卷 立 て 厚 さ t	30

単位 mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。(なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による)</p>		
全数。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
<p>全数測定。 偏心量は、杭頭及び底面で測定。</p>	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 砂防・地滑り防止編	3 斜面対策	8 抑止杭・アンカー工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	± 50
						偏 心 量 d	D/4以内 かつ100以内
4 砂防・地滑り防止編	3 斜面対策	8 抑止杭・アンカー工	7		抑止アンカー工 P C法枠工 アンカー工(プレキャストコンクリート板等) ロックボルト工	削 孔 深 さ ϕ	設計値以上
			8			配 置 誤 差 d	100
			9				
			10			せ ん 孔 方 向 θ	± 2.5 度

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数測定。		
全数。(任意仮設は除く)		

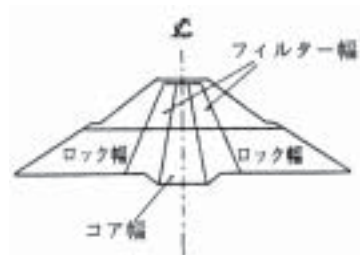
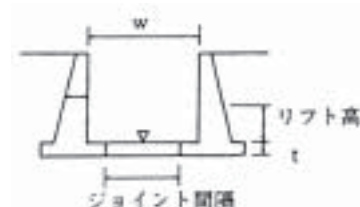

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20
						天 端 幅	±20
						ジ ョ イ ン ト 間 隔	±30
						リ フ ト 高	±50
						堤 幅	30, +50
						堤 長	100
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20
						ジ ョ イ ン ト 間 隔	±30
						幅	±40
						長 さ	100, +60

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。</p> <p>①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。</p> <p>②堤高、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。(注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む)</p> <p>③ジョイント間隔(横継目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。</p> <p>④堤長は、天端中心線延長を測定。</p> <p>3.</p> <p>①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。</p> <p>②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。</p>		
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。</p> <p>①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交差点部を測定。</p> <p>②長さは、各ジョイントごとに測定。</p> <p>③幅は、各測点ごとに測定。</p> <p>3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。</p>		

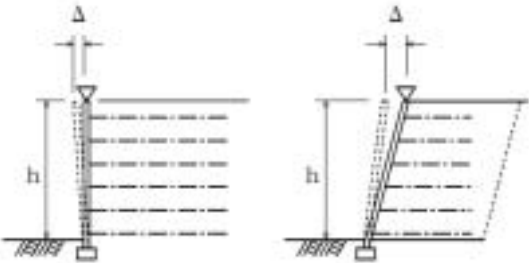
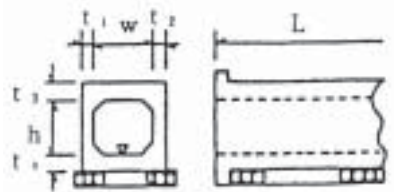
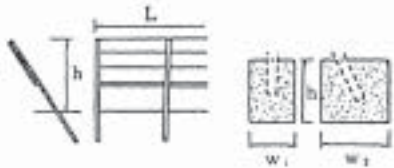
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム (副ダム)	天 端 高	±20
						ジ ョ イ ン 間 隔	±30
						リ フ ト 高	±50
						堤 幅	30, +50
						堤 長	+40
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム (導流壁)	天 端 高	±30
						ジ ョ イ ン 間 隔	±20
						リ フ ト 高	±50
						長 さ	±100
						厚 さ	±20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。</p> <p>①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下洗面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む。 ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。</p>		
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。</p> <p>①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測天に直角な水平延長を測定。</p>		

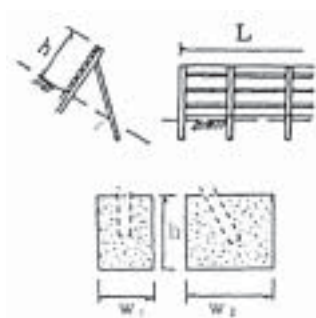
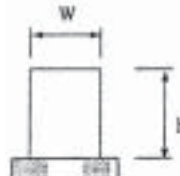
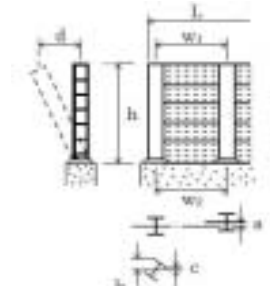
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高	0
						外 側 境 界 線	0, +500
5 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高	0
						外 側 境 界 線	0, +1000
						盛 立 幅	0, +1000
5 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高	100
						外 側 境 界 線	0, +2000
5 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ∇	± 20
						ジ ョ イ ント 間 隔	± 30
						厚 さ t	± 20
						幅 w	± 40
						リ フ ト 高 さ	± 20
長 さ L	± 100						
5 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上
						配 置 誤 差	100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（ダンピングローラ）の場合		
各測点について5層毎に測定。		
各測点について盛立5m毎に測定。		
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所。		
ボーリング工毎。 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		
6 道路編	1 道路開設・改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots$ $\ell \leq 10$		
								$\pm 4 \cdots$ $\ell > 10$		
								基 準 高 ∇	± 50	
								高 さ h	$h < 3\text{m}$	50
									$h \geq 3\text{m}$	100
鉛 直 度 Δ	$\pm 0.03 h$ かつ ± 300 以内									
控 え 長 さ	設計値以上									
延 長 L	200									
6 道路編	1 道路開設・改良	7 擁壁工	7		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	厚 さ $t_1 \sim t_4$	± 30		
								幅 (内法) w	20	
								高 さ h	30	
								延 長 L	$L < 20 \text{ m}$	50
									$L \geq 20 \text{ m}$	100
								幅	w	200
延 長 L	L	200								
6 道路編	1 道路開設・改良	9 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	w	200		
						延 長 L	L	200		
6 道路編	1 道路開設・改良	9 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高 さ h	h	± 30		
						延 長 L	L	200		
						基 礎	幅 w_1 w_2	30		
							高 さ h	30		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1施工箇所毎		
両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
1 施工箇所毎。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1 施工箇所毎。		
基礎 1 基毎。		

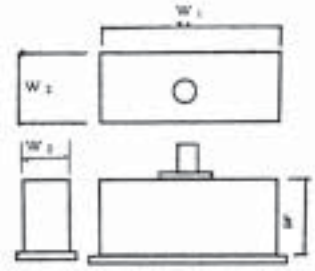
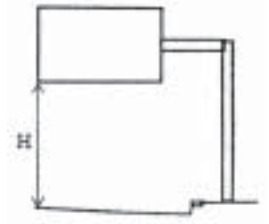
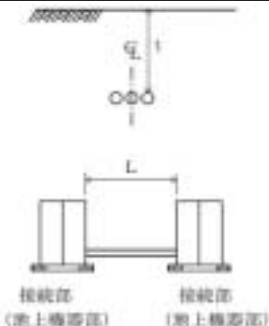
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 道路編	1 道路開設・改良	9 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	
						延 長 L	200	
						基礎	幅 w_1 w_2	30
							高 さ h	30
						アンカー長	打込み ℓ	10%
埋込み ℓ	5%							
6 道路編	1 道路開設・改良	10 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	30	
						高 さ h	30	
						延 長 L	200	
6 道路編	1 道路開設・改良	10 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支 柱	間隔 w_1, w_2	±15
							ず れ a	10
							ねじれ b c	5
							倒 れ d	$h \times 0.5\%$
						高 さ h	+30, 20	
						延 長 L	200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。 基礎 1 基毎。 全数。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。		
施工延長5 スパンにつき1箇所。 1 施工箇所毎。		

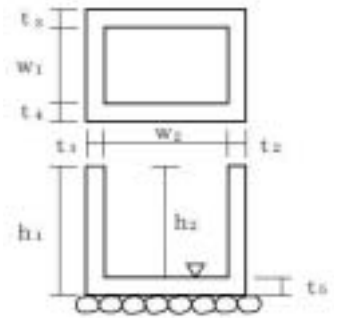
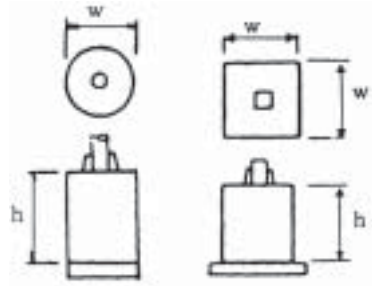
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10})
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
6 道 路 編	2 舗 装 工	3 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		
						厚さ	t < 15cm	30	10
							t ≥ 15cm	45	15
						幅	100		
6 道 路 編	2 舗 装 工	3 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	9	3	
						幅	25		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は片側延長40m毎に1箇所 の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。 ※両端部2点で測定する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、片側延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは延長200m毎に1箇所コアを採取して測定。</p>	<p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値
6 道路編	2 舗装工	4 排水構造物工 (路面排水工)	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	200
6 道路編	2 舗装工	6 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1 w_2	30
						高 さ h	30
6 道路編	2 舗装工	6 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設 置 高 さ H	設計値以上
6 道路編	2 舗装工	7 道路付属施設工	2	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50
						延 長 L	200

測定基準	測定箇所	摘 要
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1箇所/1施工箇所		
基礎 基毎		
1箇所/1基		
接続部間毎に1箇所		
接続部間毎で全数		

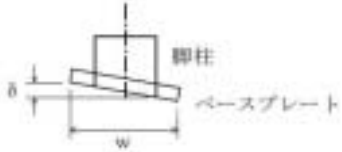

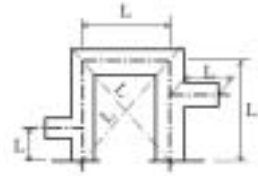
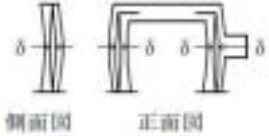
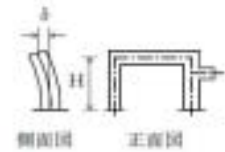
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道 路 編	2 舗 装 工	7 道 路 付 属 施 設 工	2	2	ハンドホール	基 準 高 ∇	± 30
						※厚 さ $t_1 \sim t_2$	20
						※幅 $w_1 \quad w_2$	30
						※高 さ $h_1 \quad h_2$	30
6 道 路 編	2 舗 装 工	7 道 路 付 属 施 設 工	3		照明柱基礎工	幅 w	30
						高 さ h	30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
1 箇所 / 1 施工箇所		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道 路 編	2 舗 装 工	11 路 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20
						各 部 の 厚 さ	±20
						各 部 の 長 さ	±30
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20
						厚 さ	
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20
						ア ン カ ー 長	±20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1箇所/1踏掛版		
1箇所/1踏掛版		
1箇所/1踏掛版		
全数。		
全数。		
全数。		
全数。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	W/500	
							ベース プレ ート	孔の位置	± 2
								孔の径d	0~5
						仮 組 立 時	柱の中心 間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \cdots L \leq 10m$ $\pm 10 \cdots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm \{10 + (L/20) / 10\} \cdots$ $20m < L$	
							はりのキャンバー 及び柱の曲り δ (mm)	L/1,000	
							柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各脚柱、ベースプレートを測定。		
全数を測定。		
全数を測定。		
両端部及び片持ばり部を測定。		
各主構の各格点を測定。		
各柱及び片持ばり部を測定。 H: 高さ (m)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	8		躯体工	基 準 高 ∇	± 20	
						厚 さ t	20	
						天 端 幅 w_1 (橋 軸 方 向)	10	
						天 端 幅 w_2 (橋 軸 方 向)	10	
						敷 幅 w_3 (橋 軸 方 向)	50	
						高 さ h1	50	
						胸 壁 の 高 さ h2	30	
						天 端 長 ℓ_1	50	
						敷 長 ℓ_2	50	
						胸 壁 間 距 離 ℓ	± 30	
						支 間 長 及 び 中 心 線 の 変 位	± 50	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~ 20
							平 面 位 置	± 20
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237 図5.2.1による。		

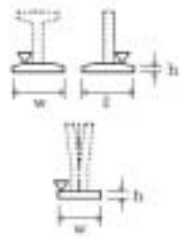
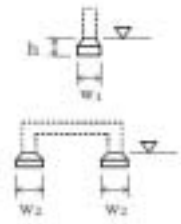

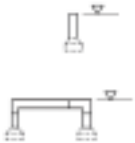
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	
						厚 さ t	20	
						天 端 幅 w_1 (橋 軸 方 向)	20	
						敷 幅 w_2 (橋 軸 方 向)	50	
						高 さ h	50	
						天 端 長 ℓ_1	50	
						敷 長 ℓ_2	50	
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30	
						支間長及び 中心線の変位	± 50	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~ 20
							平 面 位 置	± 20
							ア ン カ ー ボ ルト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237 図5.2.1による。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	
						厚 さ t	20	
						天 端 幅 w_1	20	
						敷 幅 w_2	20	
						高 さ h	50	
						長 さ ℓ	20	
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30	
						支間長及び 中心線の 変位	± 50	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~ 20
							平 面 位 置	± 20
アンカーボルト孔 の 鉛 直 度	1/50以下							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237 図5.2.1による。		

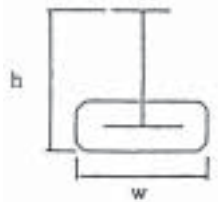
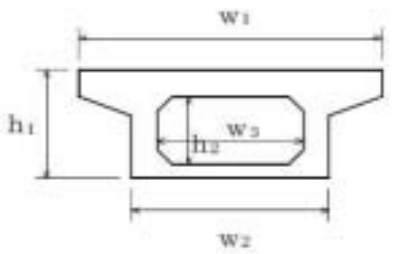
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型) (T型)	基 準 高 ∇	±20
						幅 (橋軸方向) w	50
						高 さ h	50
						長 さ l	50
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	±20
						幅 w_1 w_2	50
						高 さ h	50
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型) (T型)	基 準 高 ∇	±20
						橋脚中心間距離 l	±20
						支間長及び 中心線の変位	±50
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	±20
						橋脚中心間距離 l	±30
						支間長及び 中心線の変位	±50
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 耐候性鋼材(裸使用)の場合は±5		

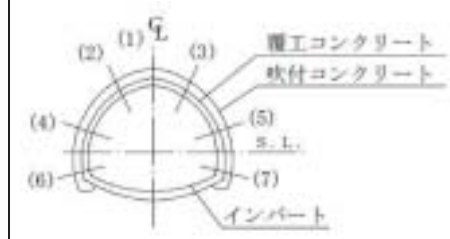
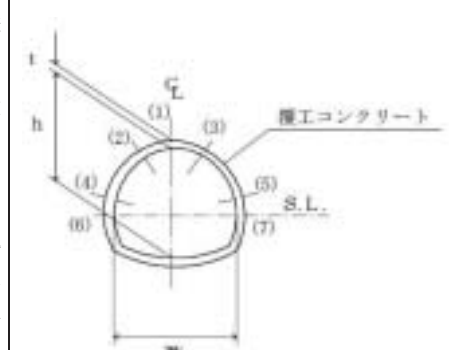
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots$ $l > 10$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
	図面の寸法表示箇所	図面の寸法表示箇所にて測定。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	5 コンクリート橋上部	5 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5
						高 さ h	±10 5
						桁 ス パ ン 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ 5) かつ 30mm以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ
6 道路編	5 コンクリート橋上部	10 ・ 11	4 ・ 3		架設工 (片持架設) (押し架設)	全 長 ・ 支 間	
						桁 の 中 心 間 距 離	
						そ り	
6 道路編	5 コンクリート橋上部	11 P C 押し箱桁橋工	2		P C 押し箱桁製作工	幅 (上) w ₁	5~+30
						幅 (下) w ₂	5~+30
						内 空 幅 w ₃	±5
						高 さ h	+10 5
						内 空 高 さ h ₂	+10 5
						桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ 5) かつ 30mm以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレスト レッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、 中央部の3箇所とする。 ℓ : スパン長		
各桁毎に全数測定。		
一連毎の両端及び支間中央につい て各上下間を測定。		
主桁を全数測定。		
桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、 中央部の3箇所とする。 ※鉄筋の出来高管理基準につい ては、第2編4 9 2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長(m)		

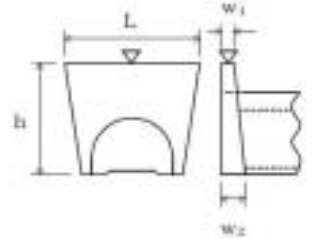
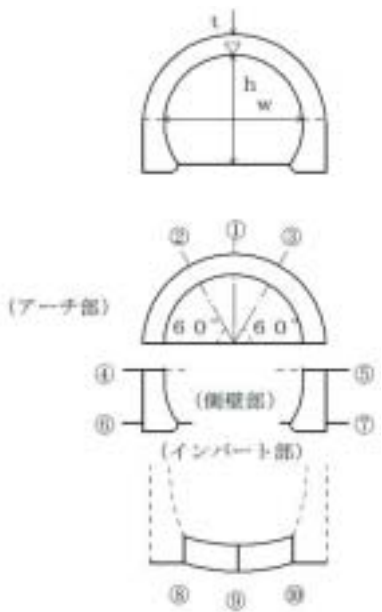
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。
6 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	
						角 度	
						深 さ	
						孔 径	
					突 出 量	プレート下面から10cm以内	
6 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基 準 高 (拱 頂)	±50
						幅 w (全 幅)	50
						高 さ h (内 法)	50
						厚 さ t ₁ t ₂	設計値以上
						延 長 L	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(横造編)にいう地盤等A又はBに該当する地盤とする。</p>		
<p>施工延長40m毎に断面全本数検測。</p>		
<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の①は40mに1箇所、②～③は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・ 良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・ 異常土圧による覆工圧不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・ 鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	50
						厚 さ t	30
6 道路編	6 トンネル (NATM)	6 インバート 本体工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	50
						厚 さ t	設計値以上
						延 長 L	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>(1) 幅は、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p>		

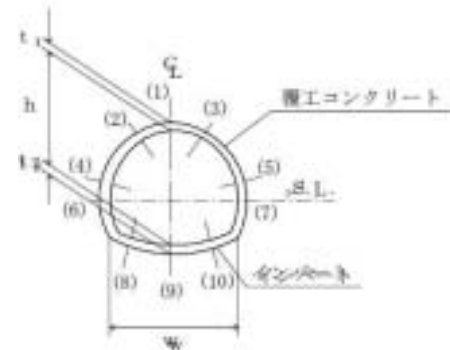
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	4		坑門本體工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 w_1 w_2	30	
						高 さ	$h < 3 \text{ m}$	50
							$h \geq 3 \text{ m}$	100
						延 長 L	200	
6 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	5		明り巻工	基 準 高 (拱 頂)	± 50	
						幅 w (全 幅)	50	
						高 さ h (内 法)	50	
						厚 さ t_1 t_2	20	
						延 長 L		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の主要表示箇所にて測定。		
基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		

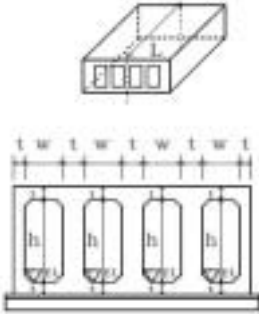
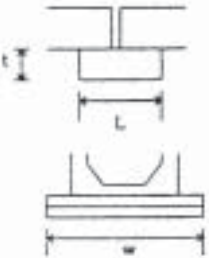
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	7 トンネル (矢板)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高 (拱頂)	±50
						幅 w (全幅)	70
						高さ h (内法)	70
						厚 さ t	50
						延 長 L	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の間と終点を図に示す各点①～⑩で測定。</p> <p>(ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点①～⑩の巻厚測定を行う。ただし、上部半断面先進工法の場合④～⑦については上半のセントルの間隔程度でよい。</p> <p>(ハ) せん孔による巻厚の測定は図の①は40mに1箇所、②～③は100mに1箇所の割合で行う。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上のせん孔による測定を行う。ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督員の指示により間隔を拡げることができる。</p>		

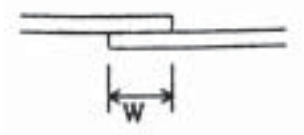

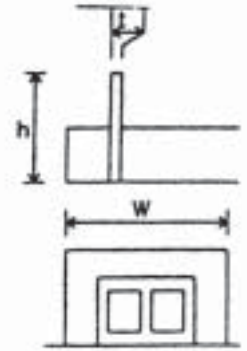
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道 路 編	7 ト ン ネ ル (矢 板)	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	50
						厚 さ t_1, t_2	設計値以上
						延 長 L	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点(1)～(10)で測定。</p> <p>(ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点(1)～(10)の巻厚測定を行う。</p> <p>ただし、上部半断面先進工法の場合(4)～(7)については上半のセントルの間隔程度でよい。</p> <p>(ハ) セン孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上のセン孔による測定を行う。</p> <p>ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督職員の指示により間隔を拡げることができる。</p>		

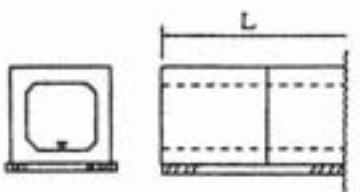
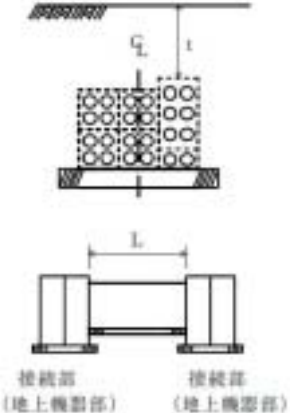
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 ち 構 築 工	2		現場打ち躯体工	基 準 高 ∇	±30
						厚 さ t	20
						内 空 幅 w	30
						内 空 高 h	±30
						ブ ロ ッ ク 長 L	50
6 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 ち 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	20
						幅 w	20
						長 さ L	20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

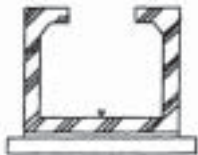
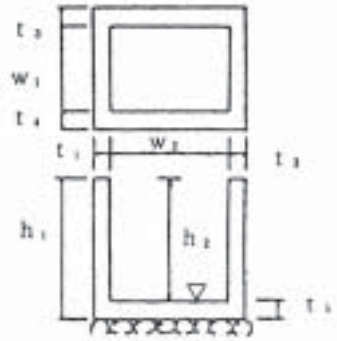
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 ち 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上
6 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 ち 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上
6 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 ち 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	20
						幅 w	±50
						厚 さ t	20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
両端・施工継手箇所 の底版・側壁・ 頂版で測定。		
両端・施工継手箇所 の「四隅」で 測定。		
図面の寸法表示 箇所		

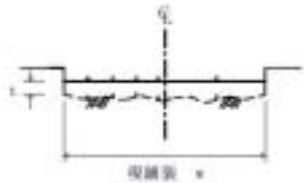
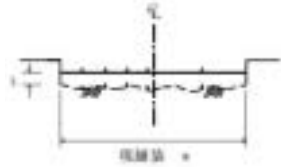
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道 路 編	12 共 同 溝	6 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	200
6 道 路 編	13 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工 (管路部)	基 準 高 ▽	0~+50
						延 長 L	200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2箇所。</p> <p>延長：1施工箇所毎。</p>		
<p>接続部 (地上機器部) 間毎に1箇所。</p> <p>接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】</p>		

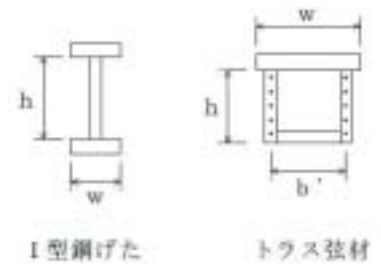

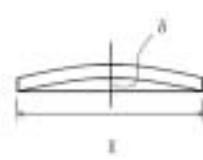
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道 路 編	13 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボック ス工 (特殊部)	基 準 高 ∇	± 30
6 道 路 編	13 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ∇	± 30
						※ 厚 さ $t_1 \sim t_5$	20
						※ 幅 w_1, w_2	30
						※ 高 さ h_1, h_2	30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
1箇所毎。 ※は現場打部分のある部分		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)
6 道路編	15 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚 さ t	9	
						幅 w	25	
						延長 L	100	
						平 坦 性	3 mプロファイルメーター (δ) 2.4mm以下直読式 (足付き) 1.75mm以下	
6 道路編	15 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路 厚 さ t	30	
						盤 幅 w	50	
						工 延 長 L	100	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、即点数を変えることが出来る。</p>		<p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
<p>幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央部の3点を掘り起こして測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道 路 編	17 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2… w ≤ 0.5 ±3… 0.5 < w ≤ 1.0 ±(3+w/2)… 2.0 < w
						フランジの直角度 δ (mm)	w/200
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000


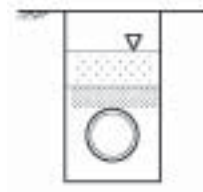
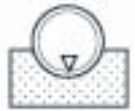

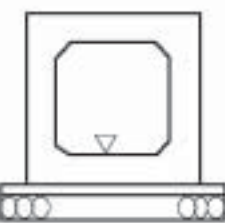
測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
主げた・主構	各支店及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼げた トラス弦材</p>	
床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
主げた	各支点及び各支間中央付近を測定。		
	主要部材全数を測定。ℓ : 部材長		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	17 道路修繕	20 橋梁付属物工	4	R C	躯体	基 準 高	±20
						厚 さ	±20
						幅	±20
						高 さ	±20
						配 置 誤 差 (※)	±30
					アンカーボルト (鉄筋)	中 心 の ず れ	±20
					削 孔 長	設計値以上	
6 道路編	17 道路修繕	20 橋梁付属物工	4	鋼 製	鋼製装置	部 材 長 L (mm)	±3
						配 置 誤 差 (※)	±30
					アンカーボルト	中 心 の ず れ	±20
						ア ン カ ー 長	20
						定 着 長	20
						削 孔 長	設計値以上

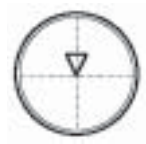
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
設置する基数の半数/1 支承線		
設置する基数の半数/1 支承		
図面の寸法表示箇所		
設置する基数の半数/1 支承線		
設置する基数の半数/1 支承線		超音波深傷器にて測定する。

※制限値（落橋防止構造での配置位置0.75SE以下、変位制限装置での支承の移動量の確保等）を越える場合はこの限りではない。

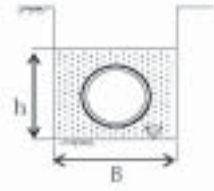
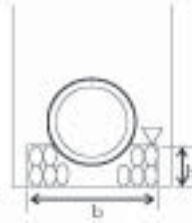
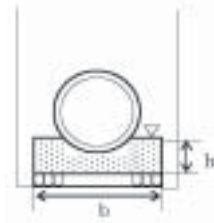

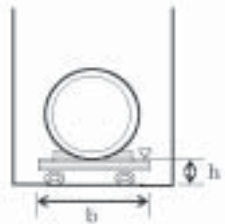
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	3 管路土工		管路堀削	深 さ h	±30
						幅 B	50
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	3 管路土工		管路埋戻	基 準 高 ▽	±30
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	4 管布設工		管布設 (自然流下管)	基 準 高 ▽	±30
						中心線の変位 (水平)	±50
						勾 配	±20%
						延 長 ℓ	ℓ /500かつ 200
						総 延 長 L	200
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	4 管布設工		短形渠 (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30
						中心線の変位 (水平)	±50
						勾 配	±20%
						延 長 ℓ	ℓ /500かつ 200
						総 延 長 L	200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
マンホール間ごとに1箇所測定する。		
マンホール間ごとに1箇所測定する。		
基準高、中心線の変位 (水平) は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。		
延長ℓ はマンホール間を測定する。		
基準高、中心線の変位 (水平) は、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。		
延長ℓ はマンホール間を測定する。		

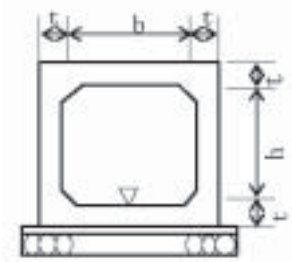
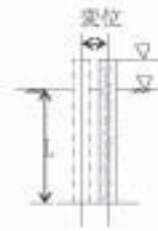
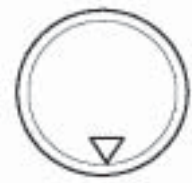
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 下 水 道 編	1 管 路	3 管 渠 工 (開 削)	4 管 布 設 工		圧送管	基 準 高 ▽	±30
						中心線の変位 (水平)	±50
						総 延 長	200
					<table border="1"> <tr> <td> 鋳鉄管接合 締 付 け ト ル ク </td> <td> 日本ダクタイル鋳鉄管協会の接合要領書による。 </td> </tr> </table>	鋳鉄管接合 締 付 け ト ル ク	日本ダクタイル鋳鉄管協会の接合要領書による。
鋳鉄管接合 締 付 け ト ル ク	日本ダクタイル鋳鉄管協会の接合要領書による。						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。		
接合箇所全数測定	接合部	チェックシートに記入する。

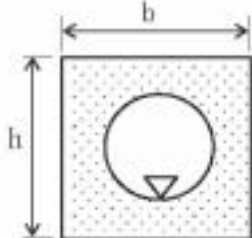



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 下 水 道 編	1 管 路	3 管 渠 工 (開 削)	5 管 基 礎 工		砂基礎	基 準 高 ∇	±30	
						幅	B	50
						厚 さ	h	30
8 下 水 道 編	1 管 路	3 管 渠 工 (開 削)	5 管 基 礎 工		碎石基礎	基 準 高 ∇	±30	
						幅	b	50
						厚 さ	h	30
8 下 水 道 編	1 管 路	3 管 渠 工 (開 削)	5 管 基 礎 工		コンクリート基礎	基 準 高 ∇	±30	
						幅	b	30
						厚 さ	h	30
8 下 水 道 編	1 管 路	3 管 渠 工 (開 削)	5 管 基 礎 工		まくら土台基礎	基 準 高 ∇	±30	
8 下 水 道 編	1 管 路	3 管 渠 工 (開 削)	5 管 基 礎 工		はしご胴木基礎	基 準 高 ∇	±30	
						幅	b	30
						厚 さ	h	30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。
		各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。
		各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。
		各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。
		各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。


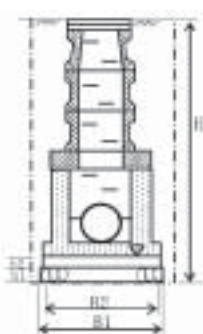
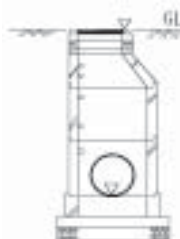
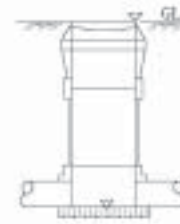
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 下水道編	1 管路	3 管渠工(開削)	6 水路築造工		現状打水路	基 準 高 ∇	± 30
						中心線の変位 (水平)	± 50
						幅 b	30
						高 さ h	± 30
						厚 さ t	20
						勾 配	$\pm 20\%$
						延 長 ℓ	$\ell / 500$ かつ 200
						総 延 長 L	200
8 下水道編	1 管路	3 管渠工(開削)	7 管路土留工		鋼矢板土留	基 準 高 ∇	± 50
						根 入 長 L	設計値以上
						変 位	100
8 下水道編	1 管路	4, 5 管渠工(小口径推進、推進)	3 推進工		推進工	基 準 高 ∇	内径1500未満、 内径の $\pm 10\%$ 内径1500以上、 ± 150
						中心線の変位 (水平)	小口径(直線) ± 50
							その他、 ± 100
						延 長 ℓ	$\ell / 500$ かつ 200
						総 延 長 L	200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高、中心線の変位(水平)、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。 1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所割合で測定する。</p> <p>延長ℓ はマンホール間を測定する。</p>		
<p>施工延長20mにつき1箇所測定する。20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。</p>		任意仮設の場合は除く
<p>基準高、中心線の変位(水平)は、推進管1本ごとに1箇所測定する。</p> <p>延長ℓ はマンホール間を測定する。</p>		

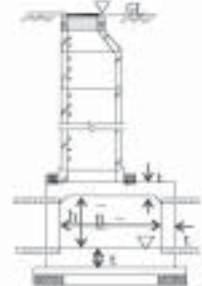
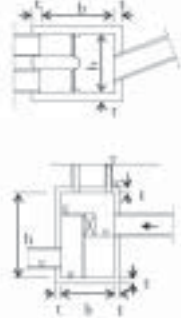

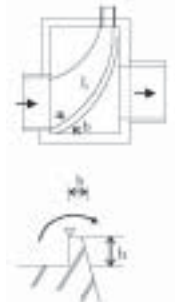
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 下 水 道 編	1 管 路	進 4, 5 管 渠 工 (小口径推進、推)	4 立 坑 内 管 布 設 工		空伏工	基 準 高 ∇	±50	
						幅	b	30
						高 さ	h	30
						中 心 の ず れ		±50
						延 長		50
						勾 配		±20%
8 下 水 道 編	1 管 路	6 管 渠 工 (シールド)	3 一 次 覆 工		掘進工	基 準 高 ∇	セグメントにおける最低となる内径の±5% (但し±100まで)	
						中心線の変位 (水平)	±100	
						仕上り内径 a_1, a_2	±20	
						延 長 l	$l/500$ かつ 200	
						総 延 長 L	200	
8 下 水 道 編	1 管 路	6 管 渠 工 (シールド)	4 二 次 覆 工		二次覆工 (Co仕上)	基 準 高 ∇	±50	
						中心線の変位 (水平)	±100	
						二 次 覆 工 厚 t	20	
						仕上がり内径 a_1, a_2	±20	
						延 長 l	$l/500$ かつ 200	
						総 延 長 L	200	
8 下 水 道 編	1 管 路	6 管 渠 工 (シールド)	4 二 次 覆 工		二次覆工 (FRPM管)	基 準 高 ∇	±50	
						中心線の変位 (水平)	±50	
						仕上がり内径 a_1, a_2	±20	
						延 長 l	$l/500$ かつ 200	
						総 延 長 L	200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 施工箇所ごとに測定する。		
基準高、中心線の変位 (水平) は、セグメント 5 リングにつき 1 箇所測定する。		
延長 l はマンホール間を測定する。		
基準高、中心線の変位 (水平) は、施工延長40mにつき 1 箇所測定する。		
二次覆工厚は、1 打設につき端面で上下左右 4 点を測定する。		
仕上がり内径は、施工延長40mにつき 1 箇所測定する。		
延長 l はマンホール間を測定する。		
基準高、中心線の変位 (水平) は、施工延長40mにつき 1 箇所測定する。		
仕上がり内径は、施工延長40mにつき 1 箇所測定する。		
延長 l はマンホール間を測定する。		


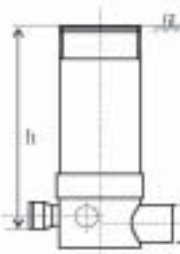
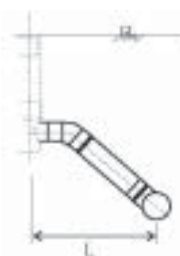

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 下水道編	1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工		標準マンホール工	基 準 高 ∇	±30
						幅 b (内法)	30
						壁 厚 t	20
						人 孔 天 端 高	±30
8 下水道編	1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工		マンホール基礎工	基 準 高 ∇	±30
						床 堀 深 H	±30
						基 礎 工 幅 B 1	50
						基 礎 工 高 h 1	30
						コンクリート工幅 B 2	30
						コンクリート工高 h 2	10
8 下水道編	1 管路	7 マンホール工	4 組立マンホール工		組立マンホール工	基 準 高 ∇	±30
						人 孔 天 端 高	±30
8 下水道編	1 管路	7 マンホール工	5 小型マンホール工		小型マンホール工	基 準 高 ∇	±30
						人 孔 天 端 高	±30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		

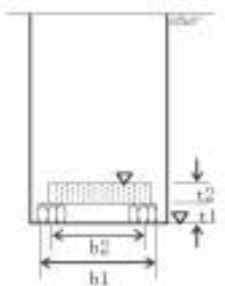
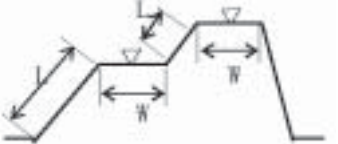
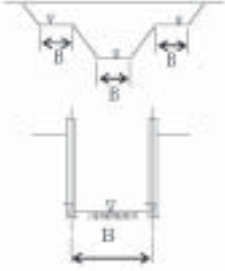
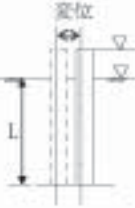
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	4 躯体工		現場打ち特殊人孔	基 準 高 ∇	± 30
						幅 B	30
						高 さ h	± 30
						壁 厚 t	20
						人 孔 天 端 高	± 30
8 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工		伏せ越し室・雨水吐室	基 準 高 ∇	± 30
						幅 b (内法)	± 30
						高 さ h	± 30
						厚 さ t	20
8 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	伏せ越し管工		伏せ越し管	基 準 高 ∇	± 30
						中 心 線 の 変 位	± 30
8 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	越流堰・雨水吐室・		越流堰 (雨水吐室)	基 準 高 ∇	± 10
						幅 b (厚さ)	± 20
						高 さ h (深さ)	± 30
						延 長 L (長さ)	20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		
基準高は、中央部および両端部を測定する。 幅、高さ、延長は、1 施工箇所ごとに測定する。		

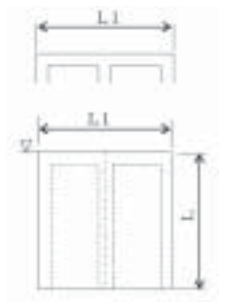
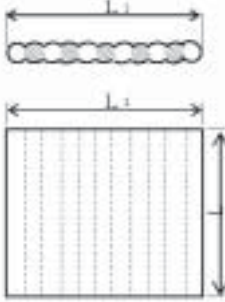
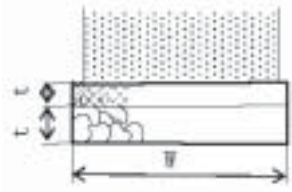

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工			中継ポンプ施設	基 準 高 ∇	± 30
						幅、長さ B	30
						深 さ h	30
						壁 厚 t	20
8 下水道編	1 管路	9 取付管及びびます工	4 ます設置工		公共ます	ま す 深 h	± 30
8 下水道編	1 管路	9 取付管及びびます工	5 取付管布設工		取付管	延 長 (L)	200
8 下水道編	1 管路	12 立坑工			立坑工	基 準 高 ∇	± 30
						寸 法 B	± 100
						深 さ h	± 30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		


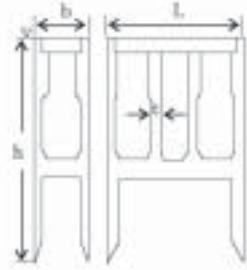
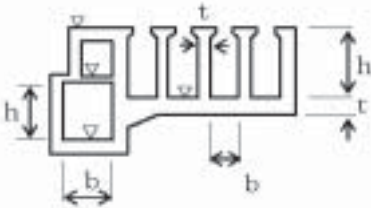
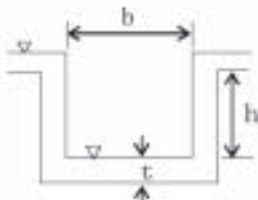
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 下水道編	1 管路	12 立坑工			立坑土工	基 準 高 ∇	±30
						砕石基礎幅 b 1	50
						砕石基礎厚 t 1	30
						底版コンクリート基準高	±30
						底版コンクリート幅 b 2	30
						底版コンクリート厚 t 2	10
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	3 敷地造成土工	4 法面整形工		盛土・切土	基 準 高 ∇	±50
						幅 w	100
						法 長 $L < 5$ m	盛土： 100
						法 長 $L < 5$ m	切土： 200
						法 長 $L \geq 5$ m	盛土： 2%
						法 長 $L \geq 5$ m	切土： 4%
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	6 本体作業土工	2 堀削工		土工（堀削）	基 準 高 ∇	±50
						幅 B	100
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	2 土留・仮締切工		土留・仮締切工 （H鋼杭、鋼矢板）	基 準 高 ∇	±50
						根 入 長 L	設計値以上
						変 位	100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 施工箇所ごとに測定する。		
施工延長おおむね40mごとに 1箇所、40m未満は1施工箇所 につき2箇所測定する。		
施工延長おおむね40m（小規模な ものは20m）ごとに基準測線 を設定し、基準高を10mごと、 変化点ごとに測定する		
施工延長20mにつき1箇所測定 する。20m未満は、1施工箇所 につき2箇所測定する。		任意仮設の 場合は除く

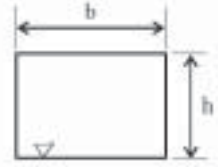
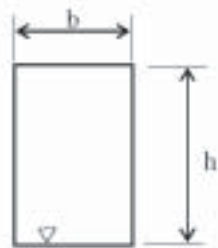
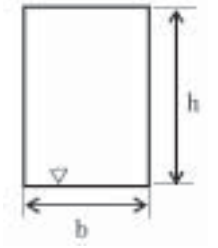
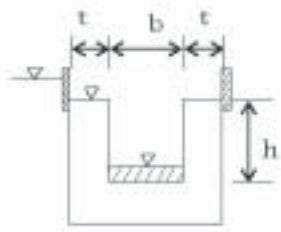
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	7 本 体 仮 設 工	3 地 中 連 続 壁 工		コンクリート壁	基 準 高 ∇	± 50
						地 中 壁 の 長 さ L1	50
						垂 直 変 位	300
						壁 体 長 L	200
8 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	7 本 体 仮 設 工	4 地 中 連 続 壁 工		ソイル壁	基 準 高 ∇	± 50
						地 中 壁 の 長 さ L1	50
						垂 直 変 位	D/4以内
						壁 体 長 L	200
8 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	8 本 体 築 造 工	3 直 接 基 礎 工		構造物基礎	幅 w	設計値以上
						厚 さ t	設計値以上
						延 長	名構造物の 格値による
8 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	8 本 体 築 造 工	5 既 製 杭 工		既製杭	基 準 高 ∇	± 50
						根 入 長 L	設計値以上
						偏 心 量 δ	D/4以内かつ 100mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40（又は50m）以下のものについては1施工につき2箇所施工測定する。</p> <p>垂直変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。</p>		
<p>基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40（又は50m）以下のものについては1施工につき2箇所施工測定する。</p> <p>垂直変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。</p>		
<p>施工延長20mにつき1箇所測定以上する。施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。</p>		
<p>全数について杭中心で測定する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	6 場所打杭工		場所打杭	基 準 高 ∇	±50
						根 入 長 L	設計値以上
						偏 心 量 δ	D/4以内かつ 100mm
						杭 径 D	{設計径(公称 径) 30}以内
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	7, 8, ニューマチックケーソン基礎工		ケーソン基礎	基 準 高 ∇	±100
						長 さ L	50
						幅 b	50
						高 さ h	100
						壁 厚 t	20
						偏 心 量	300以内
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の主要構造物	基 準 高 ∇	±30
						幅 b	±30
						高 さ h	±30
						壁 厚 t	20 ただし 床板厚 10
						長 さ	±50
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の附属構造物	基 準 高 ∇	±20
						幅 b	±20
						高 さ h	±20
						壁 厚 t	±10
						長 さ	±50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数について杭中心で測定する。		
打設ロットごとに測定する。		
1池(又は1槽)について、図面の主要たる寸法表示箇所を測定する。		
1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		

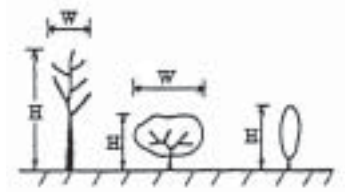

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		開口部	幅 b	±20
						高さ h	±20
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		ゲート用開口部	基準高 ▽	20
							+0
						幅 b	+0
							+20
						高さ h	±20
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		可動せき用開口部	基準高 ▽	20
							0
						幅 b	+20
						高さ h	±20
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工		流出トラフ	基準高 ▽	±20
						幅 b	±20
						高さ h	20
						厚さ t	±20
						長さ さ	±50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
永久開口ごとに測定する。		
開口部ごとに測定する。		
開口部ごとに測定する。		
基準高は、1 施工箇所ごとに交差点等を測定する。 幅、高さは、各池の1 施工箇所について3箇所測定する。		
長さ、各池外周部の1 施工箇所について測定する。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
8 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	8 本 体 築 造 工	12 越 流 堰 板 工		越流堰	基 準 高 ∇	± 20		
						幅	b	± 20	
						高 さ	h	20	
						長 さ	さ	± 20	
8 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	8 本 体 築 造 工			燃料貯留槽工	基 準 高 ∇	± 30		
						厚 さ	t	20	
						幅	w	30	
						高 さ	h	± 30	
						延 長	L	50	
8 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	9 場 内 管 路 工	10 管 布 設 工		流入渠・流出渠	基 準 高 ∇	± 30		
						幅	b	30	
						高 さ	h	30	
						厚 さ	t	20	
						延 長	長	L < 20m	50
								L \geq 20m	100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準は、中央部及び両端部を測定する。</p> <p>幅・高さは、1施工箇所ごとに測定する。</p>		
<p>設計図の寸法表示箇所を測定する。</p>		
<p>設計図の寸法表示箇所を測定する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
10 植栽工編	2 植栽工	1 植栽工	3 4 5	1	中高木	樹 高	H	100
						枝 張	W	200
						幹 周		30
						本 数		0本
			2	玉物	樹 高	H	50	
					葉 張	W	50	
					本 数		0本	
			3	苗木	樹 高	H	50	
					根 元 径		2	
					本 数		1%	
			4	支柱	高 さ (l ₁ , l ₂)		100	
					末 口 径		15	
			6	地被類	測 点 間 延 長	L ≤ 20m	100	
						L > 20m	0.5%	
10	樹木養生工 (防風ネット)	高 さ	H	±30				
		延 長	L	200				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数につき測定。		
10本につき1本測定本数は全数。		
おおむね50本につき1本測定本数は全数。	苗木の本数検査は標準地(100㎡程度2ヶ所以上)によることができる。	
全数につき測定 末口径10本につき1本。		
全測線測定 目地間隔は300㎡当り1箇所。	測点間延長の確認をもって面積確認とする。	
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
10 植栽工編	2 植栽工	1 植栽工	11		樹名板工 (埋込型樹名板)	設 置 高 さ H	設計値以上	
						基礎	幅 W (D)	30
							高 さ h	30
			12		根囲い保護工	設 置 高 さ H	設計値以上	
						基礎	幅 W (D)	30
							高 さ h	30
		根 入 れ 長	設計値以上					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 箇所 / 5 基		
基礎 5 基毎		
1 箇所 / 1 基		
基礎 1 基毎		

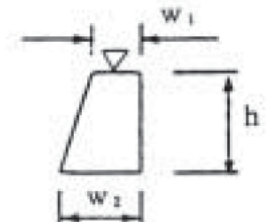
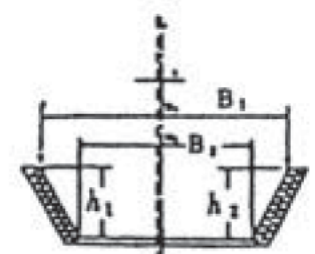
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
11 水道・工業用水道編	2 構造物				沈砂池 着水井 攪拌池 沈殿池 ろ過池 配水池 浄水池 調整池 ポンプ井 その他	基 準 高	±20	
						壁 厚	±10	
						幅(B)、高(H)、(L)	+30 20	
						漏 水 量	無 蓋	0.5%
							有 蓋	0.3%
	3 管路				管布施工	布 設 延 長	100	
						管 布 設 高	+100(浅) 200(深)	
						中 心 線 の ず れ	左,右 100	
	3 管路	4 管 附 帯 構 造 物			制水弁室等 (構造物)	基 準 高	±30	
						壁 厚	±10	
						幅(B)、高(H)、長(L)	±30	
	4 管 材 料 及 び 接 合	3 鑄 鉄 管 の 接 合	2 3		鑄鉄管接合	縮 付 け ト ル ク	日本ダク タイル鉄管協 会の接合要 領書による。	
						胴 付 間 隔		
						ゴ ム 輪 の 状 態		
	4 管 材 料 及 び 接 合	6 鋼 管 の 接 合	1 2 3 4 5 6		鋼管接合	変 形 率	内 面 モ ル タ ル	±3%
							内 面 エ ポ キ シ	±5%
						内 面 ・ 外 面 塗 膜 面		0
						ピ ン ホ ー ル 検 査	塗 膜 厚 0.3	1,500V
							塗 膜 厚 0.5	2,500V
							ジョイントコート	10,000~ 12,000V

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
E. L. 管理	両端及び中央の3点	出来形管理 表に記入す る。
各構造物		
漏水テスト 満水にして24時間静置後検査	1池毎	
測点区間距離、全延長	測点区画	
E. L. 管理	測点	
E. L. 管理		
各構造物		出来形管理 表に記入す る。
接合箇所全数測定	接合部	チェッ クシ ート に記 入す る。
φ800以上全数測定	管中央部	出来形管理 表に記入す る。
接合箇所全数測定	接合部 (内・外面共)	
規格電圧で放置しないこと 接合箇所全数測定		

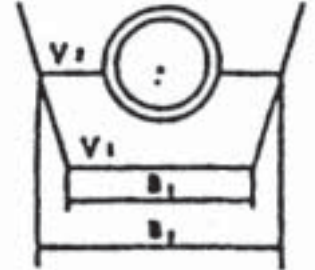
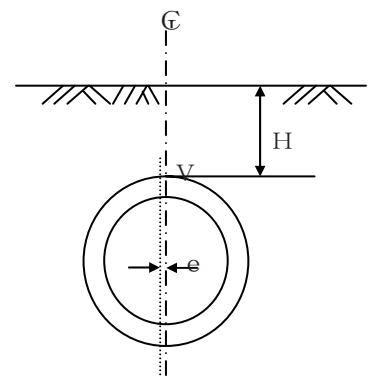
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値					
12 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	3 整地工	1		整地面積	形状寸法	各 筆	±5%					
							全 体	0.2%					
					表土扱	厚	さ	20%					
							基盤整地 表土整地	基 準	高	±150			
					均 平	度			±50				
					畦畔工	高	さ	50					
							幅	50					
					12 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	3 整地工	4	1	暗渠排水工 (吸水渠)	布 設	深	75
												間 隔	±750
											延長	5 0 0 m 未 満	1,000
5 0 0 m 以 上	0.2%												
2	暗渠排水工 (集水渠) (導水渠)	布 設	深	75									
			延長	5 0 0 m 未 満				1,000					
		5 0 0 m 以 上		0.2%									
		12 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	4 用水路工				4		用水路工 (水路工 (土水路))	基 準	高	±100
幅	75												
高	さ				75								
	延長				2 0 0 m 未 満	400							
2 0 0 m 以 上					0.2%								
12 農業農村整備編	1 ほ場整備工事				7 道路工	11					砂利舗装工	基 準	高 V
		路 盤 厚 さ T	45										
		幅	B	100									
		延長	2 0 0 m 未 満	400									
			2 0 0 m 以 上	0.2%									

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
平板測量等により各筆の形状寸法を全面積について測定する。		
10 a 当たり 3 点以上を測定する。		
10 a 当たり 3 点以上を測定する。		
1 耕区につき 1 箇所割合で測定する。		
上下流端 2ヶ所を測定する。 ただし 1 本の布設長さがおおむね 100m 以上のときは中間点を加え 3ヶ所測定する。上下流端 2ヶ所を測定する。		
1 工事 1 ロットとする。	施工延長おおむね 50m に 1ヶ所割合で測定。	
100m につき 1 箇所割合で測定する。		
幹線道路 施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で測定する。 支線道路、耕作道路 施工延長おおむね 100m につき 1 箇所の割合で測定する。		

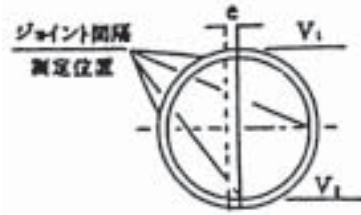
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
12 農業農村整備編	2 農道工事	6 擁壁工	8		小型擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 w	30	
						高 さ h	50	
						延 長 L	200	
12 農業農村整備編	4 河川及び排水路工事	8 柵渠工	2		柵渠工 (コンクリート二次製品)	基 準 高 V	± 50	
						中 心 線 の ズ レ	直線部 e	± 50
							曲線部 e	± 100
						幅 B_1 B_2	40	
						高 さ h_1 h_2	40	
						施 工 延 長		
						1 5 0 m 以 上	0.1%	
1 5 0 m 未 満	150							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25m之場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下の物は1施工箇所に付き2箇所。</p> <p>1 施工箇所毎。</p>		
<p>基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 幅、高さについては施工延長 50m につき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。</p>	<p>幅、高さについては、組立式水路に適用しない。</p> 	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
12 農業 農村 整備 編	5 管 水 路 工 事	5 管 体 基 礎 工	1 2 3		砂基礎工 碎石基礎工 コンクリート基礎工	基 準 高 V	±30
						幅 B	100
12 農業 農村 整備 編	5 管 水 路 工 事	6 管 体 工	1		硬質塩化ビニル管布 設工	基 準 高 V	±50
						中 心 線 の ズ レ	±120
						施 工 延 長 2 0 0 m 以 上 2 0 0 m 未 満	0.1% 200
						埋設深	50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長おおむね 50mにつき 1箇所 の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。</p>		<p>基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。 高さ(H)の管理は、V_2 V_1で算出するものとする。</p>
<p>設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
12 農業 農村 整備 編	5 管 水 路 工 事	6 管 体 工	2 3 4		強化プラスチック 複合管、 ダクタイル鋳鉄管、 鋼管、 コンクリート二次製 品	基 準 高 V	±30
						被 圧 地 下 水 の 有 る 場 合 V	±50
						中 心 の ズ レ e	±100
						ジ ョ イ ン ト 間 隔	別表 (ア) (イ) (ウ)
						施 工 延 長 2 0 0 m 以 上 2 0 0 m 未 満	0.1% 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。</p> <p>中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに 1 箇所割合で測定する。</p> <p>上記未満は 2 箇所測定する。</p> <p>ジョイント間隔については 1 本毎に測定する。</p>		<p>Vの測定は管底 (V₁)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。</p> <p>ただし、φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (V₂)でもよい。</p> <p>eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。</p> <p>なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。</p>

12-5-6 管水路工事

(ア) 管水路（コンクリート二次製品）ジョイント間隔管理規格値

規格	JIS A 5372 R C管					JIS A 5303 R C管(スペーサー用ゴムを添付)				
	B型及びT型					C型				
呼び径(mm)	標準値	良質地盤		軟弱地盤		標準値	良質地盤		軟弱地盤	
150	6	+10	-6	+5	-6	-	-	-	-	-
200	6	+10	-6	+5	-6	-	-	-	-	-
250	6	+10	-6	+5	-6	-	-	-	-	-
300	6	+9	-6	+4	-6	-	-	-	-	-
350	6	+9	-6	+4	-6	-	-	-	-	-
400	8	+9	-8	+3	-8	-	-	-	-	-
450	8	+9	-8	+3	-8	-	-	-	-	-
500	8	+9	-8	+3	-8	8	+9	-5	+3	-5
600	8	+12	-8	+5	-8	8	+12	-5	+5	-5
700	8	+10	-8	+4	-8	8	+10	-5	+4	-5
800	8	+12	-8	+5	-8	8	+12	-5	+5	-5
900	8	+15	-8	+7	-8	8	+15	-5	+7	-5
1,000	10	+18	-10	+8	-10	10	+18	-7	+8	-7
1,100	10	+19	-10	+9	-10	10	+19	-7	+9	-7
1,200	10	+21	-10	+11	-10	10	+21	-7	+11	-7
1,350	10	+23	-10	+12	-10	10	+23	-7	+12	-7
1,500	8	+15	-8	+7	-8	-	-	-	-	-
1,650	8	+15	-8	+7	-8	-	-	-	-	-
1,800	8	+15	-8	+7	-8	-	-	-	-	-
2,000	8	+15	-8	+7	-8	-	-	-	-	-
2,200	8	+15	-8	+7	-8	-	-	-	-	-
2,400	10	+15	-10	+7	-10	-	-	-	-	-
2,600	10	+15	-10	+7	-10	-	-	-	-	-
2,800	10	+15	-10	+7	-10	-	-	-	-	-
3,000	10	+15	-10	+7	-10	-	-	-	-	-

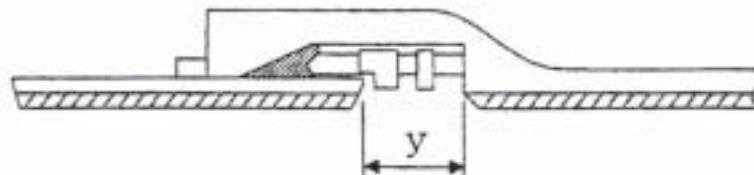
注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値をこえてはならない。
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として、呼び径700mm以下の測定は必要ない。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。

(イ) 管水路 (ダグタイル) ジョイント間隔管理規格値

(単位 : mm)

規 格	JDPA		JIS G 5526及び JDPA G1027		JIS G 5526及びJDPA G1029		JIS G 5526, JDPA G1027及びG1209	
	A 型		K 型		U 型		T 型	
呼び径 (mm)	規 格 値		規 格 値		標準値	規 格 値		規 格 値
75	+19	0	+19	0	—	—		+16 0
100	+19	0	+19	0	—	—		+16 0
150	+19	0	+19	0	—	—		+16 0
200	+19	0	+19	0	—	—		+14 0
250	+19	0	+19	0	—	—		+14 0
300	+19	0	+19	0	—	—		+24 0
350	+31	0	+31	0	—	—		+24 0
400	—		+31	0	—	—		+24 0
450	—		+31	0	—	—		+24 0
500	—		+31	0	—	—		+30 0
600	—		+31	0	—	—		+30 0
700	—		+31	0	105	+35	+	+30 0
800	—		+31	0	105	+35	+	+30 0
900	—		+31	0	105	+35	+	+40 0
1,000	—		+36	0	105	+35	+	+40 0
1,100	—		+36	0	105	+35	-5	+40 0
1,200	—		+36	0	105	+35	-5	+50 0
1,350	—		+36	0	105	+35	-5	+50 0
1,500	—		+36	0	105	+35	-5	+60 0
1,600	—		+40	0	115	+36	-5	+70 0
1,650	—		+45	0	115	+36	-5	+70 0
1,800	—		+45	0	115	+36	-5	+80 0
2,000	—		+50	0	115	+36	-5	+90 0
2,100	—		+55	0	115	+36	-5	—
2,200	—		+55	0	115	+36	-5	—
2,400	—		+60	0	115	+36	-5	—
2,600	—		+70	0	130	+36	-5	—

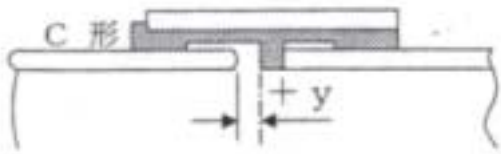
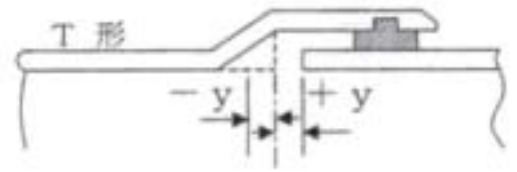
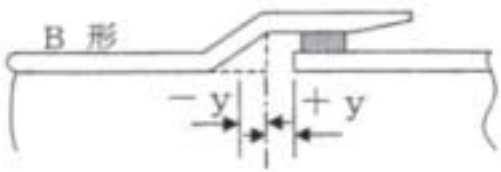
- 注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値をこえてはならない。
 2. 接合時の測定は、原則として管の外から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の内から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として、呼び径700mm以下の測定は必要ない。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
 3. ダクタイル鋳鉄管のうちU型管の標準値は下図のy寸法である。



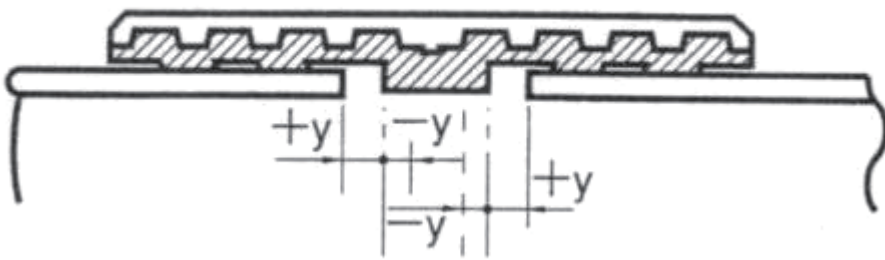
(ウ) 管水路 (強化プラスチック複合管) ジョイント間隔管理規格値

規 格	JIS G 5350			JIS A 5350			JIS A 5350		
	B型及びT型			C型			D型		
呼び径(mm)	標準値	良 質 地 盤	軟 弱 地 盤	標準値	良 質 地 盤	軟 弱 地 盤	標準値	良 質 地 盤	軟 弱 地 盤
200	0	+33 -33(0)	+22 -22(0)	0	+33 0	+22 0	0	+25 -3	+15 -3
250	0	+33 -33(0)	+22 -22(0)	0	+33 0	+22 0	0	+25 -3	+15 -3
300	0	+38 -38(0)	+25 -25(0)	0	+38 0	+25 0	0	+25 -3	+15 -3
350	0	+38 -38(0)	+25 -25(0)	0	+38 0	+25 0	0	+25 -3	+15 -3
400	0	+43 -43(0)	+28 -28(0)	0	+43 0	+28 0	0	+35 -3	+25 -3
450	0	+43 -43(0)	+28 -28(0)	0	+43 0	+28 0	0	+35 -3	+25 -3
500	0	+53 -52(0)	+35 -34(0)	0	+53 0	+35 0	0	+35 -3	+25 -3
600	0	+53 -52(0)	+35 -34(0)	0	+53 0	+35 0	0	+35 -3	+25 -3
700	0	+53 -52(0)	+35 -34(0)	0	+53 0	+35 0	0	+35 -3	+25 -3
800	0	+53 -52(0)	+35 -34(0)	0	+53 0	+35 0	0	+40 -5	+30 -5
900	0	+53 -52(0)	+35 -34(0)	0	+53 0	+35 0	0	+40 -5	+30 -5
1,000	0	+53 -51(0)	+35 -33(0)	0	+53 0	+35 0	0	+40 -5	+30 -5
1,100	0	+53 -51(0)	+35 -33(0)	0	+53 0	+35 0	0	+40 -5	+30 -5
1,200	0	+53 -51(0)	+35 -33(0)	0	+53 0	+35 0	0	+40 -5	+30 -5
1,350	0	+53 -51(0)	+35 -33(0)	0	+53 0	+35 0	0	+40 -5	+30 -5
1,500	0	+53 -51(0)	+35 -33(0)	0	+53 0	+35 0	0	+45 -5	+35 -5
1,650	0	+80 -77(0)	+53 -50(0)	0	+80 0	+53 0	0	+45 -5	+35 -5
1,800	0	+80 -77(0)	+53 -50(0)	0	+80 0	+53 0	0	+45 -5	+35 -5
2,000	0	+95 -92(0)	+60 -60(0)	0	+95 0	+63 0	0	+45 -5	+35 -5
2,200	0	+95 -92(0)	+60 -60(0)	0	+95 0	+63 0	0	+50 -5	+40 -5
2,400	0	+113 -110(0)	+75 -72(0)	0	+113 0	+75 0	0	+50 -5	+40 -5
2,600	0	+113 -110(0)	+75 -72(0)	-	-	-	-	-	-
2,800	0	+128 -125(0)	+85 -82(0)	-	-	-	-	-	-
3,000	0	+128 -125(0)	+85 -82(0)	-	-	-	-	-	-

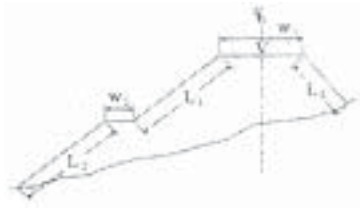
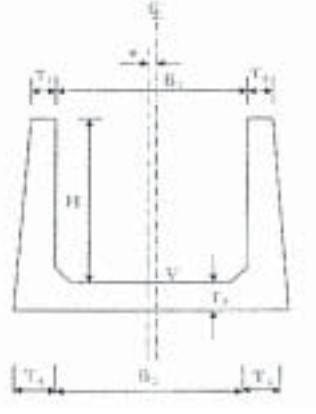
- 注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値をこえてはならない。
 2. 接合時の測定は、原則として管内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として、呼び径700mm以下の測定は必要ない。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
 3. 継手部の標準断面は次のページのとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、規格値のうち()内数値は、点線で示した形状の管に適用する。



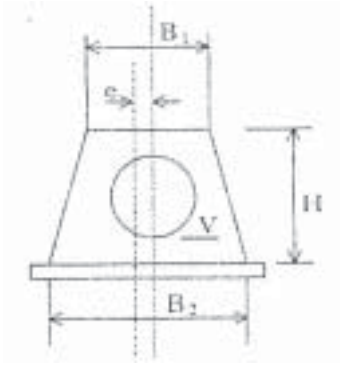
D 形



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
12 農業農村整備編	12 ため池改修工	3 堤体工	10		堤体盛立土	基 準 高 V	±100
						堤 幅 W	100
						法 長 L	100
						施 工 延 長	200
12 農業農村整備編	12 ため池改修工	5 洪水吐工	1		洪水吐工	基 準 高 V	±30
						幅 B	±30
						厚 さ T	±20
						高 さ H	±30
						中 心 線 の ズ レ e	直線部±50
							曲線部±100
						ス パ ン 長 L	直線部±50
曲線部±100							
施 工 延 長	150						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
線的なものについては施工延長20mにつき一箇所の割合で測定する。上記未満は二箇所測定する。		1 鋼土の幅は盛土高1m毎に管理する。 2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4 出来形図は横断面図面を利用して作成する。
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		スパン長の標準を9mとした場合。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				
12 農業 農村 整備 編	12 ため 池改 修工	6 取水 施設 工	1		樋管工	基 準 高 V	±30				
						幅 B	20				
						厚 さ T	20				
						高 さ H	20				
					同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)					中心線のずれ e	直線部±50 曲線部±100
										施 工 延 長	150

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所割合で測定する。ジョイント間隔については1本毎に測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 コンクリート二次製品使用の場合である。

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	3 浚 渌 工			浚渌	水 深 (底面)	〈特〉による。	〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	+0 規定しない 又は〈特〉による。	様式・出来形1 1参照 +；設計値より浅いことをいう。 ；設計値より深いことをいう。
						(法面)	〈特〉検測方法による。	測線間隔は〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	+0 規定しない 又は〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	3 浚 渌 工			床掘	水 深 (底面)	〈特〉による。	測線間隔は〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	±30cm又は〈特〉による。	断面図は監督員が指示したとき作成し提出
						(法面)	〈特〉による。	測線間隔は〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	外側2m(法面に直角) 内側30cm(法面に直角)又は〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	2 床 掘 工		置換材均し	延 長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない 0	様式・出来形2 3参照
						天端高、天端幅、法面	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下測点間隔10m以下	天端高 1 cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±50cm又は〈特〉による 天端幅、法面は〈特〉による。	
							水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		サンドドレーン	位 置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	〈特〉による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない 0 先端深度 +0 規定しない	+；設計値より浅いことをいう。 ；設計値より深いことをいう。
						砂の投入量	打込記録の確認	全 数	0.1m ³	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		敷砂均し	延 長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない 0	様式・出来形2 4参照
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高 1 cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
						水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm				
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		載荷土砂	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない 0	
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高 1 cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±50cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
						水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm				
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		ペーパードレーン	位 置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	〈特〉による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない 0 先端深度 +0 規定しない	+；設計値より浅いことをいう。 ；設計値より深いことをいう。
						ドレーン材の打込長	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙に打込長を記入し提出		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		グラベルマット	延 長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない 0	様式・出来形2 4参照
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高 1 cm 天端幅 10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
							水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		グラベルドレーン	位 置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	〈特〉による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない 0 先端深度 +0 規定しない	+；設計値より浅いことをいう。 ；設計値より深いことをいう。
						砕石の投入量	打込記録の確認	全 数	0.1m ³	打込記録紙に砕石の投入量を記入し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	5 締 固 工		ロッドコンパクション	位 置	トランシット及び光波測距儀等により測定	〈特〉による。	10cm	管理図に測定結果を記入し提出		
						充填材の投入量			1.0m ³	測定記録等の提出		
						天端高	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録の提出	天端高 +規定しない 0	
						先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録の提出	先端深度 +0 規定しない	+；設計値より浅いことをいう。 ；設計値より深いことをいう。

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	5 締 固 工		サンドコンパクション パイル	位 置	トランシット、光波測 距儀により測定	転船毎及び監督員の指示 による。	1 cm	管理図に測定結果を記 入し提出	〈特〉による。	様式・出来形2 5参照 自動位置決め装置を使用 している場合、その作動 状況が確認されていれば 不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表 を作成して提出	天端高 +規定しない 0 先端深度 +0 規定しない	+；設計値より浅いこと をいう。 ；設計値より深いこと をいう。
						砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数	0.1m ³	打込記録紙に砂の圧入 量を記入し提出		
						盛り上り量	レベル、音響測深機又 はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は〈特〉 による。	10cm	盛り上り量の平面図を作 成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	5 締 固 工		盛上土砂撤去	撤去量	レベル、音響測深機又 はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は〈特〉 による。	10cm	撤去量の平面図を作成 し提出		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	6 固 化 工		深層混合処理杭	位 置	トランシット及び光波測距儀等により測定	海上施工は改良杭全数。陸上施工は〈特〉による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出		様式・出来形2 6参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						鉛直度 接 合	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2～5 m程度毎に測定（引抜きと貫入時）	1分又は1 cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出	〈特〉による。	陸上施工は除く。
						天端高 先端深度	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数	1 cm	打込記録紙に天端高、先端深度を記入し管理表を提出	天端高 +規定しない 0 先端深度 +0 規定しない	+；設計値より浅いことをいう。 ；設計値より深いことをいう。
						硬化材吐出货量	流量計等により硬化材のm当りの吐出货量を確認	改良杭全数	10または1 t	打込記録紙に硬化材吐出货量を記入し提出		
						盛上り量	音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後	10cm	盛上り量の図面を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	6 固 化 工		事前混合処理	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない 0	
						天端高、天端幅	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高1 cm	管理図に天端高、天端幅を記入し提出	〈特〉による。	
							水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	6 固 化 工		表層固化処理	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない 0	
						天端高、天端幅、厚さ	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高・厚さ1 cm	管理図に天端高、天端幅、厚さを記入し提出	〈特〉による。	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	5 基礎 工	2 基礎 盛砂 工		盛砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない 0	様式・出来形2 4参照	
						天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。		
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	5 基礎 工	3 洗掘 防止 工		洗掘防止	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形3 2参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット	
						重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット) 30cm以上(合成樹脂系マット)		
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない 10cm		
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	5 基礎 工	4 基礎 捨石 工		基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。		
						法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合には2点以上	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。		
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。		
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。		
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	5 基礎 工	4 基礎 捨石 工		捨石本均し	天端高	レベル又は〈特〉により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1cm	均し出来形図を作成し提出	±5cm	様式・出来形3 3参照	
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない 10cm		
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない 10cm		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	5 基礎 工	4 基礎 捨石 工		捨石荒均し	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	注) 1 ±50cm、岸壁前面+0、20cm又は〈特〉による。異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は〈特〉による。	注) 1 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
						法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合には2点以上	10cm	均し出来形図を作成し提出	注) 2 ±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は〈特〉による。	注) 2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない 10cm	
						延 長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない 10cm	
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	5 基礎 工	6 基礎 ブ ロ ッ ク 工		基礎ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm, 1 cm 高さ+2 cm, 1 cm 長さ+2 cm, 1 cm 壁厚±1 cm	様式・出来形3 4参照 ブロック(方塊)
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出		
						型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観(異形ブロック)	観察	全 数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	5 基 礎 工	6 基 礎 ブ ロ ッ ク 工		基礎ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3 cm以下	
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出	+規定しない 0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	6 本 体 工 (ケー ソン 式)	2 ケー ソン 製 作 工		ケーソン製作	摩擦増大用マット敷設位置	スチールテープ等により確認	始・終端及び変化する箇所毎	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形4 1参照
						高さ	スチールテープ等により測定	完成時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm 1 cm	
						幅	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm 1 cm	
						長さ	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm 1 cm	
						壁厚	スチールテープ等により測定	各層完成時、各壁1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	± 1 cm	
						底版厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	底版完成時、各室中央部1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm 1 cm	
						フーチング高さ	スチールテープ等により測定	底版完成時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm 1 cm	
						対角線	スチールテープ等により測定	底版完成時及び完成時	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
						バラスト	レベル等により測定	各室中央部1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	砕石・砂 ±10cm コンクリート ± 5 cm	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	6 本 体 工 (ケ ー ソ ン 式)	3 ケ ー ソ ン 進 水 据 付 工		ケーソン進水据付	法線に対する出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端2箇所	1 cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケツ質量 2,000t未満±20 cm、2,000t以上± 30cm 岸 壁 ケツ質量 2,000t未満±10 cm、2,000t以上± 15cm	様式・出来形4 2参照
						据付目地間隔	スチールテープ等により測定	据付完了後、天端2箇所	1 cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケツ質量 2,000t未満20cm以 下、2,000t以上 30cm以下 岸 壁 ケツ質量 2,000t未満10cm以 下、2,000t以上 20cm以下	
						天端高さ	レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出		
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上	1 cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	6 本 体 工 (ケ ー ソ ン 式)	4 中 詰 工		砂・石材中詰	天端高	レベル、水系張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所(中心)	1 cm	管理表を作成し提出	陸上±5 cm 水中±10cm	様式・出来形4 3参照
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	6 本 体 工 (ケ ー ソ ン 式)	4 中 詰 工		コンクリート中詰	天端高	レベル、水系張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所(中心)	1 cm	管理表を作成し提出	陸上±3 cm 水中±5 cm	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	6 本 体 工 (ケ ー ソ ン 式)	5 蓋 コ ン ク リ ー ト 工		蓋コンクリート	天端高	レベル、水系張り、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所(中心)	1 cm	管理表を作成し提出	陸上±3 cm 水中±5 cm	様式・出来形4参照
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	6 本 体 工 (ケ ー ソ ン 式)	5 蓋 ブ ロ ッ ク 工		蓋ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm, 1 cm 高さ+2 cm, 1 cm 長さ+2 cm, 1 cm 壁厚±1 cm	
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	6 本 体 工 (ケ ー ソ ン 式)	5 蓋 ブ ロ ッ ク 工		蓋ブロック据付	蓋ブロック据付(天端高)	レベル、水系張り、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	陸上±3 cm 水中±5 cm	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	7 本 体 工 (ブ ロ ッ ク 式)	2 本 体 ブ ロ ッ ク 製 作 工		本体ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm, 1 cm 高さ+2 cm, 1 cm 長さ+2 cm, 1 cm 壁厚±1 cm	様式・出来形5 1,3 4参照 L型ブロック セルラーブロック ブロック(方塊)
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形5 1,3 4参照 セルラーブロック ブロック(方塊)
						型枠形状寸法 (異形ブロック)	観 察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観 (異形ブロック)	観 察	全 数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	7 本 体 工 (ブ ロ ッ ク 式)	3 本 体 ブ ロ ッ ク 据 付 工		本体ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	±5 cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	L型ブロック セルラーブロック 5 cm以下 直立消波ブロック ブロック(方塊) 3 cm以下	
						延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出	+規定しない 0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場編	2 一般 施工	8 本 体 工 (場 所 打 式)	2 場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工		場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工 (イ) 防 波 堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm 2 cm	様式・出来形6 1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm 3 cm	
						延 長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない 0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±5 cm 又は〈特〉による。	
13 漁 港 漁 場 編	2 一 般 施 工	8 本 体 工 (場 所 打 式)	2 場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工		ロ) 岸 壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	
						延 長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない 0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±3 cm	
						防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1 cm	測定表を作成し提出		
13 漁 港 漁 場 編	2 一 般 施 工	9 本 体 工 (捨 石 ・ 捨 ブ ロ ッ ク 式)	4 捨 ブ ロ ッ ク 工		捨 ブ ロ ッ ク 製 作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm, 1 cm 高さ+2 cm, 1 cm 長さ+2 cm, 1 cm 壁厚±1 cm	様式・出来形3 4参照 ブロック(方塊)
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出		
						型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全 数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	9 本 体 工 (捨石・捨ブロック式)	4 捨 ブ ロ ッ ク 工		捨ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3 cm以下	
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出	+規定しない 0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		
13 漁 港 漁 場 編	2 一 般 施 工	9 本 体 工 (捨石・捨ブロック式)	4 捨 ブ ロ ッ ク 工		場所打コンクリート工	天端高	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は± 2 cm 天端幅10mを超える場合は+ 5 cm 2 cm	様式・出来形6 1参照 天端高さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は± 3 cm 天端幅10mを超える場合は+ 5 cm 3 cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない 0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm 又は〈特〉による。	
13 漁 港 漁 場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 (鋼矢板式)	4 鋼 矢 板 工		先行掘削	位 置	トランシット、スチールテープ等により測定	全 数	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						掘削長 掘削深度	レベル等により測定	全 数	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						掘削径	スチールテープ等により測定(水中の場合はケーシング径等により確認)	全数(水中の場合は適宜)	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 (鋼 矢 板 式)	4 鋼 矢 板 工		鋼矢板 イ) 鋼矢板	打込記録	第13編2 10 2	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来形8 1参照
						矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 0	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時(両端部)	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1 枚幅未満 10/1000以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全 数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 (鋼 矢 板 式)	4 鋼 矢 板 工		ロ) 鋼管矢板	打込記録	第13編2 10 2	20本に1本		打込記録を提出		
						矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、10本に1本 及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数確認後 10本に1本及び変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時(両端部)	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1 枚幅未満 10/1000以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、10本に1本	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全 数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場編	2 一般 施工	10 本 体 工 (鋼 矢 板 式)	4 控 工		控鋼矢板	打込記録	第13編2 10 3	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来形8 1参照
						矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 0	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時(両端部)	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1 枚幅未満 10/1000以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全 数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場編	2 一般 施工	10 本 体 工 (鋼 矢 板 式)	4 控 工		控鋼杭	打込記録	第13編2 10 3	20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形8 2参照
						杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
						杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
						杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下	
13 漁港 漁場編	2 一般 施工	10 本 体 工 (鋼 矢 板 式)	4 控 工		プレキャストコンクリート控壁	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, 1 cm 高さ + 2 cm, 1 cm 長さ + 2 cm, 1 cm 壁厚 ± 1 cm	
						法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出	+規定しない 0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所	1 cm	管理表を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 (鋼 矢 板 式)	4 控 工		場所打コンクリート 控壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない 0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 (鋼 矢 板 式)	4 控 工		腹 起	取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端（継手毎）全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形8 2参照
						継手位置	観 察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
						ボルトの取付け	観 察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
						矢板と腹起しとの密着度	観 察	タイロッド毎、全数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 (鋼 矢 板 式)	4 控 工		タイ材 イ) タイロッド取付	取付け高さ及び水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形8 2参照 腹起しに取り付ける場合は不要
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
						定着ナットの締付け	観 察	全 数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。	
						ターンバックルのねじ込み長さ	観 察	全 数	1 cm	観察結果を報告	定着ナットの高さ以上	
						リングジョイントのコンクリートへの埋込み	観 察	全 数		観察結果を報告		
						支保材の天端高	レベル等により測定	適 宜	1 cm	管理表を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 (鋼 矢 板 式)	4 控 工		ロ) タイワイヤー取 付	取付高さ	レベル等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
						定着ナットの締付け	観 察	全 数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。	
						定着具端部栓の取付け	観 察	全 数		観察結果を報告		
						トランペットシースの取付	観 察	全 数		観察結果を報告		
13 漁 港 漁 場 編	2 一 般 施 工	11 本 体 工 (コン クリ ート 矢 板 式)	2 コン クリ ート 工		コンクリート矢板	矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 0	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時(両端部)	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 2/100以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水土)	全 数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	12 本 体 工 (鋼 杭 式)	2 鋼 杭		鋼 杭	打込記録	第13編2 12 2	第13編2 12 2 支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形8 2参照
						杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
						杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
						杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	13 本 体 工 (コン クリ ート 杭 式)	2 コン クリ ート 杭		コンクリート杭	打込記録	JIS A 7201 記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		JIS A 7201 付表5 打込み工法記録を作成し提出		
						杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
						杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
						杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	14 被 覆 ・ 根 固 工	2 被 覆 石 工		被覆石 (均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形12 1参照

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	14 被 覆 ・ 根 固 工	2 被 覆 石 工		被覆石均し	法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は(特)による。	
						天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm又(特)による。岸壁全面+0、20cm又は(特)による。	様式・出来形12 1参照
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない 20cm	
						延 長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない 20cm	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	14 被 覆 ・ 根 固 工	4 被 覆 ブ ロ ッ ク 工		被覆ブロック製作	型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全 数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	14 被 覆 ・ 根 固 工	4 被 覆 ブ ロ ッ ク 工		被覆ブロック据付	延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出	+規定しない 0	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	14 被 覆 ・ 根 固 工	5 根 固 ブ ロ ッ ク 工		根固ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm, 1 cm 高さ+2 cm, 1 cm 長さ+2 cm, 1 cm 壁厚±1 cm	様式・出来形12 3参照
						対角線	スチールテープ等により測定	10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	15 上 部 工	2 上 部 コ ン ク リ ー ト 工		上部コンクリート工 イ) 防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合±2 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm 2 cm	様式・出来形6 1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。 注) 本体がケーソンの場合ケーソン質量 2,000t未満 ±20cm 2,000t以上 ±30cm
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合±3 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm 3 cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない 0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±5 cm 注) 又は〈特〉による。	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	15 上 部 工	2 上 部 コ ン ク リ ー ト 工		ロ) 岸 壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1 スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1 スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	
						延 長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない 0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1 スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
						防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1 cm	測定表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	15 上 部 工	2 上 部 コ ン ク リ ー ト 工		ハ) 栈 橋							13 1上部コンクリート工ロ)岸壁を適用する。梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による。
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	15 上 部 工	3 上 部 ブ ロ ッ ク 工		上部ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, 1 cm 高さ + 2 cm, 1 cm 長さ + 2 cm, 1 cm 壁厚 ± 1 cm	
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	2 係 船 柱 工		係船柱	天端高	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出	曲柱± 2 cm 直柱± 2 cm	様式・出来形14 1参照
						岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
						中心間隔	スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基	1 cm	管理表を作成し提出		
						直柱基礎コンクリート (幅)	スチールテープ等により測定	完了時、全数、天端両端	1 cm	管理表を作成し提出		
						(長さ)	スチールテープ等により測定	完了時、全数、前後面	1 cm	管理表を作成し提出		
						(高さ)	レベルにより測定	完了時、全数、中心点	1 cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	3 防 舷 材 工		防舷材	取付高さ	レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形14 2参照
						中心間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	4 車 止 ・ 縁 金 物 工		車止・縁金物工	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形14 3参照
						岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了後中心部を1点	1 cm	管理表を作成し提出	± 3 cm	
						取付間隔	スチールテープ等により測定	上部工1スパンに2箇所	1 cm	管理表を作成し提出		
						塗 装	目視による観察			観察結果を報告		
						警戒色 (シマ模様)	スチールテープ等により測定	完了時適宜		確認結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	5 防 食 工		電気防食	取付位置	目視（承諾された図面より確認）潜水士による。	取付完了後、全数	〈特〉による	確認結果を提出		様式・出来形14 4参照
						電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎	1 mV	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準； 770mV 海水塩化銀基準； 780mV 又は飽和硫酸銅電極基準； 850mV	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	5 防 食 工		FRPモルタルライニング	取付高さ	レベルにより測定	取付完了後、上端高さ鋼管杭；全数 矢板；1打設3箇所以上	〈特〉による	測定表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	5 防 食 工		ペトラタムライニング	高さ	レベルにより測定	完了後、上端・下端高さ鋼管杭；全数 矢板；1打設3箇所以上	〈特〉による	測定表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	6 係 船 環 工		係船環	取付位置	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	17 消 波 工	3 消 波 ブ ロ ッ ク 工		消波ブロック製作	型枠形状寸法（異形ブロック）	観 察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観（異形ブロック）	観 察	全 数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	17 消 波 工	3 消 波 ブ ロ ッ ク 工		消波ブロック据付	延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出	+規定しない 0	
						天端幅	スチールテープ等により測定	据付完了後、測線上（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出		
						天端高	レベル等により測定	据付完了後、測線上2箇所（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	18 裏 込 ・ 裏 埋 工	2 裏 込 工		裏込材 (均しを行わない面)	天端高	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 1 cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						法 面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						延 長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	18 裏 込 ・ 裏 埋 工	2 裏 込 工		裏込均し	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 1 cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	(I) ±5cm (II) ±20cm	均し区分は〈特〉による。
						法 面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±20cm (法面に直角)	マット等を使用する場合を含む。
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない 10cm	
						延 長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない 10cm	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	18 裏 込 ・ 裏 埋 工	2 裏 込 工		吸出し防止材	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形3 2参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット
						重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない 10cm	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	18 裏 込 ・ 裏 埋 工	3 裏 埋 工		裏埋材	地盤高 (陸上部)	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	1cm	平面図に実測値を記入し提出	〈特〉による。	変化点は測定する。
						(水中部)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	平面図に実測値を記入し提出	〈特〉による。	変化点は測定する。
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	18 裏 込 ・ 裏 埋 工	3 裏 埋 土 工		土砂掘削	基準高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を延長20mに1箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形18 1参照
						幅	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						法長	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						延長	スチールテープ等により測定	両端及び中心	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	19 維 持 修 繕 工	2 維 持 塗 装 工		係船柱塗装	塗装箇所	目視(承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数		確認結果を提出	〈特〉による。	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	19 維 持 修 繕 工	2 維 持 塗 装 工		車止塗装 イ) 鋼 製	塗装箇所	目視 (承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数		確認結果を提出	〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	19 維 持 修 繕 工	2 維 持 塗 装 工		ロ) その他	塗装箇所	目視 (承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数		確認結果を提出	〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	2 単 体 魚 礁 製 作 工		単体魚礁製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10基に1基以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, 1 cm 高さ + 2 cm, 1 cm 長さ + 2 cm, 1 cm 壁厚 ± 1 cm	様式・出来形23 1参照
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10基に1基以上測定	1 cm	管理表を作成し提出		
						型枠形状寸法	観 察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観	観 察	全 数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		コンクリート部材組立	幅、高さ、長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1 mm	管理表を作成し提出	幅、高さ、長さ +10mm×部材連 数 5mm×部材連 数	様式・出来形23 2参照
						ボルトの取付け	観 察	全箇所		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		鋼製部材組立	幅、高さ、長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1 mm	管理表を作成し提出	幅 +30mm, 10mm 高さ+30mm, 10mm 長さ+30mm, 10mm	
						のど厚、脚長、溶接長	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	〈特〉による。	1 mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						有害な欠陥の有無	観 察	全 数		観察結果を報告		
						溶接部非破壊試験	JIS Z 3104放射線透過試験の他、〈特〉による。	〈特〉による。		写真又はフィルムを提出	〈特〉による。	
						カラーチェック	〈特〉による。	〈特〉による。		写真を提出	〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		化学系（FRP）部材組立	幅、高さ、長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1 mm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形23 2参照
						接続帯の取付け	観 察	接続終了後、全箇所		観察結果を報告	〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		重錘コンクリート製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +3cm, 1cm 高さ+3cm, 1cm 長さ+3cm, 1cm	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	4 魚 礁 沈 設 工		魚礁沈設	位置 集中配置 (乱積配置)	G P S 及び D G P S 等により測定	魚礁沈設時に10基に1基 以上測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	配置中心点:±30m その他は〈特〉に よる。	様式・出来形23 3参照
						位置 ゾーン配置	G P S 及び D G P S 等により測定	魚礁沈設時に10基に1基 以上測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	ゾーン内	
						位置 計画配置 (相対配置)	G P S 及び D G P S 等により測定	魚礁沈設時に全基測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	±30m	
						高さ	音響測深器等により測 定	集中配置、ゾーン配置は 中心点から8方位を測定 計画配置は〈特〉によ る。	1 0 c m	出来形図を作成し、記 録紙にも寸法を表示し 提出	集中配置： + 規定しない 0 (Hは魚礁1基の 高さ) ゾーン配置、計画 配置：重ならない こと、その他は 〈特〉による。	
長さ、幅	音響測深器等により測 定	集中配置、ゾーン配置は 中心点から8方位を測定 計画配置は〈特〉によ る。	1 0 c m	出来形図を作成し、記 録紙にも寸法を表示し 提出	〈特〉による。							
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	21 着 定 基 質 工	2 着 定 基 質 製 作 工		着定基質製作	型枠形状寸法 (異形ブロッ ク)	観 察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		魚礁タイプは、23.魚礁 工を適用する。
						ブロック外観 (異形ブロッ ク)	観 察	全 数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	21 着 定 基 質 工	4 着 定 基 質 設 置 工		着定基質設置	位置 計画配置 (相対配置)	G P S 及び D G P S 等により測定	着定基質設置時に全基測 定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	±30m	様式・出来形23 3 (計画 配置) 参照
						長さ、幅	音響測深器等により測 定	〈特〉による。	1 0 c m	出来形図を作成し、記 録紙にも寸法を表示し 提出	〈特〉による。	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	21 着 定 基 質 工	5 石 材 投 入 工		石材投入	投入位置	GPS及びD-GPS等により測定	〈特〉による。	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	±30m	捨石マウンドタイプは、 3.3 基礎捨石工を適用 する。 様式・出来形24.4参照	
						長さ、幅	音響測深器等により測定	各3測線以上	10cm	出来形図を作成し、記 録紙にも寸法を表示し 提出	〈特〉による。	様式・出来形24.4参照	
13 漁 港 漁 場 編	2 一 般 施 工	22 雑 工	2 現 場 鋼 材 溶 接 工		現場鋼材溶接	形状寸法（のど厚、脚長、溶接長等）	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適 宜	1mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形27.1参照	
						ひずみ	目視による観察	全 数		観察結果を報告			
						有害な欠陥の有無	目視による観察	適 宜		観察結果を報告			
13 漁 港 漁 場 編	2 一 般 施 工	22 雑 工	2 現 場 鋼 材 溶 接 工		被覆溶接(水中)	形状寸法（のど厚、脚長、溶接長等）	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適 宜	1mm 溶接長は1cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。		
						外 観	潜水士による観察	全 数		観察結果を報告			
13 漁 港 漁 場 編	2 一 般 施 工	22 雑 工	3 現 場 鋼 材 切 断 工		現場鋼材切断	イ) 陸上現場切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	1mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						外 観	目視による観察	全 数		観察結果を報告			
					ロ) 水中切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	1mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。		
						外 観	目視又は潜水士による観察	全 数		観察結果を報告			

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	22 雑 工	4 そ の 他 雑 工		清 掃	幅、長さ、延長	スチールテープ等により測定	全 数	1 mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						外 観	目視又は潜水士による観察	全 数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	22 雑 工	4 そ の 他 雑 工		削 孔	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	1 mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						外 観	目視又は潜水士による観察	全 数		観察結果を報告		

浚渫出来形管理表

現場代理人

工事名:

測点NO. 距離NO.	NO. 00		NO. 00 +0.0m		NO. 00		NO. 00 +0.0m		NO. 00		NO. 00 +0.0m		NO. 00		NO. 00 +0.0m		NO. 00		NO. 00 +0.0m		
	設計値	測定値	設計値	測定値	設計値	測定値	設計値	測定値	設計値	測定値	設計値	測定値	設計値	測定値	設計値	測定値	設計値	測定値	設計値	測定値	
+00.0m		15.20																			
		15.30																			
		-0.10																			
+00.0m																					
+00.0m																					
+00.0m																					
+00.0m																					
+00.0m																					
+00.0m																					
+00.0m																					
+00.0m																					
+00.0m																					
+00.0m																					
+00.0m																					

淺渠出來形管理圖

工事名:

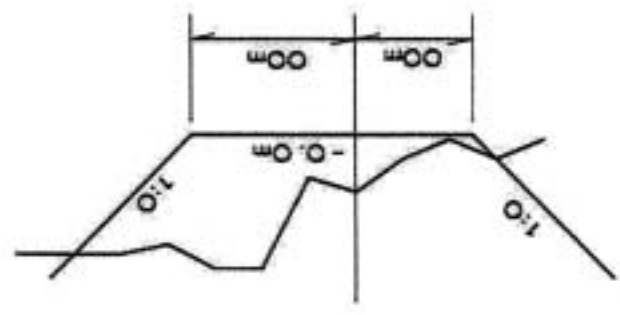
渠淺圖

NO.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
NO. 18	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 17	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 16	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 15	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 14	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 13	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 12	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 11	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 10	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 9	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 8	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 7	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 6	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 5	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 4	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 3	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 2	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 1	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
NO. 0	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00

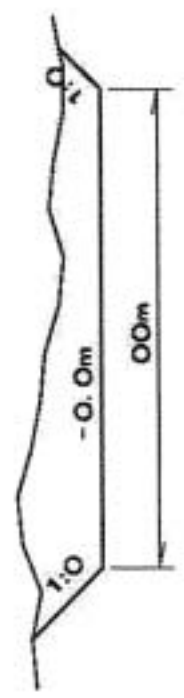
渠内側

渠外側

渠底断面



A-A'断面



凡例
():設計値
実数:実測値

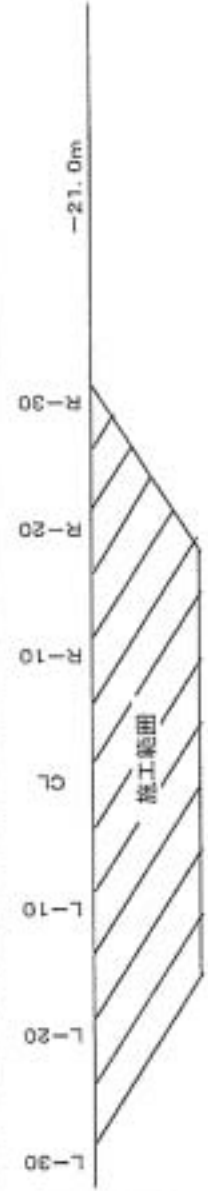
様式・出来形2-3
平成 年 月 日

置換材出来形管理表

現場代理人

工事名:

測点	種別	天 端						天 端 幅			建 長					
		L-30m	L-20m	L-10m	CL	R-10m	R-20m	R-30m	港外側	港内側	港外側	法線上	港内側			
NO. 00	設計値 測定値 差												NO. 00 } NO. 00 }	NO. 00 } NO. 00 }	NO. 00 } NO. 00 }	
NO. 00+0. 00	設計値 測定値 差															
NO. 00	設計値 測定値 差															
NO. 00+0. 00	設計値 測定値 差															
NO. 00	設計値 測定値 差															E 00 } 00 }
NO. 00+0. 00	設計値 測定値 差															E 00 } 00 }
NO. 00	設計値 測定値 差															E 00 } 00 }
NO. 00	設計値 測定値 差															E 00 } 00 }
NO. 00	設計値 測定値 差															E 00 } 00 }
NO. 00	設計値 測定値 差															E 00 } 00 }
NO. 00	設計値 測定値 差															E 00 } 00 }
NO. 00	設計値 測定値 差															E 00 } 00 }
NO. 00	設計値 測定値 差															E 00 } 00 }

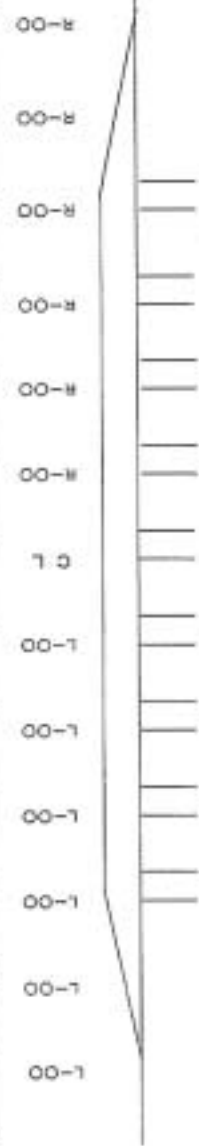


数砂出来形管理表

工番号: _____

担当者

地点	区 画													振打回	振打上	振動回							
	L-50m	L-40m	L-30m	L-20m	L-10m	Cl.	R-10	R-20	R-30	R-40	R-50	振打回数	天候				天候	天候					
NO. 00																			NO. 00 NO. 00 NO. 00				
NO. 00+0. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			
NO. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			
NO. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			
NO. 00+0. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			
NO. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			
NO. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			
NO. 00+0. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			
NO. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			
NO. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			
NO. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			
NO. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			
NO. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			
NO. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			
NO. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			
NO. 00																				NO. 00 NO. 00 NO. 00			



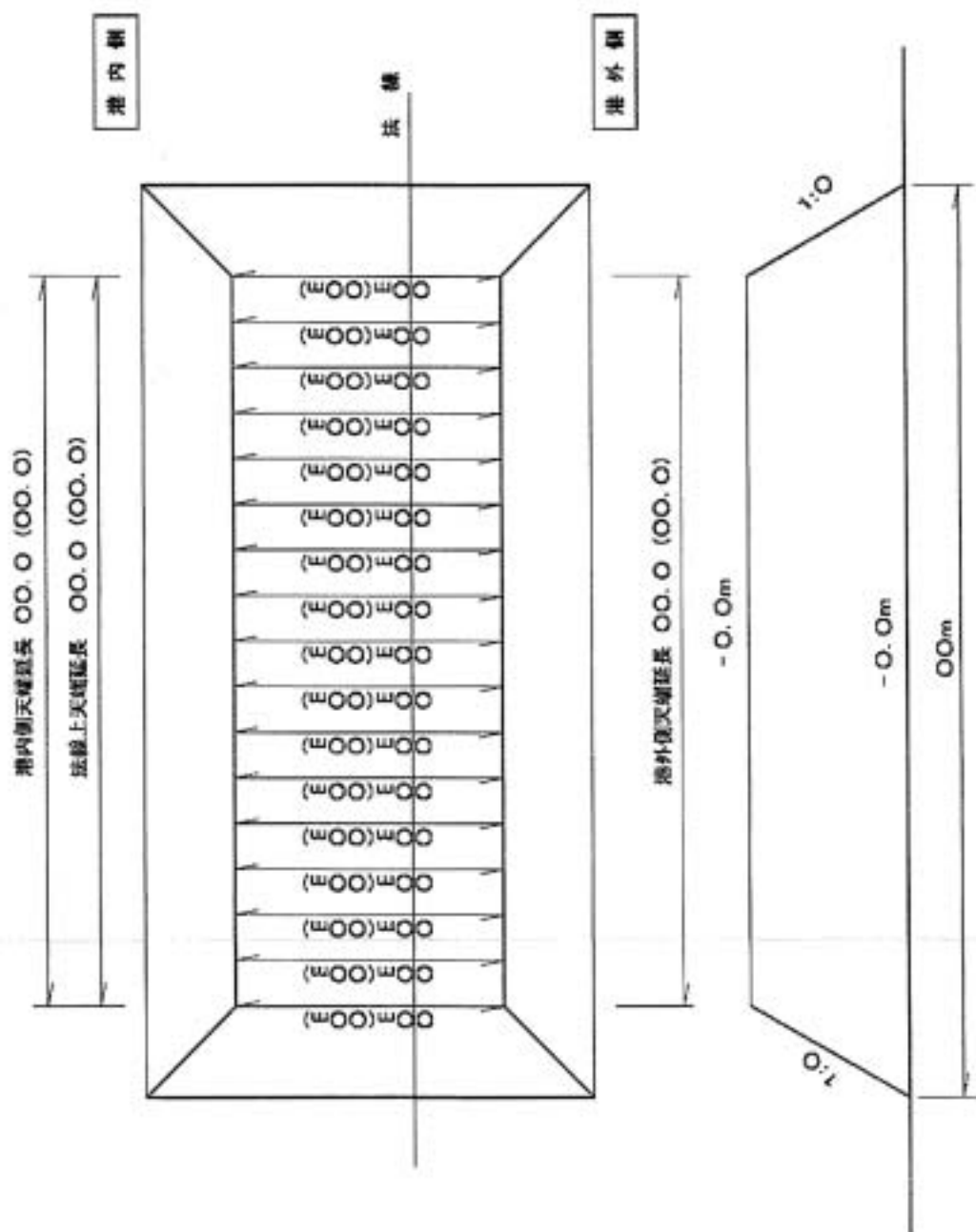
工事名:

敷砂出来形管理図

様式・出来形 2-4-(2)

敷砂 平面図

- NO. 0
- NO. 1
- NO. 2
- NO. 3
- NO. 4
- NO. 5
- NO. 5
- NO. 6
- NO. 7
- NO. 8
- NO. 8
- NO. 9
- NO. 10
- NO. 11
- NO. 12
- NO. 13
- NO. 14
- NO. 15
- NO. 16
- NO. 17
- NO. 18
- NO. 18
- NO. 19
- NO. 20



凡例
 ():設計値
 実数:実測値

サンドコンパクションパイル出来形管理表

現場代理人

工事名: _____

杭列	1			2			3			4			5			
	杭番号	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
A列杭	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列	1			2			3			4			5			
	杭番号	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
B列杭	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列	1			2			3			4			5			
	杭番号	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
○列杭	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列	1			2			3			4			5			
	杭番号	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
○列杭	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値															
	測定値															
	差															

砂投入管理表

現場代理人

工事名:

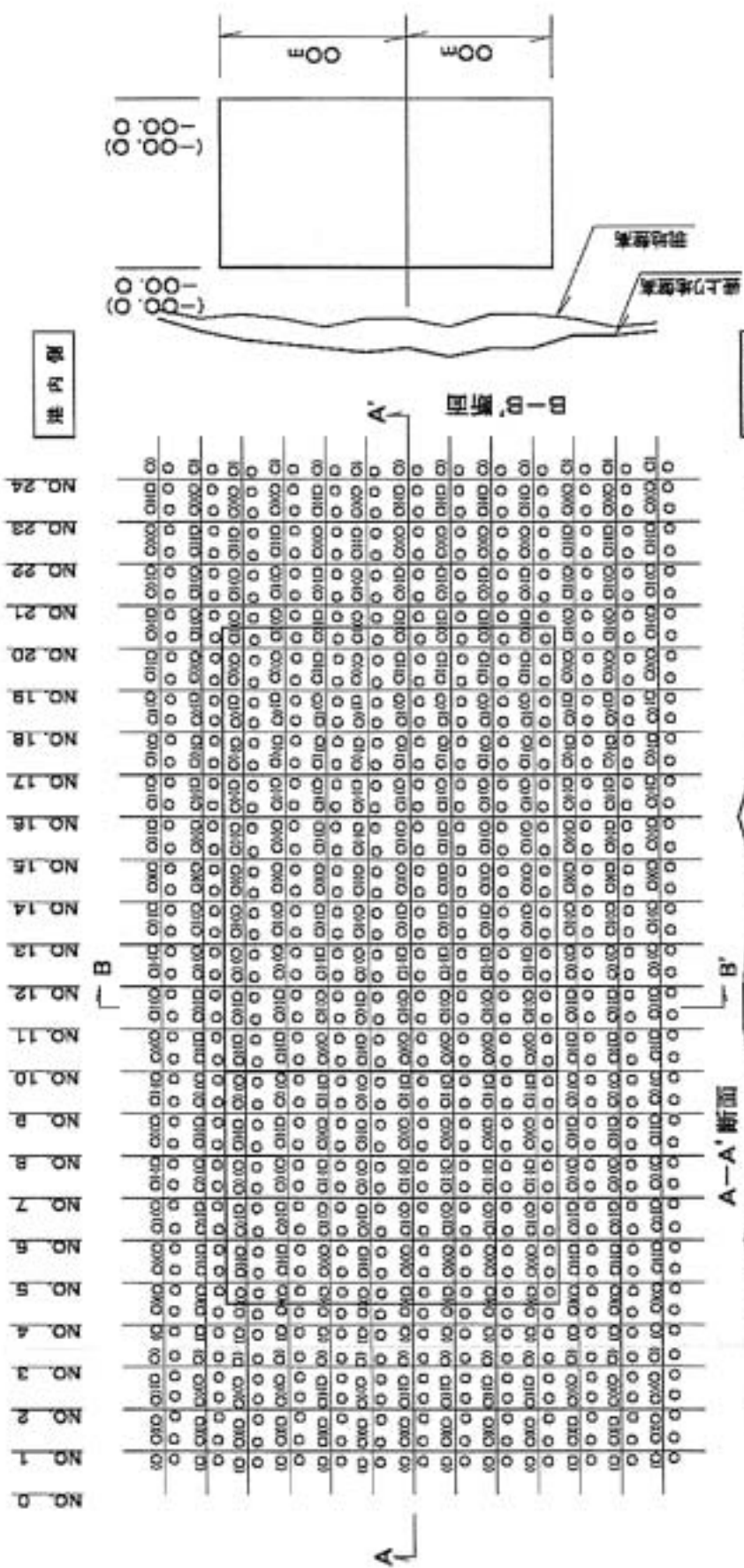
打設杭NO	S C P 部				S D 部				全 砂 量					
	設 打設長	計 打設量	実 打設長	施 打設量	設 打設長	計 打設量	実 打設長	施 打設量	設 打設長	計 打設量	実 打設長	施 打設量	設 打設長	計 打設量
A-1														
A-2														
○-○														
○-○														
○-○														
○-○														
○-○														
計														

工事名:

締固工 深淺図

様式・出来形 2-5(3)

平面図



NO.	NO. 0	NO. 1	NO. 2	NO. 3	NO. 4	NO. 5	NO. 5	NO. 7	NO. 8	NO. 8	NO. 9	NO. 10	NO. 11	NO. 12	NO. 13	NO. 14	NO. 15	NO. 16	NO. 17	NO. 18	NO. 19	NO. 20	NO. 21	NO. 22	NO. 23	NO. 24
堤上ノ地盤高	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00
現地盤高	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00

深層混合処理杭出来形管理表

現場代理人

工事名:

NO.	打設位置		杭出来形		スラリー量		NO.	打設位置		杭出来形		スラリー量	
	X方向	Y方向	天端高	先端深度	改良長	総吐出量1m当り		X方向	Y方向	天端高	先端深度	改良長	総吐出量1m当り
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					

洗掘防止マット出来形管理表

現場代理人

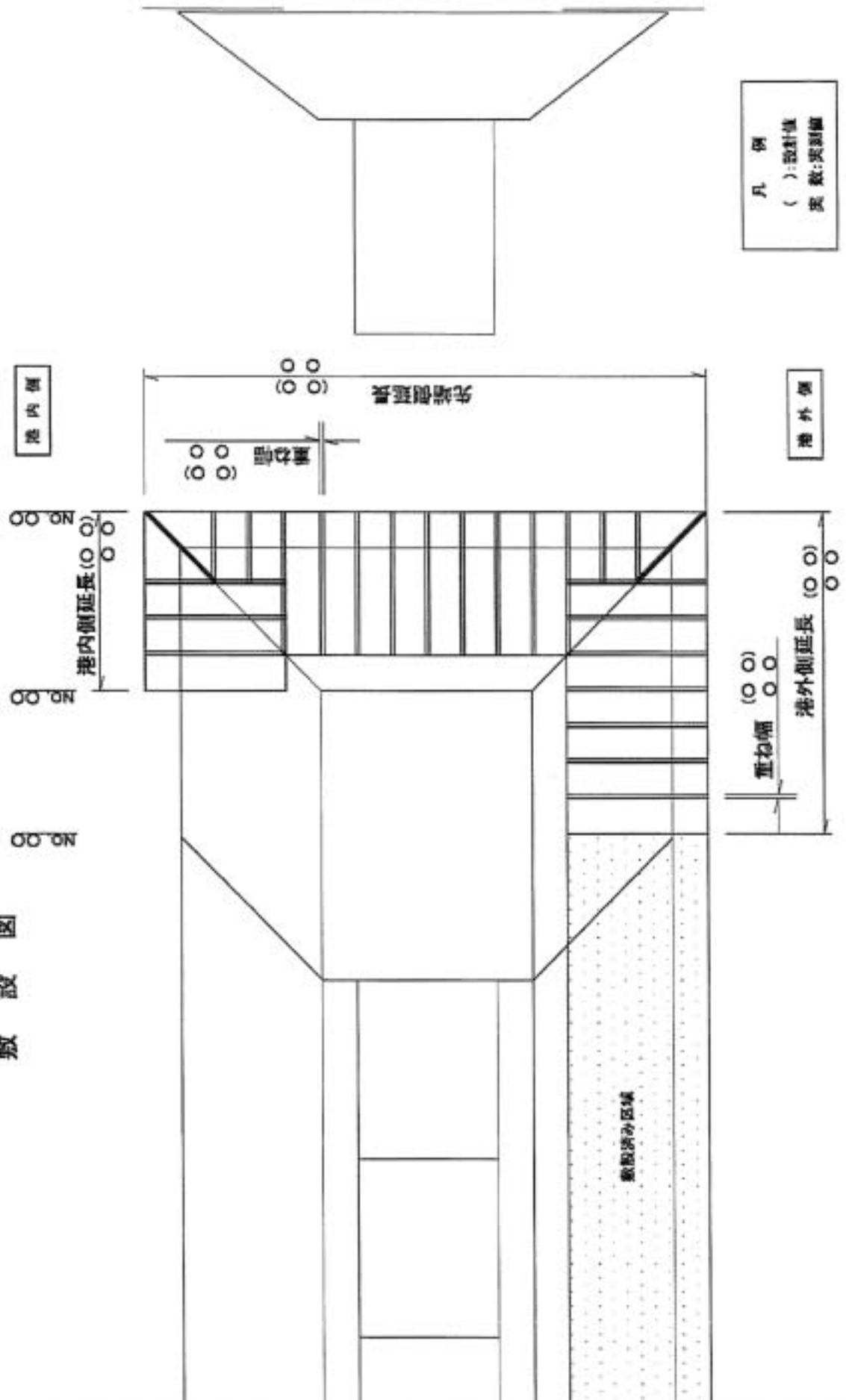
工事名:

マットNO.	敷設月日	測定値		延長	備考
		敷設位置	重ね幅		
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					

洗掘防止マット出来形管理図

工事名:

敷設図



工事名: _____

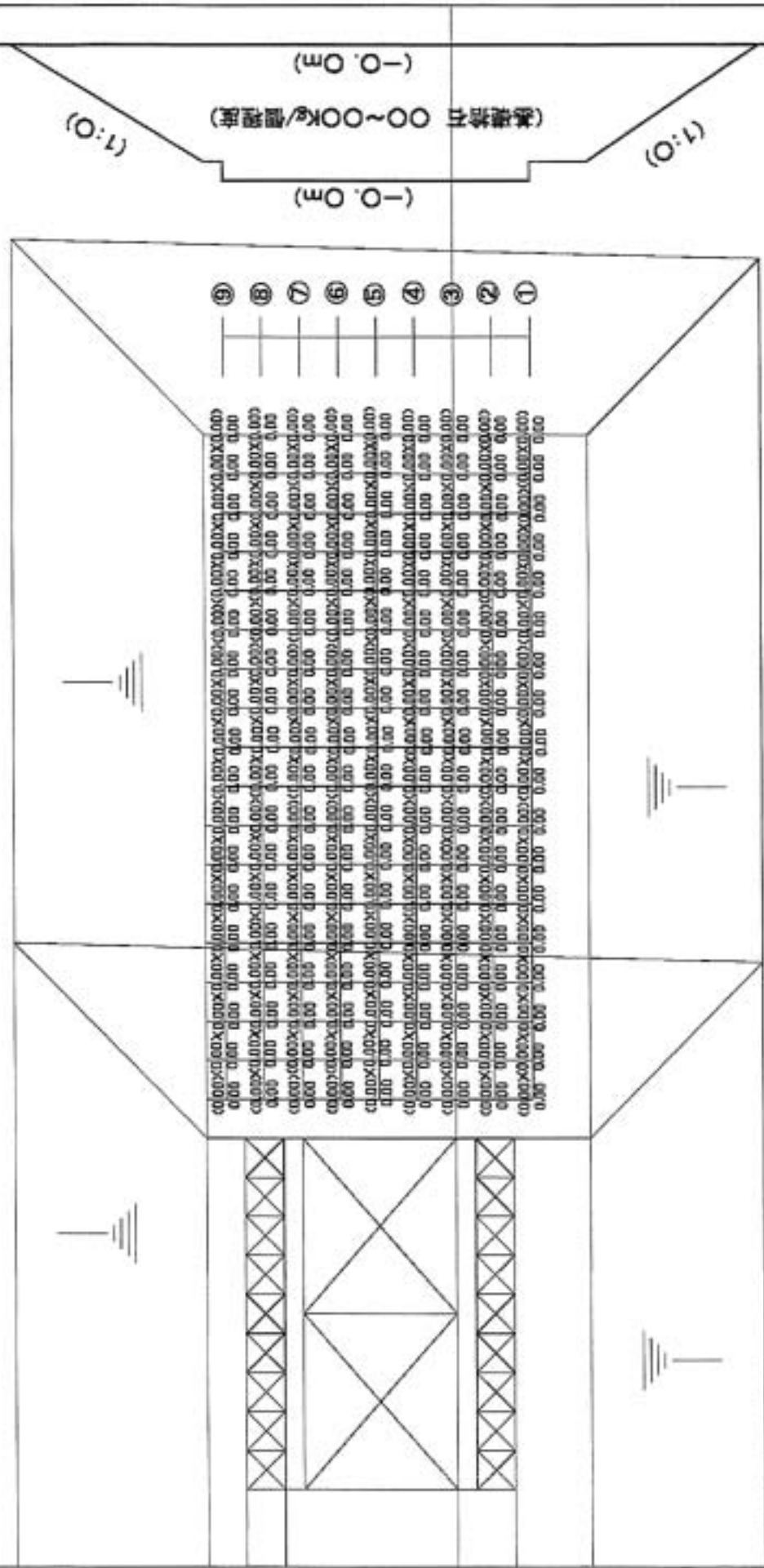
基礎石均し出来形管理図(1)

様式・出来形 3-3(1)

平面図

港内側

港外側



凡例
 (): 設計値
 実数: 実測値

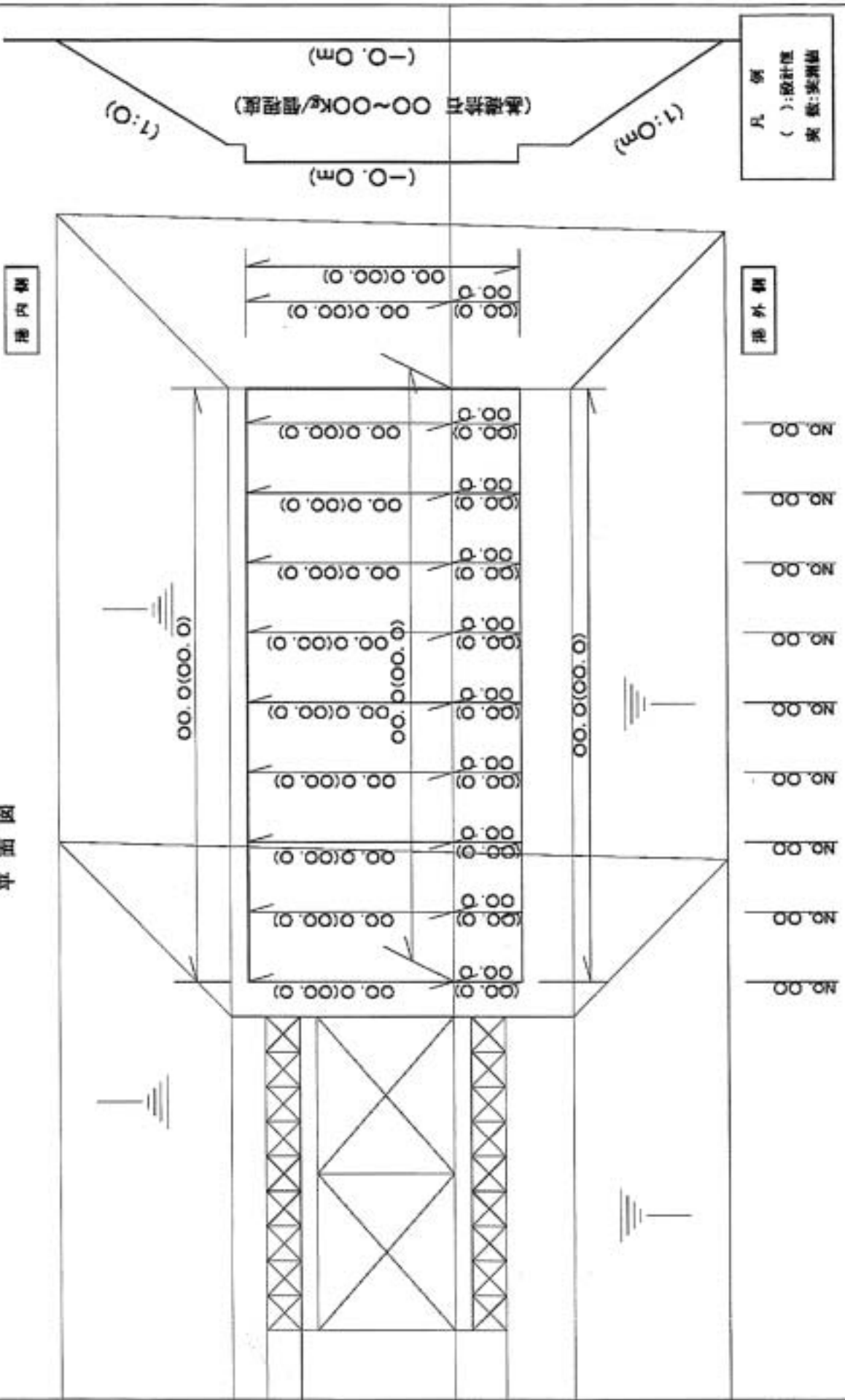
00+00
00+100
00+200
00+300
00+400
00+500

工率名:

基礎石均し出来形管理図(2)

様式: 出来形 3-3(2)

平面図

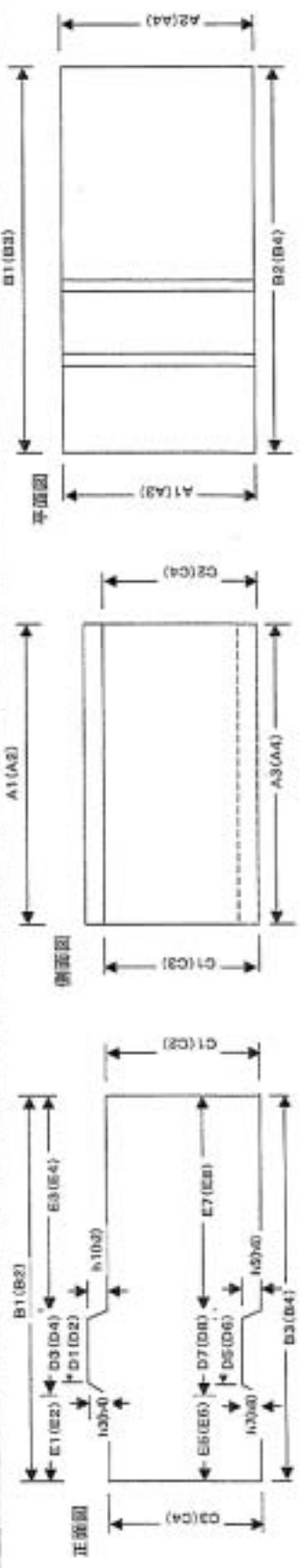


ブロック(方塊)製作出来形管理表

工事名: _____

現場代理人 _____

製作番号	長さ		幅		高さ		凸部				凹部				突起よりの段差				対角線																																					
	上側	下側	上側	下側	右側	左側	右側	左側	上側	下側	右側	左側	上側	下側	右側	左側	上側	下側	上側	下側	E8	T1	T2																																	
	B1	B2	B3	B4	A1	A2	A3	A4	C1	C2	C3	C4	D1	D2	D3	D4	h1	h2	h3	h4	D5	D6	D7	D8	h5	h6	h7	h8	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7																					
1001M																																																								
1002M																																																								
1003M																																																								
1004M																																																								

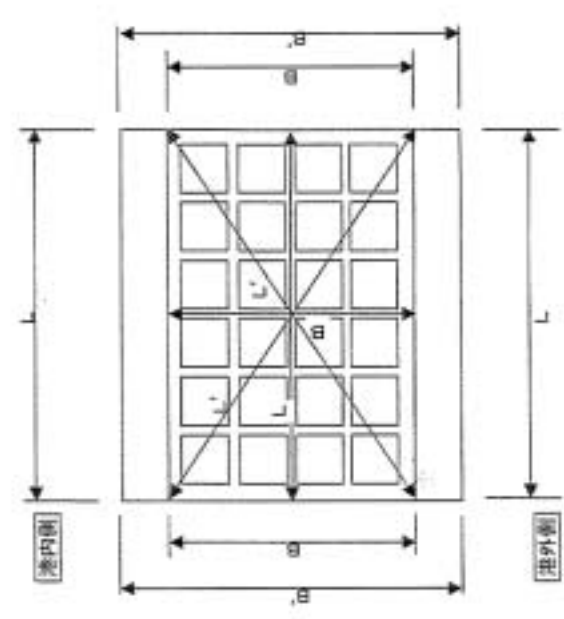
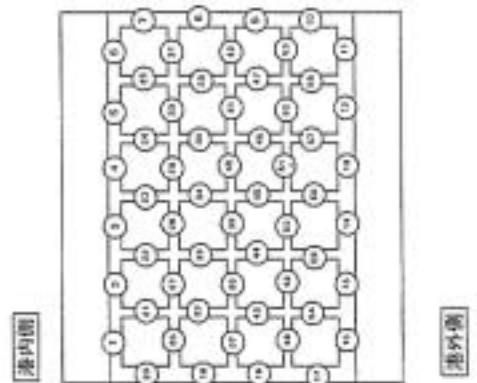
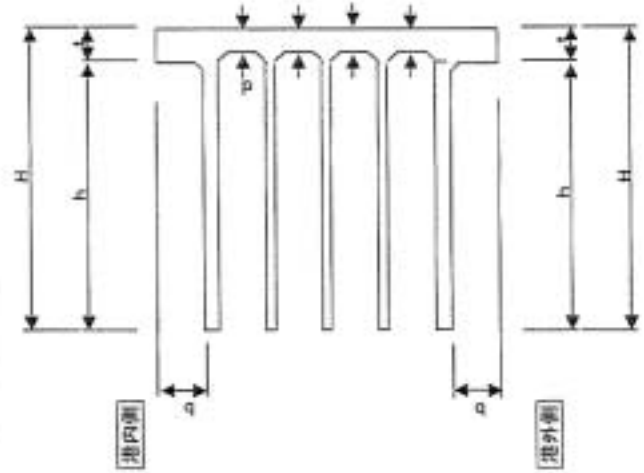


ケーソン製作出来形管理表

工事名:

現業代理人

00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000
基	層	部	工	種	種	目	種	目	種	目
<型 枠>	±00									
側壁=00										
底壁=00										
<引 掛>	+00									
F=00										
L=00	-00									
b=00										
l=00										
<接 合>	+00									
d=00	-00									
<壁 長>	+00									
L=00	-00									
<壁 高>	+00									
B=00	-00									
<引 掛>	±00									
L'=00										
<高 寸>	+00									
H=00	-00									

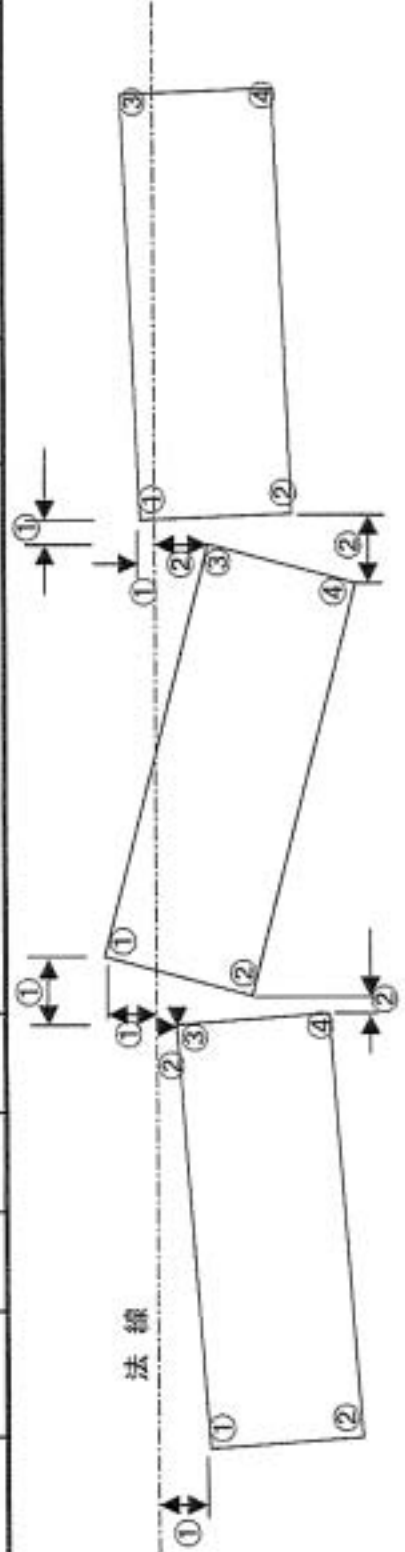


ケーソン据付出来形管理表

現場代理人

工事名:

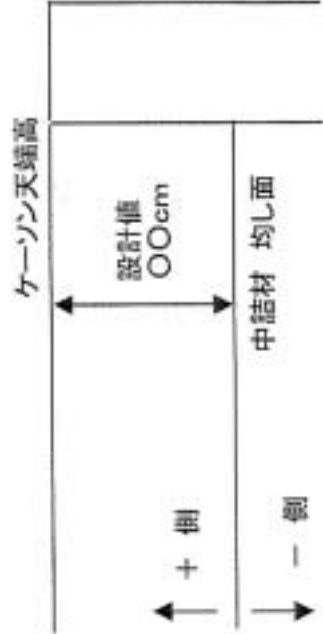
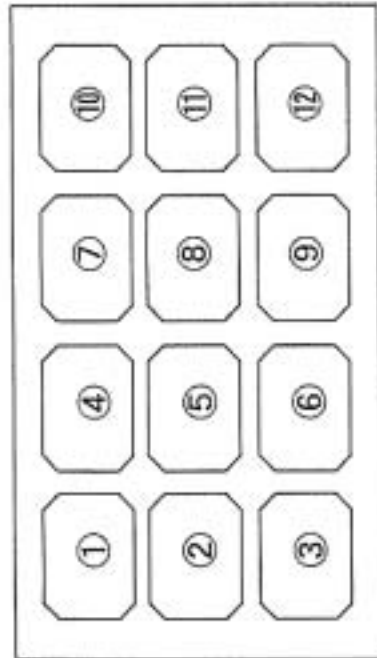
ケーソン 番号	法線に対する出入り		据付目地間隔		天端高さ				
	測定位置	測定月日	設計値	実測値	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差
NO. 1									



砂・石材中詰め管理表
現場代理人

工事名: _____

測定位置	ケーソン天端からの値		測定位置	ケーソン天端からの値	
	実測値	設計値		実測値	設計値
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					



様式・出来形4-4

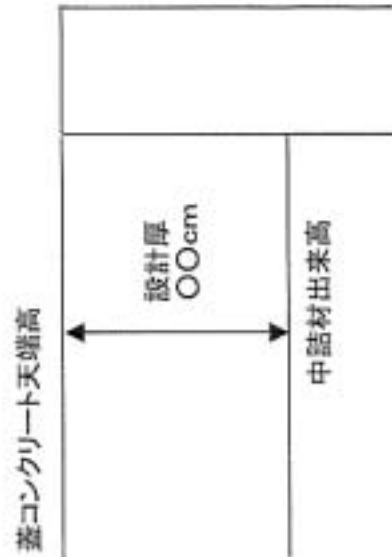
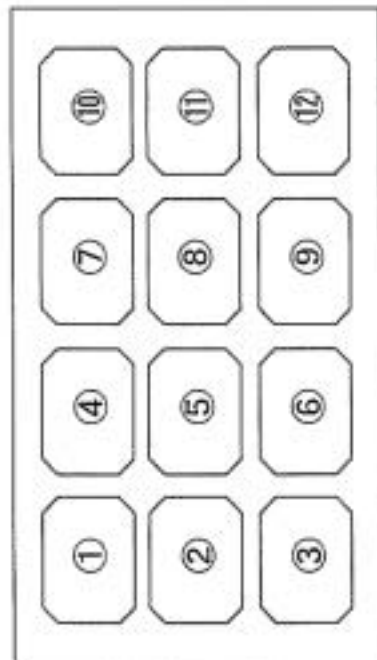
平成 年 月 日

蓋コンクリート出来形管理表

現場代理人

工事名:

測定位置	ケーン天端からの値		測定位置	ケーン天端からの値	
	実測値	設計値		実測値	設計値
①					
②					
③					
④					

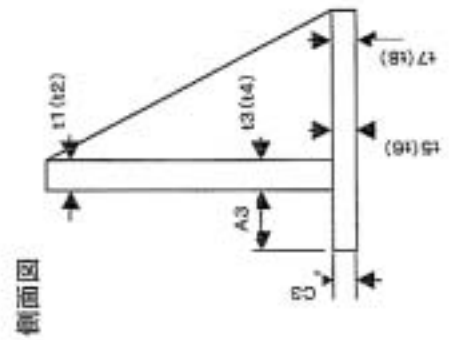
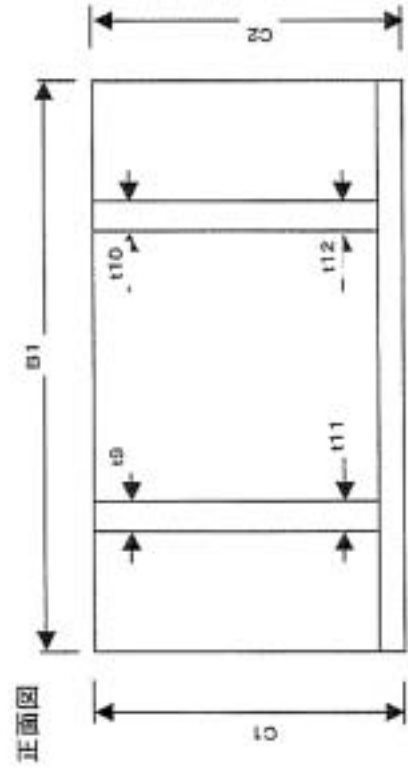
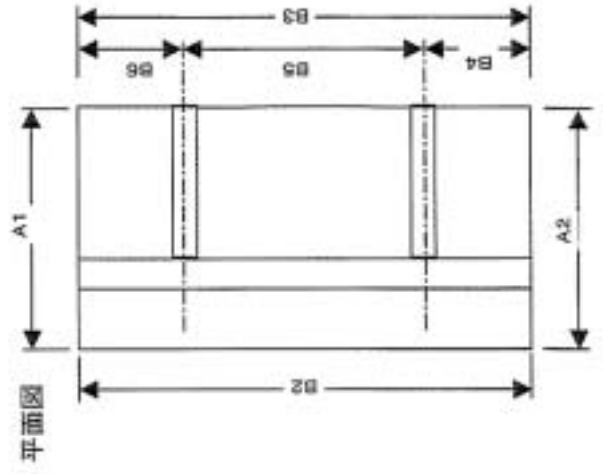


L型ブロック製作出来形管理表

現場代理人

工事名:

製作番号	幅			長さ						高さ			各 部 材 厚 さ												
	A1	A2	A3	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	t1	t2	t3	t4	t5	t6	t7	t8	t9	t10	t11	t12	
設計値																									
実測値																									
差																									

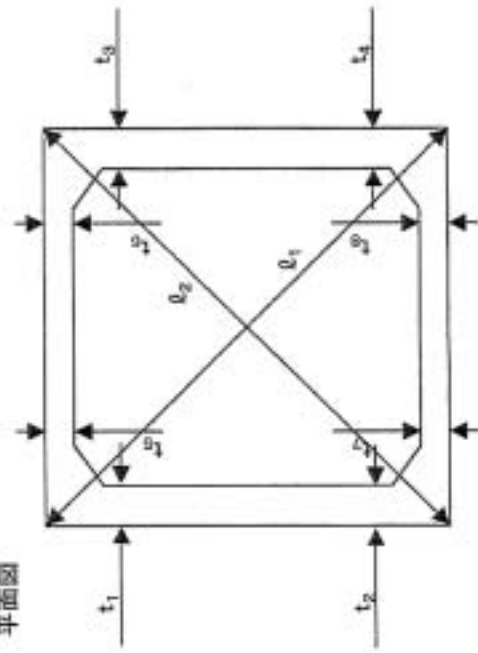
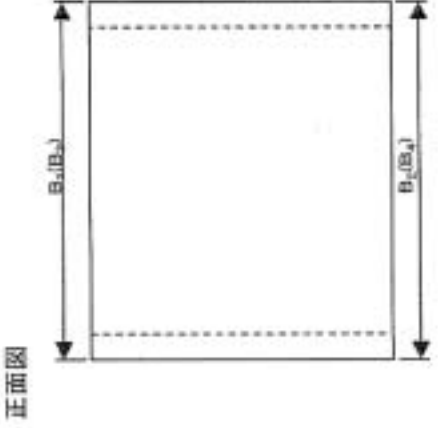
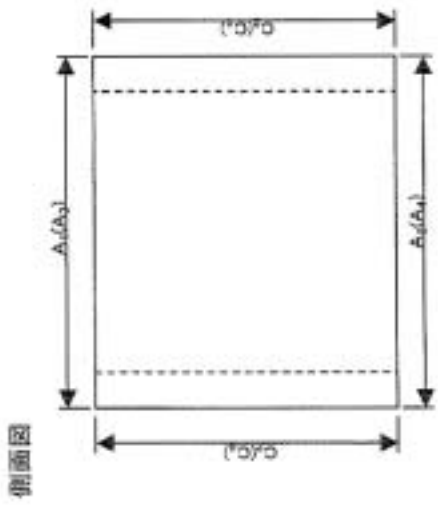


セルラーブロック製作用来形管理表

現場代理人

工事名: _____

製作番号	幅				長さ				各 部 材 厚 さ								対角線							
	A1	A2	A3	A4	B1	B2	B3	B4	C1	C2	C3	C4	t1	t2	t3	t4	t5	t6	t7	t8	θ1	θ2		



ブロック製作等 外見チェックリスト

現場代理人

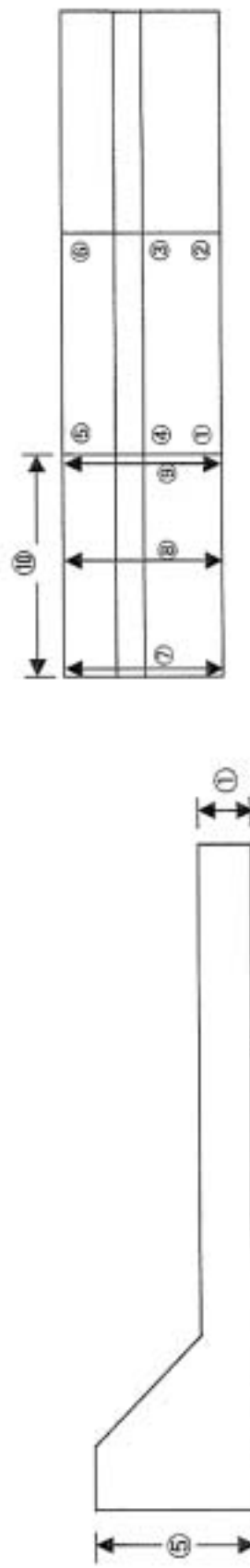
工事名: _____

子エック項目	
製作番号(ブロックNO)	
製作日	
検査日	
大きな気泡はないか	
ひびわれはないか	
ジャンカはないか	
ワイヤー傷はないか	
ブロックのカケはないか	
泥などの付着はないか	
ナンバリングに誤記はないか	
その他	
総 評	略
	図

上部コンクリート(防波堤)出来形管理表

工事名: _____ 現場代理人 _____

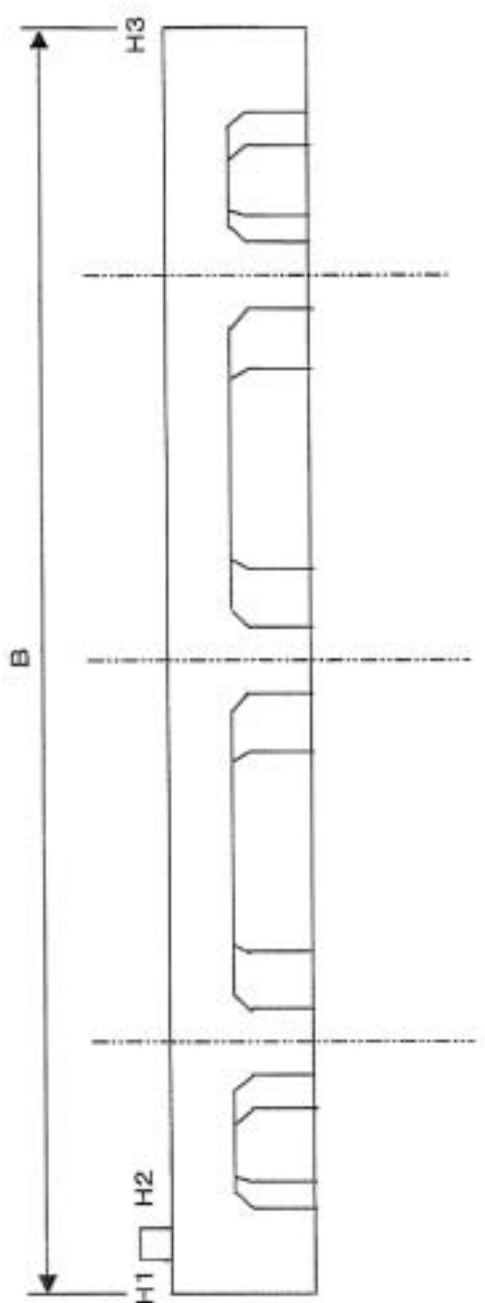
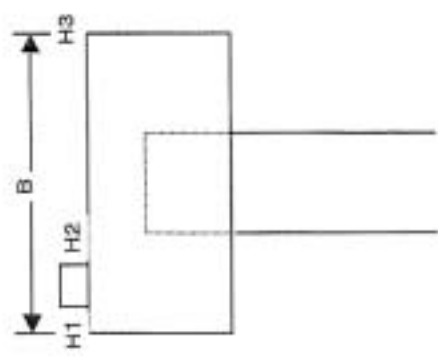
ケーン等 NO.	測定月日	天端高(厚さ)			天端幅			延長			法線に対する出入り						
		測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差
		①				⑦											
		②				⑧											
		③				⑨											
		④															
		⑤															
		⑥															



上部コンクリート(岸壁)出来形管理表

工事名: _____ 現場代理人

測点	天 端 高 (厚 さ)				天 端 幅				延 長			法線に対する 出入り					
	H1		H2		H3		B		L		設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	
	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値							



鋼矢板出来形管理表

工事名: _____ 現場代理人 _____

工事名:

番号	長さ (m)	打設 年月日	矢板天端高 (m)		矢板先端高 (m)	矢板法線に対する出入り (mm)		矢板法線に 対する傾斜 実測値(cm)	矢板法線方向 の傾斜 実測値(1/1000)	備考
			設計値	実測値		設計値	実測値			

鋼杭打込記録

現場代理人

工事名: _____

打設年月日	杭番号	外径	杭長	板厚	メーカー	打込み時間	杭打機名称 型式	全重量	ラム重量	標高 (m)	50cmごとの 打撃回数 (回)	累計打撃回 数 (回)	50cmごとの 平均貫入量 (cm)	リバウンド量 (cm)	ラム落下高 (m)	摘 要
										天端高(m)		設計値		実測値		
										先端深度(m)						
										地盤高(m)						
										根入長(m)						
										総打撃回数						
										最終貫入量(S)						
										リバウンド量(K)						
										設計値		実測値				
										許容 支持力		設計値		実測値		
										Ru =		ef x 2WH				
												S + 1/2K				
												ef:ハンマーの効率=0.5				
												H:ハンマーの落下高(m)				
												W:ハンマーの重量(kN)				
										許容 支持力 算定式						

鋼杭出来形管理表

現場代理人 _____

工事名: _____

番号	長さ (m)	打設 年月日	杭頭天端高 (m)		杭先端高 (m)		杭の傾斜 (度)			備考	
			設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値		実測値

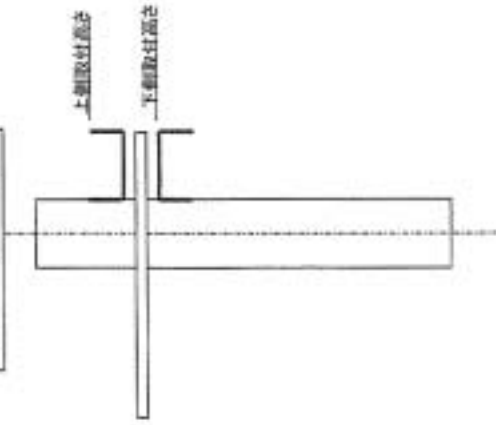
腹起出来形管理表

現場代理人

位置	取付状況		矢張りとの関係状況	備考
	腹起し NO.	ボルト NO.		
NO. 1	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
NO. 2	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
NO. 3	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			

測点	種別		取付高さ		取付長さ	継手の状況
	始点側	終点側	上値	下値		
NO. 1	設計値					/
	測定値					
NO. 2	設計値					/
	測定値					
NO. 3	設計値					/
	測定値					

断面図



平面図



タイ材出来形管理表

工事名: _____ 現場代理人 _____

湖間矢板(株)部

陸羽湖矢板(株)部

取付番号	取付高さ	水平度	支保材の 要箇高	支保材の 取付位置	矢張法脚に対する 取付位置	矢張法脚に対する 取付位置	定着ナットの締付け
NO. 1'							
NO. 2'							
NO. O'							
NO. O'							
NO. O'							
NO. O'							

取付番号	取付高さ	水平度	支保材の 要箇高	支保材の 取付位置	矢張法脚に対する 取付位置	矢張法脚に対する 取付位置	定着ナットの締付け
NO. 1							
NO. 2							
NO. O							
NO. O							
NO. O							
NO. O							

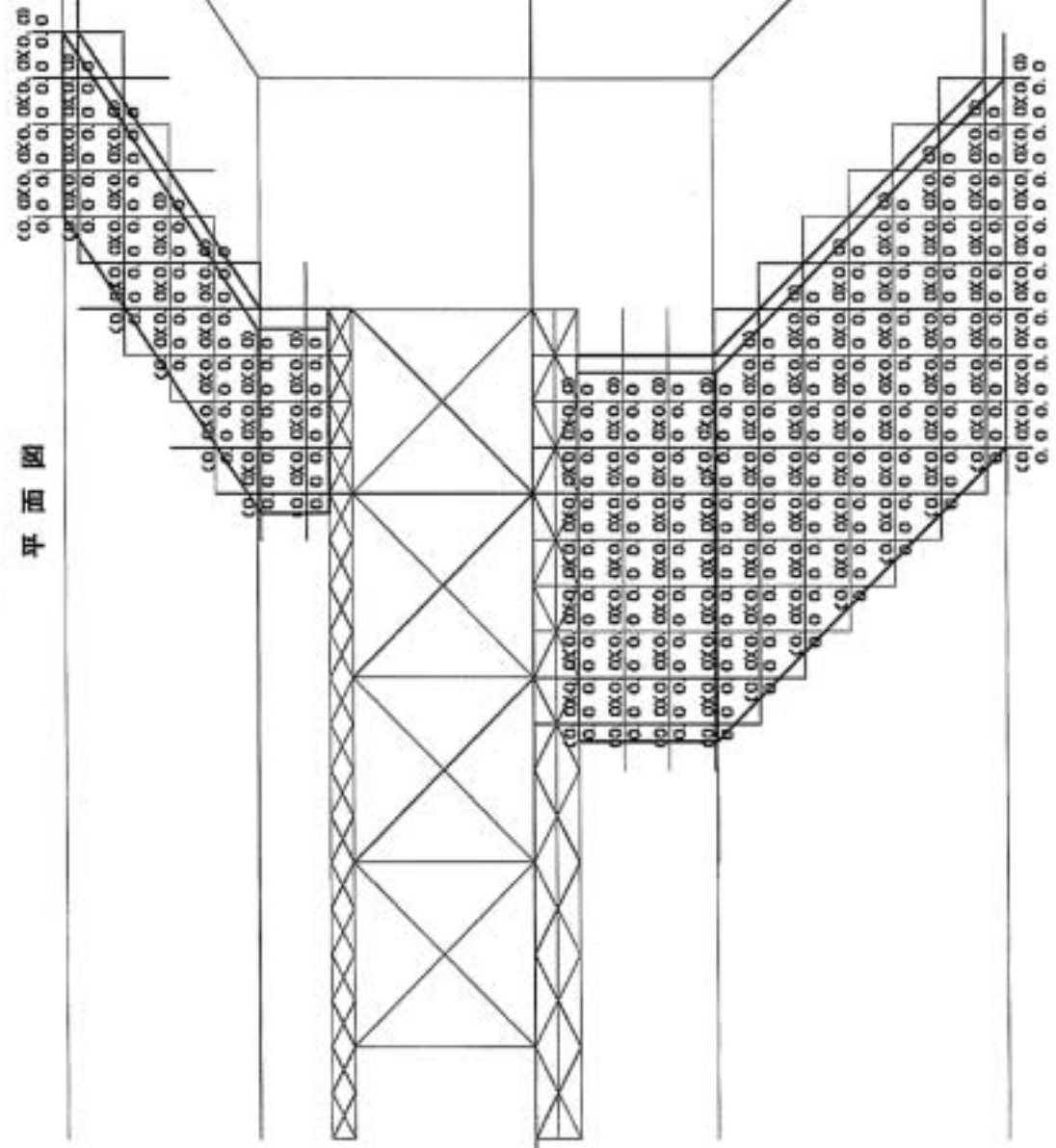
工事名:

被覆石均し出来形管理図(1)

様式-出図簿 12-1(1)

港内側

平面図



港外側

凡例
() : 設計値
実数: 実測値

(被覆石 00K/個単位) (-0.0m)
(被覆石 00~00K/個単位) (-0.0m)
(1:0)
(1:0)

NO. 00
NO. 00
NO. 00
NO. 00
NO. 00
NO. 00
NO. 00
NO. 00
NO. 00
NO. 00

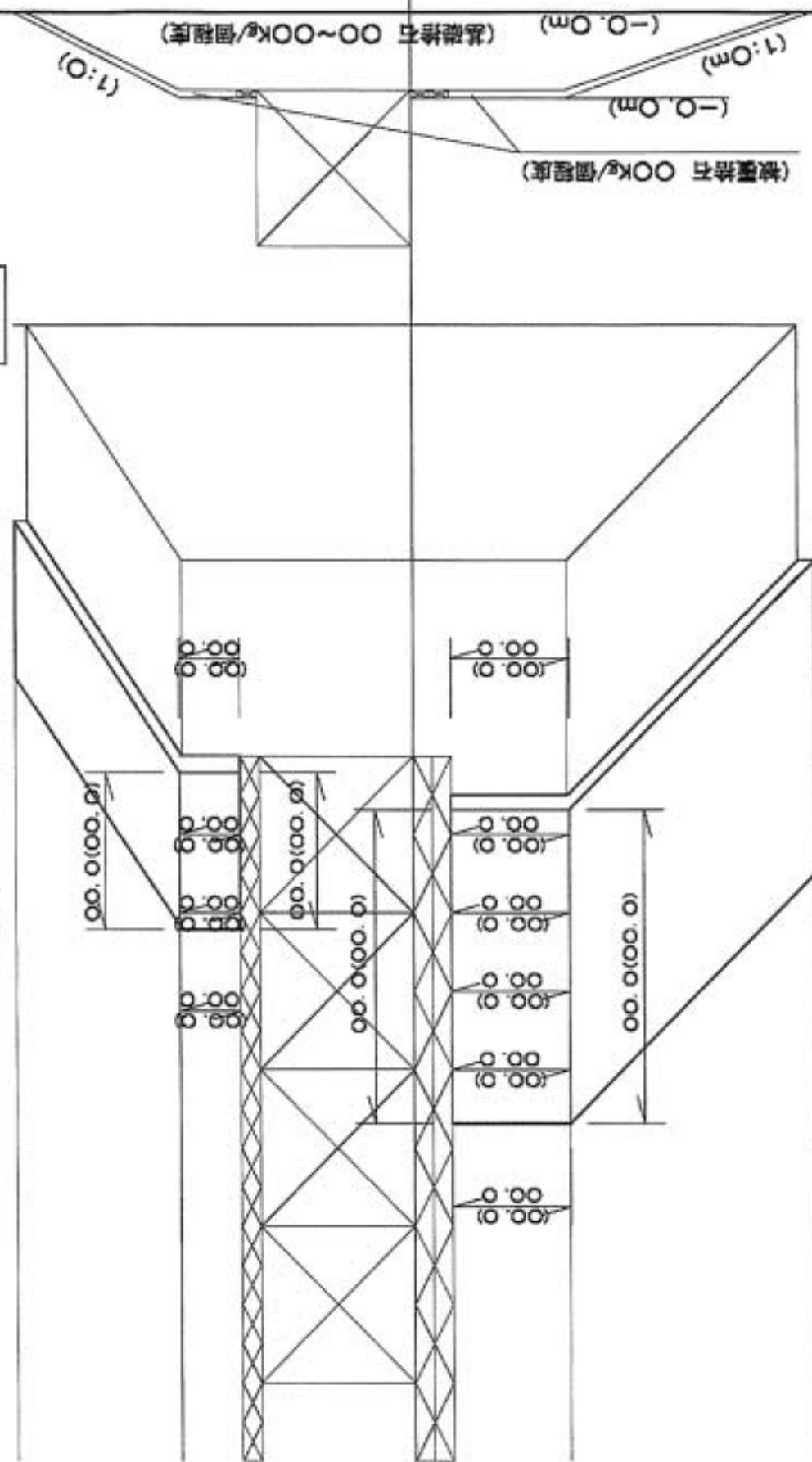
工事名:

被覆石均し出来形管理図(2)

様式・出来形 12-1(2)

平面図

港内側



港外側

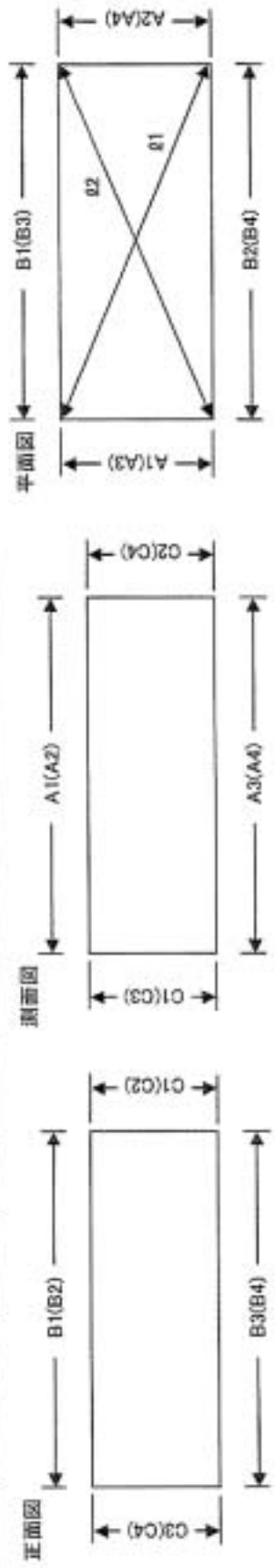
凡例
():設計値
実数:実測値

根固ブロック製作出来形管理表

現場代理人

工事名:

製作番号	長さ				幅				対角線		備考													
	上側		下側		上側		下側		右側	左側														
	B1	B2	B3	B4	A1	A2	A3	A4				C1	C2	C3	C4									
設計値																								
実測値																								
差																								



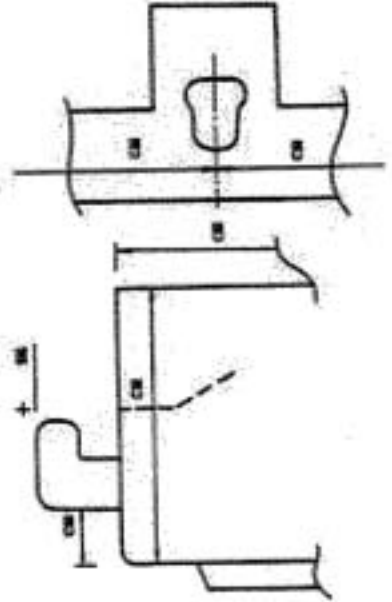
係船柱出来形管理表

現場代理人

工事名:

番号	岸壁前面に対する出入り 基点0より	天端高	中心間隔	基礎コンクリート(直柱)			備	考
				幅	長さ	高さ		

係船柱測定位置図



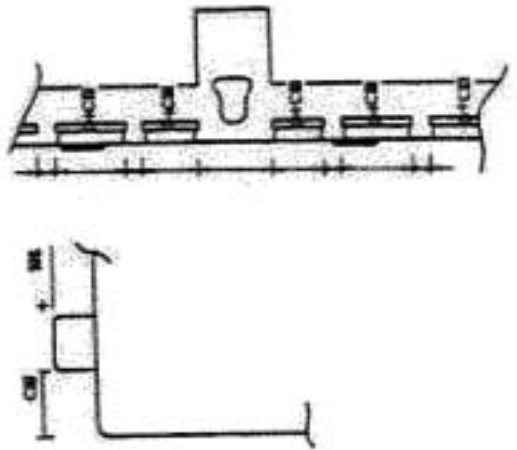
車止出来形管理表

現場代理人

工事名: _____

番号 基点0より	岸壁前面に対する出入り	天端高	取付間隔	備	考

車止測定位置図



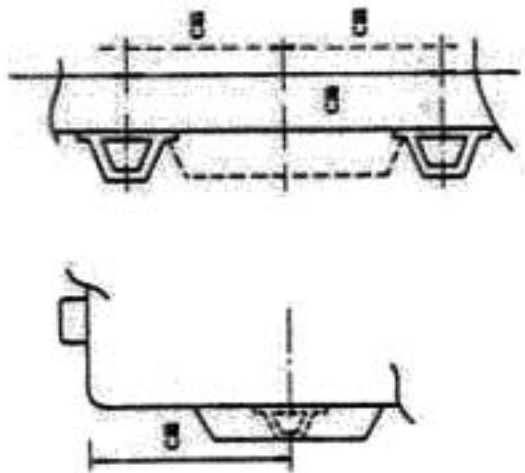
防眩材出来形管理表

現場代理人

工事名:

番号 基点0より	取付高さ	中心間隔	備	考

防眩材測定位置図

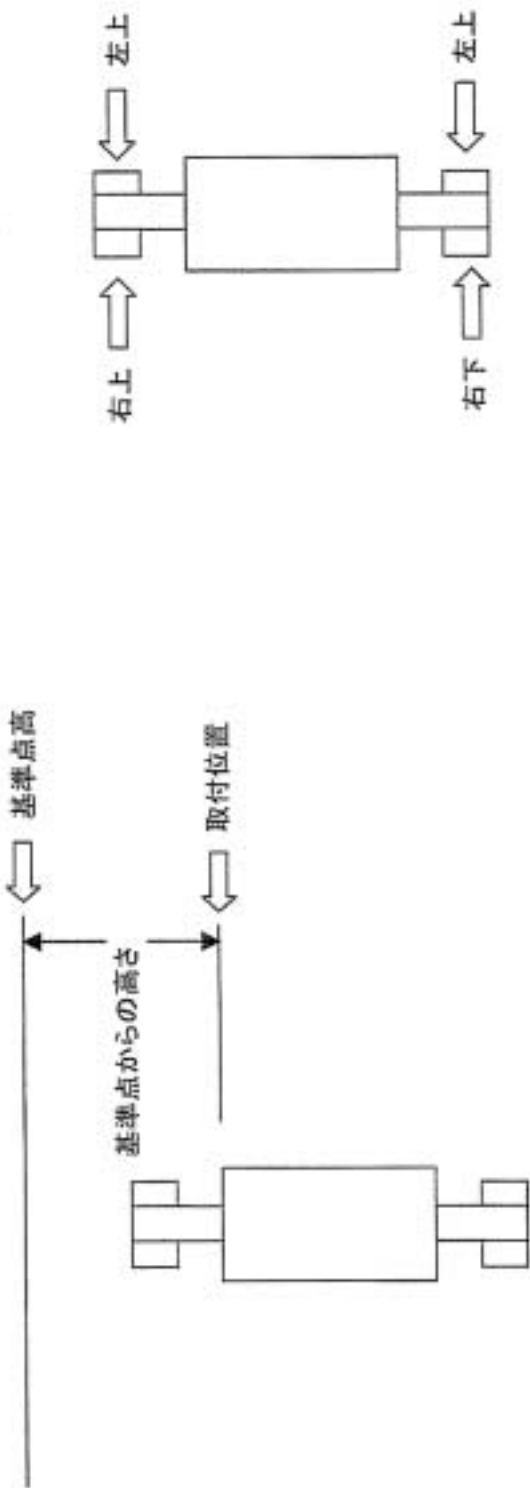


電気防食出来形管理表

現場代理人

工事名:

陽種NO	取付位置		種 取		付		基点からの高さ		差		落 接 長		部 脚		長	
	設計値	実測値	差	基準点高	設計値	実測値	差	右上	左上	右下	左下	右上	左上	右下	左下	

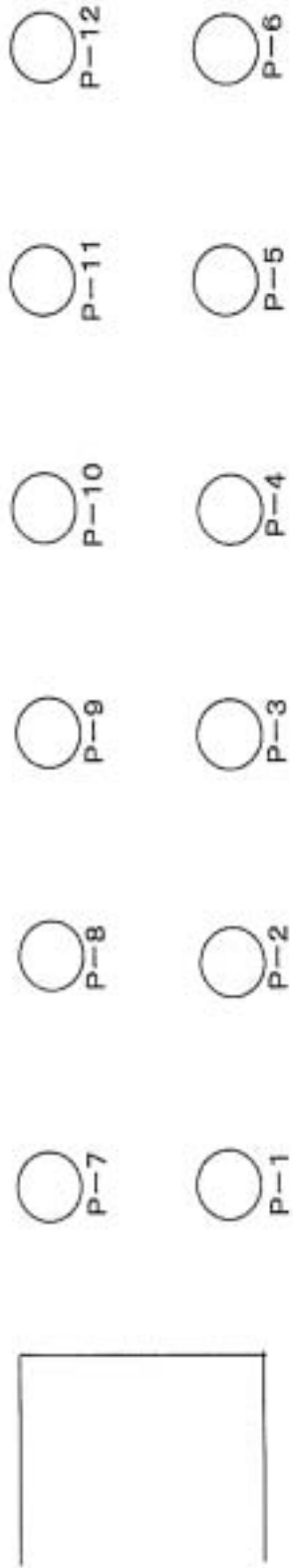


電氣防食電位測定管理表

現場代理人

工事名: _____

測定水深	測定位置												備考		
	P-1	P-2	P-3	P-4	P-5	P-6	P-7	P-8	P-9	P-10	P-11	P-12			

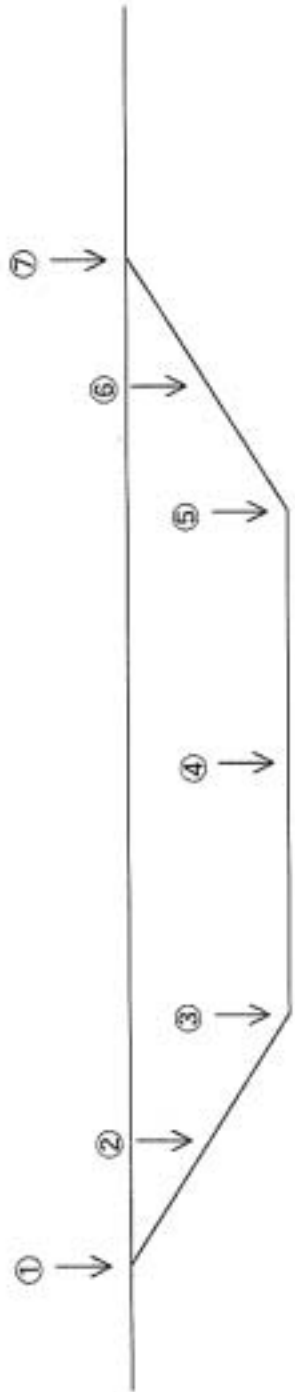


土砂掘削出来形管理表

現場代理人

工事名:

測点	種別		高さ							幅			長さ		
	NO. OO	NO. OO	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	〇~〇	〇~〇	〇~〇	〇線上	法線上	〇線上
NO. OO		設計値 測定値 差											NO. OO	NO. OO	NO. OO
NO. OO															
NO. OO															

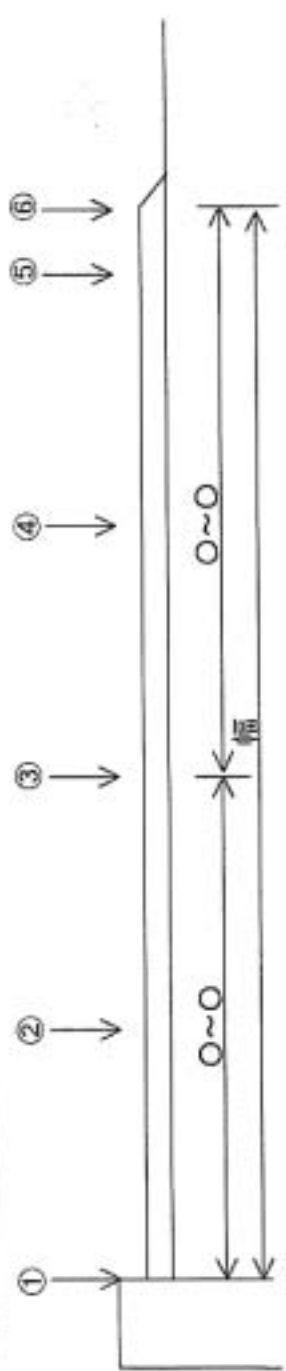


路盤出来形管理表

現場代理人

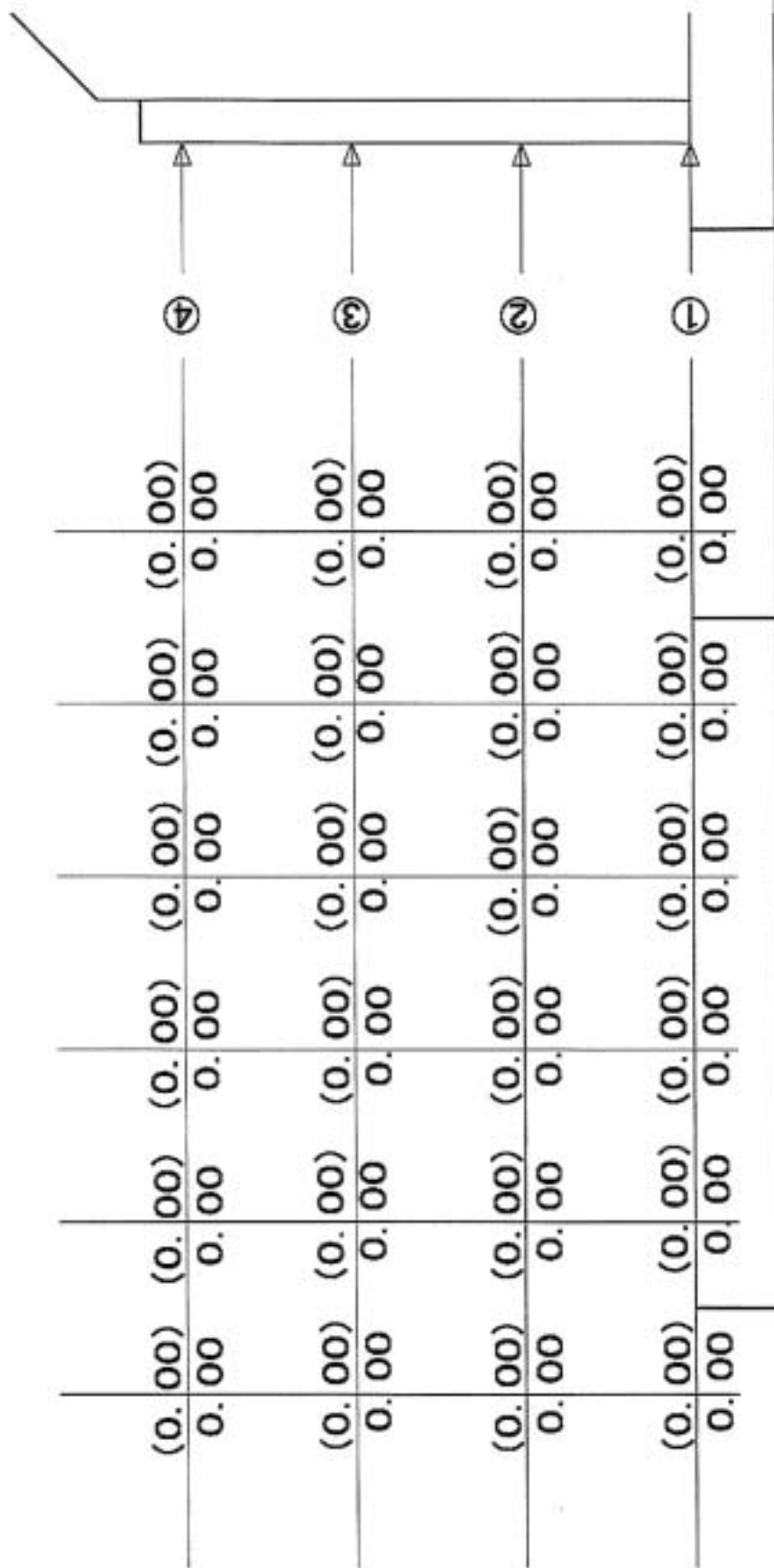
工事名: _____

測点	種別	高						幅						延長			
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(7)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(1)線上	法線上	〇線上
NO. 〇〇	路盤設計厚 路床高 路盤高 厚さ	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m
NO. 〇〇																	
NO. 〇〇																	
+〇.〇〇																	
NO. 〇〇																	



路盤出来形管理図

工单名: _____



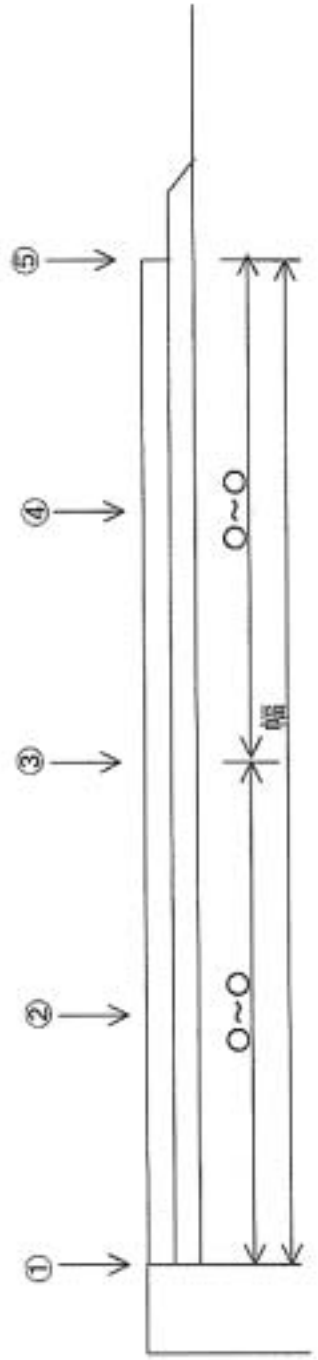
凡 例
 () : 設計値
 実 数 : 実測値

舗装出来形管理表

現場代理人

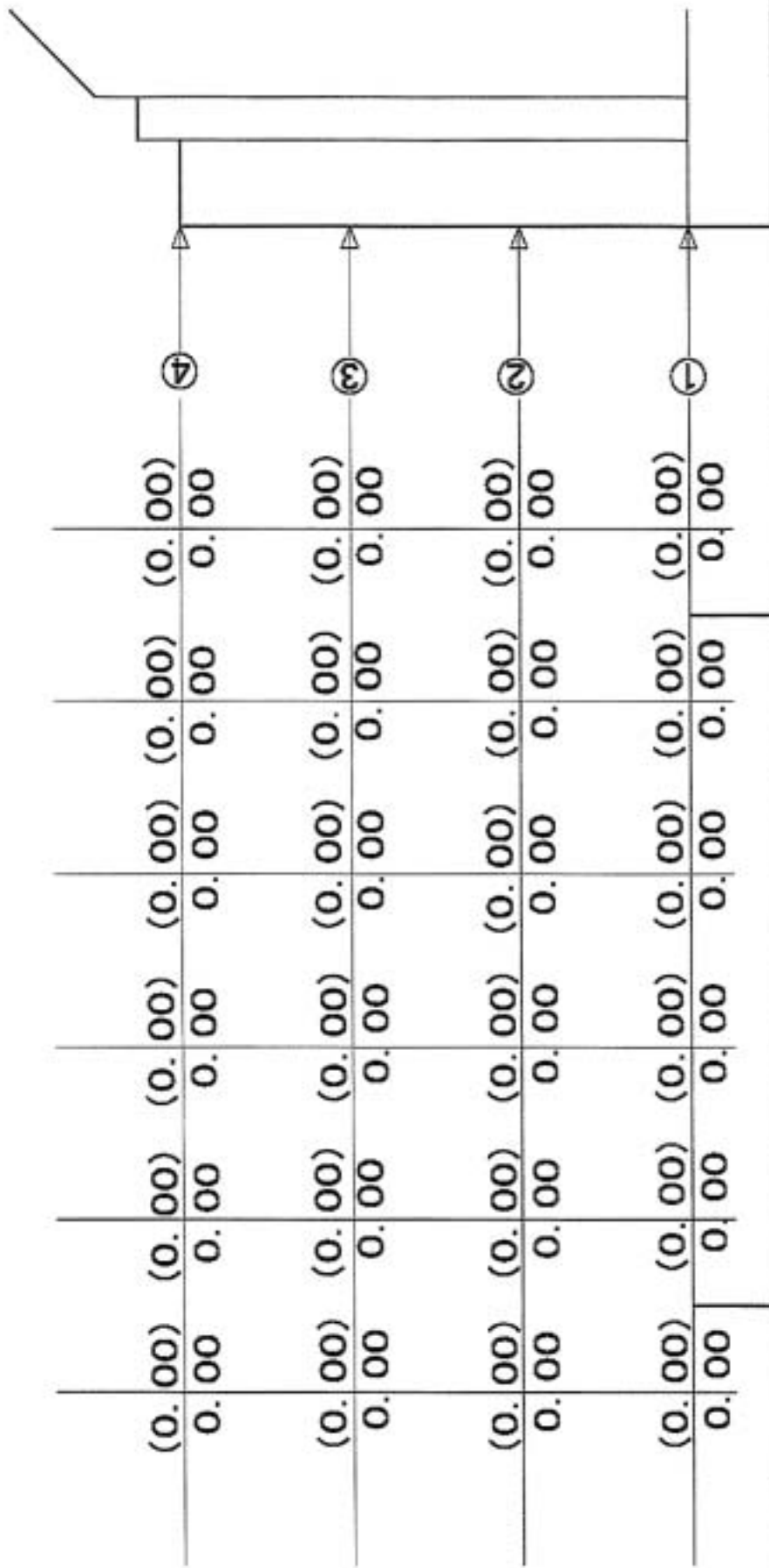
工事名:

測点	高					さ					幅					延			種別		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)線	(2)線	(3)線	(4)線	(5)線	法線	線	上		上	上
	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	0.00m	0.00m	0.00m	0.00m	0.00m	0.00m	0.00m	0.00m	0.00m	0.00m	0.00m
No. 00																					
No. 00																					
No. 00 +0.00																					
No. 00																					



鋪裝出來形管理圖

工單名: _____



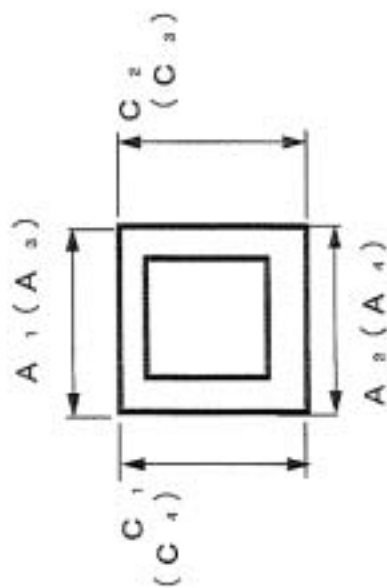
凡例
 (): 設計值
 數: 實測值

単体魚礁製作出来形管理図

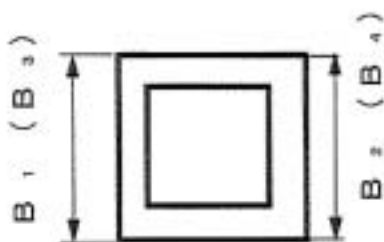
工事名: _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 現場代理人 _____

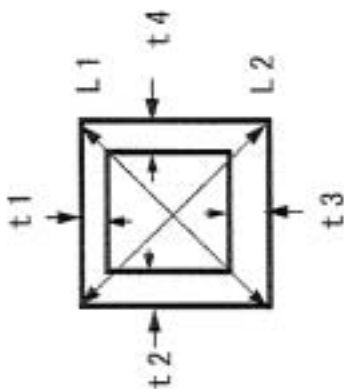
側面図



正面図



平面図



製作番号	A1	A2	A3	A4	B1	B2	B3	B4	C1	C2	C3	C4	t1	t2	t2	t4	L1	L2	
	設計値																		
実測値																			
差																			
設計値																			
実測値																			
差																			
設計値																			
実測値																			
差																			
設計値																			
実測値																			
差																			

細立魚礁についても上記の表を準用する。

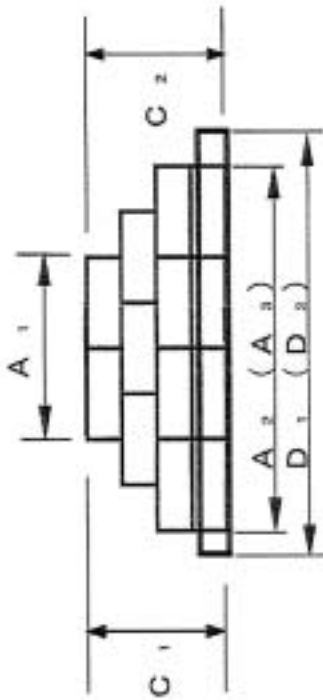
組立魚礁組立出来形管理図

工事名: _____

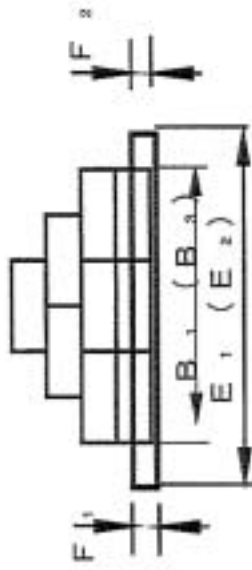
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

現場代理人 _____

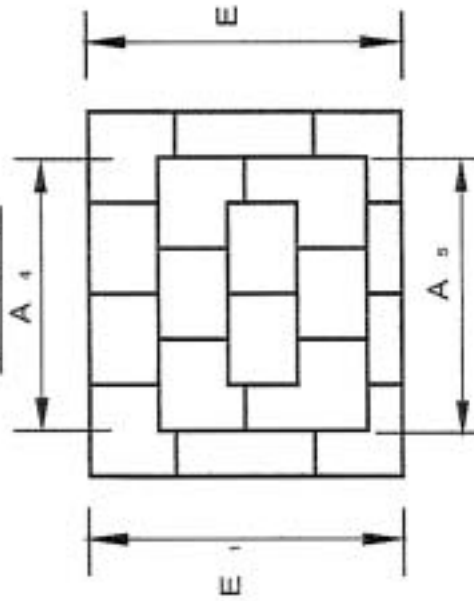
(a) 側面図



正面図

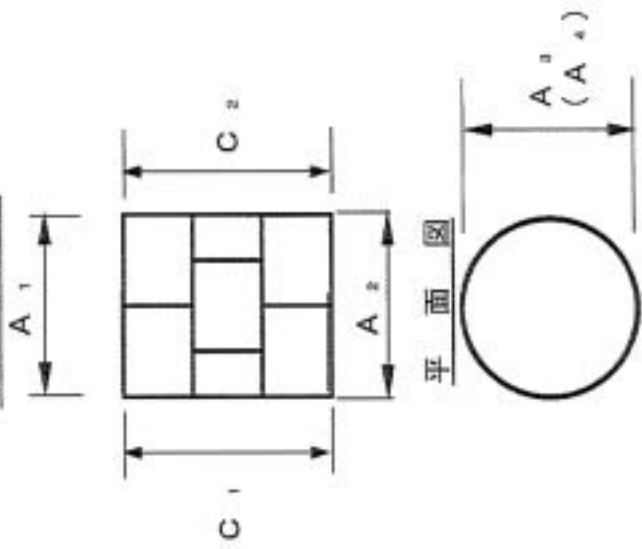


平面図



側・正面図

(b)

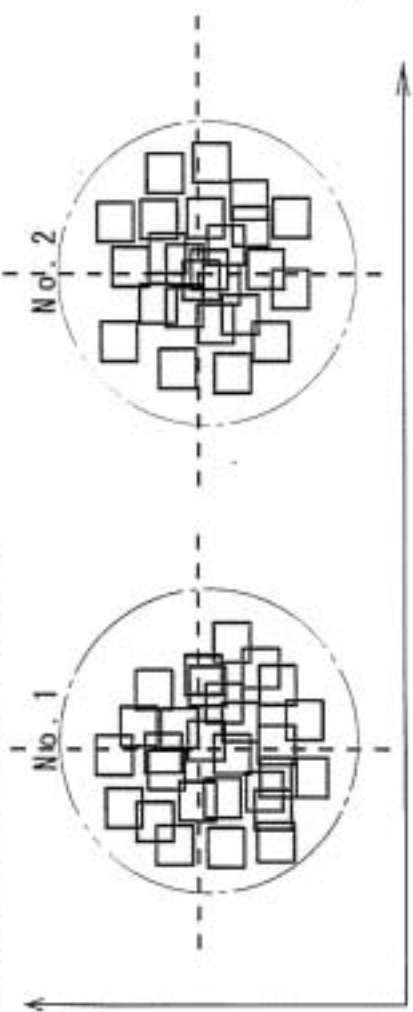


平面図

魚礁沈設出来形管理表(1)

工事名: _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 現場代理人 _____

魚礁沈設位置(集中配置)



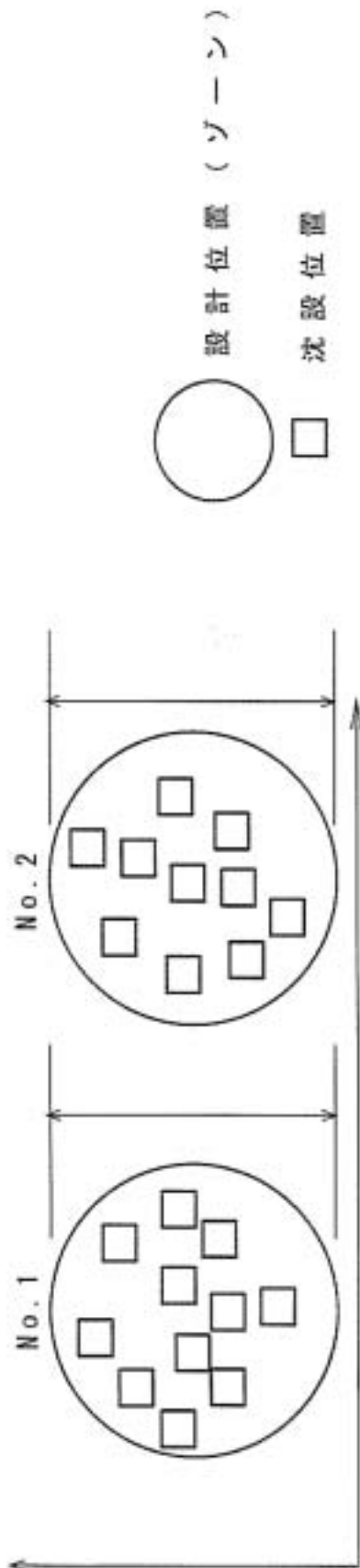
魚礁沈設出来形管理表

測点番号	魚名	礁称	製作番号 中心点	沈月	沈日	X座標(緯度)		Y座標(経度)		傾心距離(m)						
						設計位置	沈設位置	設計位置	沈設位置							
No. 1			中心点 1-1													
											1-10					
											1-20					
No. 2			中心点 2-1													
											2-10					
											2-20					
No. 3			中心点													
No. 4			中心点													

魚礁沈設出来形管理表(2)

工事名： _____
 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 現場代理人 _____

魚礁沈設位置(ゾーン配置)



魚礁沈設出来形管理表

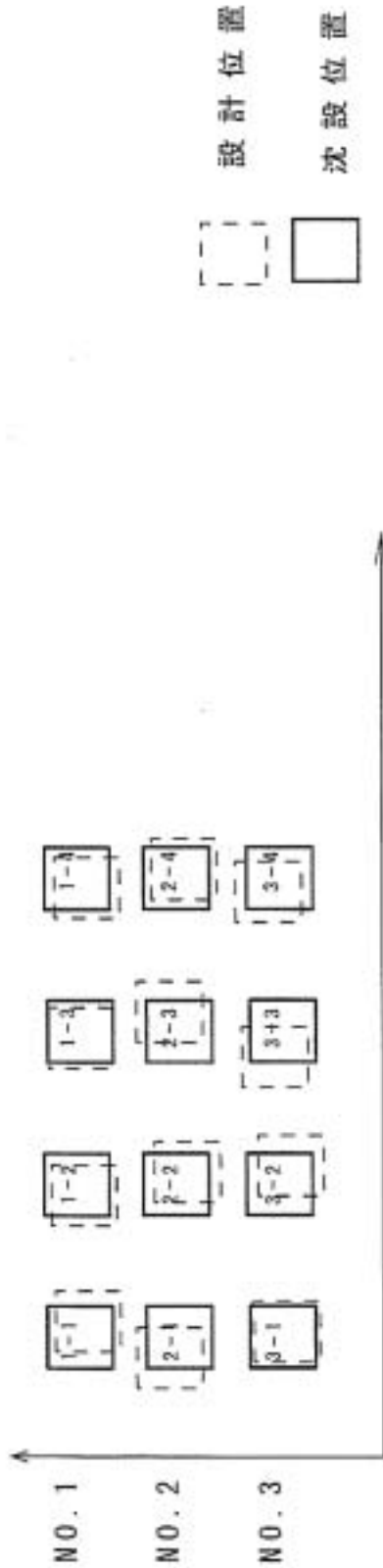
測点番号	魚名	礁称	製作番号	沈月	設日	X座標(緯度)		Y座標(経度)		偏心距離(m)
						設計位置	沈設位置	設計位置	沈設位置	
No. 1			中心点							
			1-1							
			1-10							
No. 2			中心点							
			2-1							
			2-10							
No. 3			中心点							
No. 4			中心点							

魚礁沈設出来形管理表(3)

平成 年 月 日
現場代理人

工事名:

魚礁沈設位置(計画配置)



魚礁沈設出来形管理表

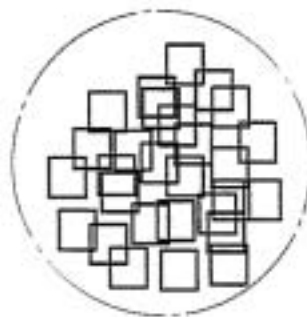
測点番号	魚名	魚礁称	製作番号	沈設月	沈設日	X座標(緯度)		Y座標(経度)		備心距離(m)
						設計位置	沈設位置	設計位置	沈設位置	
No. 1			1-1							
			1-2							
			1-3							
			1-4							
No. 2			2-1							
			2-2							
			2-3							
			2-4							
No. 3										
No. 4										

魚礁沈設出来形管理表(4)

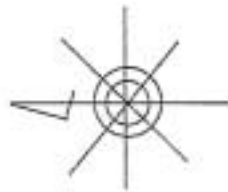
工事名： _____
 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 現場代理人 _____

魚礁沈設位置（集中配置・ゾーン配置）

No. 1



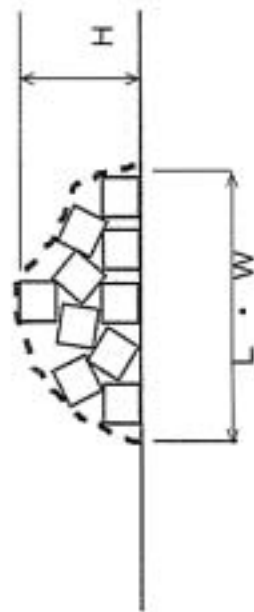
測定方向



魚礁沈設出来形管理表

(測定単位：0.1m)

測点番号	測定方向	高さ(H) m	長さ(L) m	幅(W) m
No. 1				
No. 2				
No. 3				
No. 4				



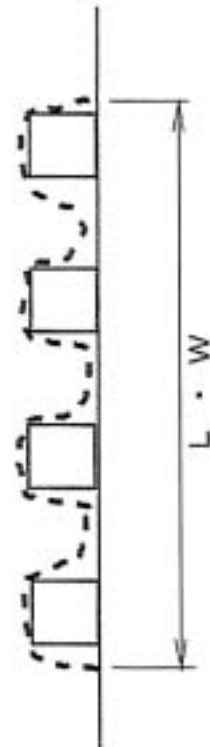
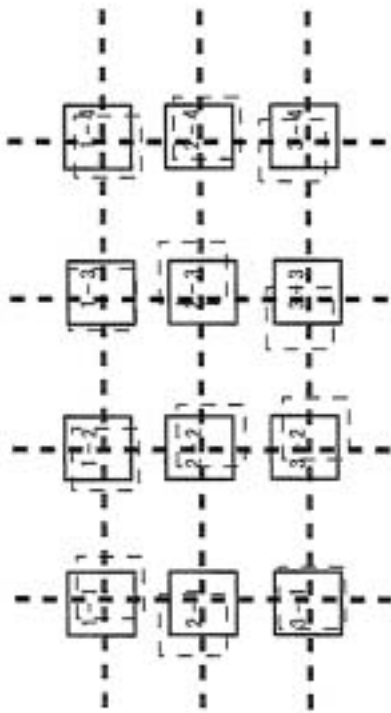
魚礁沈設出来形管理表(5)

工事名: _____

平成 年 月 日

現場代理人

魚礁沈設位置 (計画配置)



魚礁沈設出来形管理表

(測定単位: 0.1m)

測点番号	測定方向	長さ(L) m	幅(W) m
No. 1			
No. 2			
No. 3			
No. 4			

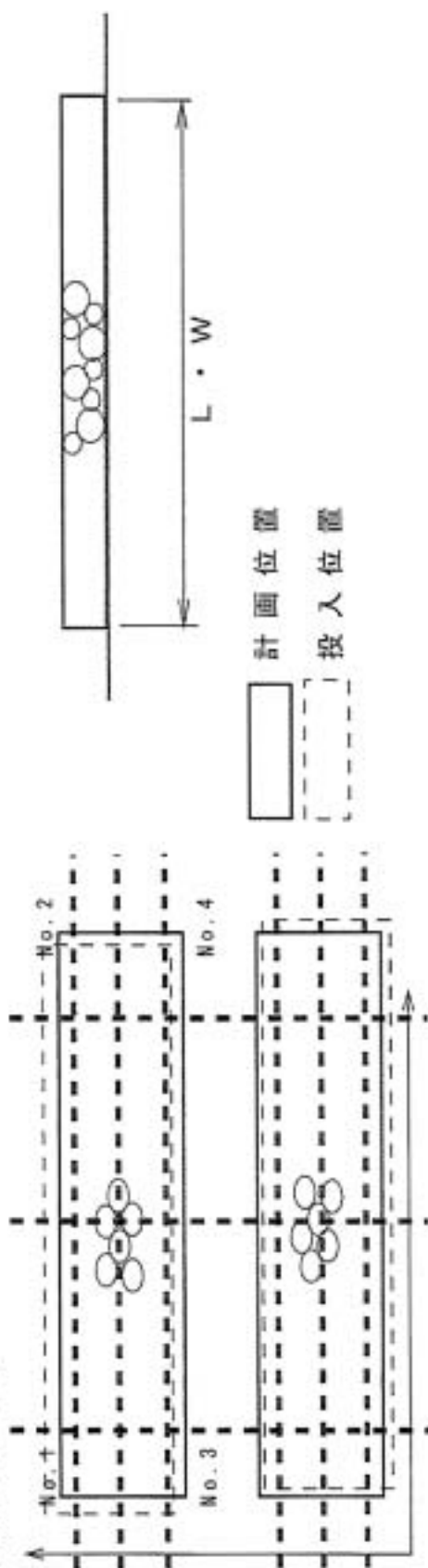
石材投入出来形管理表

工事名: _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

現場代理人 _____

石材投入位置



石材投入出来形管理表

(測定単位: 0.1m)

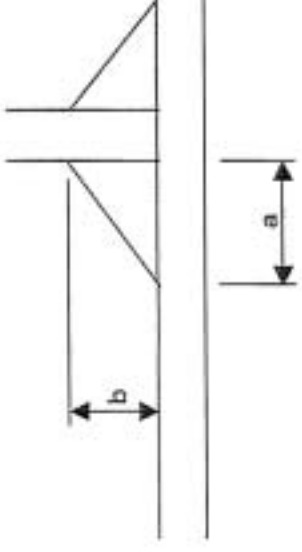
積載 船名	石材 規格	投入量 (m ³)	投 月	入 日	測 番 号	X 座 標 (緯 度)		Y 座 標 (経 度)		偏 心 距 離 m	測 線 番 号	長 さ (L) m	幅 (W) (m)
						計 画 位 置	投 入 位 置	計 画 位 置	投 入 位 置				
					NO. 1								
					NO. 2								
					NO. 3								
					NO. 4								

すみ肉溶接出来形管理表

現場代理人

工事名:

測定箇所	溶接長さ		溶接長さ	測定箇所 <small>設計値 実測値 差</small>	溶接長さ		溶接長さ
	a	b			a	b	

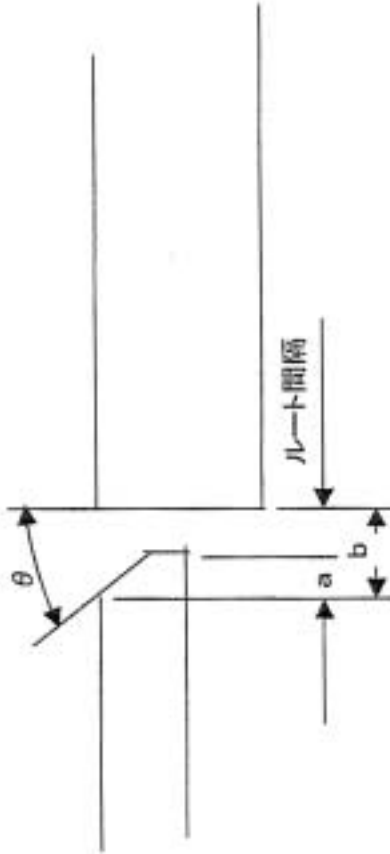


突合わせ溶接出来形管理表

現場代理人

工事名:

測定箇所 設計値 実測値 差	溶接脚長			測定箇所 設計値 実測値 差	溶接脚長		
	A	B	θ		A	B	θ



平成 年 月 日

鉄筋フレア溶接出来形管理表

工事名: _____

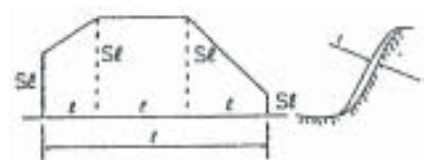
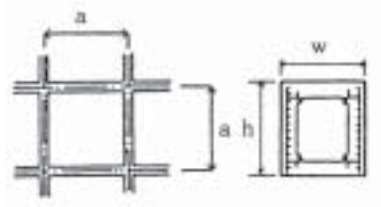
現場代理人 _____

測定箇所	鉄筋径 D	のど厚 a	溶接長	測定箇所		鉄筋径 D	のど厚 a	溶接長
				設計値	実測値			

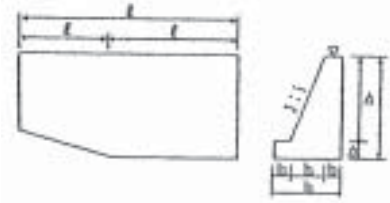
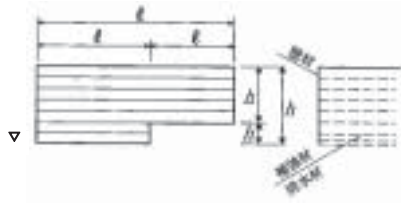
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
14 林道編	1 道路開設・改良	土工			道路土工 残土処理場	基 準 高	±100	
						幅	B	100~+200
						法 長	$S\ell < 4m$	±200
							$S\ell \geq 4m$	±5%
						測 点 間 延	$L \leq 40m$	±200
							$L > 40m$	±0.5%
						測 点 位 置 中心線のズレ (e)		左右 100
						小 段 (b)		±100
のり勾配 (i)		±0.5分						
14 林道編	1 道路開設・改良	3 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	のり長 $S\ell$	$S\ell < 4m$	200
							$S\ell \geq 4m$	法長の 5%
						延 長 ℓ		100
						植 被 率		70%以上
14 林道編	1 道路開設・改良	3 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工)	法長 $S\ell$	$S\ell < 4m$	200
							$S\ell \geq 4m$	法長の 5%
						厚 さ t	$t < 5cm$	10
							$t \geq 5cm$	20
							但し、吹付面に凸凹がある場合の 最小吹付厚は設計厚の50%以上と し、平均値は設計厚以上	
						延 長 ℓ		100
						植 被 率		70%以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工ヶ所につき3ヶ所。 ただし、個々の測定値が規格値を超えた場合でも構造上支障がないと認められる場合には承認することが出来る。 のり勾配又は土質区分の変化点毎に、のり頭、のり尻まで測定。 ただし、個々の測定値が規格値を超えた場合でも構造上支障がないと認めた場合には承認することが出来る。</p>		<p>出来形線は横断面図等に図示し、実測値を記入する。</p>
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>1 施工箇所毎。</p> <p>1,000㎡に1箇所の割合</p>		
<p>施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 施工面積200㎡につき1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。</p> <p>1 施工箇所毎。</p> <p>1,000㎡に1箇所の割合</p>		

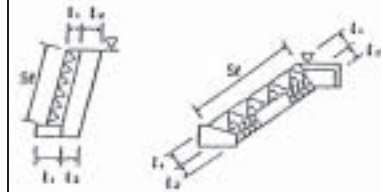
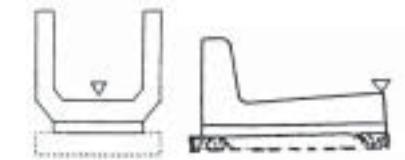
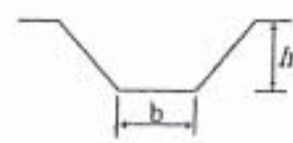
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
14 林道編	1 道路開設・改良	3 法面工	3		法面吹付工 (コンクリート) (モルタル) (特殊モルタル)	法長 $S\phi$	$S\phi < 3 \text{ m}$	50
							$S\phi \geq 3 \text{ m}$	100
						厚	$t < 5 \text{ cm}$	10
							$t \geq 5 \text{ cm}$	20
						さ	但し、吹付面に凸凹がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の50%以上 とし、平均厚は設計厚以上。	
						t		
延 長 L		100						
14 林道編	1 道路開設・改良	3 法面工	4		法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $S\phi$	$S\phi < 10 \text{ m}$	100
							$S\phi \geq 10 \text{ m}$	200
						幅	w	30
						高 さ h	30	
						吹付枠中心間隔 a	± 100	
						延 長 L		100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。</p> 		
1 施工箇所毎。		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> 		曲線部は設計図書による
1 施工箇所毎。		


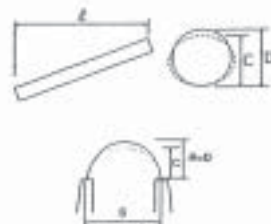
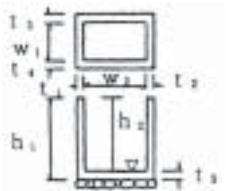
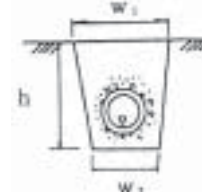
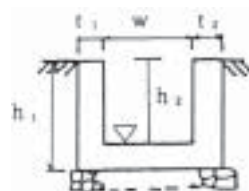
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
14 林道編	1 道路開設・改良	4 擁壁工	5		現場打擁壁工	基 準 高	±50	
						高 さ (h)	$h < 2m$	20
							$h \geq 2m$	1% 最大 50
						幅 (b)	$b < 1m$	20
							$b \geq 1m$	30
						の り 勾 配 (i)	±0.2分	
						延 長 (ℓ)	$\ell < 10m$	50
$\ell \geq 10m$	0.5% 最大 100							
14 林道編	1 道路開設・改良	4 擁壁工	7		補強土壁工	基 準 高 ▽	±50	
						高 さ h	50	
						の り 勾 配 (i)	±0.3分	
						延 長 (ℓ)	$\ell < 10m$	50
							$\ell \geq 10m$	0.5% 最大 100
部 材 数	設計量以上							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> 		
1 施工箇所毎。		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。</p> 		
1 施工箇所毎。		
部材数は、壁材、補強材、排水材等の寸法別数量		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
14 林道編	1 道路開設・改良	5 石・ブロック積(張)工	3		コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積工) (コンクリートブロック張工)	基 準 高	±50	
						延 長	$\phi < 10m$	50
							$\phi \geq 10m$	0.5% 最大 100
						の り 長 (S ϕ)	50	
						の り 勾 配 (i)	±0.3分	
						厚 さ	面から裏込(t ₁)	20
裏込め(t ₂)	30							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。</p> 		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎。</p> 		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 箇所。 施工延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所</p> 		

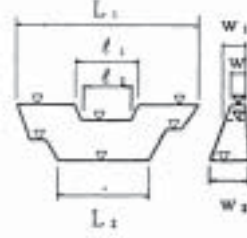
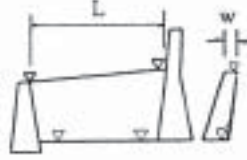
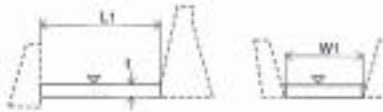
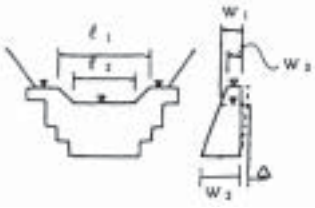
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
14林道編	1道路開設・改良	7排水構造物工	4	1	管渠工 (コンクリート管工)	基 準 高 ∇	± 50
						延 長 L	0.1% 最大 200
14林道編	1道路開設・改良	7排水構造物工	4	2	管渠工 (コルゲートパイプ工) (合成樹脂管)	基 準 高	± 50
						変 形 量 (n)	$e/D \pm 5\%$
						ス パ ン (S)	$\pm 2\%$
						延 長 (・)	0.1% 最大 200
14林道編	1道路開設・改良	7排水構造物工	5		集水枘工	基 準 高 ∇	± 50
						厚 さ $t_1 \sim t_5$	10
						幅 $w_1 \quad w_2$	30
						高 さ $h_1 \quad h_2$	20
14林道編	1道路開設・改良	7排水構造物工	6		地下排水工	基 準 高 ∇	± 50
						幅 $w_1 \quad w_2$	50
						深 さ h	30
						延 長 L	0.1% 最大 200
14林道編	1道路開設・改良	7排水構造物工	7		現場打水路工	基 準 高 ∇	± 50
						厚 さ $t_1 \quad t_2$	10
						幅 w	30
						高 さ $h_1 \quad h_2$	20
						延 長 L	0.1% 最大 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。		
1 箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。		

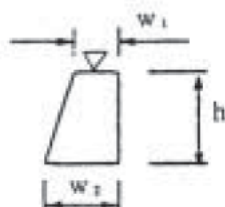
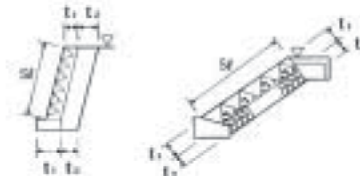
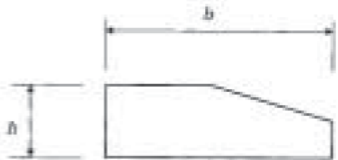
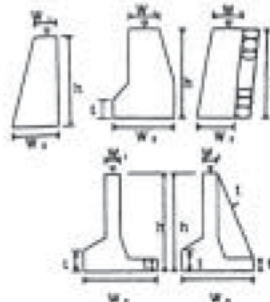
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
14 林道編	2 舗装工	3 舗装工			下層路盤工	基 準 高 ▽	50
						厚 さ	45
						幅	50
14 林道編	2 舗装工	3 舗装工			粒度調整路盤工	厚 さ	30
						幅	50
14 林道編	2 舗装工	3 舗装工			セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	30
						幅	50
14 林道編	2 舗装工	3 舗装工			瀝青安定処理路盤工	厚 さ	20
						幅	50
14 林道編	2 舗装工	3 舗装工	5		アスファルト舗装工	厚 さ	9
						幅	25
						平坦性	3mプロファイルメータ (σ) 2.4mm以下 長読式(足付き)(σ) 1.75mm以下
14 林道編	2 舗装工	3 舗装工	6		コンクリート舗装工	基 準 高 ▽	±50
						厚 さ	10
						幅	25

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割りに測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアを採取して測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアを採取して測定。		
基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割りに測定。		


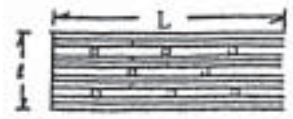
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
15 治山編	1 溪間工	4 コンクリートダム工	3 4		コンクリートダム本 体工 コンクリートダム副 ダム工	基準 高▽	コンクリート 天 端 部 ▽	±30
						接 岸 部 ▽	+30	
						天 端 部 幅 w_1 w_3	w_2	30
						水 通 しの 幅 l_1 l_2		±50
						堤 長 L_1 L_2		100
						のり勾配		±0.2分
15 治山編	1 溪間工	4 コンクリートダム 工・鋼製ダム工	5		コンクリート側壁工	基準 高▽	コンクリート 天 端 部 ▽	±30
						接 岸 部 ▽	±30	
						天 端 幅 w		30
						長 さ L		100
						のり勾配		±0.2分
15 治山編	1 溪間工	4 コンクリートダム工・鋼 製ダム工	7		水叩工 (水叩)	基 準 高 ▽		±30
						幅 w		100
						厚 さ t		30
						延 長 L		100
						のり勾配		±0.2分
15 治山編	1 溪間工	5 鋼製ダム工	4		鋼製ダム本 体工 (不透過型)	水 通 部	堤 高 ▽	±50
						長 さ l	±100	
						幅 w_1 w_3	±50	
						下 流 側 倒 れ △	±0.02H	
						袖 部	袖 高 ▽	±50
						幅 w_2	±50	
						下 流 側 倒 れ △	±0.02H	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所で測定。		
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		

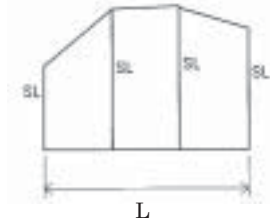
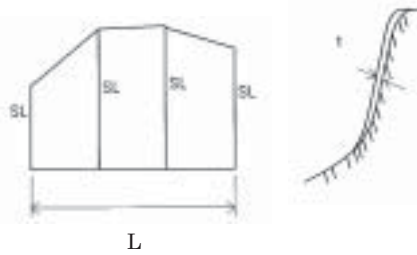
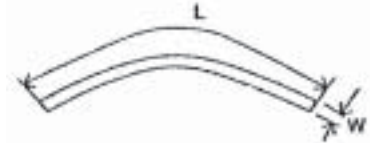
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
15 治山編	1 溪間工	6 木製ダム			木製構造物（建築物を除く）	延 長 L	L/50 最小許容量 100 最大許容量 400
						幅（厚さ） W1, W2	50
						のり勾配	±0.5分
						高 さ h	100
15 治山編	1 溪間工	7 護岸工	4	1	ブロック積（張）工	のり長 S _ℓ	±50
						厚さ（ブロック積張） t ₁	50
						厚さ（裏込） t ₂	50
						のり勾配	±0.3分
						延 長 L	L/100 最小許容量 50 最大許容量 100
15 治山編	1 溪間工	7 護岸工	4	2	ブロック積（張）基礎工	基 準 高 ▽	±30
						幅 b	30
						高 さ h	30
						延 長 L	L/100 最小許容量 50 最大許容量 100
15 治山編	1 溪間工	7 護岸工	5		コンクリート擁壁工	基 準 高 ▽	±50
						厚 さ t	20
						幅 w ₁ w ₂	30
						高 さ h < 3 m	50
						高 さ h ≥ 3 m	100
						のり勾配	±0.2分
延 長 L	L/300 最小許容量 50 最大許容量 150						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>  <p>1 施工箇所毎。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。</p>  <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>  <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>  <p>1 施工箇所毎。</p>		

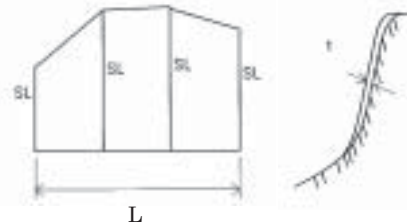
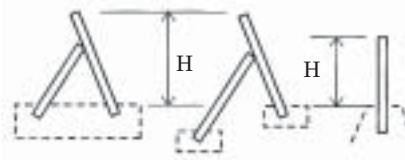
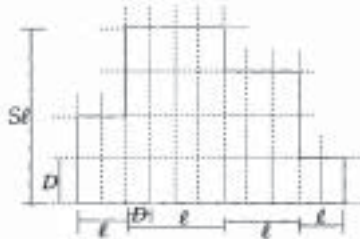
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
15 治山編	2 山腹工	3 5			筋工 (萱筋工) (木筋工) (石筋工) (人工芝筋工) (植生土のう筋工) (丸太筋工) 柵工 (編柵工) (木柵工)	延 長	$L \leq 20m$	100
							$L > 20m$	0.5%
15 治山編	2 山腹工	4 伏工	1		伏工	測 点 間 延 長	$L \leq 20m$	100
							$L > 20m$	0.5%
15 治山編	2 山腹工	7 水路工	2 3 4		張芝水路工 植生土のう 水路工 コルゲート 半円管水路 工	延 長 L		1.5%
						幅 B		50
						深 さ h		30
15 治山編	2 山腹工	9 土留工	5		木製土留・用 壁工・用壁工 (ウッドブ ロック 土留工)	延 長 L		1.5%
						法 長 ϕ		75
						の り 勾 配		± 0.5 分

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 工事100m以上500m以下を1ロットとする。		
1 工事300㎡以上500㎡を1ロットとする。	測点間延長の確認をもって、面積確認とする。	
全延長		※コルゲート半円管水路工は、延長のみ
施工延長20m毎に1箇所測定		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40 (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1 施工箇所毎。		


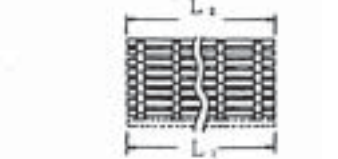
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値					
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	3	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長	$S L < 5 m$	200					
							$S L \geq 5 m$	法長の 4%					
						盛土法長	$S L < 5 m$	100					
							$S L \geq 5 m$	法長の 2%					
区 間 長 L							200						
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	3	2	植生工 (植生基材吹付工)	法長	$S L < 5 m$	200					
							$S L \geq 5 m$	法長の 4%					
						区 間 長 L							200
						厚さ t	$t < 5 cm$	10					
							$t \geq 5 cm$	20					
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	3	3	植生工 (植生土のう等)	幅 w		50					
						長 さ		L/50 最小許容量 100 最大許容量 400					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25の場合 は50m）につき1箇所、延長40m （又は50m）以下のもの1施工箇 所につき2箇所。 面積で管理する場合は 2%以内 とする。</p>		
<p>1 施工箇所毎。 面積で管理する場合は、 2%以内 とする。</p>		
<p>施工延長 40mにつき1箇所、40m以下のも のは1施工箇所につき2箇所。面積で管理 する場合の基格値は、 2%以内とする。</p>		
<p>1 施工箇所毎。 面積で管理する場合の規格値は、 2%以内 とする。</p>		
<p>施工面積200㎡につき1箇所、面積 200㎡以下のものは、1 施工箇所につ き2箇所。 検査孔により測定。</p>		
<p>施工延長40mにつき1箇所、40m以下の ものは1 施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>1 施工箇所毎。</p>		

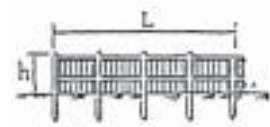
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	4		吹付工 (コンクリート) (モルタル) (特殊モルタル)	法長 SL	S L < 3 m	50
							S L ≥ 3 m	100
						区 間 長 L		200
						厚 さ t	t < 5 cm	10
							t ≥ 5 cm	20
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	10 11		落石防護柵工 鋼製落石防止壁工	基 準 高 ▽	±50	
						高 さ H	30	
						長 さ L	L/300 最小許容量 50 最大許容量 100	
						延 長 L	200	
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	12 13		落石防護網工 固定工 (ロープ伏工)	ロ ー プ 間 隔 D	100	
						の り 長 S ℓ	2%	
						区 間 長	ℓ < 10m	+100
							ℓ ≥ 10m	1%最大 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。面積で管理する場合の基格値は設計値以上</p> 		
<p>1 施工箇所毎。 面積で管理する場合の規格値は設計値以上</p>		
<p>200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> 		
<p>1 施工箇所毎。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> 		
<p>1 施工箇所毎。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
15 治山編	2 山腹工	11 擁壁工	6		補強土壁工 (鋼製ユニット等)	基 準 高 ∇	± 50	
						高 さ h	50	
						のり勾配 (i)	0.3分	
						延長 (ℓ)	$\ell < 10\text{m}$	50
$\ell \geq 10\text{m}$	0.5% 最大 100							
部 材 数						設計量以上		
15 治山編	2 山腹工	11 擁壁工	7		井桁ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	
						法	高 さ h < 3 m	50
							高 さ h \geq 3 m	100
						長 l	厚 さ t ₁ t ₂ t ₃	50
						延 長 L ₁ L ₂	200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> 		
1 施工箇所毎		
部材数は、壁材、補強材、排水材等の寸法別数量		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> 		
1 施工箇所毎。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
15 治山編	4 海岸防災林造成工	2 森林造成工			施工面積	測点間延長	L ≤ 20m	100	
							L > 20m	0.5%	
						方位角 , 仰角	±2° 以内		
					苗木	樹 高 H	50		
						根 元 径	2		
						本 数	1%		
					植え付け	活 着 率	枯死本数 植栽本数	10%	
						本 数	5%		
					林内歩道	測 点 間 延 長	0.5%		
						幅 員	50		
					柵工 堆砂工 防風工 静砂工	高 さ h	±75		
						延 長 L	1.5%		
					客土	敷 厚	50		
						面 積	1.5%		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 測点間の距離、2 測点の角度 (測量を外注した場合を除く)	測点間延長の確認を以て面積確認とする。 測点間角度の確認。	
樹高、根元径の検査は、植栽木 1,000本に1本とする。		
ヒノキの葉の表裏の植栽間違いは 全て植え替える。	植え付け本数の測定は、5 haまでは3箇所、以下5 haを越える毎に1箇所とする。 (標準地は10m×10mとする。但し急峻地等で標準 地の設定が困難な場合は、同等の面積を以てこれに 替える。)	
測点間の距離	測点数の10%	
	延長100mにつき1箇所	
高さは50mに1箇所。 延長は全箇所。		
厚さは10a 当り5箇所。 面積は実測。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成21年7月 三重県)による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005(砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3(銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4(電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)		
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。			
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)			
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。			
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。			
		回収水の場合: JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。			

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
施工	必須	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	
		単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示地を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容値±1.0cm (道路橋床版の場合) スランブ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。 ※日打設量が小規模(50m3未満)となる場合の品質管理は「生コンクリートの取り扱いマニュアル」による。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクスコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6本(σ7003本、σ28003本)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本(σ3)を採取する。 ※日打設量が小規模(50m3未満)となる場合の品質管理は「生コンクリートの取り扱いマニュアル」による。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクスコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※日打設量が小規模(50m3未満)となる場合の品質管理は「生コンクリートの取り扱いマニュアル」による。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクスコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
		その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクスコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(ただしいづれの工種についてもPCは除く。)及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間（ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所）で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同条件・同材料で行う。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・⑤は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・⑤は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
					<p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があつてはならない。</p>		<p>熱間押抜法の場合</p> <p>・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。</p> <p>・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。</p> <p>・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。</p> <p>ただし、現場条件により溶接機械の設置が出来ない場合には、添筋で補強する。（コンクリートの充填性が低下しない場合に限る。）</p>
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	<p>・各検査ロットごとに30箇所ランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。</p> <p>ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。</p>	<p>超音波探傷検査は技取検査を原則とする。</p> <p>抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。</p> <p>ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p>	<p>規格値を外れた場合は、下記による。</p> <p>・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、補強筋（ラップ長の2倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。</p> <p>・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。</p>
3 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。	
	施工	必須	外観検査（鋼管杭） 【円周溶接部の目違い】	JIS A 5525	<p>外径700mm未満：許容値2mm以下</p> <p>外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下</p> <p>外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下</p>		上杭と下杭の外周長の差で表す。 (許容値×π 以下)
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343	われ及び有害な欠陥がないこと。	<p>原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343により定められた認定技術者が行うものとする。</p> <p>試験箇所は杭の全周とする。</p>	
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上	<p>原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。</p> <p>(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)</p>	
	その他		鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	<p>原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。</p> <p>(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)</p>	中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%とする。	試料の採取回数は一 般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの 圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一 般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 三重県・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X7-10 95%以上 X4-6 96%以上 X3 97%以上	2,000m ² までは3個とし、2,000m ² を超える場合は、1,000m ² につき1個とする。	・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・ 中規模以上の工事：随時	・ 確認試験である。 ・ 但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・ 中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・ 確認試験である。 ・ セメントコンクリートの路盤に適用する。
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	異常が認められたとき。		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。	・ 確認試験である。	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	異常が認められたとき。	・ 再生クラッシュランに適用する。
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・ 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・ 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・ 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・ 中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・ 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			鉄鋼スラグの軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpe以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X7-10 95%以上 X4-6 95.5%以上 X3 96.5%以上	2,000m ² までは3個とし、2,000m ² を超える場合は、1,000m ² につき1個とする。	・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
			粒度 (75 μ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μ mふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。	
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	観察により異常が認められたとき。	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	
6	アスファルト安定処理路盤		アスファルト舗装に準じる					
7	セメント安定処理路盤	材料	必須	軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤： 軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤： 軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
				骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。	
			粒度 (75 μ mフルイ)	JIS A 1102	75 μ mふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X7-10 95%以上 X4-6 95.5%以上 X3 96.5%以上	2,000m ² までは3個とし、 2,000m ² を超える場合は、 1,000m ² につき1個とする。	・ 締固め度は、10個の測定値の 平均値X10が規格値を満足しな ければならない。また、10個の 測定値が得がたい場合は3個の 測定値の平均値X3が規格値を満 足していなければならないが、 X3が規格値をはずれた場合は、 さらに3個のデータを加えた平 均値X6が規格値を満足していれ ばよい。	
			その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたと き。	
			セメント量試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-213, [4]- 218	±1.2%以内	・ 中規模以上の工事：異常が認 められたとき（1～2回/日）	・ 中規模以上の工事とは、施工 面積が2,000m ² 以上とする。	
8 アスファ ルト舗装	材 料	必 須	骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・ 中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、施工 面積が2,000m ² 以上とする。 ・ 小規模以下の工事とは、施工 面積が2,000m ² 未満とする。	
			骨材の密度及び吸 水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、施工 面積が2,000m ² 以上とする。 ・ 小規模以下の工事とは、施工 面積が2,000m ² 未満とする。	
			骨材中の粘土塊量 の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、施工 面積が2,000m ² 以上とする。 ・ 小規模以下の工事とは、施工 面積が2,000m ² 未満とする。	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-45	細長、あるいは扁平な石片： 10%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、施工 面積が2,000m ² 以上とする。 ・ 小規模以下の工事とは、施工 面積が2,000m ² 未満とする。	
			フィラーの粒度試 験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・ 中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、施工 面積が2,000m ² 以上とする。 ・ 小規模以下の工事とは、施工 面積が2,000m ² 未満とする。	
			フィラーの水分試 験	JIS A 5008	1%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、施工 面積が2,000m ² 以上とする。 ・ 小規模以下の工事とは、施工 面積が2,000m ² 未満とする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
		その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	4%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			引火点試験	JIS K 2265	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	JIS A 8710	配合設計で決定した混合温度。	随時	
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-91	最大乾燥密度の94%以上 X7-10 96%以上 X4-6 96%以上 X3 96.5%以上	2,000m ² までは3個とし、2,000m ² を超える場合は、1,000m ² につき1個とする。	・但し、橋面舗装はコア採取しないでAs合材量 (プラント出荷数量) と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。
			温度測定 (初期締固め前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。
			外観検査 (混合物)	目視		随時	
	その他		すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
9 転圧コンクリート	材 料	必 須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初	
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%	当初	
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%	当初	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえざおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。	
	そ の 他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合は：40%以下	
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	0.5%以下	工事開始前、材料の変更時		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	
			回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単 位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10% 以下 スランブ平均値からの差： 15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単 位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総 使用量が50m ³ 未満の場合は1工 種1回以上。または、レディー ミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の 品質証明書等のみとすることが できる。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE- I 502	コンクリート中のモルタル単位 容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量 の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総 使用量が50m ³ 未満の場合は1工 種1回以上。または、レディー ミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の 品質証明書等のみとすることが できる。	
			細骨材の表面水率 試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以 外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率 試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以 外の場合に適用する。	
			施工	必須	コンシステンシー VC試験		修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、 その他コンシステンシーの変動 が認められる場合などに随時実 施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を 行う。
マーシャル突き固 め試験		目標値の±1.5%			1日2回(午前・午後)以上、 その他コンシステンシーの変動 が認められる場合などに随時実 施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を 行う。			
ランマー突き固め 試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			1日2回(午前・午後)以上、 その他コンシステンシーの変動 が認められる場合などに随時実 施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を 行う。			
コンクリートの曲 げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3 個以上の供試体の平均値)の場 合は、 全部の試験値の平均値が所定の 合格判断強度を上まわらなけれ ばならない。 ・試験回数が7回未満となる場 合は、 ①1回の試験結果は配合基準強 度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配 合基準強度以上			2回/日(午前・午後)で、3 本1組/回(材令28日)。			
温度測定(コンク リート)	JIS Z 8710				2回/日(午前・午後)以上			
現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。			40m ² に1回(横断方向に3箇所)			
		コアによる密度測 定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-300		1,000m ² に1個の割合でコアを 採取して測定			
10	グースア スファル ト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工 面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工 面積が2,000m ² 未満とする。
				骨材の密度及び吸 水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工 面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工 面積が2,000m ² 未満とする。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			引火点試験	JIS K 2265	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
	必須 プラント		貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同配合の合材100t未満の場合も実施する。	
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒 (目標値)	配合毎に各1回。ただし、同配合の合材100t未満の場合も実施する。	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上	配合毎に各1回。ただし、同配合の合材100t未満の場合も実施する。	
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上	配合毎に各1回。ただし、同配合の合材100t未満の場合も実施する。	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			粒度 (75 μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時	
	舗設現場	必須	温度測定 (初期締固め前)	JIS Z 8710		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm：舗装調査・試験法便覧 1-7-2	最大乾燥密度の90%以上。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径 ≤ 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
		T S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領 (案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とす2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧 [2]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。		
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法	最大乾燥密度の90%以上。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径≤100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
					または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
					T S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	沈下が認められた場合は、その箇所においてベンゲルマンビーム等によるたわみ量測定を行うものとする。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。					
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。		
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	確認試験である。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
13 固結工	施工	必須	土の軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/日	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	
			多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
			1サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
			その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張り確認試験 ・リフトオンテスト等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	
			土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 1-7-2 または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径 ≤ 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
			または、 【締固め度による管理】 路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 路体 ・砂質土 Va ≤ 15% ・粘性土 Va ≤ 10% 路床 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		

面積 (m ²)	500 未満	500 以上 1000 未満	1000 以上 2000 未満
測定点数	5	10	15

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
				TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
16 ロックボルト	施工	その他	引き抜き試験	切土補強土工法設計施工要領 参考資料「ロックボルトの引き抜き試験」	引抜き耐久力の80%程度以上	試験本数は設計上の地質毎に3本を標準とする。 なお、これを最低本数として、必要に応じて試験本数を増やすことが出来る。 また、実施工に先立って実施する場合は、本施工とは別に試験用補強材を打設する。	
		必須	確認試験	同上	同上	原則として3%かつ3本以上	
17 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成21年7月 三重県)による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		
			製造 (プラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
					粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
				その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
				ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
					連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
施工	その他	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JIS表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。			

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
18	特殊モルタル等吹付工	施工	必須	特殊モルタル等の接着強度	モルタルブロック供試体は2cm立方体（フック金具付）	測定値の平均が設計基準接着強度の80%以上	500㎡に3箇所以上
			特殊モルタル等の圧縮強度	コンクリートの圧縮強度試験方法に準ずる（供試体はφ5cm×10cm）	測定値の平均が設計基準接着強度の80%以上	500㎡に1回（3本）以上	
			特殊モルタル等の吹付量	測定用供試体は10cm×10cmのヤシマット	±20%	500㎡未満10個以上500㎡以上の場合は監督員と協議のうえ施工面積に応じて適宜割り増しする。	
19	現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成21年7月 三重県）による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び碎石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中1回/週以上）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。
製 造	必 須		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
	そ の 他		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差： 15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
	施工	その他	スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm ² 以上（材令28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
		その他	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502.503）または設計図書の規定により行う。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料 ロックボルトの引抜き試験による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
20 河川・海岸土工等	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の 軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合で実施する。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要								
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 ・砂質土 25% \leq 74 μ m<50%の場合Va \leq 15% ・粘性土 2%<Va \leq 10%又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>面積 (m²)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
				面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満								
			測定点数	5	10	15									
			T・S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										
その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。										
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。								
21 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。								
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 \leq 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。								
			または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 ・砂質土 25% \leq 74 μ m<50%の場合Va \leq 15% ・粘性土 2%<Va \leq 10%又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>面積 (m²)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満												
測定点数	5	10	15												
			T・S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		
22 道路土工 (道路、 農道、林 道等)	材 料	必 須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。			
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)			
		そ の 他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土の 軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験 法便覧 [4]-191	・路体：最大乾燥密度の85%以上。 ・路床：最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。但し、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。
					または、 RI計器を用いた盛土の締め管理要領 (案)	【締め度による管理】 路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 路体 ・砂質土 Va ≤ 15% ・粘性土 Va ≤ 10% 路床 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
T S ・ G P S を用いた盛土の締め情報化施工管理要領 (案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。							

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	確認試験である。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。	
23 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7~2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5~2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満	
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：980.66N/cm ² 以上 4903N/cm ² 未満 ・軟石：980.66N/cm ² 未満	
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすつぶらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m ³ につき1回の割で行う。但し、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。	
24 コンクリートダム	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成21年7月 三重県）による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		
			その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。
	製造（ブランド）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
施工	必須		塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。
			単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示地を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限值は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。			

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			温度測定（気温・コンクリート）		温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打ち込み開始時終了時。	
			その他 コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による		1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	
25 ため池堤体盛土工	材料	必須	土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			粒度試験	JIS A 1204				
			含水比試験	JIS A 1203				
			液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210				
			透水試験	JIS A 1218				
三軸圧縮試験	地盤工学会							
その他								
			軸圧縮試験	JIS A 1204				
			圧密試験	JIS A 1218				
	施工	必須	含水比試験	JIS A 1203 又は、RI計器。 但し、監督員との協議により簡便法とすることができる。			盛土工施工日の着手前、及び盛土工材料が変わった時。	
			現場密度	JIS A 1214 又は、RI計器を用いた締固め管理要領（案）	最大乾燥密度の90%以上		盛り立て高さ0.6m。かつ、施工延長50mに1回。	
			現場透水試験	立坑法	1×10 ⁻⁵ cm/S以下とする。 但し、監督員との協議により、5×10 ⁻⁵ cm/S以下とすることができる。		盛り立て高さ0.6m。かつ、施工延長50mに1回。	刃金土に摘要。
26 覆工コンクリート（NATM）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成21年7月 三重県）による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
		単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示地を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6本（ σ 7...3本、 σ 28...3本）とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
			塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
			その他 コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。	
27 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成21年7月 三重県）による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	
			その他 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差： 15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			施工	必須	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m ³ 以下
コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。			トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日（2×3 6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm			・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）			・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
28 ロックボルト (NATM)	材料 その他	その他	外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		
			施工 必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回	
				モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回	
				ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。	
29 路上再生路盤工	材料 必須	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 資表-4.7 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による。	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時		
	その他	必須	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
	施工 必須	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	基準密度の93%以上。	1,000m ² に1回		
			土の軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-63	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1~2回/日		
30 路上表層再生工	材料 必須	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。	当初及び材料の変化時		
		施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	96%以上	1,000m ² につき1個	空隙率による管理でもよい。
				温度測定	JIS Z 8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)
				かきほぐし深さ	舗装再生便覧 付録-8	-0.7cm以内	1,000m ² 毎	
			その他	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。
				粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。
31 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。	
			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
				フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
				製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			引火点試験	JIS K 2265	260℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
	必須	ブランド	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			粒度 (75 μ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μ mふるい： $\pm 5\%$ 以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-239	アスファルト量： $\pm 0.9\%$ 以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温度。	随時	
			その他 ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認
舗設現場	必須		温度測定 (初期締固め前)	JIS Z 8710	140~160℃	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X ₁₀ 1000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m ² ごと。	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	最大乾燥密度の94%以上 X ₇₋₁₀ 96%以上 X ₄₋₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上	2,000m ² までは3個とし、2,000m ² を超える場合は、1,000m ² につき1個とする。	
			外観検査 (混合物)	目視		随時	
32 簡易舗装工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：60%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「簡易舗装要綱」3-3による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	下層路盤 PI：9以下 上層路盤 PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。	
			軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	上層路盤 セメント安定処理： 軸圧縮強さ [7日間] 2.45N/mm ² (25kgf/cm ²) 以上。 石灰安定処理： 軸圧縮強さ [10日間] 0.69N/mm ² (7kgf/cm ²) 以上。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m ² 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m ² 未満とする。	
			アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる	「アスファルト舗装」に準じる	当初及び材料の変化時	加熱アスファルト混合物を使用する場合	
			カットバックアスファルト	ASTM D 2027, 2028	ASTM D 2027, 2028カットバックアスファルト規格	当初及び材料の変化時	カットバックアスファルトを使用する場合	
	施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191, [3]-91	路盤：基準密度の93%以上 表層：基準密度の94%以上	2,000m ² までは3個とし、2,000m ² を超える場合は、1,000m ² につき1個とする。	
				粒度 (2.36mmフルイ)	路盤：JIS A 1102 表層：舗装調査・試験法便覧 [2]-14	路盤： 2.36mmふるい：±15%以内 表層： 2.36mmふるい：±12%以内	路盤：1,000m ² に1～2回または随時 表層：1～2回/日または随時。	
				粒度 (75μmフルイ)	路盤：JIS A 1102 表層：舗装調査・試験法便覧 [2]-14	路盤： 75μmふるい：±6%以内 表層： 75μmふるい：±4.5%以内	路盤：1,000m ² に1～2回または随時 表層：1～2回/日または随時。	
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量 (表層)：±1.5%	1～2回/日または随時。	瀝青安定処理、表層に適用する。
				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		全面	・下層路盤、マカダムおよび浸透式マカダム路盤に適用する。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
				温度測定 (敷きならし)	温度計による。	120℃以上	随時	・瀝青安定処理、表層に適用する。 ・測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)
	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	随時	下層路盤、粒度調整路盤に適用する。		
33	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500 t ごとに1回。	
				再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	
				再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試験料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μ mふるいにとどまるものと、水洗後の75 μ mふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい： \pm 12%以内 再アス処理の場合、2.36mm： \pm 15%以内 印字記録による場合は、プラント再生舗装技術指針表-8.10による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		
			粒度 (75 μ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μ mふるい： \pm 5%以内 再アス処理の場合、75 μ m： \pm 6%以内 印字記録による場合は、プラント再生舗装技術指針表-8.10による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量： \pm 0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量： \pm 1.2%以内 印字記録による場合は、プラント再生舗装技術指針表-8.10による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		
			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	
	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認			
	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	耐磨耗性の確認			
	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時		
			温度測定 (初期締固め前)	JIS Z 8710		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000 m^2 につき1個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。		
	34 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材：50 μ mRy以下 二次部材：100 μ mRy以下		表面あらさとは、JIS B 0601に規定する表面の粗度をあらわし、50 μ mRyとは表面あらさ50/1000mmの凸凹を示す。
				ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。
スラグ				目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。			
上縁の溶け				目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
その他		平面度	目視	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
		バベル精度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
		真直度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
35 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ） （19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均）。	試験片の形状：JIS Z 2202 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
			外観検査（余盛高さ）	・目視 ・ノギス等による計測	道路橋示方書・同解説による		
			外観検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視 ・ノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。		
			外観検査（アンダーカット）	・目視 ・ノギス等による計測	アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。		
			外観検査（オーバーラップ）	・目視 ・ノギス等による計測	あってはならない。		
			外観検査（ビート表面の不整）	・目視 ・ノギス等による計測	ビート表面の凹凸は、ビート長さ25mmの範囲で3mm以下。		
			外観検査（アークスタッド）	・目視 ・ノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。		
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。
36 工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観検査（主部材・代表部）	現物照合		現物立会による目視及びリングマーク照合を行い、致すること。その他すべての項目がミルシートで照合して全て 致すること。	
			外観検査（主部材・その他）	帳票確認		すべての項目がミルシートで照合して全て 致すること。	
			外観検査（付属部材）	帳票確認		すべての項目がミルシートで照合して全て 致すること。	
			機械試験			JISによる	

37 [下水道]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
管 布 設 工 (開 削)	管渠材料 (下水道用鉄筋コンクリート管)	必 須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	
			寸法 (カラー及びゴム輪を含む)	JSWAS A 1 による	(管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	
			外圧強さ		検査項目	判定基準
			水密性		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上 (短管及び異形管の場合は1/3以上) にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。
				管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。	
				管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。	
管 布 設 工 (開 削)	管渠材料 (下水道用硬質塩化ビニル管)	必 須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	
			寸法	JSWAS K 1 による	(管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	
			引張試験		判定基準	判定基準
			偏平試験		有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)
			負圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。
			耐薬品性試験		割れ	割れがないこと。
			ビカッパ軟化温度試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。
					管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。
		実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。			

試験基準	摘要	備考
(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法及び外圧強さ、水密性は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		
(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、偏平試験、負圧、耐薬品性試験及びビカッパ軟化温度試験は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		

[下水道]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
管 布 設 工 (開 削)	管渠材料 (下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	必 須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。
			寸法	JSWAS K 1 による	
			引張試験		
			扁平試験		
			負圧試験		
			耐薬品性試験		
			ビカット軟化温度試験		
			管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。	
実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。				
管 布 設 工 (開 削)	管渠材料 (下水道用強化プラスチック複合管)	必 須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。
			寸法	JSWAS K 2 による	
			外圧試験		
			耐薬品性試験		
			耐酸試験		
			水密試験		
			管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。	
			実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。	

試験基準	摘要	備考
(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、扁平試験、負圧、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		
(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、外圧試験、耐薬品性試験、耐酸試験及び水密試験は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		

[下水道]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
管 布 設 工 (開 削)	管渠材料 (下水道用レジンコンクリート管)	必 須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	
			寸法	JSWAS K 11による	(管種の確認を行う)	
			外圧試験		(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	
			水密性試験		検査項目	判定基準
			耐酸性試験		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線状のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。
			吸水性試験		管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。
					管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。
管 布 設 工 (開 削)	管渠材料 (下水道用ボックスカルバート)	必 須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	
			寸法	日本下水道協会 下水道用資器材Ⅱ 類の規定による	(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	
			外圧強さ		検査項目	判定基準
			水密性		ひび割れ	有効長の1/4以上(有効長が1500mm及び1000mmの場合は、1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、有効長の1/4以下であっても有効長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線状のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。
			コンクリートの圧縮強度		端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。
		外表面のあばた等	内外表面積の5%以上にあばた又は骨材の露出がないこと。			

試験基準	摘要	備考
(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法及び外圧強さ、水密性、耐酸性、吸水性は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		
(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法及び外圧強さ、水密性、コンクリート圧縮強度については、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		

[下水道]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値									
管 布 設 工 (開 削)	管渠材料 (下水道用ダクタイル鋳鉄管)	必	原管	JSWAS G 1 による										
			内装											
		須	外装	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。								
				寸法	JSWAS G 1 による	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラック</td> <td>クラックがないこと</td> </tr> <tr> <td>湯境</td> <td>湯境がないこと。</td> </tr> <tr> <td>鑄巣</td> <td>手直しの範囲を超えるものは不可とする。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	クラック	クラックがないこと	湯境	湯境がないこと。	鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。
			検査項目	判定基準										
			クラック	クラックがないこと										
湯境	湯境がないこと。													
鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。													
コンクリートの圧縮強度	原管	モルタルライニング	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>有害なひび割れがないこと</td> </tr> <tr> <td>管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。</td> </tr> <tr> <td>表面は実用的に滑らかであること。</td> </tr> </tbody> </table>	有害なひび割れがないこと	管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。	表面は実用的に滑らかであること。								
		有害なひび割れがないこと												
管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。														
表面は実用的に滑らかであること。														
塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。													
管 布 設 工 (開 削)	管渠材料 (鋼管)	必	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。									
			寸法	日本下水道協会 下水道用資器材 I 類 の規定による	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実用的に真っ直ぐ</td> <td>実用的に真っ直ぐであること。</td> </tr> <tr> <td>両端は管軸に対して直角</td> <td>実用的に両端面は管軸に対して直角であること。</td> </tr> <tr> <td>有害な欠陥</td> <td>はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。</td> </tr> <tr> <td>仕上げ良好</td> <td>銅面が平滑に仕上がっていること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。	両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。	有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。	仕上げ良好
		検査項目	判定基準											
		実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。											
		両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。											
		有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。											
仕上げ良好	銅面が平滑に仕上がっていること。													
成分・機械的性質	JISG3443 JISG3451													
非破壊又は水圧														
塗装	原管	有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。											
		仕上げ良好	銅面が平滑に仕上がっていること。											
	完成管	塗装及び塗膜装	管によく付着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入がないこと。											

試験基準	摘要	備考
原管、内装、外装における寸法及びコンクリートの圧縮強度は、認定工場制度により事前に（社）日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。 外観、形状検査は全数について行う。		
(1) 外観、形状検査は全数について行う。 (2) 寸法・成分・機械的性質等は、認定工場制度により事前に（社）日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		

[下水道]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値								
管 推 進 工	管渠材料 (下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)	必 須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。								
			寸法 (カラー及びゴム輪含む)	JSWAS A 2 又は A 6 による									
			外圧強さ										
			コンクリートの圧縮強度										
			水密性										
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管軸方向のひび割れ</td> <td>管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを、含むものであり、直線生ものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。</td> </tr> <tr> <td>管周方向のひび割れ</td> <td>管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れないこと。</td> </tr> <tr> <td>管端面の欠損</td> <td>管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを、含むものであり、直線生ものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。	管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れないこと。	管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。
検査項目	判定基準												
管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを、含むものであり、直線生ものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。												
管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れないこと。												
管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。												
管 推 進 工	管渠材料 (下水道用レジンコンクリート管)	必 須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。								
			寸法										
			外圧試験	JSWAS K 12による									
			水密性試験										
			耐酸性試験										
			吸水性試験										
			圧縮強度試験										
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管軸方向のひび割れ</td> <td>管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線生ものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。</td> </tr> <tr> <td>管周方向のひび割れ</td> <td>管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れないこと。</td> </tr> <tr> <td>管端面の欠損</td> <td>管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線生ものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。	管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れないこと。	管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。
検査項目	判定基準												
管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線生ものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。												
管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れないこと。												
管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。												

試験基準	摘要	備考
(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度及び水密性は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		
(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、外圧、圧縮強度、水密、耐酸性、吸水試験は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		

[下水道]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		
管 推 進 工	管渠材料 (下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管)	必	原管	JSWAS G 1 による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。		
			内装				
			須	外装	外観・形状	目視による	検査項目
		寸法			JSWAS G 1 による	原管	クラック
		湯境		湯境がないこと。	鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。	
		完成管	モルタルライニング	有害なひび割れがないこと 管の受け口内面にモルタルが付着してないこと。 表面は実用的に滑らかであること。			
塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。						
管 推 進 工	管渠材料 (鋼管)	必	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。		
			寸法	日本下水道協会 下水道用資器材 I 類の規定による JIS G 3444		検査項目	判定基準
			成分・機械的性質			実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。
		須	非破壊又は水圧	原管	両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。	
			塗装		有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと	
			仕上げ良好		銅面が平滑に仕上がっていること。		
完成管	塗装及び塗膜装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入がないこと。					

試験基準	摘要	備考
(1) 外観、形状検査は全数について行う。 (2) 原管、内装、外装における寸法は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		
(1) 外観、形状検査は全数において行う。 (2) 寸法、成分・機械的性質等は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		

[下水道]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		
シ ー ド 工	管渠材料(シールド工事用標準コンクリート系セグメント)	必	外観及び形状・寸法検査	JSWAS A 4 による	〔外観検査〕(下水道協会規格) (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。		
			水平仮組検査				
		須	性能検査		単体曲げ試験	〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1) 有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。 (2) 形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JAWAS A 4 の規定による。	
			継手曲げ試験				
			ジャッキ推力試験				
	つり手金具引抜き試験						
	管渠材料(シールド工事用標準鋼製セグメント)	必	材料検査	JSWAS A 3 による	〔外観検査〕(下水道協会規格) (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害な曲がり、そり等が無いこと。		
			形状・寸法及び外観検査				
			溶接検査				
		須	水平仮組検査		〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1) 有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2) 材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A 3 の規定による。		
性能検査			ジャッキ推力試験 単体曲げ試験				
シ ー ド 工	管渠材料(下水道内挿用強化プラスチック複合)	必	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。		
			寸法			JSWAS K 16 による	
		須	外圧試験			検査項目	判定基準
			耐薬品性試験			有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)
			耐酸試験			滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。
			水密試験			管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。
						実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。

試験基準	摘要	備考
〔外観検査〕(下水道協会規格) (1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		
〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、セグメント500リング及びその端数に1回行う。		
〔外観検査〕(下水道協会規格) (1) 外観検査は全数について行う。 (2) 材料、形状・寸法、溶接、水平仮組についての検査は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。 (3) 性能検査は設計図書のとおりによる。		
〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1) 外観検査は全数について行う。 (2) 材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能についての検査は、1工事中に1回行う。		
(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、外圧試験、耐薬品性試験、耐酸試験及び水密試験は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		

[下水道]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値										
マンホール	管渠材料（組立マンホール側塊）	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>側塊には、組骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。</td> </tr> <tr> <td>端面の欠損</td> <td>側塊の端面は、その面積3%以上が欠損していないこと。</td> </tr> <tr> <td>端面の形状</td> <td>側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。	滑らかさ	側塊には、組骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。	端面の欠損	側塊の端面は、その面積3%以上が欠損していないこと。	端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。
			検査項目	判定基準											
			有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。											
			滑らかさ	側塊には、組骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。											
			端面の欠損	側塊の端面は、その面積3%以上が欠損していないこと。											
端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。														
寸法	日本下水道協会下水道用資器材Ⅱ類の規定による JIS A 5372														
耐荷力															
水密性															
コンクリート圧縮強さ															
設置工	管渠材料（下水道用鑄鉄製マンホールふた）	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害なきずが無く、外観がよいこと。										
			寸法・構造	JSWAS G 4 による											
			材質試験												
			荷重たわみ試験												
			耐荷重試験												
マンホール設置工	管渠材料（組立マンホール）	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (2) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>側塊には、組骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。</td> </tr> <tr> <td>端面の欠損</td> <td>側塊の端面は、その面積3%以上が欠損していないこと。</td> </tr> <tr> <td>端面の形状</td> <td>側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。	滑らかさ	側塊には、組骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。	端面の欠損	側塊の端面は、その面積3%以上が欠損していないこと。	端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。
			検査項目	判定基準											
			有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。											
			滑らかさ	側塊には、組骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。											
			端面の欠損	側塊の端面は、その面積3%以上が欠損していないこと。											
			端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。											
寸法	JSWAS A 11 による														
耐荷力															
水密性															
コンクリート圧縮強さ															

試験基準	摘要	備考
	(1) 外観、形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、耐荷力、水密性及びコンクリートの圧縮強さは、認定工場制度により事前に（社）日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。	
	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験及び耐荷重試験は、認定工場制度により事前に（社）日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。	
	(1) 外観、形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、耐荷力、水密性及びコンクリートの圧縮強さは、認定工場制度により事前に（社）日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。	

[下水道]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値										
マンホール設置工	管渠材料（レジンコンクリート製マンホール）	必	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>側塊には、組骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げが極度に凹凸になっていないこと。</td> </tr> <tr> <td>端面の欠損</td> <td>側塊の端面は、その面積3%以上が欠損していないこと。</td> </tr> <tr> <td>端面の形状</td> <td>側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。	滑らかさ	側塊には、組骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げが極度に凹凸になっていないこと。	端面の欠損	側塊の端面は、その面積3%以上が欠損していないこと。	端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。
			検査項目	判定基準											
			有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。											
		滑らかさ	側塊には、組骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げが極度に凹凸になっていないこと。												
		端面の欠損	側塊の端面は、その面積3%以上が欠損していないこと。												
		端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。												
		寸法	JSWAS K 10による												
耐荷力															
須	水密性試験														
	耐酸性試験														
	吸水性試験														
	コンクリート圧縮強さ														
マン	管渠材料（マンホール足掛け金）	必	外観・形状	目視による	[外観検査] 被覆材は有害なわれ、破損等が無いこと。 品質を判定できる資料又は試験成績表を提出する。										
			寸法												
			材質												
マンホール設置工	管渠材料（下水道用塩化ビニル製小型マンホール）	必	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れないこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。	割れ	割れないこと。	ねじれ	著しいねじれがないこと。
			検査項目	判定基準											
			有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）											
		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。												
		割れ	割れないこと。												
		ねじれ	著しいねじれがないこと。												
		寸法	JSWAS K 9 による。 内ふたは、 JSWASK 7、 防護ふたは、 JSWASG 3 による。												
引張試験															
須	荷重試験														
	負圧試験														
	耐薬品性試験														
	ビカット軟化温度試験														

試験基準	摘要	備考
(1) 外観、形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、耐荷力、水密性、耐酸性、吸水性及びコンクリートの圧縮強さは、認定工場制度により事前に（社）日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		
(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験等は、認定工場制度により事前に（社）日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		

[下水道]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		
ます	管渠材料 (下水道用 鋳鉄製 防護ふた)	必 須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害なきずが無く、外観がよいこと。		
			寸法	JSWAS G 3 による			
			荷重たわみ試験				
			耐荷重試験				
設置	管渠材料 (下水道用 硬質塩化ビニル製 ます)	必 須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。		
			寸法	JSWAS K 7 による。 防護ふたは、		検査項目	判定基準
			引張試験	JSWAS G 3 立上り部は、			
			荷重試験	JSWAS K 1 による。		有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)
			負圧試験			滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。
			耐薬品性試験			割れ	割れないこと。
			ピカット軟化温度試験			ねじれ	著しいねじれがないこと。
ます	管渠材料 (下水道用 ポリプロピレン製 ます)	必 須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。		
			寸法	JSWAS K 8 による。 防護ふたは、		検査項目	判定基準
			引張試験	JSWAS G 3 による。			
			荷重試験			有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)
			負圧試験			滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。
			耐薬品性試験			割れ	割れないこと。
			荷重たわみ温度試験			ねじれ	著しいねじれがないこと。

試験基準	摘要	備考
(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、荷重たわみ試験及び耐荷重試験及び材質試験は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		
(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験等は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		
(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及び荷重たわみ温度試験等は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		

[下水道]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
基礎杭工 (既成杭)	鋼杭 (鋼管杭、H)	必須	外観	目視による	(1) 外観検査 使用上、有害な欠陥(変形など)が無いこと。 (2) 形状・寸法及び材料等は、JISA5525(鋼管ぐい)、JISA5526(H形鋼ぐい)の規格に適合すること。
			形状・寸法		
			材料検査		
	材料 (コンクリート杭)	必須	外観	目視による	(1) 外観検査 使用上、有害な欠陥(ひび割れ・損傷など)が無いこと。 (2) 形状・寸法及び性能等は、JISA5310(遠心力鉄筋コンクリートぐい)、JISA5337(プレテンション方式遠心力高強度プレストンクリートぐい)の規格に適合すること。
			形状・寸法		
			性能検査		
	材料 (合成杭、SC杭)	必須	外観	目視による	(1) 外観検査 使用上、有害な欠陥(ひび割れ・損傷など)が無いこと。 (2) 形状・寸法及び性能等は、「鋼管複合ぐい(SCぐい)団体規格(案)・(社)コンクリートパイプ協会」に適合すること。
			形状・寸法		
			性能検査		
基礎杭工 (既製杭)	施工	その他	支持力試験	杭の荷重試験	
	基礎杭工 (現場打ち杭)	施工	必須	安定液等の孔内水位、安定液の有効性試験	
その他			支持力試験	杭の荷重試験	

試験基準	摘要	備考
(1) 設計図書による。 (2) 形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		
(1) 設計図書による。 (2) 形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		
(1) 設計図書による。 (2) 形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		
試験成績書等の確認によるが、別途設計図書に定める場合はこれによる		
(1) 孔内水位については杭ごとに必要に応じて測定する。 (2) 有効性試験(比重、粘性、ろ過水量、PH、砂分)は杭ごとに又は1日に1回測定する。		
試験成績書等の確認によるが、別途設計図書に定める場合はこれによる		

38 [漁港漁場]

1. 土

1-1 一般事項

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) 埋立材	材 質	種 類	観 察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品 質		〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	〈特〉による。
2) 裏埋材 3) 盛土材	材 質	種 類	観 察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品 質		〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出
4) 採取土	材 質	種 類	観 察	〈特〉による。	施工中適宜		
		外 観	観 察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品 質		〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	〈特〉による。

2. 石材等

2-1 砂

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考	
1) 敷 砂 2) 改良杭材 3) 置換材	材 質	外 観	観 察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		シルト以下の細粒含有率	〈特〉による。	〈特〉による。	特による。	試験成績表を提出		
4) 中詰砂	材 質	種 類	観 察	〈特〉による。	施工中適宜			
		外 観	観 察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
		最大粒径	観 察	〈特〉による。	施工中適宜			
		単位体積重量	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。	
5) 載荷材	材 質	外 観	観 察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉又はJISの規定による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出		
		単位体積重量	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。	

2-2 砂利・砕石

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 砕石	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
		比重	JIS A 1110	〈特〉による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
		吸水量	JIS A 1110	〈特〉による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	

2-3 石

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 石	材質	外観	観察	第13編 134による。	施工中適宜		
		石の種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		比重	JIS A 5006	〈特〉による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。
		規定外質量の比率	観察	〈特〉及びJIS A 5006による。	施工中適宜		

3. 鋼 材

3-1 鋼矢板

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) 鋼矢板	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査 証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状 寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時	試験成績表(検査 証明書)を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及 びのど厚並びにサイズの 過不足等有害な欠陥 がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過 試験	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表(検査 証明書)を提出	
2) 鋼管矢板	本体・付属 品の化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS A 5530	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査 証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS A 5530	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状 寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS A 5530	搬入時	試験成績表(検査 証明書)を提出	工場出荷時の測定表 を含む
	溶接部	割れ、ブローホール及 びのど厚並びにサイズの 過不足等有害な欠陥 がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過 試験	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表(検査 証明書)を提出	

3-2 鋼板及び形鋼等

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) 鋼板、形鋼等	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査 証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS G 3101	搬入時、全数又は 結束毎		
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状 寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表(検査 証明書)を提出	

3-3 控 工

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) 腹起し							3 2鋼板及び形鋼等を適用する。
2) タイロッド	本体・附属品の化学成分、機械的性質	(一般構造用圧延鋼材の場合) JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
		(高張力鋼材の場合) 機械的性質は〈共〉第1編2 6 5に、化学成分は〈特〉及び承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	機械的性質は第13編表1 2、化学成分は〈特〉及び承諾した規格とする。	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立引張試験	〈特〉に適合していること。	〈特〉による。	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	
3) タイワイヤー	本体・附属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	被覆材	〈特〉の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922 2	ロット毎	試験成績表を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立品引張試験	〈特〉に適合していること。	〈特〉による。	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	

4. セメントコンクリート製品

4-1 一般事項

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) コンクリート 矢板	外 観	有害な傷がないこと。	観 察	JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表（検査証明書）で確認する。
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	JIS A 5361 JIS A 5363 JIS A 5365		試験成績表（検査証明書）を提出	

5. 防食材料

5-1 アルミニウム合金陽極

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 電気防食陽極	陽極の種類 化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	監督員が承諾した図面	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は5%以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	質 量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は2%以内とし 取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
	陽極板の電流効率等（陽極電位、発生電流）	〈特〉の値に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	90%以上	搬入前	試験成績表を提出	

5-2 防食塗装

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 塗装材	材 質	種 類	観 察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品 質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

5-3 被覆防食材料

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) モルタルライニング	材質	種類	視察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
2) 保護カバー	材質	種類	視察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

6. 防眩材・滑り材

6-1 ゴム防眩材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ゴム防眩材	材質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が第13編 表1 4に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 表1 4 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6262	製造前	試験成績表（検査証明書）を提出	
		性能	反力及び吸収エネルギー	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出
	外観	有害な傷等がないこと。	視察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	様式・品質6 1(例)参照 別紙(例)参照
2) 取付金具	外観	有害な傷等がないこと。	視察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	視察	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

6-2 滑り材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 滑り材	材質	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外観	有害な傷等がないこと。	視察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前、適宜	工場の測定表を提出	

7. 係船柱・係船環

7-1 係船柱

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 係船柱	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 表1 5 1	1 溶解毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 図2 1~3 及び第13編 表2 1	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

7-2 係船環

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 係船環	材 質	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 表1 5 2	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 表2 5及び〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

8. 車止め・縁金物

8-1 車止め・縁金物

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼 製 (縁金物を含む)	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 表1 6	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	使用上有害な反り、溶接部の不良個所等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
2) その他 (縁金物を含む)	材 質	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	使用上有害な反り等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

9. マット

9-1 アスファルトマット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
1) アスファルトマット	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	第13編 191又は特による。	1,000m ² に1回	試験成績表及び配合表を提出	〈共〉8アスファルト舗装を適用する。	
	外観	補強材の種類は〈特〉に適合していること。	観察	〈特〉による。	搬入時、適宜			
	形状寸法	厚さ		スチールテープ等で測定	〈特〉による。	20枚に1枚を2箇所		管理表を作成し提出
		幅及び長さ		スチールテープ等で測定	〈特〉による。	20枚に1枚を1箇所		管理表を作成し提出
2) 摩擦増大用マット	材質						9 1 1)アスファルトマットを適用する。	
	形状寸法						9 1 1)アスファルトマットを適用する。	

9-2 繊維系マット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096

9-3 合成樹脂系マット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773

9-4 ゴムマット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252
2) 摩擦増大用マット	材質	〈特〉による。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	
	形状寸法	〈特〉による。	スチールテープ等で測定	〈特〉による。	〈特〉による。	管理表を作成し提出	

10. 組立魚礁部材

10-1 コンクリート部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) コンクリート部材	外観	有害な傷、ひび割れ、欠け、ねじれ等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 1 10 1又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	
	強度	供試体の作成	JIS A 1132		1日1回とし、1日の打設量が50m ³ を超える場合は50m ³ ごとに1回とする。		
		圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上		製造工場の試験成績表（検査証明書）を提出	

10-2 鋼製部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼製部材	本体・付属品の化学成分、機械的性質	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 1 10 2又は〈特〉による。		試験成績表（検査証明書）を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 1 10 2又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験の他、〈特〉による。製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 1 10 2又は〈特〉による。	搬入前、全数	試験成績表（検査証明書）を提出	

10-3 化学系（FRP）部材

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) FRP部材	材質・化学成分	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 1 10 3又は〈特〉による。		試験成績表（検査証明書）を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表（検査証明書）により確認	第13編 1 10 3又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	
	質量	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表（検査証明書）により確認	第13編 1 10 3又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	

11. その他

11-1 ペーパードレーン

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) ドレーン材	材 質	種 類	観 察	〈特〉による。	施工中適宜	試験成績表を提出	
		品 質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	管理表を作成し提出	

11-2 防砂目地板

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) 防砂目地板	材 質	種 類	観 察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品 質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	〈特〉による。	

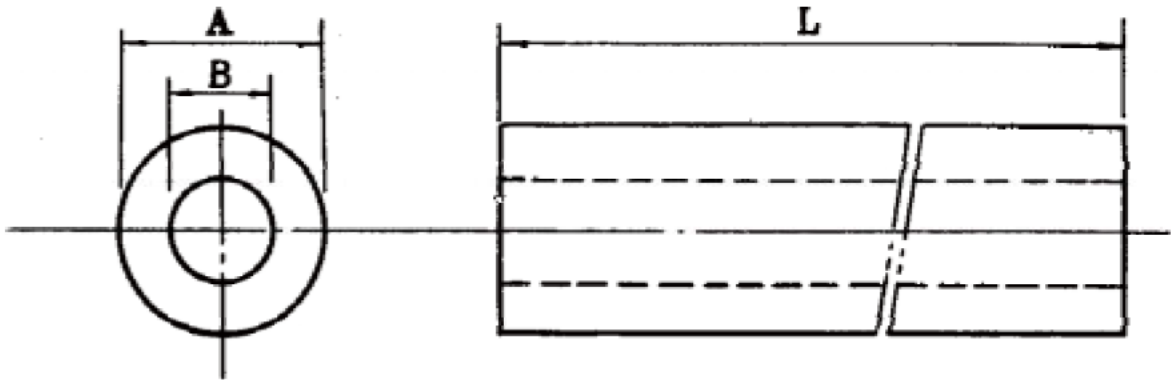
11-3 汚濁防止膜

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) 汚濁防止膜	材 質	種 類	観 察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品 質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	〈特〉による。	

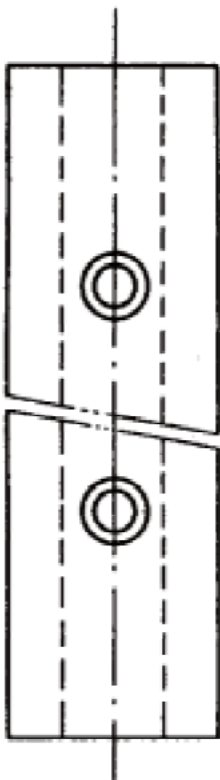
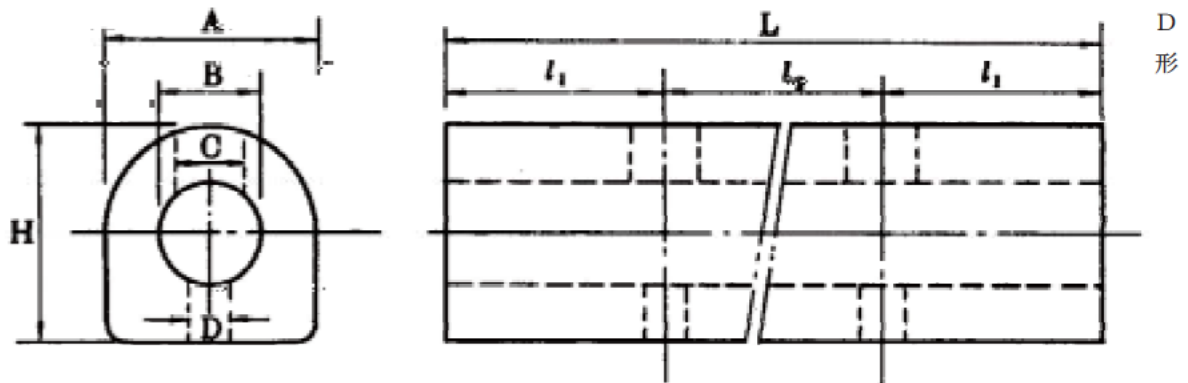
(別紙)

防舷材形状測定箇所(例)

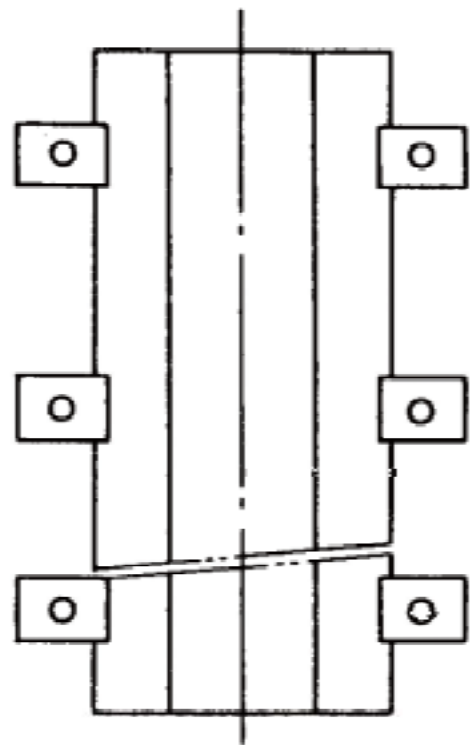
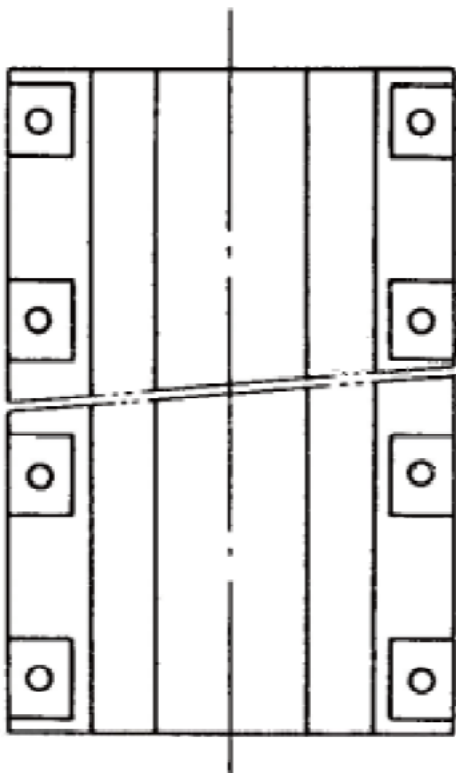
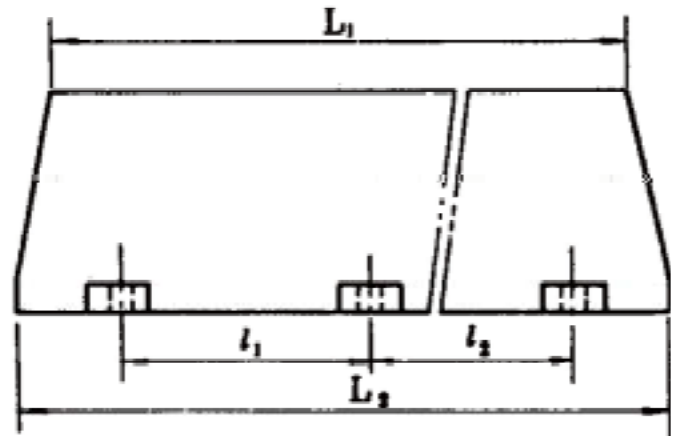
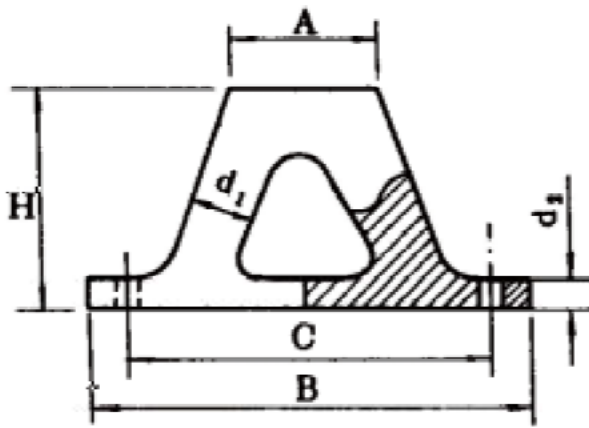
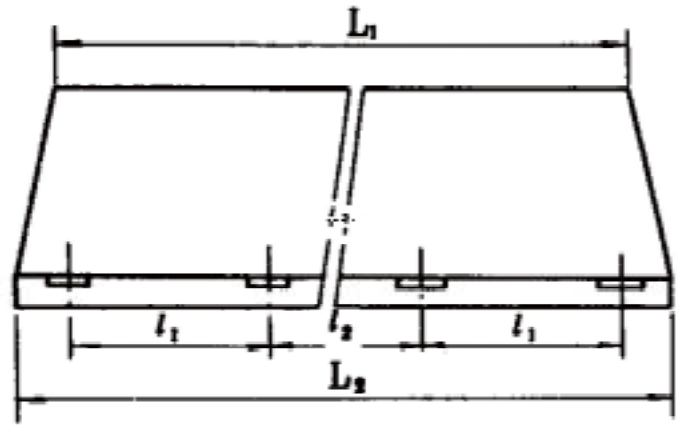
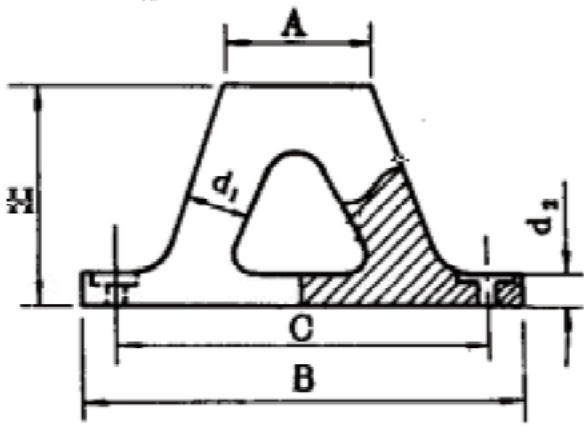
1. 中空円筒形



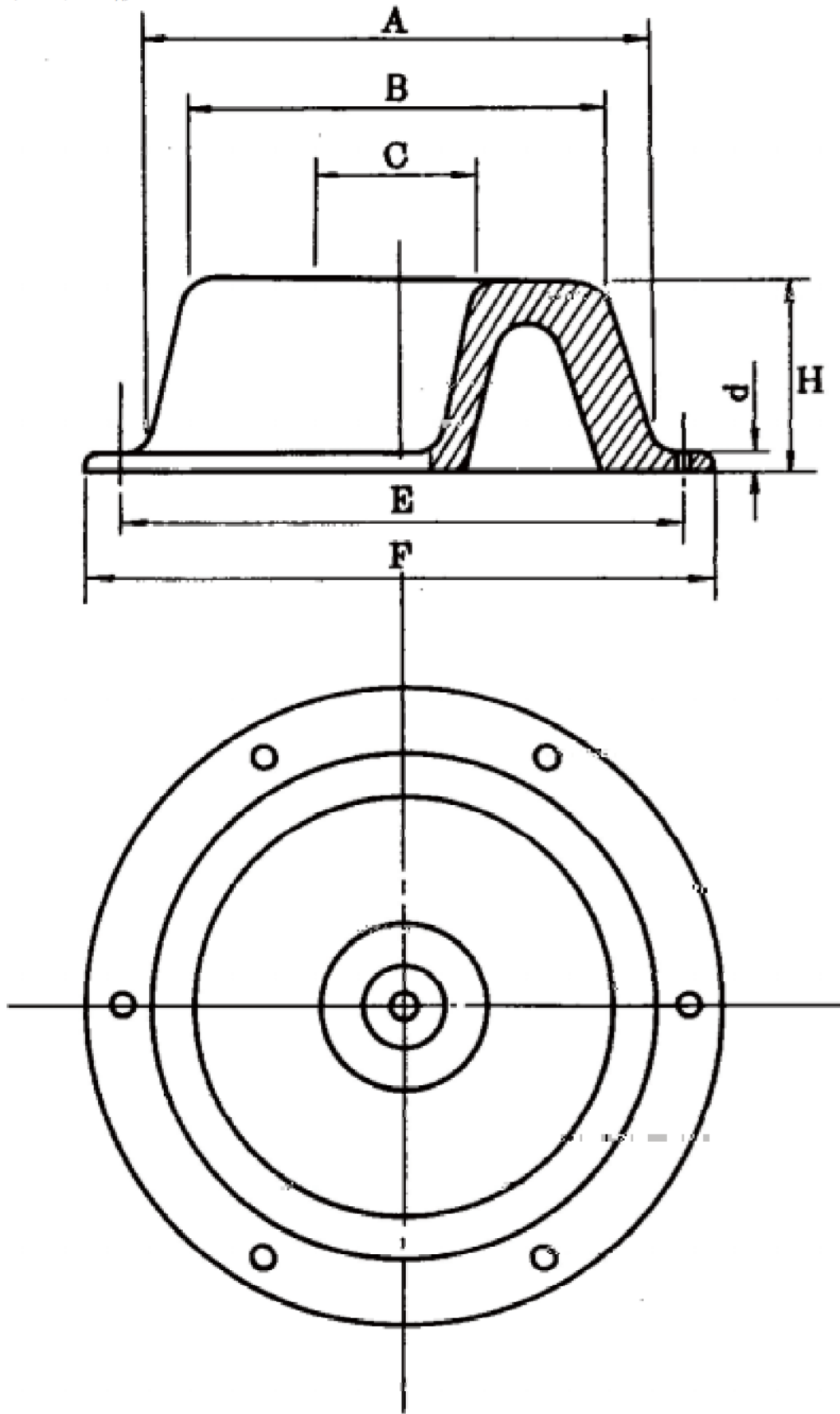
2



3. V 形



4. サークル形



品質管理基準および規格値

- *試験区分 必須：現状における検収時に実施する試験項目
 その他：試験成績表、ミルシートで確認でき、必要に応じて現場検収を行う試験項目
- *検査方法 品質 確認：目視（検測）により検査を行うもの
 照合：品質試験成績表等で照合を行い検査を行うもの
 試験：監督員立ち会いのもとで試験を行うもの
 数量 出来形：施工後に数量を検査するもの
 検量：材料検査時に数量を検査するもの

39 [木材]

区分	番号	材 料	種 別	試験 区分	検査 方法		試験（測定） 項 目	試験（測定） 方 法	規 格 値	試験（測定） 基 準	摘 要
					品質	数量					
木材	1	木材	材料	その他	照合	出来形	木材の加圧式防腐 処理方法	JIS A 9002			
							木材の浸漬式防腐 処理方法				
							含水率	JAS			
							保存処理材浸度試験	JAS			

40 [植栽]

区分	番号	材 料	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
					品 質	数 量					
造 園 材 料	1	客土	材料	その他	照合	検量	pH(H ₂ O)	簡易p h計	4.5~8.0		
							有害物質	電気伝導度 (ECメーター)	0.1~1.0mS/cm		
	2	高木	材料	必須	確認	検量	高さ (H)	計測用具による計測	設計値 ≤ H	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これによって支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。	
							幹周 (C)	計測用具による計測	設計値 ≤ C < 上位階級の寸法値		
							枝張 (W)	計測用具による計測	設計値 ≤ W		
	3	中低木	材料	必須	確認	検量	高さ (H)	計測用具による計測	設計値 ≤ H < 上位階級の寸法値	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。	
							枝張 (W)	計測用具による計測	設計値 ≤ W		
	4	特殊樹木	材料	必須	確認	検量	高さ (H)	計測用具による計測	設計値 ≤ H	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。	
							幹周 (C)	計測用具による計測	設計値 ≤ C < 上位階級の尺法値		
							枝張又は尺 (W)	計測用具による計測	設計値 ≤ W		

[参考資料]

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、最大引抜荷重は10tonとする。

(3) 結果の報告

計測結果は図4-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

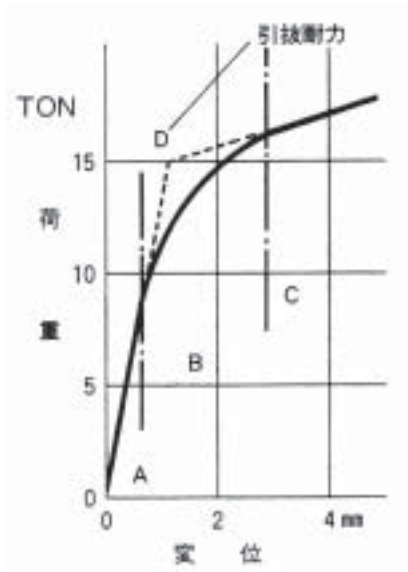


図1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はI SRMの提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No.2.1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように、図2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏を張付ける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1 ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取り壊して岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

(ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

(ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

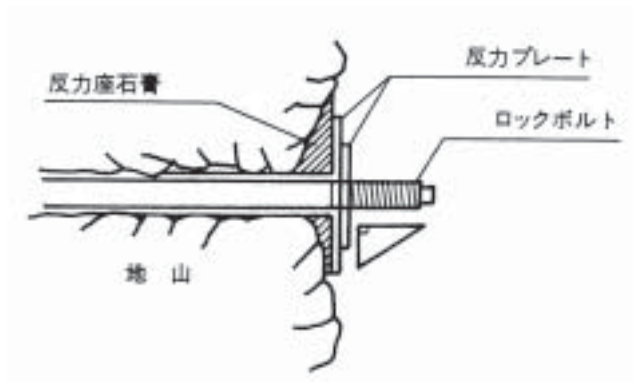


図2 反力座の設置

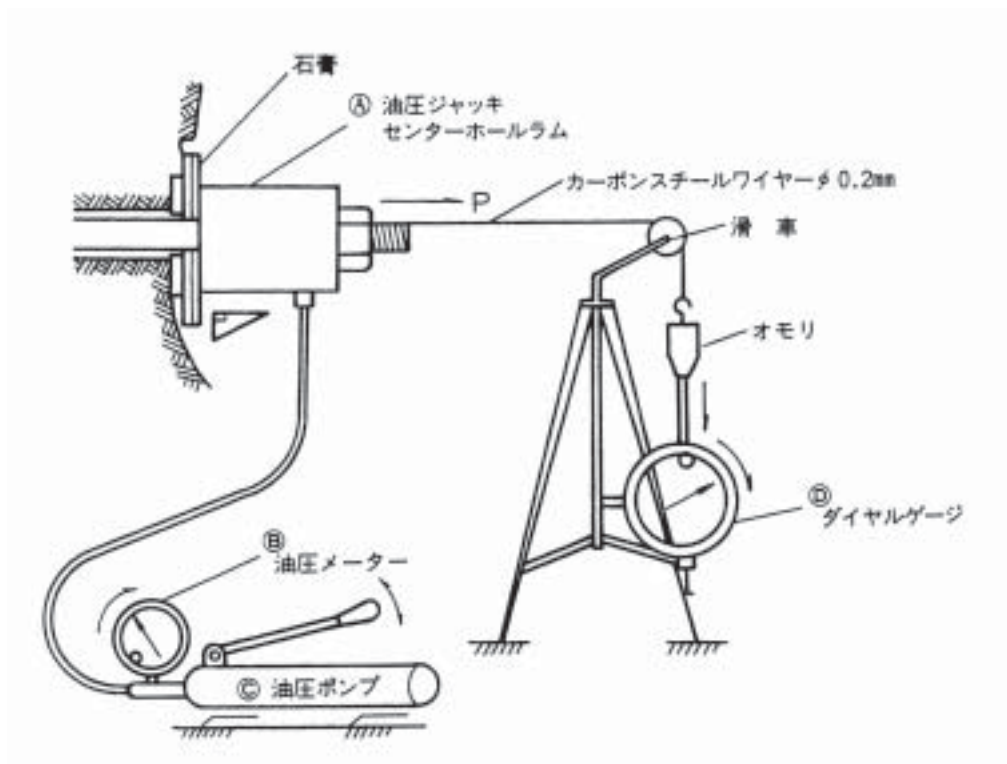


図3 引抜試験概要図